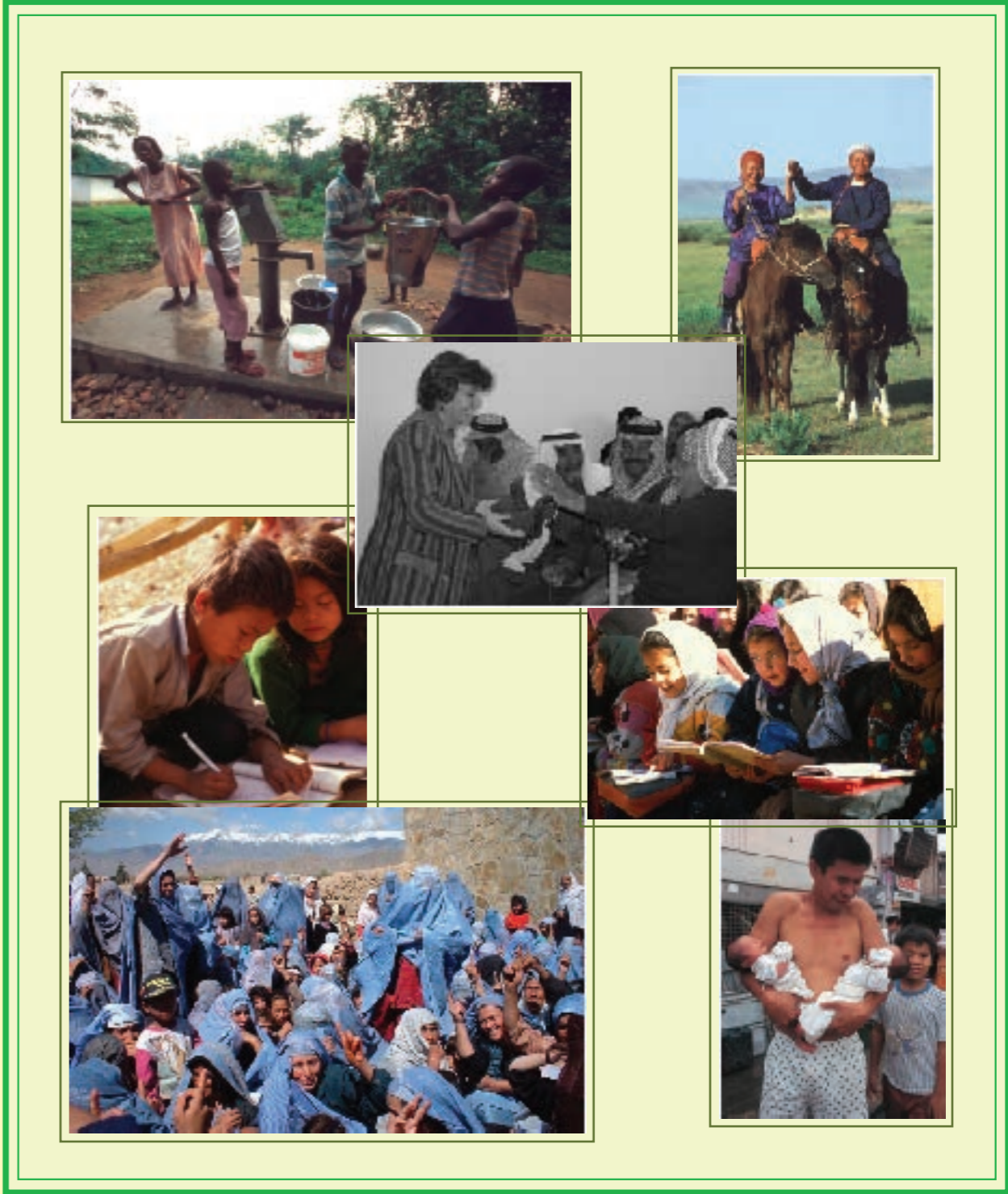


第二次分野別ジェンダー・WID研究会

ODAのジェンダー主流化を目指して



第二次分野別ジェンダー・WID研究会 ODAのジェンダー主流化を目指して

平成15年10月

国際協力機構



平成15年10月
(2003年)

独立行政法人 国際協力機構
企画・評価部

企環
JR
03-055

序 文

JICAにおけるジェンダー主流化への取り組みは90年代初頭から開始され、着実に進展してきた一方で、課題も残されています。本調査研究はこれまでの成果を確認・レビューし、ODA全体のジェンダー主流化を推進するための提言を提示するとともに、JICAが女性のエンパワーメントとジェンダー平等の推進に取り組むために必要とされる諸課題を洗い出し、より質の高い支援を行うことを目的として2002年12月に開催されました。全10回の会合を経て、研究会は2003年10月に、その議論の成果として本提言をとりまとめました。

折りしも、2003年10月は、JICAが「国際協力事業団」としてのおよそ30年の歴史の幕を閉じ、「独立行政法人国際協力機構」として新たに生まれ変わった時でした。

新生JICAは、中期目標の一つとして業務の質の向上を掲げていますが、その中で女性の地位向上に対し一層取り組むとしています。そして、その具体化のために、中期計画に、職員その他の関係者に開発援助における男女共同参画の推進の重要性についての理解の促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営へ努めることを盛り込みました。

中期計画に反映するという事は、JICAが自ら実施する事業に対する当該責任が今後さらに問われることを意味します。

新生JICAが事業へのさらなるジェンダー主流化を推進するためには、次の二つの視点が重要になると考えております。一つは、我々が援助を行う際、「人対人」という視点で援助というものを捉えていかなければならないこと。もう一つは、「国と国」との関係という視点で実施してきた二国間援助に、人類共通の尊厳にかかわるような共通の課題、まさにグローバルな課題としてのジェンダーという視点を持ち込まないとジェンダーの主流化は実現できないということです。

我々は、新生JICAの中でこのような視点を持ちつつ、今回研究会の報告書の提言、委員の先生方および関係者の皆さまからのご意見の中身に一步でも近づくよう努力していきたいと考えております。

本研究会の実施および報告書の取りまとめに御尽力頂いた目黒委員長をはじめ委員の先生に深く感謝を申し上げます。また、本研究会での議論にご参加頂いた関係者の方々や、貴重な資料を研究会に提供して下さい下さった方々にもあわせて御礼を申し上げます。

平成15年10月15日

独立行政法人 国際協力機構
企画・評価部長 深田 博史

まえがき

本報告は、第二次分野別ジェンダー・W I D研究会が 2002 年 12 月から 2003 年 10 月にかけて行った研究成果の文書である。

日本の開発援助に関する分野別研究会で初めて「女性」に関する「分野別（開発と女性）援助研究会」が設置されたのは 1990 年 2 月であった。翌年 2 月にその研究報告書がまとめられて以来、開発援助の国際状況はもとより、「開発と女性」の世界は大きく変化してきた。上記研究会（第 1 次）が開催された頃には既に、「女性を脆弱グループである援助対象として捉える W I D（Women in Development）」というコンセプトは「開発の方針決定・実施・受益等あらゆるレベルにおいて女性も参画する G A D（Gender and Development）」に移行しつつあった。20 世紀最後の 10 年は、グローバル・イシューといわれる諸課題への取組みに関し、個別アプローチからホーリスティック・アプローチに転換する時期であったといえるが、女性の地位向上／ジェンダー平等促進の課題はあらゆる課題への取組みに際して必要な視点として認識されるようになった。これは、4 回を重ねた世界女性会議や国連特別総会：「女性 2000 年会議」等を通して、女性の地位向上／ジェンダー平等と開発が不可分の課題であることが確認されたことによる。特に国連ミレニアム宣言とミレニアム開発目標を受ける形で、国際機関やドナー諸国の援助方針に既に導入されていたジェンダーの視点がより明確にされ、強化されてきている。

あらゆる開発課題への取組みにジェンダーの視点を入れるということは、第 4 回世界女性会議（1995 年）で採択された「北京行動綱領」で提示され、国連婦人の地位委員会でも戦略概念として確認され続けているジェンダー主流化を進めることである。つまり、政策策定、計画・立案、意思決定に、男性のみならず女性の視点・経験・知識・利益意識を取り込み、影響を与えることによって、男女双方にとって有意義な開発を実現するということである。

このような W I D から G A D への基本概念の転換や開発におけるジェンダー主流化の意味を確認することは、日本の開発援助の実質的成果をさらにあげ、よって国内外で正当に評価される開発援助事業の実施につながるはずである。ジェンダー平等・ジェンダー主流化は目標であり、また、他の領域における目標達成の手段であるが、同時に、脆弱グループの立場に置かれた女性たちも多いことに留意しなければならない。本研究会では、J I C A が日本の O D A を実施する主要機関としてより効果的・効率的にジェンダー主流化を進めるためには、まず O D A におけるジェンダー・W I D の位置付けを明確にした上で、それを J I C A 事業で具現化していくための業務実施フローの改善を検討することが必要である、との認識に立ち、研究の目標を 2 点に定めた。第一は、日本の O D A 政策においてジェンダーの主流化を図ることが O D A の成果を挙げるために欠かせないということ、およびその方法を明確にすることである。O D A においてジェンダー主流化を進めることは 1990 年代半ばより国際社会の常識

となりつつあり、2000年に採択された国連ミレニアム宣言を踏まえたミレニアム開発目標の中でも「ジェンダー平等の推進と女性の地位向上」が謳われている。しかし、これまでの日本のODA政策におけるジェンダー平等の優先順位は低く、そのことがODAの実施におけるジェンダー主流化を停滞させていた。従って、JICAの体制や事業全体にジェンダー主流化を図るためには、ODA政策自体にまで踏み込んだ検討が必要である。本研究会は、ODA実施機関の目線で帰納論的にODA政策を考えることを作業の第一歩とした。第二は、JICAの組織体制や事業実施フローをジェンダー主流化の観点から検討することである。報告書の構成は、これらの領域における課題を抽出し、改善のための提言を述べる形式をとった。

本研究会の発足後、ODA大綱の改定が着手された。研究会は外務省に対し、国際援助におけるジェンダー主流化の促進の重要性に鑑み新ODA大綱にジェンダー／WIDをODAの優先政策の柱の一つとして位置付ける旨要望書を提出した。今年8月に閣議決定された新ODA大綱では、その基本方針に「男女共同参画、女性の地位向上のための取組み」が明記され、これまでよりも政策上の位置付けが高くなったことは前進である。今後は、ODA中期政策に明記し、具体的に取組むべき課題としての認知度を高める必要がある。

本報告書のまとめにあたっては、6人の委員会メンバー、タスクフォース・チームおよび事務局メンバーを中心に討議したが、研究会には外務省、内閣府、国際協力銀行の関係者、JICAの「ジェンダー・WID懇談会」および「重点課題別支援委員会『開発とジェンダー』」のメンバー、JICA内関係部局や関心ある職員各位が常時参加し、資料提供や意見交換等積極的参加による貢献を頂いた。それぞれがジェンダーの視点から開発援助に関わる豊かなリソース・パーソンであり、本研究会が課せられたテーマに関する国際社会・日本社会の理解促進を念頭に置いた議論を展開することができた。全ての参加者の熱いコミットメントとJICAの本委員会への積極的な取組みに心より感謝する。

開発援助の世界で最も対費用効果の高い領域の最たるはジェンダー・WID関連である、ということは実績が証明している。一日も早く日本が開発援助におけるジェンダー主流化の先進グループの一員となり、世界のジェンダー平等・開発・平和がさらに促進されることを祈りたい。

平成15年10月16日
第二次分野別ジェンダー・WID研究会
委員長 目黒依子

委員・タスクフォース一覧

本研究会実施体制は以下のとおりである。検討の進め方として、まずタスク会議で議論された内容を文章化し、その原稿を研究会でさらに議論するプロセスを踏んで原稿を作成した。

1. 委員長

目黒 依子 上智大学文学部 教授

2. 委員

大沢 真理 東京大学社会科学研究所 教授

大橋 正明 シャプラニール=市民による海外協力の会 代表理事
恵泉女学園大学人文学部 教授

鹿嶋 敬 日本経済新聞社編集局 編集委員

勝間 靖 ユニセフ駐日事務所 プログラム・コーディネーター

弓削 昭子 UNDP 東京事務所 駐日代表

3. タスクフォース・チーム

田中 由美子 JICA国際協力総合研修所 国際協力専門員

鈴木 陽子 JICA国際協力総合研修所 国際協力専門員 (現:カンボジア国専門家)

井本 佐智子 JICA企画・評価部評価監理室

上島 篤志 JICA中南米部計画課 課長代理

中村 さやか JICA社会開発協力部社会開発協力第一課

青木 恒憲 JICA医療協力部医療協力第一課 (現:ミャンマー事務所)

岩本 園子 JICA農林水産開発調査部農林開発調査課 (現:無償資金協力部計画課)

楠 洋介 JICA鉱工業開発協力部計画・投融资課

古市 剛久 JICA無償資金協力部計画課 (2003年8月まで)

柳原 さつき JICA青年海外協力隊事務局海外二課ジュニア専門員 (現:メキシコ国
専門家)

4. 事務局

鈴木 規子 JICA企画・評価部環境・女性課 課長 (2003年9月まで)

鈴木 有津子 JICA企画・評価部環境・女性課 課長 (2003年9月から)

大川 晴美 JICA企画・評価部環境・女性課 課長代理 (2003年5月まで)

田和 美代子 JICA企画・評価部環境・女性課 課長代理 (2003年5月から)

宮原 千絵	J I C A企画・評価部環境・女性課	
寺園 京子	J I C A企画・評価部環境・女性課ジェンダー推進班	ジュニア専門員
山本 恵美	J I C A企画・評価部環境・女性課ジェンダー推進班	ジュニア専門員
佐藤 真江	J I C A企画・評価部環境・女性課ジェンダー推進班	ジュニア専門員
木村 雅子	J I C A企画・評価部環境・女性課ジェンダー推進班	支援ユニット

目次

序文

まえがき

委員・タスクフォース一覧

要約.....	<i>i</i>
はじめに.....	1
第一章 ODAの課題と提言	5
1. ODA政策におけるジェンダー主流化への取組み	7
1-1. 政府開発援助大綱.....	8
1-2. 日本のWIDイニシアティブ.....	9
1-3. 政府開発援助に関する中期政策.....	10
1-4. JICA中期目標・中期計画.....	11
<提言>	11
2. 国別計画におけるジェンダーの視点	13
2-1. 外務省「国別援助計画」	13
(1) ODA政策を踏まえた国別援助計画の策定	13
(2) 対象国のニーズにあった国別援助計画の策定	14
2-2. JICA「国別事業実施計画」	15
<提言>	16
3. ジェンダー主流化に向けた連携	17
3-1. 中央レベルでの連携.....	17
(1) 外務省の調整機能	18
(2) ナショナル・マシーナリー： 女性の地位向上のための国内本部機構	19
(3) NGOとの連携強化	20
3-2. 在外公館を中心とした連携.....	21
<提言>	22

4. ジェンダー・WID案件実績のモニタリング	26
＜提言＞	28
5. ジェンダー研修	29
＜提言＞	30
第二章 JICAにおけるジェンダー主流化の取組み：課題と提言	31
1. 組織の体制強化・能力向上.....	34
1-1. JICAのジェンダー主流化推進体制	35
(1) ジェンダー専門部署	35
(2) 事業実施部署の取組み	37
(3) 外部有識者との連携	38
＜提言＞	39
1-2. ジェンダー分野の人材育成	40
＜提言＞	43
1-3. 働きやすい職場環境の確保	45
＜提言＞	47
2. JICAプロジェクトサイクルにおける取組み.....	49
2-1. 要望調査・新規案件検討	50
(1) 要望調査	50
(2) 新規案件検討	51
＜提言＞	52
2-2. 案件計画策定	53
＜提言＞	56
2-3. 案件実施・モニタリング	57
(1) 案件実施	57
(2) モニタリング	59
＜提言＞	61
2-4. 評価・フィードバック	62
(1) 各種の評価の共通課題	63
(2) 個別案件、国別事業評価、特定テーマ評価に 特化した課題	64
＜提言＞	66

3. 各種スキームの業務フローにおける具体的な方策	68
3-1. スキーム毎の業務フローにおける課題と提言.....	69
(1) 技術研修員受入に関する業務フロー	72
(2) 技術協力プロジェクトに関する業務フロー	74
(3) 開発調査に関する業務フロー	78
(4) 無償資金協力に関する業務フロー	82
(5) ボランティア事業に関する業務フロー	86
(6) 草の根技術協力事業に関する業務フロー	
ア. 草の根協力支援型	90
イ. 草の根パートナー型	92
ウ. 地域提案型	96
3-2. ボランティア事業と草の根技術協力事業の個別課題.....	98
(1) ボランティア事業	98
(2) 草の根技術協力事業	102
4. 国別・分野別の取組み	105
4-1. 国別の取組みにおける課題と提言.....	105
<提言>	107
4-2. 分野別の取組みにおける課題と提言.....	108
(1) ジェンダー配慮が比較的遅れている分野	108
(2) ジェンダーの影響が直接見えにくい分野における ジェンダーの視点の必要性	110
(3) 課題	112
<提言>	119
5. ジェンダー主流化の手法としてのジェンダー統計・情報および指標	121
5-1. 事業実施方針作成レベルにおけるジェンダー統計・情報整備の 必要性.....	123
5-2. プロジェクトレベルにおけるジェンダー・データ、ジェンダー 指標の必要性.....	124
(1) ジェンダー・データ収集および分析の必要性	124
(2) ジェンダー指標の必要性	127
5-3. 援助対象国のジェンダー統計整備支援の必要性.....	127
引用文献・参考文献リスト	130

巻末資料

資料1：ジェンダー関連出版物リスト	付1
資料2：要望調査新規案件検討のサンプルフォーム	
2-1. 要請案件調査票 (技術協力プロジェクト・開発調査・無償資金協力共通)	付2
2-2. 要請書(英文：技術協力プロジェクト)	付8
2-3. 要請書(英文：開発調査)	付10
2-4. 要請書(英文：無償資金協力)	付17
2-5. 要請書(英文：ボランティア事業)	付19
資料3：業務フローのサンプルフォーム	
3-1. 技術協力プロジェクト(開発調査含む)	
3-1-1. 事業事前評価表 記載要領	付20
3-1-2. 事前評価チェックリスト	付23
3-1-3. PDMサンプル	付26
3-1-4. 『実践的評価手法 ～JICA事業評価ガイドライン～』 (抜粋)	付27
3-1-5. プロジェクト実施計画書	付30
3-1-6. 事業進捗報告書	付32
3-1-7. 中間評価報告書目次例	付34
3-1-8. 専門家業務完了報告書内容	付37
3-1-9. 事業完了報告書内容	付38
3-1-10. 終了時評価報告書目次案	付40
3-2. 無償資金協力	
3-2-1. 実施計画書	付41
3-3. ボランティア事業	付43
3-3-1. 青年海外協力隊派遣受入希望調査表	付43
3-3-2. 青年海外協力隊『要請背景調査ハンドブック』 (抜粋)	付44
3-3-3. 『青年海外協力隊隊員ハンドブック』(抜粋)	付45
3-4. 草の根技術協力事業	
3-4-1. 募集要項「対象分野・重視される事業内容」 (草の根協力支援型、草の根パートナー型)	付46
3-4-2. 募集要項「事業提案時の留意事項」 (草の根協力支援型、草の根パートナー型)	付47
3-4-3. 募集要項「事業提案書作成の手引き」 (草の根協力支援型)	付49

3-4-4. 募集要項「検討の項目・視点」 (草の根協力支援型)	付 52
3-4-5. 『草の根技術協力事業のモニタリングと評価について』 (草の根協力支援型、草の根パートナー型)	付 54
3-4-6. 募集要項「事業提案書作成の手引き」 (草の根パートナー型)	付 57
3-4-7. 募集要項「評価の項目・視点」 (草の根パートナー型)	付 59

図表リスト

図1 報告書の構成：概念図	ii
図2 課題別ネットワーク概念図：開発とジェンダー	36
図3 ジェンダーに関する情報を活用したジェンダー主流化の手法	121
表1 分野別 W I D ・ ジェンダーに関連した案件の割合	101
表2 分野別 W I D ・ ジェンダーに関連した案件の割合	109
表3 開発調査の対象分野	116

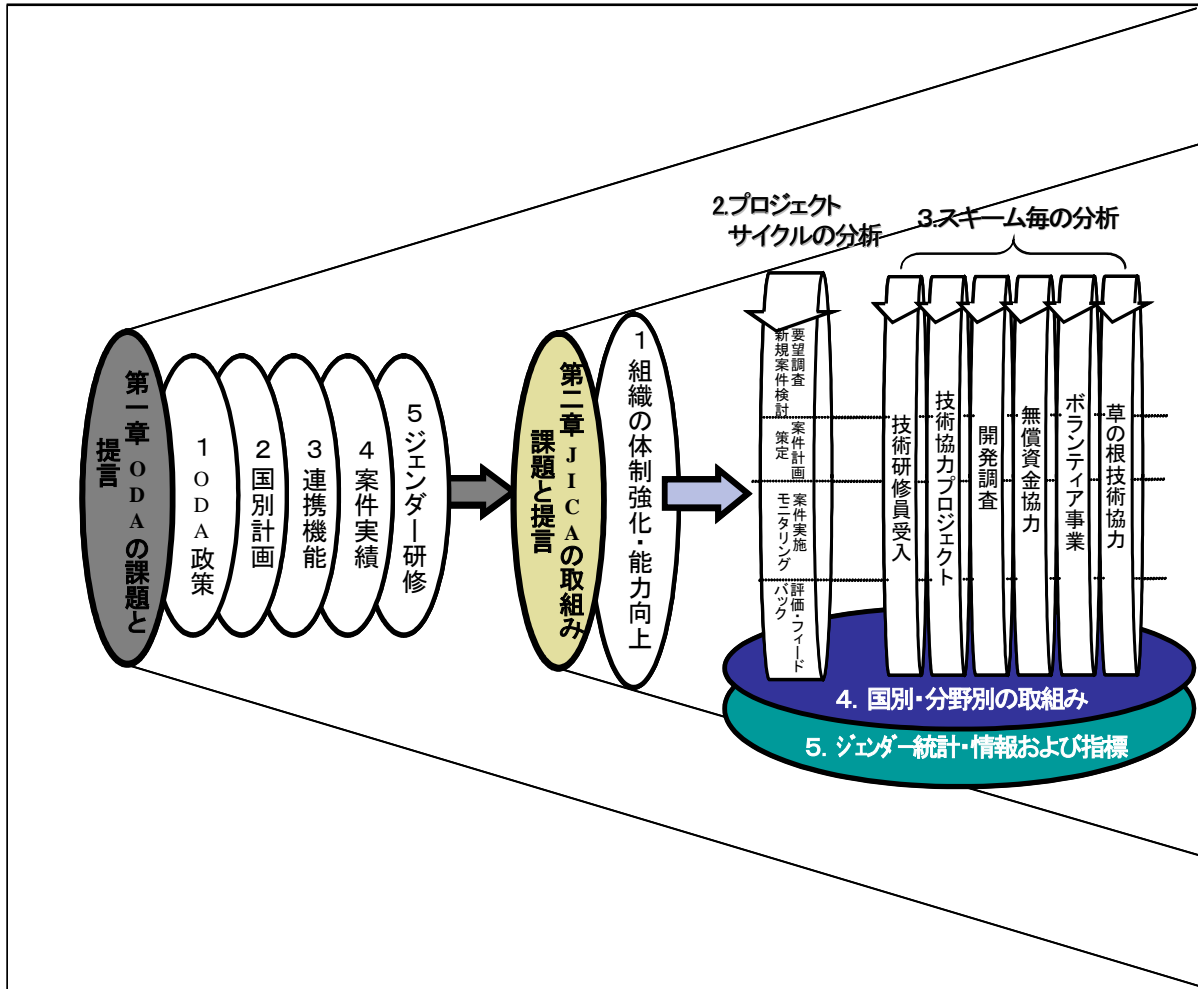
要約

JICAは平成14年に作成した『課題別指針 ジェンダー主流化・WID』において、「全ての人々が人権を保障され、幸福な生活を享受できることを目指し、そのためにはジェンダー格差を生み出す社会・経済構造、制度や政策を見直し、意思決定を含む全ての開発過程への女性の参画を促進することを通して、女性のエンパワーメントおよびジェンダー平等の推進に取り組む」ことを明文化した。JICAにおけるジェンダー主流化への取り組みは1990年代初頭から始められているが、未だに課題は多い。今後ジェンダー主流化を進めるためには、開発援助におけるジェンダーの重要性を明らかにし、事業サイクルの各段階に沿ったジェンダー主流化の手法の提示が必要である。

このような背景をもとに、第二次分野別ジェンダー・WID研究会は、JICAが女性のエンパワーメントとジェンダー平等の推進に取り組むために必要とされる諸課題を洗い出し、より質の高い支援を行うために提言を行うことを目的として開催された。

JICAは政府開発援助（ODA）を実施する機関として、外務省を始めとするODAに関連する省庁と連携を取りながら多くの開発援助事業を進めている。そのため、JICAがより効果的・効率的に女性のエンパワーメントとジェンダー主流化を行っていくためには、まずODAにおけるジェンダー・WIDの位置づけを明確にした上で、それらをJICA事業で具現化していくために、JICAの業務実施フローにおいてどのように改善するか検討する必要がある。従って、本報告書においてはまず第一章でODAの課題を抽出した上で提言を行い、第二章においてJICA事業サイクルや重点分野における提言と、ジェンダー主流化の手法としてのジェンダー統計・情報および指標に関する概説を行う。報告書の全体構成は図のとおりである。

図1 報告書の構成：概念図



第一章 ODAの課題と提言

1. ODA政策におけるジェンダー主流化への取組み

国際場裏においては、全ての開発援助計画においてジェンダーの考え方を主流化することが推し進められている。1995年に開催された第4回世界女性会議では「北京行動綱領」が採択され、ジェンダー平等は国際社会が協調して取り組むべき課題であることが認識された。また、2000年に開催された国連ミレニアム・サミットにおいて採択された「国連ミレニアム宣言」では、持続可能な開発のためにジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進することが謳われている。

我が国政府開発援助大綱（ODA大綱）においては、ジェンダー・WIDが「1. 基本理念」、「2. 原則」、「3. 重点事項」ではなく、これらに続く「4. 政府開発援

助の効果的実施のための方策」にある全 15 項目の一つとして記載されているのみで、位置づけが低い。2003 年 8 月に閣議決定された新 ODA 大綱では、男女共同参画、女性の地位向上が「I. 理念 - 目的、方針、重点」の「2. 基本方針」として明記されており、その点は大きな前進といえるが、同項目の「3. 重点課題」や「II. 援助実施の原則」などに記述がないため具体的に取組む課題としては認識されにくくなっている。

1995 年に北京で開催された第 4 回世界女性会議において発表された「日本の W I D イニシアティブ」は、開発途上国の女性の地位の向上や男女格差の解消を促進する、と明記しており、開発途上国や先進諸国、内外の NGO から高く評価された。しかしながら、同イニシアティブは、W I D の重点支援分野を教育、健康、経済・社会活動への参加の 3 分野に絞ったことによって、対象範囲を限定している印象を与えてしまっている。

1999 年に発表された政府開発援助に関する中期政策においては、ジェンダー・W I D について「基本的考え方」の中には見られず、重点課題の中の「1. 貧困対策や社会開発分野への支援」の中にあり、「日本の W I D イニシアティブ」を踏まえて、女性の教育、健康、経済・社会分野への参加を重視することが謳われるにとどまっており、その他の分野についてはほとんど記載されていない。

これら ODA 政策とそこにおけるジェンダー・W I D の位置づけは、ODA 事業の実施機関である J I C A の中期目標・中期計画の策定にも影響を及ぼす。ODA 政策にジェンダー格差の是正が明示され、業績評価の対象とされなければ、J I C A 事業へのジェンダー主流化も達成されがたくなる。

上記のような背景を踏まえ、ODA 事業におけるジェンダー主流化を促進するにあたっては、それを ODA 大綱や ODA 中期政策等の ODA 政策の中で基本の方針として明確に位置付け、施策・事業が全体として整合性を保つ必要がある。

2. 国別計画におけるジェンダーの視点

国別計画とは「国別アプローチ」の一環として、援助対象国の実情に応じ、重点的に協力すべき課題、分野などを特定し、援助の基本方針を決めるものである。国別援助計画は外務省が策定するもので、日本の援助実施機関の指針となる。しかし、同計画は ODA 大綱や ODA 中期政策の方針を基に策定されているため、ジェンダー視点が十分反映されていない。

国別援助計画にジェンダー視点が反映されていないと、対象国の社会構造や文化の中で生活している男女のニーズとその違いに焦点を当てずに支援計画が策定されてし

まう。つまり、国毎のジェンダー格差を生み出す社会構造を十分踏まえないまま国別援助計画が策定されているのである。国別援助計画は対象国のニーズにあった援助を実施するための計画であり、国によって大きく異なる社会的要因も考慮した計画作りを行わないことには、効果的・効率的な援助は実施できない。

JICAの国別事業実施計画は、外務省の国別援助計画が策定されている国についてはこれに基づいて作成され、国別援助計画が未策定の国については、外務省が実施する政策協議、JICAが派遣するプロジェクト確認調査などの結果を踏まえて作成している。同計画は、対象国で実施している協力案件を整理すると同時に、今後のJICAの事業方針を取り纏めたものであるが、この中でジェンダーは「3. JICA協力上の留意点」の「3. グローバル・イシューの取組みの方向性および実施上の留意点」で記載されるにとどまり、ジェンダーが重要と認識されたとしても、事業計画全体へのジェンダー主流化にはつながっていない。

このような現状に鑑みれば、まず、外務省が策定する国別援助計画にジェンダーの視点を反映し、全ODA事業が国別援助計画に基づいて計画・立案・実施されることが、ジェンダー主流化を促進するために重要であることがわかる。また、国毎に異なるジェンダーと社会の状況を考慮して国別援助計画を策定することも重要である。JICA国別事業実施計画についてもジェンダー・WIDを留意点ではなく基本方針として位置付ける必要がある。

3. ジェンダー主流化に向けた連携

外務省はODA事業を実施する上で関係省庁間の連携を計り、整合性を保ち、効果的・効率的に実施・調整する責任を担っている。しかし、ジェンダーについては、各省庁の技術協力担当部署におけるフォーカルポイントが設置されていないこともあり、横断的連携が計れていない。外務省内でもジェンダーを担当している部署が分かれており、情報が一元化されておらず、かつ共有されていない。

一方、ナショナル・マシーナリーとして位置付けられている男女共同参画推進本部、男女共同参画会議、事務局（内閣府男女共同参画局）は男女共同参画社会造りに関するさまざまな事項の企画立案、総合調整を行っている。しかし、ODAに係る省庁間の調整を第一義的な任務として行うわけではない。

また、近年ODA実施においてNGOとの連携が強化されてきており、政府開発援助実施機関とNGOとの間で数々の意見交換の場が設けられているが、これらの場において、ジェンダー主流化の議題は殆ど取り上げられていない。

加えて、国外においては、在外公館を中心としたODA関連組織による定期協議会が開催されている国もあるが、これらの会議においてジェンダー主流化について十分議論されていない。主要な在外公館には「WID担当官」が配置されているが、必ずしもジェンダーに関する専門知識を十分に有していない人材が任命されることもある上、業務繁忙のため十分にジェンダー・フォーカルポイントとしての機能を発揮できない例もある。

このような状況に対応するためにも、まずは、国内の中央レベルにおいて既に設置されている連絡会議等においてジェンダー主流化の重要性について共通認識を高めると同時に、外務省を中心に各省庁の男女共同参画推進本部主管課等、およびJBIC、JICAやNGO、女性団体を含めた連絡会を設置し、ODA事業におけるジェンダー主流化にむけた連携を強化するべきである。

また、我が国在外公館に配置されているWID担当官の役割を明確に規定し、派遣前研修も含め、その役割を果たせるような体制整備を行うことも重要である。同時にODA事業を行っている全ての開発途上国において定期協議会を開催し、ODAに直接関わっていない現地のNGOや学者・研究者等とも意見交換することも有益である。

4. ジェンダー・WID案件実績のモニタリング

我が国はジェンダー・WID案件の実績を外務省が定期的に取り纏めOECD/DACに報告している。しかし、外務省、JICA、JBICにおいて統一したジェンダー・WID案件の基準が設置されていないため、正確な数値が得られていない。更に、外務省以外の12省庁はジェンダー・WID案件の実績について外務省に報告していないため、ODA全体のジェンダー・WID案件の実績を取り纏めることが難しい。このような状況ではODAにおけるジェンダー分野の取組みが全体として正確にモニタリングできず、日本のODAに対する説明責任はもとより、国際的な評価にも大きく影響する可能性がある。

統計とは本来現状を正確に把握し、必要であれば変革を促進するための手段である。ジェンダーは横断的イシューであるため、明確に女性をターゲットとしたプロジェクト以外の正確な統計を集計することは元来難しいが、ODAの各援助形態に共通したジェンダー・WID案件の日本としての基準の設定について外務省を中心に検討することが望まれる。また、各省庁、実施機関がジェンダーの取組みについて外務省に報告することを徹底すべきである。

5. ジェンダー研修

開発援助におけるジェンダー主流化を促進するためには、開発援助に携わる全ての人々がジェンダーに関する知識と理解を持つことが重要であるが、外務省をはじめ、他省庁やODA実施機関、民間セクターなどはジェンダー研修を受ける機会が十分に確保されていない。ジェンダー研修の開催は、ジェンダー専門家以外の援助関係者のジェンダーに対する理解を深めるための一つ的手段としても有効である。したがって、幹部レベルを含めた全てのODA関係者（外務省職員、各省庁の援助関係職員、JBIICやJICA職員、技術協力専門家、ジュニア専門員、青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、研修監理員、民間コンサルタント、NGO等）がジェンダーに関するオリエンテーションや研修を受講できるような体制整備と内容・レベルの設定を行う必要がある。

第二章 JICAにおけるジェンダー主流化の取組み

1. 組織の体制強化・能力向上

JICAでは1990年以来ジェンダー・WID分野の取組みを推進している。環境・女性課、各種委員会の設置、職員研修、職場環境の整備等、JICA内におけるジェンダー主流化への体制は構築されつつある。

しかしながら、個別案件に対する審査・助言については人員・専門性・時間などの制約もあり、十分行われていない。加えて、環境・女性課と事業実施部の連携を強化するために設置されている「ジェンダー連絡会」は、情報交換を通じた理解の促進には有効であるが、ジェンダーが主流化された事業の増加には直接つながっていない。したがって、JICAにおいてジェンダー主流化に対する取組みを強化するためには、まず、プロジェクト計画段階における個別案件の審査とその審査基準の設定などが行える権限を持ったジェンダー専門部署を設置することが求められる。その上で、部署毎にジェンダー分野の取組み目標を設定し、評価システムの確立と導入を検討すべきである。

「ジェンダー・WID懇談会」や「重点課題別支援委員会『開発とジェンダー』」については、それぞれ政策レベルと事業レベルにおいてジェンダー主流化を進めるための提言を行うことを目的として設置されているが、更に機能を強化する必要がある。ジェンダー・WID懇談会や重点課題別支援委員会の意見がJICA政策および事業に反映される体制を構築することが求められる。

JICAは職員や専門家等JICA関係者に対する数多くのジェンダー研修を実施しているが、全員が受講する体制にはなっておらず、それら各種研修の経験・知見が共有されていないため、体系的な研修の実施が困難である。より多くのJICA関係者がジェンダーに対する理解を深め、援助の現場でジェンダー主流化を促進するために、まずは、全てのJICA事業関係者がジェンダー研修を受講することを必須とすること、そして、研修による教訓・知識が環境・女性課に蓄積されるような取組みを行い、人材育成目標に併せたジェンダー分野の研修プログラムを設定することが求められる。

働きやすい職場環境の確保の一環として、セクシュアル・ハラスメントに対する取組みも進んでいる。JICAにおいては平成11年から対策を行っており、平成13年にはセクシュアル・ハラスメントに関する相談員を設けている。しかし、相談員が明確に把握されておらず、在外での被害に対しては十分な対応がなされていない、という問題点が指摘されている。今後は、相談員が誰であるかが分かるように氏名の明確化を図り、研修を強化する等、組織による問題解決へのプロセスを明確にすることが望まれる。

2. JICAプロジェクトサイクルにおける取組み

1991年に「分野別（開発と女性）援助研究会」による報告書・提言が出されて以来、JICAのジェンダー分野の取組みは着実に進展してきている。しかし、JICA事業実施レベルにおける「ジェンダー主流化」はまだ十分とは言えない状況である。その理由として、①事業サイクルおよび事業形態の手續に応じたジェンダー主流化手法が分析されていないこと、②事業の効果が直接ジェンダー別にあらわれにくい分野においてジェンダー主流化の意義が伝わりにくいこと、③効果的な技術移転に必要な社会的要素、或いは技術移転によって生じる社会的影響を重視するアプローチの不足、が考えられる。

本節では、計画、実施・モニタリング、評価というJICAの事業サイクルにおいてジェンダー主流化するための課題と方向性を、各事業形態別の分析と提言も含めて提示している。

2-1. 要望調査・新規案件検討

案件要望調査の実施方針でジェンダー・WID案件についても積極的に発掘・形成するよう明記する等改善の方向にあるが、ミレニアム開発目標（MDGs）の関連においてのみジェンダー・WIDを記入することになっており、MDGsで明らかにジ

エンダー平等を謳っている目標3「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」以外の分野においてもジェンダー視点が必要であることが理解されない限り、その後の開発事業の計画と実施にジェンダー主流化が徹底されない可能性は大きい。

また、新規案件検討においては多数のチェック項目が設けられており、ジェンダーもその中の一つとして含まれているが、要請案件数が膨大であることから、全ての案件においてジェンダーの視点から十分に検討するのが困難であることも指摘されている。

従って、要望調査と新規案件検討の段階においては、まずは、要望調査実施方針に、ジェンダー分野を重点として明確に位置付ける必要がある。更に、ジェンダーの観点から検討すべき項目と検討方法を標準化し、検討結果をチェックする機能を強化することも望まれる。ジェンダー平等案件およびW I D案件の採択件数の目安を設けたり、ジェンダー主流化・W I D以外の課題別指針にジェンダー視点を組み込むことも一考すべきである。

2-2. 案件計画策定

案件計画策定段階においては、事前調査時に社会・ジェンダー調査の実施が徹底されていない、また、仮に実施されても、その調査結果がプロジェクト・ドキュメントやPDMに反映されていない等の問題点が指摘されている。

このような状況を改善するためには、全ての案件の事前調査にジェンダー専門家の参加を促進すること、また、計画策定段階で男女のニーズを十分に把握して、実施計画書、プロジェクト・ドキュメント、事前評価表を作成することが望まれる。ジェンダーの視点を盛り込んだPDMフォーマットを作成し制度化すること、案件の実施計画については、ジェンダー連絡会担当者或いはジェンダーを専門とする部署の審査を受けるようにすること等も改善策として挙げられる。

2-3. 案件実施・モニタリング

案件の実施とモニタリングについては、協力現場、在外事務所、本部担当部署に分けて課題を抽出し、提言を行っている。

協力現場においては、社会・ジェンダー調査が実施されてもその結果がプロジェクト活動にうまく反映されないこと、そして、プロジェクトにジェンダーの視点が反映される場合でも、プロジェクト全体においてジェンダーが主流化されるというよりも、プロジェクトの一つのコンポーネント、活動の一部として実施されることが多い、という問題点が指摘されている。また、モニタリングにおいてジェンダー視点を強化す

するためには統計や指標が重要になるが、ジェンダー統計・情報および指標についての考え方等がJICA内で整備されていないことがジェンダー視点に立ったモニタリングを困難にしている。

また、在外事務所に配置されているジェンダーのフォーカルポイントの機能が明確でなく、的確な助言を行う可能性が低いこと、更に、本部における国内支援委員会、作業監理委員会等においてもジェンダー主流化のための体制が十分に整えられていないことも今後の課題である。現在の仕組みではプロジェクト計画の際にジェンダー視点が確保されていない限り、プロジェクト終了までそれを改善することができない。

したがって、今後はまず在外事務所におけるジェンダー担当者の機能を強化すること、プロジェクト専門家、国内支援委員会、作業監理委員会のジェンダーバランスに配慮すること、プロジェクトに派遣される専門家の資格要件として、ジェンダー分野の知識・経験を有することを含める等の対応が求められる。更に、ジェンダー別に定量的および定性的データの収集を行い、ジェンダー視点を組み込んだ指標とジェンダー分析手法を確立することも必要である。

2-4. 評価・フィードバック

評価とジェンダーの関連については、ジェンダーを主題とした特定テーマ評価以外については、ジェンダーの視点を取り入れた評価は殆ど行われていないことが大きな課題として挙げられる。加えて、ジェンダー分野でない案件については、そもそも事前評価調査の段階でジェンダーへのインパクトを分析するのに必要なデータが収集されていない。したがって、ジェンダーを主流化したことによってどのような効果が上がったのか、また、主流化しないことによってどのような影響があったのか、といった分析を困難にしている。

これらの状況は、JICAの担当者、専門家、コンサルタント等、評価を実施する人々が必ずしもジェンダー分析や社会調査手法について専門知識があるとは言えないこと、評価にジェンダー視点を組み込むためのガイドラインが整備されていないこと、ジェンダー分野でない案件についてはジェンダーに対する影響は「インパクト」であり、長期的な効果を含むインパクトはプロジェクト実施中や終了時に調査しても分からないのではないかという暗黙の了解があること、等が考えられる。

そのため、今後はジェンダーの視点を組み込んだ指標とジェンダー分析手法を確立すること、計画・立案時にジェンダーの視点が組み込まれていない案件においても、中間評価、終了時評価、事後評価の段階でジェンダーへのインパクト評価を含めたジェンダーの視点からの評価を実施し、その結果を案件にフィードバックできる体制を

強化すること、ジェンダー視点からの評価が行えるようにガイドラインやマニュアルを整備すること等の取組みが求められる。

3. 各種スキームの業務フローにおける具体的な方策

以上は、JICA事業のサイクルに基づいて、全てのJICA案件について述べたものであるが、JICA事業には各種スキーム（事業形態）が存在し、それぞれのスキームによって業務のプロセスも異なる点がある。すなわち、プロジェクトサイクルの分析で述べられた提言を具体化するためには、スキームの業務フローを分析し、それぞれの段階に応じた方策の提示が必要になるのである。そのため、①技術研修員受入、②技術協力プロジェクト、③開発調査、④無償資金協力、⑤ボランティア事業、⑥草の根技術協力に分けて、それぞれ現状と課題、提言をまとめ、特にJICAで使用している各種のフォーマットについては、具体的な改善点も挙げている。今後は、これら提言に基づいた改善が行われることが望まれる。

4. 国別・分野別の取組み

事業におけるジェンダー主流化とは開発途上国の多様性を踏まえ支援を実施することである。このため、対象国の社会の多様性を理解する取組みを推進することが重要である。そのためにはまず開発途上国の政治、経済、社会、文化等に関する情報収集・分析が必要だが、このような活動が十分に行われていない。また、『課題別指針 ジェンダー主流化・WID』では分野毎の取組み方針がまとめられているが、国別のジェンダー指針も必要である。次に、国や地域という視点から外部有識者・専門員・専門家・NGOなどを招き、ジェンダーについて考える機会を設けることが求められる。

JICA在外事務所においても同様の取組みが必要だが、そのような活動の中心的な役割を担うジェンダー・フォーカルポイントの役割は明確ではない。従ってジェンダー・フォーカルポイントのみならず、他の事務所員、ボランティア調整員、現地スタッフ、専門家、青年海外協力隊員、シニア海外ボランティア等のジェンダーへの理解を深める試みが行われる必要がある。また先方政府ならびに専門家、青年海外協力隊員、シニア海外ボランティアの配属先のジェンダーに対する理解が低い場合もある。このような状況を改善するためにも、相手国政府や配属先への啓発活動が必要となる。

分野別の取組みとしては、JICAで使用している分野別分類基準でのジェンダー配慮の実績を分析すると、特に、公益・公共事業、社会福祉、エネルギー、商業・観光、鉱工業においてジェンダー配慮が比較的に少ない。

このような状況をもたらす背景として、ジェンダー関連の J I C A 報告書が多数出版されているにもかかわらず、分野やセクターによってはこれらの知見が有効活用されていないこと、調査・研究の対象としてジェンダーを対象としたものが少ないこと、他の課題をテーマとした調査研究を行う際にも、ジェンダーの視点が十分考慮されていないこと等が挙げられる。また、ジェンダーを主流化することによって得られる効果を示す実証調査・研究が不足しており、ジェンダーとの関係が理解しにくい分野についてその実効性を確認できないことや、社会・ジェンダー調査方法が確立しておらず、プロジェクトの規模によってどのように調査するのか、また、各セクター内におけるサブセクターでそれぞれどのようなジェンダー調査の方法があるのか、といった点が明確になっていない、という点も課題である。

したがって、ジェンダーとの関連が明示しがたい分野でのジェンダー主流化を推進するために、Knowledge Site 等を有効活用し、よりよい調査・研究書の配布・利用方法を構築することや、分野別研究などにおいて、特にジェンダーの影響が直接見えにくい分野に関する研究を強化すること等に取組む必要がある。また、ジェンダーの視点を導入することの効果について、事例研究や案件の評価を行うことも重要である。

5. ジェンダー主流化の手法としてのジェンダー統計・情報および指標

J I C A の事業サイクルにジェンダーを主流化するためには、具体的な手法として、ジェンダー統計・情報整備の徹底、ジェンダーの視点を組み込んだ指標の開発、途上国におけるジェンダー統計整備支援が必要となる。

事業実施方針作成等、マクロレベルにおいてジェンダー主流化を促進するためには、ジェンダーに関する統計・情報整備が必要で、これらの結果は、国別事業実施計画やプログラム策定において活用されるべきである。現在、環境・女性課がとりまとめた「国別 W I D 情報整備調査」がホームページに公開されているが、J I C A 内外に広く周知されているとは言えず、今後はこのような情報を活用していく仕組みを作る必要がある。

プロジェクトレベルにおけるジェンダー主流化の促進のためにはジェンダーの視点を組み込んだ指標の設定が必要である。全ての案件でジェンダー別データを収集し、ジェンダーに特化していない案件についても、ジェンダー別にどのような影響が出たかについて分析できるようにしなくてはならない。ジェンダー別にデータを収集・分析することは、①社会を構成する数々のグループの異なるニーズや問題、格差等を明確にし、支援を必要としている人々を的確に把握することができる、②特定のグルー

プへの便益の偏りや不利益が出ないように支援を実施することができる、③プロジェクトの効果や質を高めることができる、という利点がある。

同時に、データを収集する際は、数値で表される定量的データのみならず、数値では測れない質的な側面を捉える定性的データも収集・分析する必要がある。定性的データとは、例えば、経験、認識、感情等を示す言葉や語り、個人の日記や手紙がこれにあたる。このような定性的データを収集することによって、数値では表されないジェンダー関係や社会規範、価値観、風習、習慣などといった要因を突き止めることが可能になる。

なお、援助対象国のジェンダー主流化に向けて、ジェンダー統計整備支援も重要な役割を担っている。ジェンダー統計とは個人に関する統計を、性と年齢別に収集、編集、分析、提示し、社会における女性と男性に関する問題や課題を確実に反映することで、ステレオタイプの除去、政策の形成、ジェンダー平等に向けた進捗状況を把握することができる大切なツールである。支援対象国の社会状況を的確に把握するためには、ジェンダー統計整備は重要であり、途上国におけるジェンダー主流化に向けた有効な手段となる。

第二次分野別ジェンダー・W I D研究会 報告書

はじめに

J I C Aはジェンダー主流化・W I Dの取組みの基本方針として、『課題別指針 ジェンダー主流化・W I D』（以下、『課題別指針』）に、以下のように明記している。

JICA は女性のエンパ
ワメントとジェン
ダー平等の推進に取
組む。

J I C Aは事業を企画・実施するにあたり、全ての
人々が人権を保障され、幸福な生活を享受できることを
目指す。そのためにもジェンダー格差を生み出す社会・
経済構造、制度や政策を見直すこと、女性のエンパワー
メントを促進し、意思決定を含む全ての開発過程への女
性の参画を促進することを通して、ジェンダー平等の推
進に取り組むこととする。

同時に、協力事業にこうしたジェンダーの視点を確保
することは、事業の効果を高めることにつながる。協力を
進めるにあたって、社会の中で見えにくくされている
女性の生活状況や性別役割分業によって生じる男女のニ
ーズの違いを正しく理解し対応することによって、より
効果的・効率的な協力を行うことができる。¹

このようにジェンダーの視点を確保した事業を企画・実施するた
めには、J I C A事業におけるジェンダー主流化を促進する必要がある。

ではジェンダー主流化とは具体的に何であろう。ジェンダー主流
化とは北京行動綱領で提示され、国連婦人の地位委員会でも確認さ

¹ 国際協力事業団（2002）『課題別指針 ジェンダー主流化・W I D』、14 頁。

ジェンダー主流化とはジェンダー平等を政策決定・計画・予算・組織体制と組織の意思決定プロセスの中心に据えることである。

ジェンダー主流化を通じて、ジェンダー平等を確保することは、効果的な開発援助を実施するプロセスであると同時に、開発援助の目的である。

れたように、ジェンダー平等を政策決定・計画・予算・組織体制と組織の意思決定プロセスの中心に据えることである。ジェンダーの主流化は、政策策定、計画・立案そして意思決定に、男性ばかりでなく女性の視点・経験・知識・利益意識を取り込み、影響を与えることを意味する。このことで、女性・男性の双方が開発プロセスに対して働きかけ、参画し、また開発プロセスから便益を受けることが確実にできるように、開発の目標・戦略・行動そのものを変えていく必要性が明確になる²。

これは開発途上国に対する支援を実施する援助機関の事業にも当てはまる。すなわち、従来は女性を開発に統合すべき対象、あるいは特別な支援が必要な社会的弱者として捉え、女性に特化した支援が行われてきた。このような支援を更に強化しつつ、ジェンダーに基づく社会的格差を認識し、格差是正の視点を援助実施に取り入れることにより、より現場のニーズに沿った援助が可能となる。同時に全ての人々の人権が保障される社会の形成につながると言える。ジェンダー主流化を通じて、ジェンダー平等を確保することは、効果的な開発援助を実施するプロセスであると同時に、開発援助の目的である。

ジェンダー平等の視点を確保した事業を実施するためには、事業におけるジェンダー主流化を促進する必要がある。つまり、事業実施に係る全てのプロセスにジェンダー平等の理念が反映されるよう、政策・制度・組織・人材等、様々な面から取組むことが不可欠なのである。

ジェンダー・W I Dは、「政府開発援助に関する中期政策」(以下、ODA中期政策)の中で、貧困対策および社会開発分野への支援のための重要な課題と位置付けられている。併せて、「J I C A事業の一層の改革のために」においても重要開発課題として整理されており、同分野へのJ I C Aの取組みをより一層強化する方針が明記されている。

² Meguro, Yoriko in Delfin Colome, et. al., eds. (2001). *A Gender Agenda: Asia-Europe Dialogue-New Visions and Perspectives for Women and Men*. Japan Center for International Exchange : Tokyo. p. xi. から和訳。

JICAの同分野におけるこれまでの取組みとしては、1990年から1991年に「分野別（開発と女性）援助研究会」を設置したことを契機に、環境・女性課の設置、各種調査研究の実施、『課題別指針』の作成、職員研修の実施等を進め、この10年の間に、JICAのジェンダー・WIDに対する取組みは着実に進展してきた。しかし、一方で、課題も残されており、中でも重要な課題として事業におけるジェンダー主流化が進んでいないことが挙げられる。

その理由としては、（1）ODA事業全体においてジェンダー主流化の取組みが遅れていること、（2）多くの場合、ジェンダー別のデータ整備・分析が行われておらず、JICA事業の各サイクルに適切にジェンダー視点を盛り込むような仕組みが確立していないこと、（3）JICA職員に対する研修の実施方法および内容が十分ではないこと、等が考えられる。

これらの問題を解決し、JICAのさまざまな事業においてジェンダー主流化を促進するためには、まず「ジェンダー」という概念が開発援助において何故重要なのかという点を明らかにし、開発援助全体におけるジェンダー主流化を進めることが重要である。その上で事業実施・評価においてジェンダーの視点を盛り込むよう、ジェンダー格差の実態の可視化等を検討し、事前評価からモニタリング、終了時評価、事後評価まで、各案件の目的・内容に応じて適切なジェンダー関連指標を設定することが重要である。

本報告書においては、第一章でODAにおけるジェンダー・WID分野の取組みに関するこれまでの成果と課題を確認・レビューし、ODA全体のジェンダー主流化を促進するためODA政策、計画策定、実施体制の面から分析し、方策を提示する。第二章ではJICA事業における成果と課題をレビューする。まず、JICA事業を実施するにあたって、全体のプロセスに関わる組織体制と能力強化の取組みを取り上げる。次に、事業の形成から評価までのプロジェクトサイクルを段階毎に分析し、それぞれの段階にジェンダーを主流化する際の課題を抽出し、改善策を提示する。そしてJICAの事業形態に基づいた分析を行い、業務フローに則った、さらに具体的な方策を提言する。次に、事業実施のプロセスには直接関わらな

JICAではジェンダー・WIDに取り組んできたが、ジェンダー主流化は進んでいないことが課題となっている。

ジェンダーを主流化するためには、
① 開発援助におけるジェンダーの重要性を明らかにし、
② 事業サイクルの各段階に沿ったジェンダー主流化の手法を提示することが必要。

いが、今後 J I C A がジェンダー主流化を促進するにあたって更に
取り組まなければならない点として、国別・分野別の取組み、特に
ジェンダーとの関連が直接見えにくい分野、そしてジェンダー統
計・情報および指標の考え方を述べ、今後の強化策を提示する。

第一章 ODAの課題と提言

1975年の第1回世界女性会議を契機として、経済発展における女性の役割を認識し、開発過程における女性の参画を推進する試みが各援助機関によって継続して行われてきた。しかしながら、開発途上国の貧困状態にある約13億人のうち未だ70%が女性であることが報告されている³。このような状況を改善し、開発による便益がジェンダーを問わず平等に行き渡るためにはジェンダー平等の達成が不可欠であり、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントの達成は、国際社会が協調して取り組む課題であることが、一連の世界女性会議を通じて確認されている。

世界の貧困層の7割が女性である。

近年では1995年に開催された第4回世界女性会議にて採択された「北京行動綱領」およびそのフォローアップである「北京宣言および行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」⁴において、ジェンダー平等を達成するための開発戦略としてのジェンダー主流化や女性のエンパワーメントの重要性が国際的に認識されている。また、2000年に開催された国連ミレニアム・サミットにおいて採択された「国連ミレニアム宣言」では持続可能な開発のためにジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進することが謳われている⁵。そしてジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進は、このミレニアム宣言をもとに合意された「ミレニアム開発目標」(以下、MDGs)の8つの目標のうちの一つとして、国際社会共通の重要な課題として位置付けられている⁶。また、他の7つの目標達成にもジェンダー平等の推進と女性の地位向上とエンパワーメントが重要であることが認識されている。

ジェンダー平等は国際社会が協調して取り組む課題として合意されている。

³ 国連開発計画(1995)「人間開発報告書『ジェンダーと人間開発』」、5頁。

⁴ 国連特別総会(女性2000年会議:21世紀に向けてのジェンダー平等・開発・平和)にて採択されたもの。

⁵ “Resolution adopted by the General Assembly, UN, 18 September 2000. A/RES/55/2” Article 20.

⁶ MDGsは達成期限(2015年)と、具体的な数値目標を定めている。8つのMDGsとは:(1)極度の貧困と飢餓の撲滅(2)普遍的初等教育の達成(3)ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上(4)幼児死亡率の削減(5)妊産婦の健康の改善(6)HIV/エイズ、マラリア、その他の疫病の蔓延防止(7)環境の持続可能性の確保(8)開発のためのグローバルパートナーシップの推進。(出典:UNDP東京事務所ホームページ「ミレニアム開発目標(MDGs)」(<http://www.undp.or.jp/Publications/MDGs.pdf> 閲覧:03/08/22))

我が国においても、「日本のWIDイニシアティブ」「ODA中期政策」などを策定し、ジェンダー・WID分野に取り組んできた。

ODAにおけるジェンダー主流化の成果と今後の課題を下記の項目に分けて概説する。

- ① ODA政策におけるジェンダー主流化への取り組み
- ② 国別計画におけるジェンダーの視点
- ③ ジェンダー主流化に向けた連携
- ④ ジェンダー・WID案件実績のモニタリング
- ⑤ ジェンダー研修

こうした状況の下、日本政府は第4回世界女性会議において「日本のWIDイニシアティブ」（以下、WIDイニシアティブ）を公表し、以後積極的に開発途上国の女性の地位向上に取り組んできた。またODA中期政策では、開発途上国における女性支援(WID)/ジェンダーが重点項目として位置付けられ、ジェンダー・WID分野の取り組みが拡充されてきた。近年では、我が国の政府開発援助(以下、ODA)において、ODA実施のパートナーとしてNGOや国際機関、学者・研究者等の幅広い関係者との連携が強化されている。

このような内外の動きを受け、本章ではODAにおけるジェンダー主流化の成果をレビューし、今後に残されている課題を以下のように概説する。「1. ODA政策におけるジェンダー主流化への取り組み」では、「政府開発援助大綱」（以下、ODA大綱）、WIDイニシアティブ、ODA中期政策を取り上げ、これらODA政策におけるジェンダー主流化への取り組みについて概説する。続く「2. 国別計画におけるジェンダーの視点」では、これらODA政策を受けて外務省が策定する「国別援助計画」と、それに則ってJICAが作成する「国別事業実施計画」の二つの国別計画について、ジェンダーの視点がどのように盛り込まれているかについて分析し、課題を抽出する。「3. ジェンダー主流化に向けた連携」ではジェンダー主流化に向けた関係機関の連携の状況について概説する。「4. ジェンダー・WID案件実績のモニタリング」では我が国ODA事業におけるジェンダー・WID分野の協力実績の基準について分析し、最後に「5. ジェンダー研修」にてODA全体におけるジェンダー主流化を図るために不可欠なジェンダー研修について述べる。

1. ODA政策におけるジェンダー主流化への取組み

我が国ODA事業におけるジェンダー主流化を目指すにあたり、主に二つの課題が挙げられる。一つ目の課題として、ODAの基本政策であるODA大綱においてジェンダー・WIDに関する支援は「効果的実施のための方策」の一つとして記載されているにとどまり、その位置付けが概して低いことがある。二つ目の課題としては、WIDイニシアティブやODA中期政策においては、ジェンダー・WIDは重点項目として取り上げられ、その位置付けは高くなっているものの、重点項目として取り上げられているために、かえって独立した支援項目として扱われることとなり、ODA全体への主流化にはつながっていないことが挙げられる。ODA政策におけるジェンダーの位置付けが低いことは、次に取り上げる外務省の策定する「国別援助計画」やそれに則ってJICAで作成する「国別事業実施計画」の中にジェンダー・WIDが盛り込まれにくくなり、我が国開発援助におけるジェンダー主流化が促進されないことにもつながる。

さらなる留意点として、ODA政策は我が国が批准している国際的な条約との一貫性を保つ必要がある。たとえば、女子差別撤廃条約⁷は「女性に対する差別は、権利の平等の原則および人間の尊厳の尊重の原則に反するものである」とし、女性に対する差別をなくすように、政策面での措置を講ずるよう締結国に義務づけている。本条約をはじめとするジェンダー分野の国際条約は、主に国内における差別を是正するのが目的であるが、開発途上国への支援を実施するにあたって、我が国が批准している国際条約の理念をODA政策にも一貫して反映させる必要がある。

以下、ODA大綱、WIDイニシアティブ、ODA中期政策をODA政策として取り上げ、各政策についてジェンダーの視点からの分析を行い、ODA政策におけるジェンダー主流化促進に向けての課題を抽出する。

日本のODA事業におけるジェンダー主流化を目指すには、

- ① ジェンダー・WIDの位置付けを高くすること、
- ② 重点項目として二面的なアプローチが必要である。

留意点として、ODA政策は我が国が批准している国際的な条約との一貫性を保つ必要がある。

⁷ 正式名は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」である。我が国は1985年に批准し、同年に効力が発生した。

1-1. 政府開発援助大綱

1992年に閣議決定されたODA大綱では、「飢餓と貧困」「平和と繁栄」「環境の保全」と比べてジェンダー/女性支援の優先順位が低かった。

ODA大綱は日本の援助方針を集大成した最も基本的な政府開発援助政策である。1992年6月に閣議決定されたODA大綱は、「1. 基本理念」「2. 原則」「3. 重点事項」など、援助の基本理念として人道的配慮、相互依存性の確認、環境の保全、自助努力支援の4点が挙げられ、この「基本理念」と「原則」がODA大綱の中核をなすものとして位置付けられている。

ジェンダー/女性支援についての記述は、これら「1. 基本理念」「2. 原則」「3. 重点事項」ではなく、これらに続く「4. 政府開発援助の効果的実施のための方策」の全15項目の一つとして「(12) 開発への女性の積極的参加および開発からの女性の受益の確保について十分配慮する。」と記載されているのみである。

このように、同大綱の基本理念や原則、重点事項の一つとして「ジェンダー/女性支援」が明記されていないということは、たとえば基本理念に明示されている「飢餓と貧困」「平和と繁栄」「環境の保全」等と比較して、「ジェンダー/女性支援」の政策上の優先順位が高くないことを意味している。

新ODA大綱では、ジェンダーが基本方針として明示されており、旧ODA大綱と比べ、大きく前進した。一方で、援助政策立案および実施の部分での記載がないため、具体的に取り組む課題として認識されにくい。

2003年8月に閣議決定された新ODA大綱では、「I. 理念-目的、方針、重点」「II. 援助実施の原則」「III. 援助政策の立案および実施」「IV. ODA大綱の実施状況に関する報告」によって構成されている。ジェンダーについて明示した箇所は「I. 理念-目的、方針、重点」の中の「2. 基本方針」の「(3) 公平性の確保」であり、そこに「(中略) 特に男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加および開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む」と記述されている。本基本方針は、ODAの政策立案段階から実施に至るまで、あらゆる段階において念頭におかれるべき重要な考え方、あるいは方針を明確にするため設けられた。したがって男女共同参画、女性の地位向上のための取り組みが、ODA大綱の基本方針として明記されたことによって、旧ODA大綱よりも政策上の位置づけは高くなっており、これは大きな前進であるといえる。

しかし一方で、新ODA大綱「I. 理念-目的、方針、重点」の中の「3. 重点課題」や「II. 援助実施の原則」「III. 援助政策

の立案および実施」にはジェンダーに関する記述がないために、具体的に取組むべき課題として認識されにくくなっている。今後は実際のODAプログラムでの実施レベルのフォローアップと評価を確実にしていかななくてはならない。

1-2. 日本のWIDイニシアティブ

WIDイニシアティブは、1995年9月に北京で開催された第4回世界女性会議において発表された。

WIDイニシアティブの「基本的な考え方」の中で、「WIDに配慮した開発援助は、均衡のとれた持続的な開発に貢献し、開発途上国の女性の地位の強化(empowerment)や男女格差の解消(gender equality)を促進することとなる。(中略)女性を主たる裨益対象とした案件を実施していくとともに、個々の援助案件について、その形成、実施、評価といった全ての段階において、女性の参加・受益に配慮するため、さらなる努力を行う。」ことが明記されている。

またWIDイニシアティブは、我が国が開発援助の実施に当たり、就学、就業、出産、経済・社会活動といった女性の一生の全ての段階を通じて、女性の地位の強化と男女格差の是正に配慮し、女性の「教育」、「健康」、「経済・社会活動への参加」の3つの分野を中心に、開発途上国および他の援助国、国際機関、NGOとも協力しつつ、WID分野の開発援助の拡充に努力していくというものであると謳っている。

本イニシアティブは、開発途上国や他の先進諸国、内外のNGOからも高く評価された。また、それ以後我が国の開発援助におけるジェンダー・WID分野の取組みは確実に拡充されており、WIDイニシアティブが発表された意義は大きい。

しかしながら、WIDイニシアティブは女性を受益者のみとする視点に立っており、また、WIDの重点支援分野を教育、健康、経済・社会活動への参加の3分野に絞ったことで、ジェンダー・WIDの取組みはその3分野のみにおいて実施すべきであるという印象を与えてしまっている。そのため、WIDイニシアティブ後に策定されたODA中期政策においても、ジェンダー・WIDの取組み

WID イニシアティブはジェンダー・WIDを重点分野（教育、健康、経済・社会活動への参加）だけにおいて実施する印象を与えている。

はW I Dイニシアティブの重点3分野に対する支援に限定されている。

1-3. 政府開発援助に関する中期政策

1999年8月に発表されたODA中期政策は、ODA大綱の理念、原則を踏まえ、以後5年程度にわたるODAの進め方を体系的・具体的にまとめたもので、援助の効果的・効率的な実施を目指したものである。

このODA中期政策におけるジェンダーに関する記述は、ODA中期政策の「I. 基本的考え方」の中には見られず、「II. 重点課題」の「1. 貧困対策や社会開発分野への支援」の中にあり、(1) 基礎教育、(2) 保健医療に加え、(3) 開発途上国における女性支援(W I D) / ジェンダーが重点課題として位置付けられている。この中で「日本のW I Dイニシアティブ」を踏まえて、女性の教育、健康、経済・社会分野への参加を重視することが謳われている。しかし、その他の分野におけるジェンダー・W I Dに関してはほとんど記載されていない。

なお、関連する政策として、1999(平成11)年に施行された「男女共同参画社会基本法」(以下、基本法)がある。本基本法のODAにおけるジェンダー・W I Dの取組みに関しては、国際的協調(第七条)が該当する。

本基本法に基づき、2000(平成12)年に策定された法定計画である「男女共同参画基本計画」(以下、基本計画)では、11の重点項目を挙げてそれぞれについて「施策の基本的方向」および「具体的施策」について記述している。本基本計画の中でODAにおけるジェンダー・W I Dに関する項目は、第11項目「地球社会の『平等・開発・平和』への貢献」で、その「施策の基本的方向」には「女性と男性の不平等な関係や女性を不利な立場にしている社会的構造そのものを変えていくという視点に立って、取組みを進める」等ジェンダー主流化を促進することとされている。しかし、ここでも重点がW I Dイニシアティブの3分野に限定されている。さらに、それらの施策を推進する事業の企画立案および実施は、担当府省に任されている。また、基本法および基本計画における国際的協調の

ODA 中期政策には、W I D イニシアティブの指定重点支援分野に関する取組みしか記述されていない。

関連する政策に男女共同参画社会基本法があり、第七条国際的協調が ODA におけるジェンダーの取組みに該当する。

男女共同参画社会基本法の中でも、ジェンダー主流化を促進すること、とされているが、重点はやはり W I D イニシアティブの3分野に限定されている。さらに、ジェンダー・W I D の推進体制については明確ではない。

下におけるジェンダー・WIDの推進については記載されているが、実際にどのように運用されているか、ODA調整機能を持つ外務省との連携体制がどのようになっているのかについては明確ではない。

1-4. JICA中期目標・中期計画

我が国のODA政策におけるジェンダー・WIDの位置づけは、ODA事業の実施機関であるJICAの中期目標・中期計画の策定にも影響を及ぼす。外務省はODA大綱に基づき5年毎に中期目標を策定している。JICAは同中期目標を受け、中期計画を作成し、主務省庁である外務省に認可を受ける。

これにより、ODA大綱をはじめとするODA政策の基本方針および具体的な施策にジェンダー格差の是正がより一層明示され、業績評価の対象となり、JICAの中期目標・中期計画策定にもジェンダー・WIDの取組みを反映することがより容易になる。

ODA政策のジェンダー・WIDの位置づけはJICAの中期目標、中期計画策定に影響を及ぼす。

提言

(1) ODA政策におけるジェンダー主流化の位置づけ

ODA政策の基本方針であるODA大綱、ODA中期政策などにおいて、ジェンダー平等の促進を基本的方向性として明確に位置づけることが必要である。

新ODA大綱の基本方針として明記された男女共同参画と女性の地位向上の取組みについては、今後改定される予定であるODA中期政策に、ジェンダー平等の達成を基本理念や重点課題として位置づけ、あらゆる開発援助分野においてジェンダー主流化を促進することの明示が必要である。その他にも、後に述べる国別援助計画などにおいて、ジェンダー主流化を基本方針に据えることが重要である。

同様に、あらゆる分野においてジェンダー平等を促進するイニシアティブ、たとえば「ジェンダー主流化イニシアティブ（仮称）」が早期に策定されることが望ましい。

ODA政策においてジェンダー平等の促進を明確に位置づけることが必要である。

(2) ODA政策のジェンダー主流化方針に基づいた事業実施およびモニタリング

ODA 事業におけるジェンダー主流化の実現には、評価体制の整備が必要である。

ODA事業におけるジェンダー主流化を実現するためには、ODAに携わる全ての関連省府や機関、団体が新ODA大綱をはじめとしたODA関連の政策（基本計画を含む）に基づき、ジェンダー主流化に向けた事業を効果的に実施し、モニタリングをしていくことが必要不可欠である。その上で、政策評価の一環として、ジェンダー・WID支援に対する取組みが適切に評価され、ODA事業にフィードバックされるような評価体制の整備が求められる。

そのためには、ODA担当府省の連携体制を明確化するとともにODA事業に携わる全てのアクターの連携を促進することが重要となり、ODA担当府省が具体的な事業計画を作成することが求められる。JICAもこれらODA関連の施策に基づいて、中期目標・中期計画の策定を行い、施策・事業が全体として整合性を保つことが望ましい。

2. 国別計画におけるジェンダーの視点

国別計画とは「国別アプローチ」の一貫として、援助対象国の実状に応じ、重点的に協力すべき課題、分野等を特定し、援助の基本方針を決めてゆくものである⁸。我が国の援助実施機関は、外務省によって策定される国別援助計画に基づき、国毎の支援方針を決めている。本節では他援助実施機関の指針となる外務省の「国別援助計画」およびJICAの「国別事業実施計画」について概説する。

2-1. 外務省「国別援助計画」

ODAに関連した政策においてジェンダーの位置づけが低いことは、外務省が作成している国別援助計画へジェンダー視点が反映されないことにつながる。これは、国毎のジェンダー格差を生み出す社会構造を十分踏まえないまま、国別の支援計画が作成されていることを意味する。JICAやJBIC、ODA事業に関わっている他省庁の援助も外務省の国別援助計画をベースに形成・実施されているため、国別援助計画にジェンダーの視点が反映されないと、ODA事業におけるジェンダー主流化も促進されない。

(1) ODA政策を踏まえた国別援助計画の策定

「国別援助計画」とは、被援助国の政治・経済・社会情勢等を踏まえ、開発計画や開発上の課題を勘案した上で、今後5年間程度を目途とした日本の援助計画を示すものである。ODA大綱やODA中期政策の下に位置づけられ、具体的な案件形成の指針となることを目指している⁹。このため、ODA大綱の基本理念や原則、重点項目においてジェンダー・WIDに関する取組みについて明記されないと、国別援助計画にもジェンダー視点が反映されにくくなる。

国別援助計画は ODA 政策に基づいて作成されるため、ODA 政策におけるジェンダー・WID の位置づけは重要である。

⁸ 国際協力事業団(1999)『JICA 貧困削減ガイドライン策定のための基礎調査報告書』、13 頁。

⁹ 現在 15 ヶ国に対して策定済みであり、今後更に 9 ヶ国に対して策定予定である。

策定済み国：バングラデシュ、タイ、ベトナム、エジプト、ガーナ、タンザニア、フィリピン、ケニア、ペルー、中国、マレーシア、カンボジア、チュニジア、ザンビア、ニカラグア

策定予定国：スリランカ、モンゴル、インド、インドネシア、セネガル、パキスタン、ラオス、カザフスタン、グアテマラ(以上平成 15 年 2 月現在)

(出典：外務省ホームページ「地域・国別政策」

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ODA/seisaku/seisaku_3/sei_3f.html 閲覧：03/08/22))

現在までに公表されている「国別援助計画」では、ジェンダー・WIDに関する支援は、「3. 我が国の対〇〇国援助政策」の「(4) 重点分野・課題別援助方針」において「母子保健」「リプロダクティブ・ヘルス」「基礎教育」等の分野の女性支援として扱われている。これらは多くの場合、WIDイニシアティブおよびODA中期政策で挙げられているジェンダー・WIDに関する3つの重点分野（教育、健康、経済・社会活動への参加）に限られている。

このように、ODA大綱をはじめとしたODA政策の中で、全ての分野におけるジェンダー主流化が明記されていないことにより、ジェンダーの視点が国別援助計画にも反映されないことにつながっている。国別援助計画はODA関連の事業を実施している全ての省庁・機関が案件策定の指針として扱っているため、本援助計画に対するジェンダー主流化の重要性は高い。

(2) 対象国のニーズにあった国別援助計画の策定

国別援助計画にジェンダー視点が反映されないと、対象国の社会構造や文化の中で生活している男女のニーズとその違いに焦点を当てることなく計画が策定されてしまう。前述のとおり、世界の貧困層の約7割が女性であるような状況で、女子教育、母子保健、HIV/エイズ等、女性に特化した支援を行う必要はある。しかし同時に、何故このような状況をもたらしたのか、構造的な要因を分析しなければ、根本的な解決策は導き出せない。このためにはジェンダーの視点から対象国それぞれが抱える諸問題を分析する必要がある。たとえば教育の男女格差の是正を目的とし、女性の就学率を向上させるための支援としては、教育設備を整え、技術協力を通じて教員の能力強化を行う必要がある。同時に、女子が学校に通わない理由を明確にして、その理由に対処していくことも必要である。たとえば女子が校舎や通学路における安全対策の理由で通わないのか、親の反対で通えないのか、あるいは家の仕事が増えて途中で退学してしまうのかによって対処法は異なる。つまり、そのような状況をつくりだす社会構造を分析した上で、社会背景をも視野に入れた包括的な支援を行うことが重要なのである。

男女格差を生み出す社会構造を分析した上で包括的な支援を実施しない限り根本的な解決策は導き出せない。

ODA政策の中で全ての分野におけるジェンダー主流化が明記されていないため、ジェンダーの視点が国別援助計画にも反映されないことにつながってしまう。

国別援助計画は対象国のニーズに合った援助を実施するための計画であり、国によって大きく異なる社会的要因も考慮した計画づくりを行わないことには、効果的・効率的な援助は実施できない。すなわち、国別援助計画を策定する段階で、対象国の状況をジェンダーの視点から分析し、ジェンダー分野の取組み方針を含めることが、効果的な支援を行うにあたって不可欠なのである。

国によって大きく異なる社会的要因を考慮した計画作りを行うためには、国別援助計画の策定段階にジェンダーの取組み方針を含めることが不可欠である。

2-2. JICA「国別事業実施計画」

JICAの「国別事業実施計画」はJICAの事務所設置国において作成されている。このうち、外務省の国別援助計画が策定されている15ヶ国では右計画に基づいて作成され、国別援助計画が未策定の国については、外務省が実施する政策協議、JICAが派遣するプロジェクト確認調査、プロジェクト形成調査等の結果を踏まえて作成している。JBICも外務省の国別援助計画を基にして各支援対象国の「国別業務実施方針」を策定しており、国別援助計画が策定されていない国については、同じく外務省が作成している地域・国別援助方針を念頭に国別業務実施方針を作成している。

JICA 国別事業実施計画には、WID・ジェンダーが「留意点」として位置づけられているものの、それだけでは事業計画全体へのジェンダー主流化にはつながらない。

JICAの国別事業実施計画は、対象国で実施している協力案件を整理し、今後のJICA事業の方針を取りまとめたものである。この計画では「第3章 JICA協力上の留意点」の「3. グローバル・イシューの取組みの方向性および実施上の留意点」として「貧困」、「環境」と並んで「WID・ジェンダー」を記述する項目がある。ジェンダーという項目が明記されているため、外務省の国別援助計画よりもジェンダー分野での取組みが明確になっているが、「第1章当該国における開発の方向性」の「(2) JICAの協力の基本的な考え方」ではなく、「留意点」として位置づけられているため、ジェンダーが重要と認識されたとしても、事業計画全体へのジェンダー主流化にはつながらない。したがって、国別事業実施計画において、事業計画全体へのジェンダー主流化を促進するようにジェンダーを位置づけることが必要である。

提言

ジェンダーの視点に
立った国別援助計画
が策定され、JICA を
含む援助実施機関が
この国別援助計画に
基づいて事業を計
画・立案・実施する
ことが重要である。

外務省の国別援助計画には、国毎に異なるジェンダー関係と社会の状況を考慮して国別援助計画を策定し、そこにジェンダーの取り組み方針を含める必要がある。

その上で、全ODA事業が国別援助計画に基づいて計画・立案・実施されることが必要である。

JICA「国別事業実施計画」についても、『課題別指針』に「全ての事業にジェンダーの視点を組み込むことを国別事業実施計画の基本とする」（17 頁）と明記されているように、「ジェンダー・WID」を留意点ではなく基本方針として位置づける必要がある。

3. ジェンダー主流化に向けた連携

ODA事業におけるジェンダー主流化を促進するため、ODAに携わる全てのアクターが連携して事業を進めなければならない。このような連携を担うべきフォーカルポイントが十分に機能していないことが、ODA全体へのジェンダー主流化の促進を妨げている要因の一つである。

ODAにおけるジェンダー主流化は「全て」の援助実施機関が連携して実施する必要がある。

本節では(1)中央レベルでの連携、続いて(2)在外公館を中心とした連携について概説する。中央レベルでは、主に外務省および女性の地位向上のための国内本部機構(以下、ナショナル・マシーナリー)のフォーカルポイントとしての役割を取り上げ、その役割を果たすにあたっての課題をレビューする。また、近年の開発援助におけるNGO¹⁰の重要な役割を鑑み、外務省やナショナル・マシーナリーとNGOとの連携もレビューする。在外公館を中心とした連携については、我が国政府関係者だけでなく、開発途上国の現場で開発援助に関わっている全てのアクター間の連携を進めるために、在外公館の役割と課題について述べる。

3-1. 中央レベルでの連携

我が国のODAの実施体制について、旧ODA大綱では「6. 実施体制等」の「(2) 効果的・効率的な実施体制の確保等」において「関係省庁間の連絡・協議体制を確立し、ODAの効果的・効率的な実施体制を確保する」と明記されている。また、新ODA大綱では、「III. 援助政策の立案および実施」の「1. 援助政策の立案および実施体制」にて、「(2) 関係府省間の連携」として「政府全体として一体性と一貫性のある政策を立案し、実施するため、対外経済協力関係閣僚会議の下で、外務省を調整の中核として関係府省の知見を活用しつつ関係府省間の人事交流を含む幅広い連携を強化する」と明示されている。

ODAの効果的・効率的な実施のためには省庁間の連絡・協議体制が重要である。

¹⁰ 一般的にNGO(Non-governmental organization)は、国連諸機関と協力関係にある政府以外の非営利組織を指すのに使われている。本報告書では、NGOを「開発、経済、人権、人道、環境等の地球規模の問題に取り組む非政府・非営利の組織」とし、NPO(Non-profit organization)や女性団体等を含めるものとする。(出典：外務省ホームページ「ODAとNGO」http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ODA/seisaku/seisaku_4/index.html 閲覧：03/8/22)

中期政策では、「IV. 援助手法」の「1. 政府開発援助の政府全体を通じた調整および各種協力形態・機関間の連携」において「ODAに関係する省庁間の連絡の場を拡充させるなど関係省庁間の情報の共有化、相互の意思疎通の円滑を進めつつ、政府全体を通じた効果的・効率的な連携および調整のシステムの確立を図る」とある。

本節ではODA事業でのジェンダーの取組みに関する調整機能を司っている外務省とナショナル・マシーナリーの役割と課題、そしてこれら機関とNGOとの連携について、以下に概説する。

(1) 外務省の調整機能

外務省設置法第三条には外務省が「平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組みを通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国および日本国民の利益の増進を図ることを任務とする」とある。そしてその任務を達成するため、同法第四条二十六に「政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画および立案の調整に関すること」の事務を外務省が司っていることを明記している。外務省はODAを実施している他の12省庁¹¹の技術協力担当部署と連携を取っている。ODA事業が外務省を中心に省庁横断的に実施される施策であることから、関係省庁間の連携をはかり、整合性を保ち、効果的・効率的に実施する重要性は繰り返し認識されてきた。このため、関係省庁の連携・調整を強化し援助の政策および実施について外務省と関係省庁の間で審議・意見交換を行う「政府開発援助関係省庁連絡協議会」、技術協力について審議する「技術協力連絡会議」、「ODA評価連絡会議」等が設置されている。しかし、省庁によっては技術協力におけるジェンダー担当部署が明確ではないこと、また、各省庁が実施しているODA事業におけるジェンダー分野の取組みが明確に把握されていないこともあり、外務省もジェンダー分野の技術協力の全体像を十分に把握しきれていない。

外務省は、外務省設置法により、ODAを実施する関係省庁の連携・調整の役割を担っている。

各省庁が実施するODAにおけるジェンダー分野の取組みが明確に把握されていない。

¹¹ 平成15年度ODA一般会計予算は次の13省庁に配分されている。外務省、財務省、文部科学省、経済産業省、内閣本府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省。

また、外務省内でも開発とジェンダー分野の取組みは、担当業務によって別々の部署が担当しており、これら部署間の連携が図られているとは必ずしも言えない。外務省において開発とジェンダー分野に関連している部署は大きく分けて二つある。すなわち経済協力局と総合外交政策局国際社会協力部である。経済協力局はODAの実施により、開発途上国の経済社会開発、福祉の向上などを積極的に支援することを任務としている。国際社会協力部は、主に国連組織を通じた女性の地位向上に係る外交政策面での取組みを行っている。

外務省の中でもジェンダー分野の取組みは二部署に分かれて行われており、情報の共有が十分でない。

ここで問題となるのは、これら部署間で情報が十分共有されないまま、我が国の開発とジェンダー分野の取組みが進められていることである。ODA事業にジェンダーの視点を効果的に組み込むためには、これら担当部署間において、方針と情報に係る連携が密にとられることが不可欠である。

(2) ナショナル・マシーナリー：女性の地位向上のための国内本部機構

ナショナル・マシーナリーとは、女性の地位向上を取り扱う機構として政府が認めた単一の組織又はしばしば異なった当局の下にある数種の組織の複合体である。我が国のナショナル・マシーナリーは、男女共同参画推進本部（以下、推進本部）、男女共同参画会議、および事務局体制（内閣府男女共同参画局）等によって構成され、男女共同参画社会づくりに関するさまざまな事項の企画立案、総合調整等を行っている。ただし、男女共同参画局はODA全体におけるジェンダー主流化に係る各省庁間の調整を第一義的な任務として行うわけではない。

ナショナル・マシーナリーである男女共同参画局は、ODAにおける調整を第一義的な任務としていない。

ODA全体においてジェンダー主流化を推進するためには、ナショナル・マシーナリーが以下の役割を果たすことが求められる。男女共同参画会議は政府の施策の実施状況についてモニターする機能をもつことから、基本計画に掲げられているODAに関する施策についてその実施状況について適宜モニターすることである。さらに、外務省を中心として開催される関係省庁のODA関連の連絡会議等においては、あらゆる案件におけるジェンダーの視点の必要性

ナショナル・マシーナリーはジェンダー主流化の実施状況をモニターし、関係省庁に適宜知見・情報提供をする必要がある。

の認識を高めるため、適宜知見・情報提供を積極的に提供することも求められる。

(3) NGOとの連携強化

国際協力活動における NGO との連携強化が必要である。

近年、NGOによる国際協力活動の国際社会に果たす役割の重要性は高く評価されている。ODAにおけるNGOのパートナーシップは、連携と支援の2つの側面があり、それらを充実させていくためにNGOとの対話の強化が必要である。

NGOに対する支援活動として、外務省は2002年度に従来の国内外のNGO活動等を対象とした「草の根無償資金協力」のうち我が国NGOを対象とした部分と、我が国NGOを対象とした「NGO緊急活動支援無償資金協力」の両制度を統合し、「日本NGO支援無償資金協力」を設立した。また後述のとおりJICAも2002年度より従来の「小規模開発パートナー事業」「開発パートナー事業」および「開発福祉支援事業」を整理・統合し「草の根技術協力」を創設している¹²。

NGO との様々な対話の場で、ジェンダー主流化が議題として取り上げられることはほとんどない。

次に、NGOとの対話の場として、1996年度より年4回開催されている「NGO・外務省定期協議会」があり、更なる対話の促進を目的として2002年度より全体会議に加え、小委員会が設立されている。その他「NGO・JICA協議会」¹³、「NGO・JBIC協議会」¹⁴、人口・エイズ、感染症分野について意見交換する「GII/IDIに関する外務省・NGO定期懇談会」¹⁵などがある。

しかし、これらの意見交換の場では一部を除いて、ジェンダーが主な議題として取り上げられることはほとんどない。その理由として、外務省がODAにおけるジェンダー主流化の重要性を明確に打ち出しておらず、「GII/IDIに関する外務省・NGO定期懇談

¹² 外務省(2002)『政府開発援助(ODA)白書2002年版－「戦略」と「改革」を求めて－』、132頁。

¹³ NGOとJICAが対等なパートナーシップに基づき、双方の連携による効果的な国際協力および国際協力に対する市民の理解と参加を推進するため、1998年に設置された。

¹⁴ NGOとJBICが情報交換・相互対話を行うことにより、業務の透明性を高めるとともに、両者の相互理解を深めること、また円借款業務の質の向上を目指して、そのための情報交換および具体的連携の可能性について協議するため、2001年に設置された。

¹⁵ 「人口・エイズに関する地球規模問題イニシアティブ(GII)」と「沖縄感染症対策イニシアティブ(IDI)」の効果的な実施を目的とした、NGOと外務省との定期協議の場である。(出典：外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ODA/seisaku/seisaku_4/taiwa/gii_id.html 閲覧：03/8/22))

会」のようなジェンダーの視点を盛り込んだ懇談会も設置されていない。また、全てのNGOがジェンダーの視点に立った事業を必ずしも実施していないことが挙げられる。この状況では、ジェンダーはNGOとの対話の場で議題として取り上げられにくい。このため、我が国のODAにおけるジェンダー主流化の重要性を明確に打ち出し、NGOとの連携の場においてジェンダー分野を適切に位置づけることが求められる。

3-2. 在外公館を中心とした連携

ODAにおけるジェンダー主流化は国内のみで実現されるものではなく、開発援助が実施される現場において全ての開発パートナーが共同で取組むことによって、さらなる推進が可能になる。日本政府、JICA、JBIC等は主に相手国の政府機関に対する支援を中心に行っているが、ボランティア、NGO、学者・研究者等は草の根レベルで地域住民との相互理解を推進するなど、ジェンダー分野の支援について革新的な取組みを行ってきた。このように、様々なレベルにおいて実施される開発援助から得られる教訓を、今後の効果的・効率的な援助の実施のために活かす必要性が高まっている。

このような流れを受け、開発援助に携わる全てのアクターがそれぞれ保有する知見・経験を共有し、効果的な開発援助を実施するため、日本政府、JICA、JBIC、NGO、民間セクター、学界間の連携をフィールドレベルにて推進する動きがある。「第二次ODA改革懇談会」¹⁶の最終報告には、「ODA実施体制の抜本的な整備」の「具体的な改革方策」の一つとして「(1) 一貫性の確保」のため「大使館は、実施機関との連携を密にして、一貫性を保った国別援助計画の実施を促すために定期的な協議会を設ける。さらに実施機関と協力して現地での援助コミュニティとの対話を進める」ことを提言している。そしてこの提言を受け、平成14年7月9日

開発途上国で活躍している様々なアクターの経験・知見を共有し、効果的・効率的な援助の実施に活かす必要がある。

¹⁶ 外務大臣の私的懇談会として設置され、2002年3月に最終報告を提出した。最終報告の3つの柱として(1)国民の心、知力と活力を総結集したODA、(2)戦略を持った重点的・効果的なODA、(3)ODA実施体制の抜本的整備、が挙げられている。なお、本報告を受け、戦略的ODA・経済協力政策を目指し、「司令塔」の役割を担う「ODA総合戦略会議」が設置され、2002年6月から活動を開始している。

に外務大臣より発表された「ODA改革・15 の具体策について」では、「出来るものから、直ちに実施する」との方針の下、具体策の一つとして「我が国NGOが多く活躍する開発途上国において我が国大使館、JICAやJBICの駐在員事務所とNGOとの定期協議会（ODA大使館）を直ちに開始」することが明記されている。

このような定期協議会にてジェンダー分野の取組みについて主導的な役割が期待されているのが、主要な在外公館に配属されている「WID担当官」である。前述の基本計画においても「大使館におけるWID担当者の指名」を具体的施策の一つとして挙げている。在外公館のWID担当者は、前述の定期協議会で協力現場でのジェンダー主流化活動と情報共有の促進を図ることが期待されている。

しかしながら、在外公館、JICA、JBIC、NGOを含めた定期的な連絡会を開催している国もあるが、未だ全ての開発途上国で制度化されているわけではない。また、開催頻度、討議内容等も国によって異なり、ジェンダー主流化についての議論が取り上げられていないことが多い。

また、在外公館においてジェンダー分野のフォーカルポイントの役割を期待されているWID担当官についても、ジェンダーに関する専門知識を十分に有していない人材が任命される例や、業務繁忙のため十分にその機能を発揮できない例もある。

在外公館においてジェンダー・WIDの取組みを推進するのがWID担当官である。

在外公館、JICA、JBIC、NGO等の定期的な連絡会の開催は全ての国で制度化されておらず、ジェンダーについて議論する場がない。

WID担当官のジェンダー・フォーカルポイントとしての機能が発揮できない場合も多い。

提言

(1) 中央レベルの連携強化に向けた連絡会の設置・強化

ODAにおけるジェンダー主流化を促進するために、ODAの調整機関である外務省を中心に、省庁間の連携機能が強化される必要がある。このために、既に外務省内に設置されている連絡会議等において、ジェンダー主流化の重要性の認識を高め、ジェンダー平等達成という目標についての共通認識を得ることが重要である。

同時に、外務省経済協力局および男女共同参画推進本部に関する窓口である同省国際社会協力部人権人道課を中心に、各省庁の男女共同参画推進本部主管課等、実施機関である JICA、JBIC、代表的なNGOおよび女性団体を含めた連絡会を設置し、ODA事業におけるジェンダー主流化を促進するための連携強化を開始することが望ましい。

本連絡会に求められている役割は、日本のODA事業へのジェンダー主流化を関係機関横断的に議論し、官民それぞれの特性を踏まえたジェンダー主流化の可能性を探ることである。その上で、全ての援助実施機関が取り組むべきジェンダー主流化の方向性を提示し、具体的な提言を行うことが必要である。このため、まず外務省が我が国ODAにおけるジェンダー主流化をODA政策の原則として明確にする必要がある。さらに、ODA政策に基づき、関係省庁は事業実施状況等についての情報提供を行うこと、実施機関においては政府の方針を参考に事業を実施することが求められる。またNGO等の団体においては、ジェンダーの視点に立った草の根レベルの支援活動を促進することが重要である。たとえば「NGO分野別研究会」¹⁷等が作成するガイドラインにおいてもジェンダー視点を確保する必要がある。各機関・団体の様々な現場の経験や実施・評価方法等についての情報提供および共有を行うことが重要である。

併せて、政策に基づいてODA事業が実施されているか、案件実施により開発途上国のジェンダー平等にどのような効果をもたらしたのか等について、個別案件毎ではなく包括的なモニタリング・評価を行うことが重要である。

中央レベルでの連携強化のために、外務省を中心とした省庁間の連携機能を強化するため、

- ① 外務省内の連絡会議等でのジェンダー主流化に対する共通認識を高める。
- ② 外務省を中心に各省の男女共同参画推進本部等、各実施機関、NGO等を含めた連絡会を設置する。

政策に基づいてODA事業が実施されているか、ジェンダー平等にどのような効果をもたらしたか等について、包括的なモニタリング・評価を行うことが重要。

¹⁷ 外務省のNGO活動に対する支援事業の一つであり、「保健・医療」、「教育」、「農業」の三分野に設置されている。主なメンバーおよび事務局はそれぞれの分野で活躍するNGOである。(出典：外務省(2003)『政府開発援助(ODA)白書2002年版－「戦略」と「改革」を求めて－』、133頁。)

(2) 在外公館のジェンダー・フォーカルポイント (W I D 担当官) の機能強化

W I D 担当官の役割を明確に規定し、その役割を果たせるような体制整備が必要である。

在外公館に配属されているW I D担当官が、協力現場でのジェンダー・フォーカルポイントとして十分に機能していない状況を改善するためには、まずW I D担当官の役割を明確に規定することが必要である。ジェンダー・フォーカルポイントの業務に含まれる項目として、協力現場でのジェンダー関連情報の収集・分析、配属されている在外公館が実施している事業へのジェンダー主流化、研修やセミナー開催などを通じて援助関係者のジェンダー分野に対する認識の強化、他の援助国／機関、NGO、ボランティア、学者、研究者等との連携が挙げられる。

本来は社会・ジェンダーの専門家がW I D担当官として配属されるべきであるが、外務省内で開発とジェンダーに関する専門性を有する職員が少ないこと、そして我が国全体としても社会・ジェンダーの専門家の数が少ないこと等から、現状では派遣前の研修を通じてW I D担当官の能力を強化することが効率的である。また、W I D担当官がそのフォーカルポイントとしての任務を全うできるような在外公館の体制強化・整備も必要になってくる。そして、将来的に社会・ジェンダーの専門家が全ての在外公館に配置されることを念頭に置いた在外公館の機能強化策を講じることが重要である。

(3) 在外公館を中心とする定期的な協議会の開催

定期協議会を制度化し協力現場の多様なアクターの参加を促進する必要がある。

現在ODAに携わる援助実施機関は外務省（在外公館）、J I C A、J B I C、NGO、民間セクター等多岐にわたっている。前述の「ODA改革・15 の具体策について」で述べられた具体策、すなわち在外公館を核とした連携の強化は、効果的・効率的な開発援助の実施の観点からも行われるべきものである。したがって、日本の在外公館が存在し、ODA事業を行っている全ての開発途上国において定期協議会（「ODA大使館」）の開催を進めていくことが求められる。

さらに、開発事業へのジェンダー主流化を促進するためには、定期協議会を有効に活用することが挙げられる。この場合「ODA大使館」の制度化と併せて、WID担当官・ジェンダー専門家の配置と機能強化が必要であることは言うまでもない。また、ODA事業に関わっていない現地のNGOや学者・研究者等のアクターの参加も促進し、より幅広い視点からの情報交換を行っていくことも有益である。また、日本の援助関係者のみならず、現地のジェンダー専門家、NGO、学者・研究者、民間企業、草の根レベルの指導者、他のドナー国政府や援助機関との連携も不可欠である。さらに、国際機関との連携については、本部レベルのみならず、現地レベルで情報交換、意見交換、連携事業等通じ、より緊密な連携を行っていく必要がある。

現地のジェンダー専門家、NGO、学者、研究者、他のドナー国政府や援助機関との連携も不可欠である。

4. ジェンダー・WID案件実績のモニタリング

ODAにおけるジェンダー・WID案件の実績は、

- ① JICA、JBIC 共通の基準がなく
- ② 外務省以外の12省庁からの報告がないため、正確に把握されていない。

経済協力開発機構開発援助委員会(以下、OECD/DAC)¹⁸は、加盟国のODAにおけるジェンダー平等に向けた取組みをモニターする目的で、ジェンダー・WID案件実績を定期的に集計している。我が国政府もジェンダー・WID案件の実績を外務省が定期的に取り纏めOECD/DACに報告している。しかし、ジェンダー・WID案件の基準はJICA、JBIC、外務省の間で統一されていないため、正確な数値は得られていない。

現在外務省、JICA、JBICが担当しているODA事業について、それぞれの機関が独自の基準を以って「ジェンダー・WID案件」の実績を集計し、外務省担当部署に報告している。たとえば、JBICはOECD/DACの基準に基づき、ジェンダー配慮が行われた案件をGender Principal 或いはGender Significant 案件に分類している。他方JICAでは、『課題別指針』に定義されている基準にもとづいて、WID案件、ジェンダー平等案件、ジェンダー関連案件として分類し、実績集計を行っている。このように、案件の分類基準はそれぞれの援助形態のニーズに合うように調整されている。

たとえばJICAとJBICの過去6年間にわたる金額実績を見てみると、ジェンダー・WID案件全体の金額そのものはJBICが大きいことが分かる。各々の総事業費に占めるジェンダー・WID案件の金額の割合は、過去6年間でJBICは0～10%の間で上下しており、JICAは10～15%に増加傾向にあることが伺える。しかし、ジェンダー・WID案件の基準がそれぞれ違うため、ODA実施機関全体としてのジェンダー主流化の取組みが把握しにくい状況になっている。

¹⁸ OECD/DACは主要二国間ドナーが、持続的開発を目標とした援助の効果向上のための議論を行うフォーラムである。1961年に発足し、現在23ヶ国がメンバーである。下部組織として各種作業部会が設置されており、ジェンダーについては「DAC女性と開発専門家グループ」を前身とした「ジェンダー平等作業部会」が1984年に設置されている。(出典：OECDホームページ「Development Co-operation (DAC), About OECD」(http://www.oecd.org/about/0,2337,en_2649_33721_1802984_1_1_1_1,00.html 閲覧:03/08/22))
なお、下部組織改変の決議([DCD/DAC(2003)12/REV2]2003年3月28日)により、2003年4月1日から「ジェンダー平等ネットワーク」と名称が変更された。('Joint Meeting of the DAC and the Chairs of DAC Subsidiary bodies on 24th June 2003(27 May 2003)')

さらに、外務省以外の 12 省庁は、ジェンダー・W I D 案件の実績について外務省に報告していないため、ODA 全体のジェンダー・W I D 案件の実績を取り纏めることが難しいのが現状である。これは ODA におけるジェンダー分野の取組みが全体として正確にモニターされていないことを意味し、日本の ODA に対する国民への説明責任（アカウンタビリティ）はもとより、国際的な評価にも大きく影響する可能性がある。

ODA 全体の取組みが把握できないことは、日本の ODA に対する国内、国外の評価に影響する。

国際的な評価の一例として、OECD/DAC のモニタリング・評価がある。OECD/DAC の加盟国は、ODA の分野別実績を DAC 統計指示書に基づき OECD/DAC に定期的に報告している。ジェンダー分野については、OECD/DAC のジェンダー平等作業部会が統計作業部会と共にジェンダー案件の統計基準を 1980 年代から検討してきた。さらに、OECD/DAC の「ジェンダーの平等・女性のエンパワーメント指針」において、ジェンダー平等・女性支援の案件数と援助額の実績のモニタリングは、加盟国のジェンダー平等推進に向けた取組みを評価する有効な手段の一つとしている¹⁹。現在 J B I C が使用している統計基準は 1997 年に発表された OECD/DAC の「W I D / ジェンダー政策マーカー」である。

日本の実績は外務省が取り纏めて OECD/DAC に提出しているが、これら実績は OECD/DAC の国別援助審査でも活用される。OECD/DAC は定期的に加盟国 2 ヶ国が他の加盟国 1 ヶ国を対象に評価を行っており、評価対象の分野にはジェンダーの取組みも含まれている。この際、外務省が報告している案件実績が活用されることは言うまでもない。日本が対象となった 1999 年の国別援助審査では「1995 年以来、W I D やジェンダー平等を事業形成や実施面で取り入れた案件数が増えてきている。（中略）しかし、日本の援助では、まだ女性に焦点を当てたわずかな事業を実施しているにとどまり、そこからジェンダー分析を全事業に適用する制度

OECD/DAC の国別援助審査には、ジェンダーの取組みも評価対象となっている。

¹⁹OECD(1998) ‘DAC Guidelines for Gender Equality and Women’s Empowerment in Development Cooperation’ p. 28.

へ移行するにはいくつかの難しい問題をかかえている」²⁰と指摘している。

ODAの実施機関であるJICAおよびJBICが異なる統計基準を使用してジェンダー分野の実績を外務省に報告していること、そしてODAに携わっている全12省庁がジェンダー分野の実績を外務省に報告していないことは、ODA全体におけるジェンダー平等に向けた取組みが正確にモニターされず、日本の援助におけるジェンダー主流化およびジェンダー平等の達成度が見えないことにつながる。その結果、日本のODA事業に対する国内・国際的な評価にも影響を及ぼす。

提言

共通の統計基準を検討し、ジェンダー主流化の取組みの報告を徹底することが重要である。

ODAの各援助形態に共通したジェンダー・WID案件の日本としての基準の設定について外務省を中心に検討する必要がある。そのうえで各省庁、実施機関にジェンダーの取組みについて報告することを徹底することが重要である。ジェンダー・WID案件を計る一定の基準がなく、ODA事業を実施している全省庁、実施機関が外務省に報告していないことは、ODA全体におけるジェンダー主流化の現状を数字として把握できず、全体として評価できないことを意味する。一方で、ジェンダーは横断的イシューであるため、明確に女性をターゲットしたプロジェクト以外の正確な統計を集計することは元来難しいのも事実である。統計とは本来現状を正確に把握し、必要であれば変革を促進するための手段であるので、基準の統一化を求めることが重要である。また、ODAにおけるジェンダー平等に向けた取組みの評価は、プロジェクトレベル、国別援助計画レベル、ODA活動全体のレベルという3つのレベルで体系だてて行われることが必要である。

²⁰ 経済協力機構開発援助委員会(1999)『日本の開発協力政策および計画に関する審査報告書』、40頁。

5. ジェンダー研修

開発援助におけるジェンダー主流化を促進するためには、開発援助に携わる全ての人々がジェンダーに関する知識と理解を持ち、事業を実施することが重要である。しかし、我が国ODAにおいてはジェンダーの知識を十分に有する専門家が不足していることに加え、ジェンダーの一般的な知識さえも有していない開発援助従事者が多いのが現状である。

ジェンダーの知識を十分に有する専門家が不足しているだけでなく、ジェンダーに関する一般的な知識も有していない開発援助従事者が多いという現状がある。

開発におけるジェンダー主流化を進めるために、全ての開発援助従事者がジェンダーに対する理解・知識を持って業務を遂行することは必要条件の一つである。特に、在外公館に派遣される幹部を含む外務省、他省庁の職員、民間からの出向者等に対して「ジェンダーと開発」に関するオリエンテーションや研修を派遣前に実施することが重要である。

協力現場で活躍する開発援助従事者に対するジェンダー研修も必要である。たとえば、在外公館に配置されるWID担当官によるジェンダー研修の開催は、ジェンダー専門家以外の援助関係者のジェンダーに対する理解を深めるための一つ的手段として有効である。しかし同時に、研修やセミナーを現地のジェンダー専門家に依頼する等の対策を講じ、より業務に即した情報を得る機会を提供することによって、ジェンダー主流化の促進を図ることも重要である。

このように、開発援助に携わる全ての人材がジェンダーに関する知識と理解を習得するための研修が必要不可欠であり、あらゆるレベルでジェンダー研修の機会を拡大しそのための実施体制を整える必要がある。他援助機関の例を取ると、たとえばUNDPでは全ての人材が研修や勤務評価等を受けることを通じ、ジェンダー平等の意識を高めることによって、UNDPの全事業におけるジェンダー主流化を進めている。

しかし、外務省をはじめ他省庁、ODA実施機関、民間セクター等がジェンダー研修を受ける機会は十分に確保されていない。このため、今後は外務省の職員のみならず、開発援助に携わっている全ての省庁の職員、JICA・JBIC職員、技術協力専門家、ジュニア専門員、青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、民間コンサ

ルタント、NGO等、全ての援助関係者がオリエンテーションや研修を受けるよう、体系的な研修の実施に向けて取組むことが課題として上げられる。

提言

幹部レベルを含めた全ての関係者がジェンダーに関するオリエンテーション・研修を受講できるような体制整備と内容・レベルの設定が必要である。

外務省職員はじめ各省庁の援助関係職員、JBICやJICA職員、技術協力専門家、ジュニア専門員、青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、研修監理員、民間コンサルタント、NGO等、全ての開発援助関係者がジェンダーに関するオリエンテーション・研修を受講することが望ましい。したがって全ての関係者がジェンダーに関するオリエンテーション・研修を受講できるような体制を整えるとともに、幹部レベル、一般職員、専門家等、対象者のニーズに応じた内容やレベルを設定することが求められる。また、これらを可能にするためにも、組織の上層部のジェンダーに対する取組みへの全面的な支持が不可欠であり、内部からの変革が重要である。

第二章 JICAにおけるジェンダー主流化の取組み： 課題と提言

第一章ではODA全体のジェンダー主流化の成果と課題をレビューし、政策レベルをはじめ、実施体制、人材育成におけるジェンダー主流化の状況が、それぞれの実施機関の事業におけるジェンダー主流化に直接影響を与えることが論じられた。JICAでは1991年に『分野別（開発と女性）援助研究会報告書』が出版されて以来、ジェンダー・WIDに対する取組みは強化されてきた。しかし、一方でJICA事業におけるジェンダー主流化が達成されたとは言いがたく、ジェンダー主流化の達成にはさらなる課題が残されている。

第一に、事業におけるジェンダー主流化を効果的に推進するためには、JICA組織のジェンダー主流化も考慮せねばならない。それにはジェンダーの専門部署を中心としたジェンダー主流化の推進体制、研修を通じた人材育成、働きやすい職場環境の確保に向けた方策が求められる。JICAでは前述の「分野別（開発と女性）援助研究会」の提言を受けて設置された企画部環境・WID等事業推進室（現企画・評価部環境・女性課）がジェンダーの専門部署となり、このような取組みを強化することによってJICAの組織、ひいては事業におけるジェンダー主流化の推進に努めている。しかし、これらの取組みは、環境・女性課のみならず関連部署が連携して、体系的に実施することが重要である。

第二に、JICAの事業は、計画、実施・モニタリング、評価、そして次の事業計画へのフィードバックという一連の行程（プロジェクトサイクル）に沿って実施される。プロジェクトサイクルにおけるジェンダー視点の強化は、JICAにおけるジェンダー主流化への取組みの中核をなす重要な取組みと考えられる。しかし、現状ではプロジェクトサイクルにおけるジェンダーの視点の組み込み方は未だ十分とは言えず、具体的な方法論の構築が課題となっている。

JICAのジェンダー主流化達成にはいくつかの課題が残されている。

課題1：
JICA組織におけるジェンダー主流化を
① 組織体制
② 人材育成
③ 働きやすい職場環境の確保
から取り組まなければならない。

課題2：
JICAのプロジェクトサイクルに基づいたジェンダー視点の組み込みが十分ではなく、具体的な方法論の構築が必要である。

課題3：
スキーム毎に手続きが異なり、ジェンダー視点の導入のタイミングがわかりにくい
ため、各スキームに則した実用的な導入方法が必要である。

また、上記のような方法論を構築する際には、JICAの多様な支援メニューを勘案しなければならない。すなわち、JICAの事業には、技術研修員受入、技術協力プロジェクト、開発調査、無償資金協力、草の根技術協力、ボランティア派遣、個別案件（専門家派遣）等さまざまな形態（スキーム）があり、事業ごとにその手続きは異なる。そのため、職員および専門家などの援助関係者は、各事業形態のジェンダー主流化を図ろうとした際に、プロジェクトサイクルのどの時点でどのようにジェンダーの視点を組み込んでいけばよいのかがわかりにくいという事態になっている。したがって、今後は各形態の業務・手続きに則して、援助関係者にとって実用的なジェンダーの視点の導入方法が必要となる。

課題4：
国別のジェンダー戦略の構築がなされていない。

第四に、JICA事業を開発途上国で実施する際、当該国におけるジェンダー課題と、それらに応じたJICAとしての国別のジェンダー戦略の構築が急務となっている。ジェンダーに関する課題は国、文化、宗教、民族等によって多様であり、この多様性を踏まえることによって、JICA事業の効果を上げることができる。しかし、現在地域ごとの取組みをレビューした報告書はあるが、詳細な分析にもとづいた戦略の構築までには至っていないのが現状である。

課題5：
ジェンダーとの関連性が見えにくい分野の取組みについて、担当者がジェンダー配慮の必要性を認識できるようにすることが必要である。

第五に、プロジェクトサイクルにジェンダーの視点を導入するためには、事業の効果が直接男女別に現れにくい（すなわち、担当者がジェンダーと関連していないと思う）分野であっても、実はジェンダーの問題が関係している、あるいはジェンダーの配慮が必要であると言った点を認識できるようにすることも課題の一つとなっている。例えば道路整備等の案件では、交通量の増加に対処するため道路を改良し、人員物資の移動の円滑化を図ることがプロジェクトの目標になっているため、担当案件がどのようにジェンダーと関連するのかが援助関係者にとって理解しにくい、といった点があげられる。

最後に、第一章ではODA中期政策に重点課題として「貧困対策や社会開発分野への支援」があげられており、その中の一分野として「開発途上国における女性支援（WID）／ジェンダー」に対する支援が明記されていることを述べた。その支援の一つとして「男女住民の参加や事業実施のジェンダー面に与える影響に配慮する

とともに、ジェンダーに関するモニタリング・評価結果の活用に努める」とある。そのためにはジェンダーなど見えにくい社会的な事象を分析し、指標を設定して目に見える形でモニタリング・評価しなければならない。そしてそのためにはプロジェクト計画時ないし実施の早い段階で、男女・民族・母語別等の定量的データ収集と分析はもとより、地域住民の意識を定量的および定性的なデータとして収集し、指標を設定しておく必要が生じる。しかし、意識調査等を含めた社会・ジェンダー調査は本来時間がかかるものであるという認識が強いために敬遠されがちである。したがって、プロジェクトサイクルに意識調査を確実に組み込むためには、そのための体系的かつ効率的な調査手法を確立しなければならない。

JICAを取り巻く環境はODA予算の削減、新ODA大綱の策定、独立行政法人化に伴う組織改編、説明責任の強化等による変動が著しい。その様な状況の中、効果が短期的・直接的には現れにくい、いわゆる「ソフト」の分野をいかにJICA内で推進していくか、上記を踏まえつつ、効果的な方策を講ずる必要がある。

本章では「1. 組織の体制強化・能力向上」においてジェンダー主流化推進体制、ジェンダー分野の人材育成、そして働きやすい職場環境の確保に係る課題と提言を抽出する。次に、JICA事業にもとづいたジェンダー主流化に向けた具体的な提言を提示すべく、「2. JICAプロジェクトサイクルにおける取組み」にて、事業サイクル、すなわち要望調査、案件検討、案件計画策定、案件実施・モニタリング、評価・フィードバックの事業サイクルにもとづいた分析を行い、方策を提示する。次に「3. 各種スキームの業務フローにおける具体的な方策」では、スキームによって異なる業務サイクルにおける方策を、技術研修員受入、技術協力プロジェクト、開発調査、無償資金協力、ボランティア事業、草の根技術協力に対して具体的な提言を行う。「4. 国別・分野別の取組み」では、国毎に異なるジェンダー課題に対する取組みと、ジェンダーの取組みが遅れている分野の考え方を提示し、課題を抽出する。最後に「5. ジェンダー主流化の手法としてのジェンダー統計・情報および指標」にて、ジェンダー情報に基づいた指標の設定、ジェンダー統計の必要性と活用法を提示する。

課題6：
ジェンダーに関する情報の収集・分析、そしてそれらを事業に反映させる方法論を確立させなければならない。

課題7：
効果が短期的・直接的には現れにくい「ソフト」の分野をいかにJICA内で推進していくか、効果的な方策を講ずる必要がある。

1. 組織の体制強化・能力向上

事業におけるジェンダー主流化は、JICA組織におけるジェンダー主流化なくして達成しがたい。

本報告書冒頭で述べたとおり、JICAは事業を企画・実施するにあたり、全ての人々が人権を保障され、幸福な生活を享受できることを目指す。そしてそのためにはJICA事業におけるジェンダー主流化が不可欠であることも併せて明記した。

事業におけるジェンダー主流化は、事業そのものだけでなく、JICA本部、事業を実施するJICA在外事務所と援助対象国政府および機関においても推進すべきである。特に、プロジェクトの企画・実施の主体となっているJICA組織におけるジェンダー主流化なくして、JICA事業へのジェンダー主流化も容易に達成しがたい。そこで、本節ではJICAが現在まで取り組んできたJICA組織へのジェンダー主流化の概要をレビューし、課題を抽出する。

JICAではジェンダーに関する取組みを1990年から実施しているが、今後は組織における体系的な方策の構築が必要である。

JICAでは1990年よりジェンダー・WID分野の協力を拡充してきた。現在ではJICAのジェンダー専門部署である企画・評価部環境・女性課が設置されている。また外部有識者を委員とする「ジェンダー・WID懇談会」（以下、懇談会）が方針・戦略を決定する政策レベルに、「重点課題別支援委員会『開発とジェンダー』」（以下、支援委員会）が、事業を対象とした助言を得るために設置されている。さらに、ジェンダーに関する職員研修も継続的に実施されている。また、女性にとって働きやすい職場環境を確保するために、セクシュアル・ハラスメントに対する取組みも平成11年から始まっている。

しかしながら、これらは個々の取組みとしては有効であるが、組織における体系的なジェンダー主流化の達成には十分ではない。たとえば、ジェンダーの専門部署を設置するだけでなく、ジェンダー主流化を促進する上で必要な権限と予算の確保が重要である。同時に、ジェンダー主流化を担う適正な人材の養成・確保も必要になる。また、女性の能力をJICAの政策やその意思決定過程へ積極的に活かすために、職員のジェンダーバランスへの配慮、能力と本人の意欲を基準とした女性職員の登用や、女性のライフサイクルを通じて働きやすい職場環境を整備する必要がある。特にセクシュアル・ハラスメントに関しては、人権問題でもあるとの認識の下、JICA

Aの職員だけでなく、JICAが開発途上国に派遣する専門家や青年海外協力隊員（以下、協力隊員）、シニア海外ボランティアをはじめ、開発途上国から受け入れている技術研修員への取組みも強化する必要がある。これら課題は包括的に取組むことによって、さらなるジェンダー主流化が達成できる。従って、今後組織としてジェンダー主流化に取組む上での課題を体系的に整理し、方策を講じる必要がある。

上記を踏まえた上で、本節ではJICAが現在取り組んでいる組織の体制強化、能力向上の方策を「1-1. JICAのジェンダー主流化推進体制」、「1-2. ジェンダー分野の人材育成」、「1-3. 働きやすい職場環境の確保」を主要課題とし、提言を述べる。

1-1. JICAのジェンダー主流化推進体制

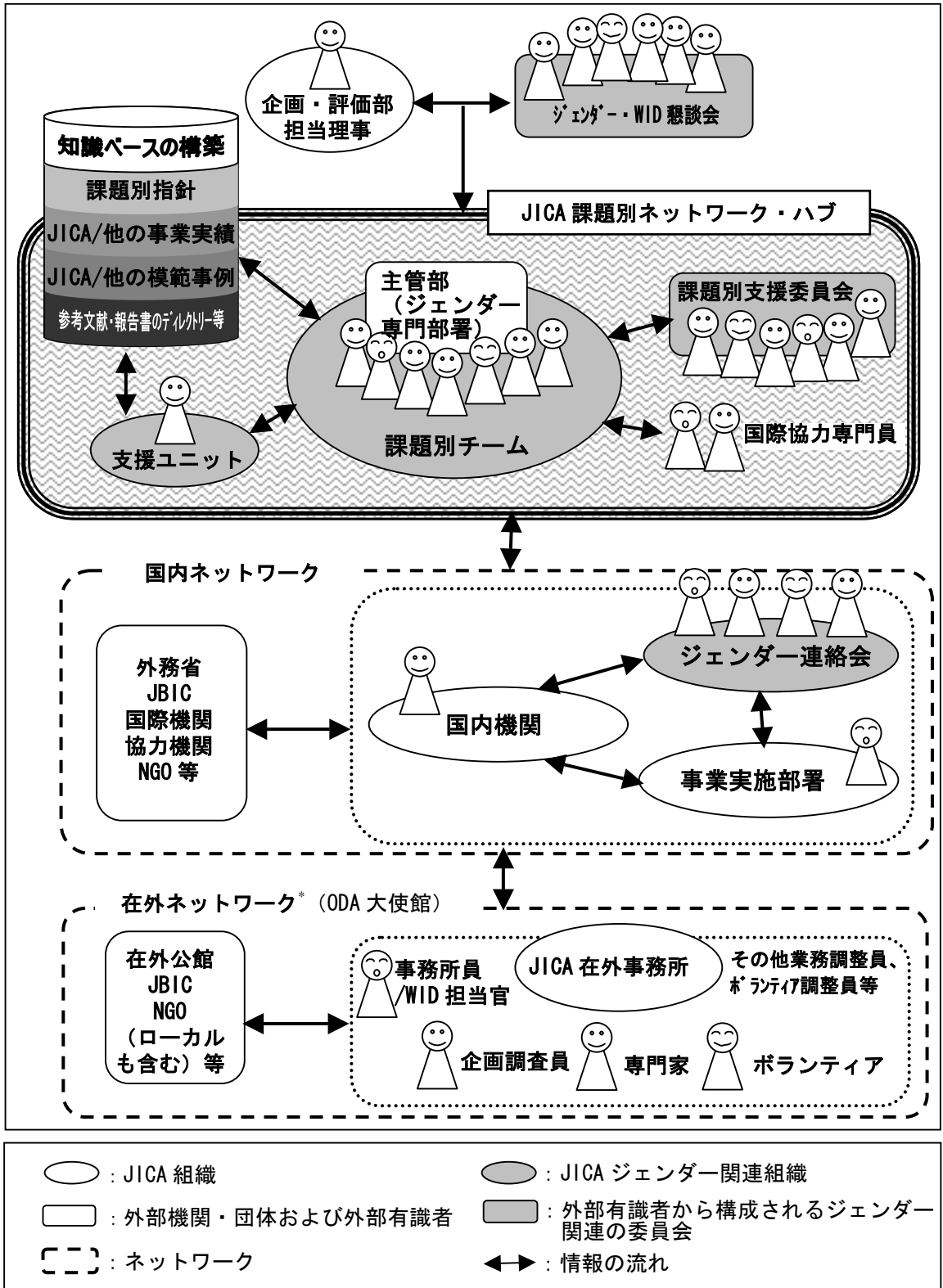
JICAでは、平成15年10月1日に独立行政法人化となり、これを機にジェンダー主流化のための政策や事業調整を図る専門部署の設置を検討している。本節ではJICAにおけるジェンダー主流化の推進体制の主な課題を（1）ジェンダー専門部署、（2）事業実施部署の取組み、（3）外部有識者との連携に分けて概説する。

（1）ジェンダー専門部署

1990年に開催された「分野別（開発と女性）援助研究会」の提言を受けて、企画部（現企画・評価部）内に環境・WID等事業推進室（現環境・女性課）が設置されたのは1991年のことである。以来、環境・女性課はJICAのジェンダー専門部署として機能しており、国際協力専門員およびジェンダーに関連する委員会等との連携を通じて、JICAでのジェンダー主流化推進の役割を担っている。平成15年度には、国別・課題別アプローチ²¹の導入に伴い、

²¹ 第一章で述べたとおり、国別アプローチは国毎の分野・課題を分析し、援助の基本方針を策定していくものである。一方JICAの課題別アプローチは、国毎に状況・課題が異なることは前提としつつも横断的な開発課題の全体像を捉え、効果的なアプローチを明らかにするものである。課題別アプローチはJICAの国別アプローチと対になるもので、縦軸と横軸の相関関係を持つ。「開発とジェンダー」以外の重点課題別支援委員会の例としては「貧困削減」と「障害者支援」が同時期に設置されている。（出典：国際協力事業団（2002）『開発課題に対する効果的アプローチ 基礎教育、HIV/AIDS対策、中小企業振興、農村開発』、1-3頁。）

図2 課題別ネットワーク概念図：開発とジェンダー



(注) 国際協力事業団 (2002) 『開発課題に対する効果的アプローチ～基礎教育、HIV/AIDS 対策、中小企業対策、農村開発～』 4 頁をもとに作成。
 *在外で活動する国際機関や他の協力機関とは在外ネットワークをつうじた情報交換・協力をを行う。

主管部を中心とした国別・課題別ネットワークが設置されているが、ジェンダーについては企画・評価部環境・女性課を核としたネットワークが、図2のように構築されつつある。

このように、JICA内におけるジェンダー主流化のための組織体制は整備されつつあるが、課題も少なからず残されている。特に、環境・女性課は企画・評価部内の課として『課題別指針』のようなJICA全体の方針や戦略を打ち出してきたが、個別案件の審査や助言を行うには現在の体制では人員・専門性・時間等の制約があげられる。このため、ジェンダーの専門部署が政策・事業調整部署として設置され、全ての部署を調整する機能を持つことが課題である。同時に、職員を増員し、必要に応じてコンサルタント等外部の人材を活用するなど、人員体制の強化を講じることも課題としてあげられる。

(2) 事業実施部署の取組み

JICA事業におけるジェンダー主流化を進めるためには、ジェンダーを専門とする部署（環境・女性課）、およびジェンダーを専門とする国際協力専門員と事業を計画・実施している部署とのつながりを強化する必要がある。その試みの一つとして、事業実施部署の総括課課長代理をメンバーとした「WID/貧困担当者連絡会（現ジェンダー連絡会）」が1997年に設置された²²。本連絡会はジェンダーに関する情報や知見を交換することを通じてジェンダーに対する理解を深め、ジェンダー視点を事業に反映することを目的とし、年二回を目途に開催されている。

一方で、ジェンダー連絡会は情報交換を通じた理解の促進には有効であるが、実際ジェンダーが主流化された事業数の増加に直接つながるとは限らない。このため、ジェンダー視点を反映した事業を増やすためには、部署毎のジェンダーに対する取組みについて数値目標を設定し、その達成度について評価を行うことも有効である。このような評価を導入することにより、ジェンダーに対する職員の

組織体制の強化に向けた課題として、

- ① ジェンダー専門部署の設置
- ② ジェンダー専門部署に対する調整機能の付与
- ③ ジェンダー専門部署における人員体制の強化が挙げられる。

事業実施部署における課題として、

- ① 数値目標の設定
- ② 数値目標の達成に対する適切なインセンティブの設定が挙げられる。

²² 「WID/貧困担当者連絡会」は2002年に「ジェンダー連絡会」に名称を変更した。メンバーの構成は同じである。

意識が高まり、JICA全体のジェンダー主流化が活性化することにつながる。中でも特に目標達成意欲を向上させるようなインセンティブが重要である。たとえば、ジェンダー分野の職員研修の受講人数や、ジェンダーに関連した案件の採択数等にもとづいた目標を設定し、目標を達成した部署を広報誌で紹介する等のインセンティブを提供する方策もある。事業を計画・実施している部署の取組みの強化策を、これら部署と共同で講じる必要がある。

(3) 外部有識者との連携

JICAでは外部有識者から構成される懇談会と支援委員会が設置されている。懇談会はJICAのWIDに関する取組みを国内各界の支持を得るものにするために、1996年に設置され、大学、NGO、メディアの有識者8名を委員として企画・評価部担当理事の主催により開催している。このように政策レベルに位置づけることで、JICA事業の方針や戦略におけるジェンダー主流化の推進という役割が意図されている。本懇談会でJICA職員へのセミナーやJICA役職員を対象とした職員研修を活動の一部として実施するなど、外部有識者の意見を取り込む工夫がされている。

他方、支援委員会はJICAの課題別アプローチを強化するものとして、2000年に設置された。委員の構成は大学、団体等6名で、課題別アプローチの主管部である企画・評価部が主催している。支援委員会には具体的な事業に対する助言が期待されている。また、『課題別指針』へのアドバイスも支援委員会の役割である。また、支援委員会は他イシューの課題別指針に対するコメントや、JICA事業の現地視察を通じて、ジェンダーの見地から事業に対するフィードバックを行っている。

しかし、懇談会と支援委員会の効果をさらに向上するには、両委員会の役割の明確化と機能強化が必要である。二つの委員会のうち、前者が政策レベル、後者が事業レベルと述べたが、議論の内容が重なっている場合も少なからずある。従って、懇談会については、国際的および国内における「開発とジェンダー」の動向分析およびJICAの取組みとの整合性の検証を行い、それらがJICAの政策レベルでフィードバックされる仕組みづくりが必要である。それに

JICAには外部有識者から構成される「ジェンダー・WID 懇談会」と「重点課題別支援委員会『開発とジェンダー』」の二つの委員会が設置されている。

二つの委員会の課題として、
① それぞれの役割の明確化
② フィードバック機能の強化が挙げられる。

対し、支援委員会では J I C A 事業レベルでの分析を行い、それらが J I C A の援助計画に確実に反映されるような試みが必要である。

提言

- (1) 計画段階における個別案件の審査とその審査基準の設定等が行える権限を持ったジェンダー専門部署、たとえば「ジェンダー平等推進課（仮称）」を設置する。同時に審査の権限、予算、人員等を十分に確保し、案件の審査体制を強化する必要がある。さらにこの専門部署の役割を明確にし、審査基準を設定する機能やその基準に満たない案件に対して改善を求める権限の付与が必要である。
- (2) J I C A が独立行政法人としての中期計画を検討する際、(1) のジェンダー専門部署が中期計画の策定からモニタリング・評価に至るまでのプロセスに参画する必要がある。また、同部署が J I C A 事業の関係者（J I C A 職員、各種委員会の委員、専門家、ボランティア、研修員等）の統計を男女別に整備し、ジェンダーバランスの確保に向けてモニターし、助言を行う権限を持つことも重要である。
- (3) J I C A 各部署におけるジェンダー分野の取組みを促進するため、部署毎の取組みに対する目標を設定し、評価システムの確立と導入を検討する。
- (4) 懇談会と支援委員会の役割を明確にし、これらの意見が J I C A 政策および事業にそれぞれ反映されるような仕組みの確立が必要である。懇談会については、J I C A の政策レベルに対する働きかけを強化することが重要である。たとえば J I C A 役職員を対象としたセミナーや意見交換等を継続的に実施することがあげられる。支援委員会については、国別・地域別支援委員会や他の課題

計画段階における個別案件の審査と審査基準の設定等を行う権限を持つジェンダー専門部署の設置が必要である。

中期計画の策定からモニタリング・評価に至るまでのプロセスに参画する。

ジェンダー分野の部署毎の取組みに対する目標値の設定、評価システムの確立と導入を検討する。

懇談会と支援委員会の役割を明確化し、政策・事業に反映させる仕組みを確立することが必要である。

別支援委員会と積極的に意見交換を行う場を設けることも効果的である。また懇談会と支援委員会との連携を強化し、包括的にJICA内でのジェンダー主流化を促進する必要がある。

1-2. ジェンダー分野の人材育成

全ての開発援助従事者がジェンダーに関する理解と知識を持つ必要がある。

開発援助におけるジェンダー主流化を促進するためには、全ての開発援助従事者がジェンダーに関する理解と知識を持つ必要がある。その手段の一つとして体験的および参加型学習を含む研修の実施が重要となる。従って研修を通じたジェンダーへの理解を深めることが重要であることが第一章で述べられた。

研修において理解されるべきジェンダーの視点とは、
① 開発援助の効果促進に繋がるという点
② 多文化社会について考慮することに繋がるという点である。

しかし現状として、ジェンダーの視点を全ての協力事業に導入することに対する抵抗感を覚える人々も存在する。このため、ジェンダー視点を導入することによって、何が利点となるのかということ、研修への参加を通じて理解を進める必要がある。すなわち、ジェンダーの視点に立つことによって、男性のみでなく女性もまた地域の産業や農業を支えているということが判明する、あるいは他の社会的マイノリティ集団の問題を可視化する等、社会を重層的に理解することによって、開発援助の効果が上がるという点を明確に示すことである。

また、開発途上国の文化や宗教は必ずしも一枚岩ではなく多様であり、その社会におけるジェンダー関係もまた多元的なものである。すなわち、開発途上国の文化価値を尊重するという事は、その社会の多様性について考えることであると同時に、その多様性を構成する要素の一つである「ジェンダー」についても考慮することなのである。

ジェンダーについての根本的な理解を深めるためには、参加型学習やロールプレイなど個人の態度変容を通じた体験的な研修が必要である。

一方で、開発の効果や多文化社会におけるジェンダー視点の重要性のみを強調しても、ジェンダーについての根本的な理解が十分深まらない、という課題は残る。JICA関係者の理解を段階的に進めていくことは戦略として有効であるが、最終的には、参加型学習

やロールプレイなど個人の態度変容を通じたジェンダー理解の促進を、管理職を含む職員等の全員に対して継続的に行わない限り、開発援助におけるジェンダー主流化は達成されない。

本節ではこのような視点を踏まえ、JICAにおけるジェンダー研修の取組み状況とその課題について述べる。

【BOX 1】 JICAにおけるジェンダー研修の例

1. 職員向け

◎職員研修

- ・ジェンダーと開発/WID分野-入門編年 1回程度
- ・ジェンダーと開発/WID分野-実践編年 1回程度

◎外部の専門家によるジェンダーセミナーの開催（不定期）

◎階層別研修におけるセクシュアル・ハラスメント防止についての講義（相談員は別に研修）

2. 専門家向け

◎専門家派遣前研修におけるグローバルイシューの視点からの講義（年8～10回）

3. 一般援助関係者向け

◎専門家養成研修：「社会・ジェンダー調査手法の実践コース」（将来JICA専門家を希望する者が対象、年1回）

4. 協力隊員向け

◎青年海外協力隊派遣前訓練における選択制による講義（各研修所日程による）

JICAでは、職員等がジェンダーの理解を深める、あるいは、ジェンダーに関する専門的な知識を身につけることを目的として、BOX 1にある研修が行われている。

環境・女性課では、適宜、BOX 1の研修プログラムへの助言と講義の実施を行っている。加えて、同課では2002年度から各事業部と地域部に所属する若手職員や新しく配属された職員、またはジェンダーについて知識を深めたい職員に向けて勉強会を行っている。

職員に対しては、海外長期研修、国際機関での特定テーマによる研修（3ヶ月程度）、人事交流による国際機関への派遣など、専門性を高めるための機会が提供されている。

人事部は「人材育成中期計画」を作成し、ジェンダーについて必要とされる人材能力について「貧困配慮・ジェンダー・参加型アプローチに関する専門知識と問題分析能力を有し、貧困対策案件WID関連案件の形成・実施管理・事業評価を行い、また、それ以外の

環境・女性課では

- ① 適宜、BOX 1の研修プログラムへの助言と講義を実施し、
- ② ジェンダー勉強会を実施し、職員等への理解を促進している。

案件においても貧困・ジェンダー・住民参加に配慮しつつ、案件形成・実施管理・事業評価を行う能力」と定義している。

このように、JICAではジェンダーの理解を深めるための研修や講座等に参加する機会が設けられ、職員等に対する研修を通じたジェンダーの取組みは進展してきているが課題も残されている。

職員等に対する研修を通じたジェンダーの取組みは進展してきているが課題も残されている。

課題1：
全ての職員がジェンダー研修を受ける必要がある。

第一に、全ての職員がジェンダー研修を受講していないことが上げられる。現状では、ジェンダー研修の受講が全ての職員等に義務付けられていない。基本的には、ジェンダーに関心のある者が受講を希望した上で研修に参加するため、ジェンダーに関心のない者は受講をしない可能性がある。

課題2：
JICA職員以外の全ての援助関係者がジェンダー研修を受ける必要がある。

第二に、JICA事業に関わる開発専門家、民間コンサルタント、NGO、そして管理職を含む外務省の職員等、JICA職員以外の関係者に対しての研修は行われていないことである。このような開発援助に携わる全ての人材に対しても研修を実施する必要がある。たとえば、全ての専門家養成研修においてグローバル・イシューの観点からジェンダーに関する講義時間を設けるなどの対策がとられる必要がある。ジェンダーは開発に従事する全ての者が修得すべきイシューであるため、JICA事業に携わる全ての開発援助従事者に対して受講を必須とすることが課題である。

課題3：
より良い研修教材の開発に取り組む必要がある。

第三に、従来の研修によって養われた知識が十分に蓄積されていないという現状も問題点として上げられる。各講師が使用する講義資料の内容は充実してきており、ジェンダー関連の多くのマニュアルや報告書も作成されている²³。加えて、ジェンダー勉強会では、勉強会の終了後に参加者にアンケートを行い、ジェンダーの講義に関する提案・改善点なども調査をしている。今後は、既存の講義資料、報告書、ケーススタディ、またアンケートによる提案・改善点

²³ 巻末資料1「ジェンダー関連出版物リスト」参照。

などを纏めることを通じて、より良い研修教材の開発に取り組むことが課題となっている。

第四に、人材育成目標に合わせた研修プログラムの設定や、体系的な研修実施体制の構築が課題として上げられる。たとえば、ジェンダーと開発やW I D分野の入門編等の職員研修を、一定年次までの間に受講することを義務付ける対策をとる必要がある。一方で、ジェンダーを専門分野とする職員等を対象に、専門的な内容を深く学ぶための研修コースを設けることも課題である。UNDPでは職員等に対し、ジェンダーと開発について3日間連続の研修を行っている。このように、集中的且つ内容密度の高い研修を実施することも、効果的な研修の方法の一つとして検討されるべき課題である。また、ジェンダーについて知識を習得するための研修のみでなく、参加型学習やロールプレイなど個人の態度の変容を促す体験的な研修も必要である。以上の点については、J I C Aがジェンダー分野に関して必要とする人材育成目標の基準を明確にすることと関連している。既に、人事部においてその人材育成目標が定義されているが、今後は、その目標の再検討などを通じて人材育成目標の基準を明確にする必要がある。そして、その基準に合わせた研修プログラムを設定し、体系的な研修を実施することが課題となっている。

課題4：
人材育成目標の基準を明確にし、その目標に合わせた研修プログラム設定や、体系的な研修実施体制の構築が必要である。

提言

- (1) 管理職を含むJ I C A職員、技術協力専門家、ジュニア専門員、協力隊員、シニア海外ボランティア、研修管理員、J I C A事業に関わる民間コンサルタント、NGO職員、J I C A専門家養成研修の受講者等、全てのJ I C A事業関係者がジェンダーの研修を受講することを必須とする。
- (2) J I C Aにおけるジェンダーに係る研修の基準を設定する。その際、国家公務員の研修の中で男女共同参画の研修科目について、その対象者、内容、方法を確認し、参

全てのJICA事業関係者がジェンダーの研修を受講することを必須とする。

JICAにおけるジェンダー研修の基準を設定する。

考にする。また、JICA事業に関わる民間コンサルタントやNGO職員等には、ジェンダーの専門能力を持った人材として受講すべき講座等を指定することを検討する。

標準的な研修教材の開発ができるよう、研修による教訓、知識を環境・女性課に蓄積する。

(3) 研修による教訓・知識が環境・女性課に蓄積されるような取組みを行う必要がある。たとえば、各研修の成果に関する報告書などが環境・女性課に回覧される必要がある。それら報告書に加え、既存の講義資料やアンケートによる提案などを纏めることを通じて、研修教材そのものや研修内容の評価を実施し、その評価において抽出された利点・改善点を今後の研修教材の改良や内容の改善に当てることが重要である。これは、研修内容を企画している環境・女性課の人員配置に変化があった場合においても、標準的な研修教材の開発によって、研修内容の「ばらつき」を防ぐことに繋がる。

研修はケーススタディを用いるなど、実践的な内容になるよう工夫する。

(4) ジェンダーに関連した研修を行う際には、ジェンダーとWIDに関する基本的な内容に加え、事業実施者にとって実践的な内容となるよう工夫する必要がある。プロジェクトの成功例や失敗例などの、ケーススタディを用いることが有効な手法である。また、環境・女性課で現在行っている各事業部を対象としたジェンダー勉強会は、研修内容を各事業部の実態にあわせて調整できる利点があり、理解の促進に有効であり、今後も同様の取組みを行う。

人材育成目標に合わせた研修プログラムの設定や、体系的な研修実施体制を整える。

(5) 人材育成目標に合わせた研修プログラムの設定や、体系的な研修実施体制を整える。たとえば、職員研修におけるジェンダーの講座は入門編と実践編に分かれているが、より多くの職員がジェンダーに関する一般的な知識を習得するよう入門編のコースを増設する。また、ジェンダーと開発やWID分野の入門編等の職員研修を、一定年次までの間に受講することを義務付ける対策をとる。更に、職員等が専門的な知識を身につけるため、集中的な研修コースを設けることも必要である。同時に、参加型

学習やロールプレイなど個人の態度の変容を促す体験的な研修も取り入れる。また、開発とジェンダーに精通した講師のリストを作成し、研修コースのレベルや内容に合わせた講師を適宜配置できるようにすることも必要である。更に、ジェンダー研修受講者を部署ごとに取りまとめ、研修受講者の多い部署を奨励すること、また、受講実績を個人の人事評価に反映させるなど、研修への動機付けを行うことを検討する。

1-3. 働きやすい職場環境の確保

職場は職員にとって一日のうち多くの時間を過ごす場所である。中でも女性が働きやすい、あるいは働き続けやすい職場環境を整備することは、男女を問わず働く権利を実現するうえでも重要であるのみならず、組織の政策決定過程における男女の平等な参画を確保する基本的な条件である。

JICAは、職員が男女に関わらず働きやすい職場環境の整備に努めている。たとえば、JICAの就業規則により産前・産後の休暇、育児休業、介護休暇等、職場と家庭の責任を両立できるように、制度的な配慮はなされている。また、ジェンダーに理解のある管理職の存在も、政策決定過程においてジェンダーの視点を反映させる条件であるといえる。この関連で、前述の懇談会の枠組みにおいて役員を対象としたジェンダーセミナーを開催するなどの取組みを行っている。さらに、能力と本人の意欲を基準とした女性職員の意思決定レベルへの登用をより進めることが、職場のジェンダー主流化には重要な要素である。女性管理職（課長以上）の数は依然限られているが、その候補者である課長代理は年々増えてきている。

他に働きやすい職場の確保に対する取組みの一つとして、セクシュアル・ハラスメント防止・対応策が挙げられる。平成10年11月に「セクシュアル・ハラスメント防止等に関する人事院規則」が人事院によって制定されたのち、JICAにおいても、平成11年7

JICAでは、次の文書が制定されている：

- ① 防止に関する通達文書
- ② ガイドラインおよび苦情相談への対応に関する指針

相談員制度も設けられ、防止および対応に係る取組みは行われている。しかし、その取組みに関し、5つの主な課題がある。

課題1：
誰が相談員なのか、職場内で明確に把握されていない。

課題2：
セクシュアル・ハラスメントの解決のプロセスが明確でない。

課題3：
相談員、ボランティア調整員、協力隊員、本邦への技術研修に対する研修の強化が必要である。

課題4：
外部の相談機関が十分に活用されていない。

月に、人事院規則にほぼ準じた内容を盛り込んだセクシュアル・ハラスメント防止に関する通達文書が制定されている²⁴。併せて、通達文書の運用が適切になされるように、ガイドラインおよび、苦情相談への対応に関する指針も制定されている。また、JICAでは平成13年度以降相談員制度²⁵を設け、人事部が特別に指名する相談員数名に加え、各部局と国内機関に相談員を1～3名の割合で配置している。更に、本邦研修の技術研修員を受け入れる場合にも、オリエンテーションにて、セクシュアル・ハラスメントに関する注意を促している。このように、JICAでは、セクシュアル・ハラスメント防止および対応に係る取組みを行ってきた。

JICA事業には様々な人が携わっている。国内においてはJICA職員、ジュニア専門員、契約・派遣職員、技術研修員等、在外においては事務所員、専門家、企画調査員、ボランティア調整員を含むボランティア、コンサルタント、ローカルスタッフ等多岐に渡っている。これら関係者のセクシュアル・ハラスメント防止および対応に係る体制の更なる強化に向けて、次の5つの課題がある。

第一に、JICA内で誰が相談員なのかが職場内で明確に把握されていない。

第二に、JICAでは、セクシュアル・ハラスメントに関する問題が生じた場合、その問題が組織の中でどのようなプロセスを経て解決されるのかという点が明らかとなっていない。

第三に、相談員に対する研修の強化が課題となっている。加えてボランティア調整員や協力隊員、本邦への技術研修についても、セクシュアル・ハラスメント被害を防ぐため研修を徹底する必要がある。

第四に、相談機関の活用が十分になされていないことが上げられる。また、相談希望者が相談員や同僚に相談がしにくいと感じる場合のための外部相談機関の活用もなされていない。

²⁴ 平成11年通達（人）第59号、第11条のこと。

²⁵ 「相談員」とは、「セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出および相談が職員等からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける者（平成11年通達（人）第59号、第8条）」である。本節では、これを「相談員」と呼ぶこととする。

第五に、セクシュアル・ハラスメントの問題については、各部署および、国内機関に所属する職員（ジュニア専門員、契約・派遣職員も含む）、また、在外事務所員、専門家、シニア海外ボランティア、協力隊員などが被害に遭った場合の調査・検討が十分になされていないという現状がある。

課題5：
被害に遭った場合の調査・検討が十分になされていない。

提言

- (1) セクシュアル・ハラスメントに関する相談員が誰であるかが解るように周知の徹底を図る。
相談を行いたい者がすぐに相談できるよう、JICAニュースなどに相談員氏名を載せるなどして誰が相談員であるのかを明確にする必要がある。
- (2) セクシュアル・ハラスメントに関する問題が生じた場合の解決のプロセスを明確にする。
- (3) 相談員および、在外に派遣される者、国内機関に勤務する者などに対するセクシュアル・ハラスメントに関する研修を強化する。

相談員の周知の徹底を図る。

問題解決のプロセスを明確にする。

現在、相談員に対する研修は不定期に行われているため、新しく相談員に指名された者の中でも研修を受けていない場合がある。相談員の中には、過去にセクシュアル・ハラスメント防止と対策に関する専門性を高めるためのリーダー養成研修²⁶を受講した者がいるため、こうした人材を活用しながら研修を強化していく必要がある。

相談員、在外派遣者、国内機関において勤務する者等に対し、セクシュアル・ハラスメントに関する研修を強化する。

加えて、ボランティア調整員や協力隊員など在外に派遣される者に対しても研修を行う必要がある。また、協力隊員に対しては、説明を行う訓練所職員がこの問題に対して知識を深める必要があることから、訓練所職員へのセクシュアル・ハラスメントに関する研修もなされるべ

²⁶ コースの正式名称は、「公務研修協議会方式セクシュアル・ハラスメント防止研修リーダー養成コース」である。

きである。加えて、本邦への技術研修員についても技術研修員間のセクシュアル・ハラスメント被害を防ぐため、オリエンテーションにおけるセクシュアル・ハラスメントの講座を徹底することも必要である。

防止や対応策の実効性をモニターする機能を設ける。

(4) 人事課や現在ある相談員制度を活用し、防止や対応策の実効性をモニターする機能を設ける。また、相談窓口の拡大という観点から、第三者による相談機関を活用し、セクシュアル・ハラスメントに関する相談機能の強化を図ることによって、全ての J I C A 関係者が相談を行いやすい体制を整える必要がある。

JICA におけるセクシュアル・ハラスメントの防止および対応に関する取組み状況について、調査・検討を行う。

(5) 人権の問題であることに十分留意し、実態調査を行うなどして、J I C A におけるセクシュアル・ハラスメントの防止および対応に関する取組み状況について、調査・検討を行う。特に、在外事務所や派遣先の防止および対応に関する取組みを強化する（ガイドラインや相談窓口の情報などの英語や現地語による提供、巡回を通じた在外事務所員・専門家・シニア海外ボランティア・協力隊員に対する現状調査の実施など）。

技術研修員に対するセクシュアル・ハラスメントの防止および対応に関する取組みを強化する。

(6) 技術研修員に対するセクシュアル・ハラスメントの防止および対応に関する取組みを強化する（オリエンテーションにおける説明の徹底、宿泊施設の部屋割りへの配慮、研修グループの男女比への配慮、技術研修員に対する相談員氏名の明確化など）。

2. JICAプロジェクトサイクルにおける取組み

『課題別指針』では「本来、案件の計画、実施、モニタリング、評価はジェンダーの視点に立って行われなければならないため、全ての案件はジェンダー関連案件である」²⁷とし、事業におけるジェンダー主流化の重要性を謳っている。そのためにはプロジェクトサイクルを分析し、課題をそれぞれの段階に応じて抽出し、ジェンダー視点を一つ一つ組み込む必要がある。しかしJICA事業にジェンダー視点が主流化しなかったもう一つの理由として、プロジェクトの最終受益者²⁸とプロジェクトの実施そのものの関連性が弱かったことも考えられる。換言すれば、JICAが行う技術協力の多くは技術移転を主な目的としているため、技術移転の成果が人々や社会に及ぼす間接的な効果については、プロジェクトの直接的な担当範囲としない場合が多いということである。特にJICAでは近年、技術移転そのものに重点を置く視点から、効果的な技術移転に必要な社会的要素、あるいは技術移転によって生じる社会的な影響を重視する視点への展開が求められている。そのため、具体的な事業の計画作成においては、協力目的に、最終受益者である地域住民の生活向上を含めて案件形成を計ることが求められる。その際に、プロジェクトが直接的・間接的に地域住民にどのような影響を与えるかというジェンダーの視点からの分析がますます重要となってくる。

たとえば初等中等教育の質の向上を目的として、教員に対する研修を実施し技術移転を図る場合、共に研修を実施する相手国政府教育省の職員、すなわちカウンターパートや、研修を受ける教員に対する直接の技術移転のみではなく、最終受益者、すなわち学生や地域住民への影響を最大限にするようなプロジェクトの計画・立案が必要になる。そのためには、社会・ジェンダー調査をはじめとする様々な社会要因の分析をプロジェクトの計画段階または実施段階の初期に行うことが重要になる。そして、教員の能力向上が効率的に最終受益者に波及するような直接的支援（例：教員用マニュアル

プロジェクトが対象地域の住民に、直接・間接的に与える影響を考慮した案件形成が重要である。

²⁷ 国際協力事業団（2002）『課題別指針 ジェンダー主流化・WID』、16頁。

²⁸ 本研究会ではJICA事業による直接な便益を受けるカウンターパートおよびプロジェクトの直接の対象者を「受益者」とし、プロジェクト実施により間接的、長期的な便益を受ける人々を「最終受益者」とする。

国民への説明責任を果たすためにも地域住民へのインパクトを考慮したプロジェクトの計画・実施・評価が求められる。

の作成、カリキュラムの改善等)だけでなく、学生が学校に容易に通えるような間接的支援(例:政策や制度の改善、住民男女に対する啓発活動、収入向上活動等)を実施することが求められる。

JICAは平成15年10月に独立行政法人となったが、これはJICA事業がより一層成果重視になり、また国民への説明責任が強化されることを意味している。JICAにとっての成果とは、JICAが実施する技術協力がいかに開発途上国の地域住民の生活向上および能力向上に貢献しているかであり、それを目に見える形で提示することが重要である。このためにも従来の技術協力の枠組みにとらわれることなく、地域住民へのインパクトを考慮した事業の計画・実施・評価が求められる。

上記に鑑み、本節ではJICA事業のプロジェクトサイクルに基づき、「2-1. 要望調査・新規案件検討」、「2-2. 案件計画策定」、「2-3. 案件実施・モニタリング」、「2-4. 評価・フィードバック」のそれぞれの段階でどのような課題があるかを抽出し、ジェンダー主流化の方策を提示する。

2-1. 要望調査・新規案件検討

(1) 要望調査

JICAが実施する各案件は一部の形態を除き、原則として相手国から正式に提出された要請内容を外務省および各省庁とJICAが検討した後、外務省が最終的に採択の可否を決定する。

相手国から正式な要請を受領する前に、相手国に対し外交ルートで次年度実施案件の要望を調査するが(要望調査:通例前年度5~8月頃)、JICAは同時に在外事務所を通じて要望調査の側面支援を行う。外務省とJICA本部からそれぞれ在外公館と在外事務所に発出される要望調査の実施方針および国別留意事項には、次年度に採択する案件の項目毎の優先分野や、形態毎の金額の目安等、各種採択条件などが示される。相手国政府はこれらの日本側の方針も考慮して要請書を発出することになるので、要請主義とはいえ要望調査実施方針は重要な意味を持つ。

最近では環境、貧困等と共にジェンダー・WID関連案件についても積極的に発掘・形成するよう同方針に明記されている。たとえ

最近の要望調査では、ジェンダー・WID案件を積極的に発掘するよう、要望調査実施方針に明記されている。

ば平成 15 年度案件の要望調査（平成 14 年度に要望調査実施）においては、国連で合意されたMDGs の 8 つの目標との関連を選択するようになっている。そしてMDG 目標 3 は「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」であるため、平成 15 年度要望調査においてはジェンダー分野を以前に比べ上位に位置づけていると言える。

しかし、要望調査の際に使用する「要請案件調査票」²⁹（技術協力プロジェクト、開発調査、無償資金協力）には、案件の背景をジェンダー視点から分析し、案件の目標や活動および裨益者グループに反映させた記述を必須としていない。さらに、同調査票においてMDGs や我が国重要開発課題との関連性の記入は任意であるため、ジェンダー・WID と関連があったとしても記入されない場合がある。

要請案件調査票では、案件の背景をジェンダーの視点から分析し、案件に反映させることを必須としておらず、ジェンダー・WID との関連性が記入されていない場合がある。

また、要望調査の時点でMDGs との関連性を明示することは国際的潮流に則っているが、明らかにジェンダー平等を謳っている目標 3 以外のMDGs 達成のためにも、ジェンダー視点が必要であることが理解されない限り、その後の開発事業の計画と実施にジェンダー主流化が徹底されない可能性は大きい。

MDG 目標 3 との関連以外にもジェンダーの視点が必要である。

（２） 新規案件検討

要望調査に基づく新規案件検討においては多数のチェック項目があり、中期政策、国別援助計画、JICA 国別事業実施計画等との整合性も確認して判断している。そして、これら検討項目の一つとしてジェンダーも含まれている。しかしながら、検討対象案件の数が膨大で時間・人員の制約があること、ジェンダーの観点から検討すべき内容や手法が標準化されていないこと等の理由により、全ての案件について十分に検討するのは現状では困難である。

案件検討において、対象案件の数が膨大で、時間・人員の制約があること、検討すべき内容や手法が標準化されていないことが課題である。

また、JICA では国別事業実施計画の企画・立案、案件の審査等の判断材料として、主要な開発課題について課題別指針を作成中であるが、全ての課題別指針にジェンダーの視点が反映されているとは言えない。課題別指針はその分野横断的な性格を反映し、ジェ

全ての課題別指針にジェンダーの視点が反映されていない。

²⁹ 提言内容を反映した要請案件調査票（和文：技術協力プロジェクト、開発調査、無償資金協力は共通書式）、要請書（英文：技術協力プロジェクト、開発調査、無償資金協力は個別書式）のサンプルおよびこれら書式の参考文書としてMDGs と重要開発課題を、巻末資料 1（付 2-4）として添付したので参照されたい。

ンダーの視点から見た重点課題である貧困、経済、教育、健康、環境、平和構築、グッド・ガバナンス、人権、情報の取組み方針を明示しているが、他の課題別指針へのジェンダー視点の確保は十分ではない。そのため一見ジェンダーと直接関連があると思われない分野についてジェンダー視点が組み込まれる可能性が低くなってしまいうことも、今後取組むべき課題としてあげられる。

提言

要望調査実施方針、国別留意事項にジェンダーを重点分野として位置づける。

ジェンダー視点が確保できるよう、書式を変更する。

新規案件検討の項目および検討方法を標準化し、検討結果のチェック機能を強化する。

課題別指針が、国別事業実施計画や企画・立案に反映されるような仕組みを強化する。

ジェンダー平等案件、WID案件の採択件数の目安を設ける。

- (1) 要望調査実施方針および国別留意事項に、ジェンダー分野を重点として明確に位置づける。
- (2) 要請された案件の背景がジェンダーの視点に立って分析されること、案件の目標、成果、活動がその分析を反映すること、MDGsや重要開発課題との関連が必ず明示されること、裨益者がジェンダー別に明示されることを確保するように、書式を変更する。
- (3) 新規案件検討において、ジェンダーの観点から検討すべき項目と検討方法を、他のドナーの取組みを参考にしながら標準化し、検討結果をチェックする機能を強化する。
- (4) 『課題別指針』が確実に国別事業実施計画やJICA事業の企画立案に反映されるような仕組みを強化する。同時に、ジェンダー主流化・WID以外の課題別指針にジェンダー視点を組み込む方策を検討する。たとえば、現在整備中のナレッジ・サイトにおいて、指針の内容が課題別、分野別に参照できるようなシステムを構築する、等の方策が挙げられる。この際、ジェンダーの横断的な性格を踏まえ、課題や分野を越えた柔軟なクロス・レファレンスが可能になるように留意する。
- (5) ジェンダー平等案件およびWID案件の採択件数の目安を設ける。この時、全ての案件がジェンダー関連案件であることを原則とするが、ジェンダー平等の推進を目指すジェンダー平等案件と、女性を主なターゲットとしたWID案件の採択目安を設けることにより、『課題別指針』で述べら

れている「人間中心の社会・経済開発」および「持続的開発」に向けた取組みの強化が期待できる。

なお、女性を主な受益者としたプロジェクトは女性の実際のニーズのみを取り上げることになりがちであり、既存の性別役割分業を一層強化する恐れがある。従って、このような案件の計画段階で、実際的ニーズの充足が戦略的ニーズを満たすことにつながるような工夫が重要となる³⁰。

- (6) 現在 J I C A では N G O や自治体、大学等との連携を強化している。このような団体は J I C A にはない経験やノウハウを保有しているため、O D A 事業のより一層効果的・効率的な実施につながることを期待される。特にジェンダー分野では協力現場での実績を多く積み、国際的な潮流に敏感な N G O や自治体、大学等が多い。このため今後もこれらの団体と合同で案件を形成する機会を増やし、ジェンダー分野の取組みの推進を強化することが重要である。

NGO、自治体、大学等との連携を強化する。

2-2. 案件計画策定

J I C A 事業の計画、実施・モニタリング、評価、そして次の事業計画へのフィードバックという一連の行程（事業サイクル）の中で、計画段階におけるジェンダーの視点の強化は、J I C A におけるジェンダー主流化への取組みの重要課題の一つである。しかし、計画段階におけるジェンダー主流化に係る取組みは、未だ十分な状況とは言えない。

『課題別指針』では、次のように述べられている。

これまでの取組みは、事業部担当各課の意識と努力により進められてきたが、必ずしも組織の中で制度化されてこなかったという面がある。事業部各課は計画

ジェンダー主流化を促進するためには、計画段階での取組みが重要なポイントである。

³⁰ “実際的ニーズ”は、水、医療、雇用のような生活上の不足に関わるものが多い。これに対して“戦略的ニーズ”は、女性の従属的地位から生じるニーズで、営んでいる生活により具体的内容は異なるが、ジェンダーによる分業、権力や支配に関係しており、法的権利、家庭内暴力、男女同一賃金、身体の自己管理に関わるニーズなどである。（国際協力事業団（2002）『課題別指針 ジェンダー主流化・WID』、5頁。）

策定の段階で、ジェンダーの取組みの必要性について検討はするが、全てのプロジェクトについてチェックリストや社会分析表を使用し、ジェンダー分析を行っているわけではない。また、JICAの技術協力では、計画策定段階でプロジェクトの実施計画や協力内容をPDM(プロジェクト・デザイン・マトリックス)³¹に整理し、これをもとにモニター、評価を行っているが、現状ではPDMにジェンダーの視点を盛り込むことが徹底されていないため、案件の全てにジェンダーの視点が組み込まれているわけではない。³²

事業事前評価調査段階における社会・ジェンダー調査の適応は

- ① 調査機関の不足
- ② 予算の制限
- ③ 担当者のジェンダーに関する知識不足

などにより、全ての案件に対して実施されていない。

案件の計画段階において、ジェンダーの視点がプロジェクト・ドキュメント、事業事前評価表、PDMに一貫して反映されるような仕組みがない。

技術協力プロジェクトでは事業事前評価調査を行ったうえで各案件の計画を作成している。案件へのジェンダー主流化を図る場合、この段階で社会・ジェンダー調査を行い、対象地域の社会構造、文化、男女の社会的状況、開発ニーズ等を把握し、事業計画へ反映させる必要がある。そしてPDMにジェンダーの視点を組み込んだ指標を設定し、モニタリング・評価することが重要である。しかし、計画段階での社会・ジェンダーの調査分析手法の適用は調査期間の不足、予算の制限、担当者のジェンダーに関する知識不足等の理由により、全ての案件に対しては実施されていない。

次に、一定額を超える技術協力プロジェクトについて、事業事前評価調査等から得られた現地の情報をもとにプロジェクト・ドキュメント³³が作成される。この時、明らかにジェンダー・WID案件であれば、対象地域のジェンダー分野に与える影響についての情報がプロジェクト・ドキュメントに含まれる。しかしながら、プロジェクト・ドキュメントの様式にはジェンダーに関する記述箇所が明確に定められておらず、記載マニュアルにおけるジェンダーの取り

³¹ PDM (プロジェクト・デザイン・マトリックス) : ロジカル・フレームワークの一種で、プロジェクトの投入、成果、目標、ゴール等の因果関係を表しており、プロジェクトの計画、モニタリング、評価を効果的に行うためのツールとして使用される。(出典: 国際協力事業団 (2002) 『実践的評価手法 JICA 事業評価ガイドライン』、63-64 頁。) 現在 JICA では予算額が 1 億円以上の案件につき、PDM の作成が求められる。

³² 国際協力事業団 (2002) 『課題別指針 ジェンダー主流化・WID』、13 頁。

³³ プロジェクト・ドキュメント: 事業事前評価調査により収集されたプロジェクトに関する情報と共に、指標設定の根拠や、投入から上位目標へ至る因果関係、およびプロジェクトのインパクト、実施の妥当性等を、カウンターパート機関と共同でまとめたものとして、2000 年度から技術協力プロジェクトに導入した。現在予算額が 5 億円以上の案件につき、プロジェクト・ドキュメントの作成が求められる。

扱いはプロジェクトの予想される波及効果の一つとして含まれているに過ぎない。

事業事前評価調査から得られた情報はその後事業事前評価表³⁴に要約されるが、ジェンダーに関する情報を記述する特定の項目は事業事前評価表の様式にはない。また、事業事前評価表を分かりやすく表にまとめたPDMを作成するが、PDMにもジェンダーに特定した項目がなく情報が記載されない。以上のことから、ジェンダーの視点に立った調査が最初から実施され、ジェンダーの視点がプロジェクト・ドキュメント、事業事前評価表、そしてPDMに一貫して反映されるような仕組みが確立されていないことが課題である。

さらに、案件計画段階では、投入される専門家の分野と人数が決定される。事業事前評価調査において特に必要であると判断される場合以外は、社会・ジェンダーの専門家は派遣されない。同時に、他の分野への派遣が予定されている専門家等に対するジェンダー研修等を通じたジェンダーに対する理解の促進が十分に行われていないことも、その後の現地活動へジェンダーの視点が反映されない原因の一つとなっている。

最後に、技術協力プロジェクトの計画に対する専門的なインプットは、担当者が特に必要と考えない限り、ジェンダーの専門性を有する部署である環境・女性課や国際協力専門員によって行われず、またそのための時間・人員も確保されていない。

結果として、技術協力プロジェクトの案件計画策定段階におけるジェンダーの視点の確保は、JICA側担当者と相手国関係者のジェンダーに対する考え方に大きく影響されているのが現状である。

事業事前評価調査において、明らかにジェンダーに関連する案件でない限り社会・ジェンダー専門家は派遣されない。また他分野の専門家等に対してジェンダーの理解を深めるような試みも十分ではないため、現地活動にジェンダー視点が反映されない。

³⁴ 事業事前評価表：事業事前評価の結果を一般公開用にわかりやすくとりまとめた資料。プロジェクト実施の必要性、妥当性、計画内容と目標、成果の達成指標が簡潔に整理されている。

提言

(*は、『課題別指針』より抜粋)

全ての案件の事業事前評価調査にジェンダー専門家の参加を促進する。

プロジェクト・ドキュメント、事業事前評価表等にジェンダー視点を組み込むようフォーマットを改定する。

ジェンダー視点を盛り込んだPDMのフォーマットを作成し、使用の制度化を図る。

開発途上国の人的資源を活用する。

マニュアルを随時参照可能なシステムとして構築する。

全案件の実施計画書が、ジェンダー連絡会担当者あるいはジェンダー専門部署の審査を受けることを制度化する。

- (1) 技術協力プロジェクト、無償資金協力や開発調査等、全ての案件の事業事前評価調査にジェンダー専門家の参加を促進する*。
- (2) 計画策定段階で既存のジェンダー情報（たとえば「国別WID情報整備調査報告書」³⁵⁾）を活用し、男女のニーズを十分に把握したプロジェクト・ドキュメント、事業事前評価表、プロジェクト実施計画書が作成*できるようにフォーマットを改訂する。
- (3) ジェンダーの視点を盛り込んだPDMのフォーマットを作成し、その使用を制度化する³⁶⁾。
- (4) 計画段階において、開発途上国の人的資源（在外公館専門調整員、NGO職員、ボランティア、ローカル・コンサルタント等）をジェンダーに関する情報源として活用する。
- (5) 全ての分野について、各分野のジェンダーとの関連、事業への組み込み方法が理解できるマニュアルを、随時参照可能なシステムとして構築することを検討する。ここでいうマニュアルとは、『課題別指針』の内容をさらに具体的に明示したものである。
- (6) 全ての案件の実施計画書が各部署に配属されているジェンダー連絡会担当者或いはジェンダーを専門とする部署の審査を受けることを制度化する。このために人材面での補強策（コンサルタント備上含む）と審査基準の設定を図る。また、従来の実施計画書ではジェンダーに関する情報が不十分であることが多いため、プロジェクト・ドキュメントも併せて審査の対象にする。さらに、必要に応じて計画内容を修正する権限を審査担当部署に付与する。

³⁵⁾ 本調査報告書は JICA ホームページに公表されている。

(<http://www.jica.go.jp/global/genwid/report/index.html> 閲覧:03/08/22)

³⁶⁾ 技術協力プロジェクトの事業事前評価表記載要領、事業事前評価チェックリスト、PDM、プロジェクト実施計画書と関連書式に対する提言について、「1. 各スキームの業務フローにおける具体的な方策」、「3-1. スキーム毎の業務フローにおける課題と提言」の(2)技術協力プロジェクト、および該当巻末資料も参照されたい。

2-3. 案件実施・モニタリング

(1) 案件実施

実施段階のジェンダー主流化は主に三つのレベル、すなわち協力現場、在外事務所、本部担当部署においてそれぞれ推進されなくてはならない。以下、(ア) 協力現場、(イ) 在外事務所、(ウ) 本部担当部署のそれぞれで実施、モニタリングの段階で取り組むべき課題について概説する。

ア. 協力現場

協力現場でのジェンダー主流化に向けた課題は、大きく分けて二点ある。一点目は、社会・ジェンダー調査がプロジェクト活動の一つとして実施されても、その結果が全体のプロジェクト活動にうまく反映されないことである。また、プロジェクトの計画段階にジェンダー視点が盛り込まれていない場合、実施段階の初期に社会・ジェンダー調査を積極的に行い、情報を補うことが重要である。その場合、社会・ジェンダー調査を実施する専門家と技術専門家の双方にお互いの調査結果を共有し活用できるような環境が十分整っていないければ、その成果をプロジェクトの実施に反映させることは難しい。

二点目は、直接ジェンダーと関わりのないプロジェクトにおいてジェンダーの視点を取り入れる際に、社会・ジェンダー担当の専門家が派遣される例もあるが、その場合でも、プロジェクト活動の全てにジェンダーが主流化されるのではなく、結果としてプロジェクトにおける数多くの活動の一つとして、特に女性を対象としたWIDサブ・プロジェクトを実施する機会が多いことである。すなわち、ジェンダーはプロジェクト全体の視点として主流化されていない。社会・ジェンダー専門家が派遣されている案件であっても、アプローチがジェンダー主流化ではなく、WIDに留まっていることが多いことは大きな課題である。

協力現場におけるプロジェクト実施上のジェンダー主流化の課題は、

- ① 社会・ジェンダー調査の結果がプロジェクト全体に反映されない。
- ② ジェンダーがサブ・プロジェクト活動の一つとして実施されてしまう。
結果として、プロジェクトへのジェンダー主流化ではなく、後付で女性支援活動が実施される傾向がある。

在外事務所の権限と責任は強化されつつも、ジェンダー視点による審査機能や、その導入体制が十分に構築されていない。

イ. 在外事務所

JICAの在外事務所にはジェンダーの担当者が配置されている。しかし、ジェンダーの専門性が十分でなかったり、その役割が明確でなかったりするため、実施中のプロジェクト活動に対する的確な助言が行われる可能性は低い。それゆえ、配置されたジェンダーの担当者の能力の向上が必要となっている。また、今日、プロジェクトの形成、計画策定、実施運営を直接在外事務所が行うなど、在外事務所の権限と責任は強化されつつある。しかし、在外事務所においては、ジェンダーの視点による審査機能やその導入体制が十分に整っていないという現状がある。在外事務所主導案件の実施運営が推進される中で、在外事務所の業務の全過程においてジェンダーが配慮されるような組織機能や方法論の構築が重要な課題となっている。

ウ. 本部担当部署

案件を実施する上でのJICA本部の役割は、進捗管理および後方支援である。この中には、派遣される専門家等の人選も含まれるが、この時、男女構成が全く配慮されない場合がある。女性がプロジェクト関係者として現地に派遣されることによってジェンダーの視点がプロジェクトに反映されるとは必ずしも限らないが、女性が親類以外の男性と接触することに対して社会・文化的な制約が存在する開発途上国も多いため、プロジェクト関係者に女性が多いことは、対象地域の女性のアクセス・参加を高めることにつながる可能性が強くなる。しかし案件実施のために派遣される人材は、現地業務を遂行するのに必要な能力・条件を優先して選出されるため、プロジェクト関係者の男女構成はあまり考慮されていないのが現状である。

また、外部有識者・専門家を交えた国内支援委員会や作業監理委員会を設置する場合、たとえば子どもを対象とした案件や、プライマリ・ヘルスケア、教育等の分野では、協力現場に専門家を派遣しない場合でも、国内支援委員や作業監理委員にジェンダー担当者を配置することにより、プロジェクトを実施する際にジェンダーの視点を取り入れるなどの努力がなされてきた。一方で、このような国

本部担当部署では、
① 派遣される専門家の男女構成はあまり考慮されていない。
② 国内支援委員会や作業監理委員会では社会・ジェンダー分野の専門家が必ずしも参加していない。
③ 社会・ジェンダーの専門家が参加している場合でも、意見がプロジェクトのジェンダー主流化につながるような仕組みの構築が必要である。

内支援委員会および作業監理委員会へのジェンダー専門家の配置は、主にジェンダー・W I D分野の案件に対して行われてきた。また、ジェンダー主流化が一人の専門家の配置によって達成されるとは限らず、委員としての意見が効果的に案件に反映されるような仕組みが必要である。今後、ジェンダー・W I D分野のプロジェクトであるか否かに関わらず、国内支援委員会および作業監理委員会等にジェンダー専門家を配置することは引き続き必要であることは言うまでもないが、それによってどのようにプロジェクト全体にジェンダー視点を強化する対策が講じられるかも大きな課題である。

(2) モニタリング

モニタリングの基本的な目的は、プロジェクトの進捗を管理し、その情報に基づき必要であれば案件計画の軌道修正を行うことである。モニタリングの主な実施者は協力現場の関係者（専門家・カウンターパート・在外事務所）である。また、その他に本部担当部署が主体となって実施する中間評価もモニタリングの一種としてあげられる。モニタリングにおけるジェンダー主流化に対する課題を（ア）協力現場、（イ）在外事務所、（ウ）本部担当部署の順に概説する。

ア. 協力現場

モニタリングにおけるジェンダー視点を強化するためには、P D Mやプロジェクトにジェンダーの視点が入っていることが前提となる。計画の中にジェンダーの視点がない場合、実施段階の初期に住民に関するデータをジェンダー別に収集することによって、プロジェクトの便益が性別や年齢、民族、宗教等に関わりなく、公平に行き渡っているかを把握する等、モニタリングにおけるジェンダーの視点を強化することにつながるが、現状では実施段階においてもジェンダー別データは適切に収集・分析されていない。定量的データに加えて、定性的なデータを収集・可視化し、どのような指標を設定し、協力内容の修正に反映させるか、という点について有効な方法が確立されていないことも、ジェンダーに基づいたモニタリン

モニタリングでは、ジェンダー別のデータ（定量的・定性的）が必要だが、

① これらデータが適切に収集・分析されていない。

② 収集・可視化そして指標の設定を含めたプロジェクトへの反映に関する有効な手法がない、

等の理由が、ジェンダー視点からのモニタリングを困難にしている。

グの実施を困難にしている。この点は、他の援助機関においても概ね同様である。

次に、現地で行われている活動をモニターするためには、プロジェクト実施者の報告書を有効に活用することも考えられる。しかし、報告書にはジェンダーについて述べる項目がないこともあり、ジェンダーに関する記述は、プロジェクト関係者や担当者の意識に拠っているのが現状である。特にジェンダー別のデータ収集が行われておらず、ジェンダーの視点を組み込んだ指標も設定されていない場合は、プロジェクトが対象地域の社会に与えている影響がジェンダーの視点から分析されることはない。このように、ジェンダーに配慮したモニタリングは、モニタリングを実施している関係者の考え次第でその内容が左右されることが多い。また、ジェンダー別のデータが収集されていて、ジェンダー分野での効果が見られる場合でも、それが認識されず見過ごされる可能性も大きい。

プロジェクト実施者の報告書にも、

- ① ジェンダーについて述べる項目がない、
- ② ジェンダーの視点を組み込んだ指標が設定されていない場合は、ジェンダー分野での効果が見られる場合でも認識されない可能性が大きい。

イ. 在外事務所

在外事務所はモニタリングにおいて、前述の案件実施段階と同様、ジェンダーの担当者の専門性の不足および、ジェンダーを配慮したプロジェクトの計画や実施を行うための組織機能や方法論の不足に直面している。

ウ. 本部担当部署

本部担当部署は、協力現場と在外事務所が実施するプロセスと成果の継続的なモニタリング結果を踏まえて、中間評価を実施する。中間評価は評価サイクルの一貫として、協力期間の中間にプロジェクトの計画変更の必要性の有無を判断し、プロジェクトへフィードバックするために行われる。この中間評価では、長期的に生じると予想されるジェンダーに関する波及効果は評価項目として取り上げられないことが多い。また、ジェンダー別データが取りにくい場合は、その後の案件の軌道修正や活動内容の変更に反映されない可能性が高い。このため、W I D案件以外の案件は、ジェンダーの視点がないまま終了時まで事業が実施される傾向にある。

プロジェクトのジェンダー分野への波及効果は長期的に表れるものとされ、中間評価の項目として取り上げられない場合が多い。

提言

- (1) 在外事務所におけるジェンダーの担当者の機能を強化する。
例えば、各在外事務所の担当官が誰であるのかを明確にし、本部環境・女性課との情報交換を綿密に行う。また、在外事務所の権限と責任の強化が推進される中、ジェンダーの担当者は、ジェンダーについて明確に理解する必要がある。よって、各担当者に対しては、ジェンダーに関する専門能力を向上させることを目的に、ジェンダー研修の受講を推進する。環境・女性課は、在外事務所のジェンダー主流化に関連した問題点や現状を把握し、必要な資料の準備や的確な研修講師を選出できるよう機能体制を整える。また、今後は、専門員などの派遣を通じた在外事務所におけるジェンダー研修の実施についても検討する。
- (2) プロジェクト専門家、国内支援委員、作業監理委員等のジェンダーバランスが平等に近くなるよう、同等の資格条件を有する男女の候補者がいる場合は女性を優先的に採用するなどの配慮を行う。逆に、女性の人材が大半を占めるような分野（例：ジェンダー、母子保健、基礎教育等）の場合は男性の参加を促進するような配慮を行う。
- (3) プロジェクトに派遣される専門家の資格要件として、ジェンダー分野の知識・経験を有することを含める。
- (4) ベースライン調査を行い、ジェンダー別に定量的および定性的データの収集を行う。モニタリングにおいても継続的にデータをジェンダー別に収集・分析し、プロジェクトの実施や修正に反映させる。また、収集されたデータをジェンダー別に見るといふ分析能力の向上にも取り組む。加えて、プロジェクト対象者（男女）の意見がプロジェクトに反映される実施体制が確保されるよう留意する。

在外事務所のジェンダー担当者の機能を強化する。

ジェンダーバランスが平等に近くなるよう、採用について配慮する。

専門家の資格要件として、ジェンダー分野の知識・経験を有することとする。

ベースライン調査、モニタリングにおいて、定量的かつ定性的データの収集を行う。

ジェンダーの視点を組み込んだ指標とジェンダー分析手法を確立する。

ジェンダーの観点から軌道修正が可能になるようなフィードバック体制を確立する。

JICAの事業評価には以下の3種類ある：
① 個別案件の評価
② 国別事業評価
③ 特定テーマ評価

個別案件の評価、国別事業評価、特定テーマ評価におけるジェンダー視点の反映はほとんど行われていない。

- (5) ジェンダーの視点を組み込んだ指標とジェンダー分析手法を確立する。この時、JICAでの蓄積を分析し教訓を導き出すことや、既存の他ドナーの取組みを取り入れること等の検討も行う。
- (6) 計画の段階に加え、モニタリングや評価の段階でジェンダーの視点を入れ、途中で軌道修正が可能になるようなフィードバック体制を確立する。

2-4. 評価・フィードバック

JICAによる事業評価は、(1) 組織の意思決定の妥当性を高める(マネジメント)、(2) 援助関係者の学習効果を高める(ラーニング)と(3) JICAとしての説明責任を果たす(アカウンタビリティ)の三つを主要な目的として実施している。

個別プロジェクトを対象とした事前、中間および終了時評価については、JICAが(1) マネジメントのための機能を果たすことを主目的として実施している。とりわけ個別案件の評価は担当部署、在外事務所が主体となって実施する。また個別プロジェクトの事後評価は在外事務所が実施している。事業横断的な事後評価については、企画・評価部評価監理室が主体となり優先度を考慮して国別事業評価、特定テーマ評価を実施している。近年では、このような事業横断的な事後評価においては外部有識者や外部機関、NGO等外部第三者による評価が(2) ラーニングと(3) アカウンタビリティの観点から推進されている。

しかしながら、いずれの評価においても、ジェンダー・WID案件およびジェンダーを主題とした特定テーマ評価以外については、ジェンダーの視点を取り入れた評価はほとんど行われていないのが現状である。

加えて、ジェンダー分野でない案件については、事業事前評価調査の段階でベースラインデータはほとんどジェンダー別に収集されていないため、ジェンダーに関する課題が抽出されない。従って、

ジェンダーの視点を組み込んだ指標・目標値が設定されていないため、事業実施前と実施後の違いがジェンダーの視点から分析できず、ジェンダー主流化の推進に係る教訓・提言を直接導き出し、蓄積することがますます難しい状況になっている。

ジェンダー関連ではない案件のジェンダー視点による教訓・提言の蓄積が不十分であることは、ジェンダーの視点に立った評価手法の確立にも影響を及ぼす。ジェンダー主流化が開発援助を実施するうえで必要であることは「人間中心の開発」を目指す多くの援助機関によって認識されており、それは評価においても同様である。

しかし、ジェンダー主流化がなされていない支援の効果が、主流化されることによって具体的にどの程度上がるのか、そしてそれがどのような過程・メカニズムを経てそのような結果をもたらすのかを解き明かすような評価の手法は確立していない。このような評価手法の確立には、過去の評価案件からの積み上げが必要不可欠であるが、上述のようにジェンダー別のデータ収集・分析が徹底されていない等、ジェンダー視点からの評価がほとんど行われていない中、ジェンダー主流化の効果を計る評価手法の開発は難しいのが現状である。

以下に個別案件、国別事業評価、特定テーマ評価に対するジェンダー主流化におけるそれぞれの課題を概説する。

(1) 各種の評価の共通課題

個別案件、国別事業評価、特定テーマ評価からジェンダーの視点が抜け落ちてしまう共通の原因として、主に以下の二つが考えられる。

第一に、JICAの担当者、専門家、コンサルタントにジェンダーの概念やジェンダー分析、社会調査手法に関する専門知識が必ずしも十分あるとはいえず、ジェンダーに関連するような効果が現場であったとしても、明確に把握し記録として残すことが出来ない事例が多かったと考えられる。また、これらの効果が生じていても、それを認識できるか、また認識したものをどう解釈するかは、調査者の専門性や意識に負うところが大きい。

JICAの事業評価における全体的な課題として以下の点があげられる：

- ① ベースライン調査の中でジェンダー別の情報収集・分析が徹底されていない。
- ② 事業実施前と実施後の違いがジェンダーの視点から分析できない。
- ③ ジェンダー主流化の推進に係る教訓・提言が蓄積されない。
- ④ ジェンダー主流化することによってどのような過程・メカニズムを経ているのか解き明かされない。

3種類の評価の共通課題は以下のとおりである。

- ① 評価調査者の専門知識が十分でなかったり、認識や解釈が専門性や意識に負うところが大きい。
- ② 評価調査者に対する組織的な支援体制も不十分である。

第二に、評価実施側のジェンダーに関する知識が十分でないことに加えて、評価調査者に対する専門的な組織的支援体制も十分ではない。例えば、現状ではジェンダー評価に特化した、具体的にジェンダーの視点を評価に組み込むためのガイドラインやマニュアルは作成されていない。また、環境・女性課が全ての評価案件に対してジェンダーの専門的な視点から関与することは、現状の体制では難しい。このような状況は、ジェンダーを専門としない評価調査者にとって、ジェンダーの視点を評価に組み込むことを困難にしている。

(2) 個別案件、国別事業評価、特定テーマ評価に特化した課題

ア. 個別案件の評価・フィードバック

JICA事業の評価ガイドラインとしては、2002年に作成された「実践的評価手法：JICA事業評価ガイドライン」（以下、評価ガイドライン）がある。本ガイドラインは、旧プロジェクト方式技術協力を念頭において、JICAにおける事業評価の実施方針と実施方法を示すものである。評価ガイドラインには、ジェンダーに関する間接的な効果、波及効果、長期的な効果を含めたインパクトを包括的かつ多角的に評価すべきことがある程度記載されている。しかしながら、実際の評価では、ジェンダーの視点が抜け落ちやすい。

その理由として、以下のことが考えられる。個別案件の評価を実施する場合、プロジェクト関係者の間では、間接的な効果、波及効果、長期的な効果を含むインパクトは長期的に発現するものであり、プロジェクト実施中や終了時に調査しても分からないのではないかという暗黙の認識がある。そのことが、「2-3. 案件実施・モニタリング」で述べたとおり、中間評価や終了時評価においては、間接的な効果、波及効果、長期的な効果を含むインパクトは必須ではない追加的な調査項目とされがちであるという現状として現れている。実際、通常個別案件の評価調査期間である2週間という調査期間内に、間接的な効果や波及効果までを調査することは難しいという現実的な側面もある。実際には、ジェンダーに正または負の

個別案件の評価においてジェンダー視点が抜け落ちる理由として以下の点があげられる：

- ① ジェンダーに関する影響（インパクト）は長期的に発生するものだと思われる。
- ② 評価調査の期間が短い。
- ③ ジェンダーに特化した評価項目がない。

インパクトが種々生じていても、ジェンダーのインパクトに特化した評価項目がないため評価されずにいる可能性もある。

以上の結果として、計画・立案段階でジェンダーの視点が組み込まれていない案件は、中間評価および終了時評価の段階でジェンダーの波及効果を含めたインパクトを評価することはさらに困難であり、軌道修正されることなく終了することにつながっている。

同時に、将来類似案件に生かす、すなわちフィードバックすることのできる教訓や提言の蓄積ができないことにもつながっている。このことは、事業関係者に計画の段階から事業にジェンダーの視点を組み込むことの重要性が浸透しないことに加え、事業におけるジェンダー主流化が促進されない要因ともなっている。

個別案件の評価にジェンダー視点が導入されないことは、案件から得られる教訓が蓄積されず、事業サイクル全体へのジェンダー主流化を阻害する要因ともなっている。

イ. 国別事業評価と特定テーマ評価

国別事業評価と特定テーマ評価は、終了後一定期間を経過したプロジェクト群を対象に行われる事業横断的な事後評価である。ジェンダーに関連した評価調査として、1999（平成 11）年4月に、スリランカを始めとする南西アジアにおける J I C A の W I D / ジェンダー関連案件を分析した。これは、ジェンダー視点からの評価がこれまで体系的に行われてこなかったという反省の上に立って実施したものである。また、2000年3月外部機関による評価調査「ネパール王国の農林水産業における貧困・ジェンダー」、2000年6月外部機関による評価調査「パラグアイ国農林業協力における貧困・ジェンダー」等が実施されている。

国別事業評価と特定テーマ評価は、終了後一定期間を経過したプロジェクト群を対象に行われる事業横断的な事後評価である。

一方で、特別にジェンダーを評価のテーマとして取り上げていない他の国別事業評価および特定テーマ評価では、ジェンダーが調査項目として必ずしも組み込まれていない。このことは、J I C A が実施している援助の自立発展性および波及効果が男女別に分析されておらず、J I C A 事業の便益が男女に適切に行き渡っているか、対象地域のジェンダー格差が減少しているか、そして最終受益者全体のエンパワーメントに資する支援が行われているか等が評価結果として表れていないことを意味する。

国別事業評価・特定テーマ評価にジェンダー視点が組み込まれないと、JICA 事業が最終受益者全体のエンパワーメントに貢献しているか、評価結果に表れにくい。

国別事業評価と特定テーマ評価の結果はそれぞれフィードバックされる部署および活用方法が異なる。国別事業評価は国別事業実

国別事業評価・特定テーマ評価のフィードバック先は主に国別事業実施計画と課題別指針である。

国別事業評価・特定テーマ評価へのジェンダー主流化は、その後の案件計画策定に深く関わる。

施計画の策定に活用され、担当地域部署にフィードバックされる。特定テーマ評価の結果は課題別指針の策定等に活用されるべく、そのテーマを扱っている担当部署にフィードバックされる。国別事業実施計画は各開発途上国に対する J I C A の援助方針、課題別指針はテーマ毎の J I C A の取組み方針であり、それぞれ案件の計画策定に深く関わるものである。J I C A の事業サイクルのいわゆる「出口」である評価段階において国別事業・特定テーマ評価を通じてジェンダーの視点が組み込まれないことは、その後の J I C A 事業の実施方針にも影響を及ぼす結果となっている。

提言

全ての事業評価において波及効果を重視する方針を打ち出す。

評価の各段階でジェンダーの視点を重視した評価調査を実施する。

- (1) J I C A の全ての事業評価において、ジェンダーに関する波及効果の評価を重視するという方針を打ち出し、J I C A 内外に周知する。また、中間評価、終了時評価時にジェンダーの波及効果をも含めた調査ができるよう調査手法、評価調査者が持つべき知識、調査期間について検討する。
- (2) 計画・立案時にジェンダーの視点が組み込まれていない案件においても、中間評価、終了時評価、事後評価の各段階でジェンダーへのインパクト評価を含めたジェンダーの視点からの評価を実施し、その結果を案件にフィードバックする。そのために、ジェンダー視点を重視して評価調査を実施することを、評価者への業務指示に明示する。ただし、全ての案件においてベースラインからモニタリング・評価までジェンダー別に定量的・定性的データの収集・分析を行うことは、予算の不足や専門能力を有する人材の不足等のために、現時点では難しいと思われるため、過渡的措置として優先順位を念頭に置いて取組み強化を図る。

- (3) ジェンダー視点を強化した評価を実施する際に、JICA担当者および評価調査者にとって具体的にジェンダーの視点を組み込むためのジェンダー評価に特化したガイドラインやマニュアルを別途作成するなど、技術的なサポート体制を強化する。
- (4) 現行の評価ガイドラインについても、ジェンダーの波及効果を含めたインパクトについての説明や方法論、重要性について実践的な記載方法を含めた改定を行う。
- (5) 計画の段階に加え、モニタリングや評価の段階でジェンダーの視点を入れ、途中で軌道修正が可能になるようなフィードバック体制を確立する。
- (6) JICAの基本的方針（国別事業実施計画、課題別指針等）へジェンダーの視点が反映されるように、評価監理室が実施する事後評価（国別・テーマ別）にジェンダーの視点を入れる。

ジェンダー視点を組み込むためのジェンダー評価に特化したガイドラインやマニュアルを作成する。

現行のガイドラインの改定を行い、ジェンダーのインパクトについての実践的な記載方法を含める。

計画・モニタリング・評価の段階で軌道修正が可能になるようなフィードバック体制を確立する。

事後評価（国別・テーマ別）にジェンダー視点をを入れる。

3. 各種スキームの業務フローにおける具体的な方策

前節では、JICA事業のプロジェクトサイクルにもとづき、要望調査、案件検討、案件計画策定、案件実施・モニタリングと評価・フィードバックのそれぞれの段階に分けて、ジェンダー主流化に向けた成果と課題をレビューし、これらの各段階でジェンダー主流化を推進する方策に係る提言を行った。

JICA 事業はスキームによって業務の手順が異なるため、JICA 事業へのジェンダー主流化には、スキーム毎の各手順にジェンダー視点を組み込む必要がある。

JICA事業には後述するように、技術研修員受入、技術協力プロジェクト、開発調査、無償資金協力、ボランティア派遣等、様々なスキーム（事業形態）が存在する。これらスキームの流れは前節で取り上げた大きなプロジェクトサイクルの流れに沿っているが、スキームによって業務の手順（プロセス）および実施計画書等の書式が異なる。JICA事業におけるジェンダー主流化を促進するには、前節で述べられたようなプロジェクトサイクルに則した分析・提言が重要だが、同時にそれら提言を具体的な方策に導くためには、業務のプロセスをレビュー・分析し、それら一つ一つに組み込んでいく必要がある。

従って、本節では現在業務を担当しているJICA職員にとって直接参考になるよう、「3-1. スキーム毎の業務フローにおける課題と提言」でJICAの主なスキームにおける業務フローの現状と課題を分析し、前節の提言に対する具体的な方策、そして資料として業務で活用しているマニュアルやハンドブック、およびフォーム等への変更例を提示する³⁷。「3-2. ボランティア事業と草の根技術協力事業の個別課題」では、業務フローのプロセスには組み込まれないが、重要な留意点について述べる。

³⁷ 近年 JICA では個別のスキームという考え方から、様々な投入形式を開発途上国のニーズに応じて組み合わせていく考え方に移行しつつある。このため、今後業務フローに変化が生じる場合が予測されるが、その際、後述する業務フローの提言を踏まえた上で、今後のジェンダー主流化を推進する必要がある。

3-1. スキーム毎の業務フローにおける課題と提言

本節は J I C A 事業の主立ったスキームの業務フローに沿って課題を抽出し、具体的な提言を行うことを目的としている。このため、各スキームの業務フロー図で現状、課題、提言を明示している。また、各スキームで使用されているフォームへの変更が提言で述べられる場合、可能な範囲でサンプルを資料として添付しているため、巻末資料も同時に参照されたい。

本節で取り上げるスキームは以下の6つである³⁸。

「技術研修員受入」

開発途上国・地域の中核となる行政官、技術者、研究者に対して知識や技術を伝えるもので、J I C A の最も基本的な「人作り」事業の一つとして位置づけられている。研修には国内で実施する「本邦研修」と海外で実施する「在外研修」がある。本節では、本邦研修のうちあらかじめコースを設定し対象者を募っている集団研修を主にとりあげる。

「技術協力プロジェクト」

平成 14 年から導入された「技術協力プロジェクト」とは、一定の成果を一定の期限までに達成することを目的として、その成果と投入・活動の関係を論理的に整理した協力事業である。すなわち、専門家派遣、研修員受入、機材供与、アフターケア協力、チーム派遣、研究協力等の投入要素を、一定の成果のもとに自由に取捨選択し柔軟に組み合わせたものが、技術協力プロジェクトである。

³⁸ 以下「草の根技術協力」以外のスキームの概要は、国際協力事業団（2002）『国際協力事業団年報 2002』より抜粋。

「開発調査」

「開発調査」は開発途上国の開発計画の策定を支援し、相手国のカウンターパートに対して、計画策定方法、調査・分析技術などを技術移転する事業である。実際の調査では、JICAが選定したコンサルタントが、JICAの指導・監督のもとに、開発途上国政府と協力して開発計画に係る報告書を作成している。

「無償資金協力」

「無償資金協力」とは、ODAの贈与の一部として、開発途上国に返済義務を課さない資金を供与することで、相手国政府が実施する公共的な施設や機材の整備を支援し、その国の経済や社会の発展に協力する援助である。JICAの無償資金協力における業務は、事前の調査業務、実施の促進業務、フォローアップ業務である。資金の供与は外務省が直接行っている。

「ボランティア事業」

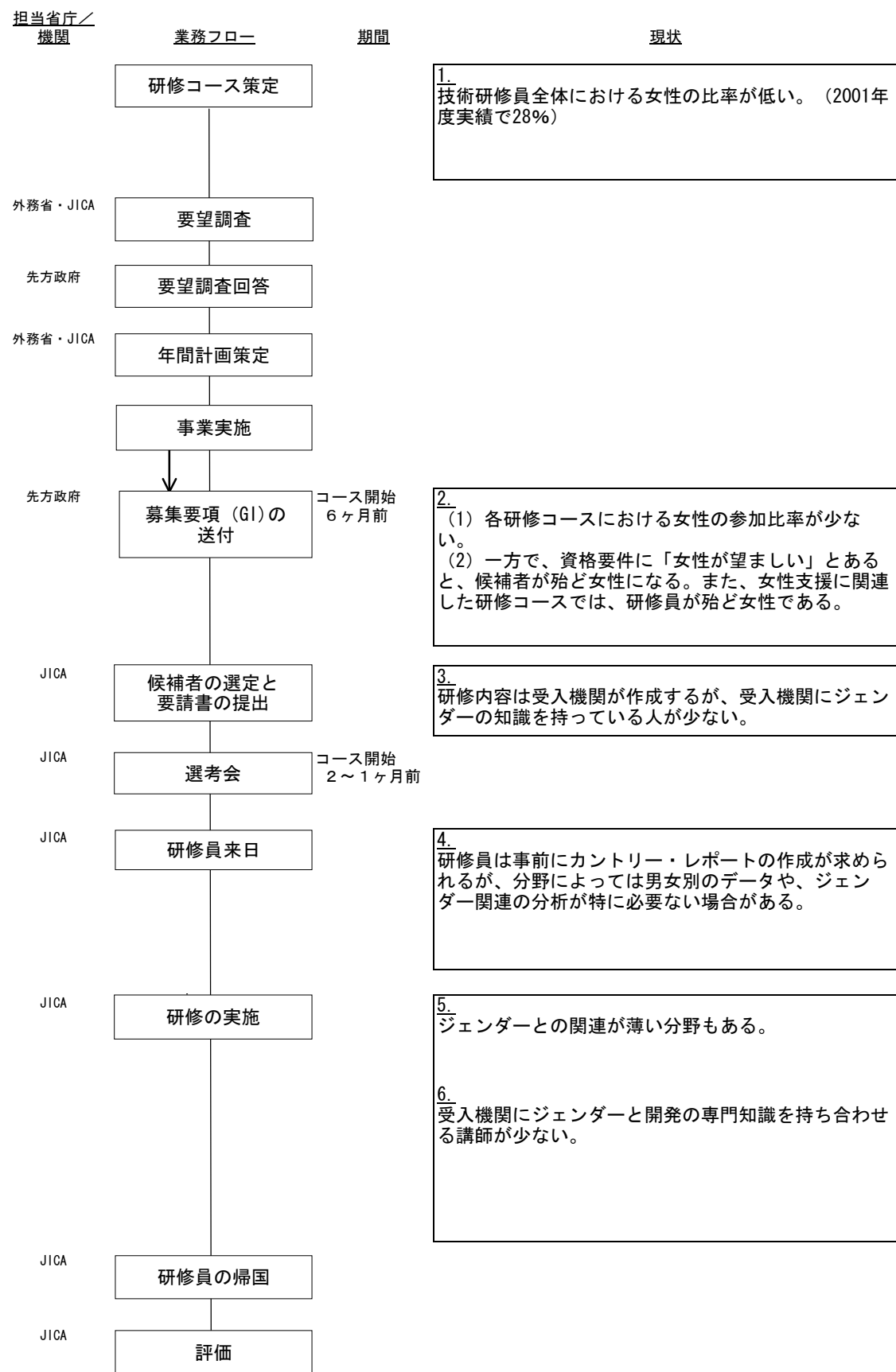
国民参加型の国際協力の一つ目として「ボランティア事業」があげられる。「ボランティア事業」には青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティア、およびシニア海外ボランティアがある。本節では、派遣人数の割合が多い青年海外協力隊の業務フローを取り上げる。青年海外協力隊の派遣期間は通常2年、分野は農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、スポーツなどで、途上国の人々に技術を伝えることのほか、活動を通じて日本の若者が視野を広げ、相手国の実情を理解するというもう一つの目的も持っている。JICAの役割は、隊員の要請取り付け、要請調査、募集と選考、派遣前訓練、派遣等である。なお、ボランティア事業における取組み課題の特記事項については「3-2. ボランティア事業と草の根技術協力事業の個別課題」を参照されたい。

「草の根技術協力事業」

草の根技術協力事業³⁹は、JICAが日本のNGO、大学、地方自治体、公益法人等の団体と共に、開発途上地域の住民の生活向上を促す目的で共同事業として実施するものであり、二つ目の国民参加型の国際協力としてあげられる。市民の発意による国際協力事業を支援し、広く市民が事業に参加することを基本概念としており、このためさらに三種類の支援方法、地域提案型、草の根協力支援型、草の根パートナー型を行っている。いずれもJICAの国内機関が窓口となり、事業の計画段階から支援を行うものである。なお、草の根技術協力事業における取組み課題の特記事項については「3-2. ボランティア事業と草の根技術協力事業の個別課題」を参照されたい。

³⁹ 国際協力事業団ホームページ「草の根技術協力事業ってなに?」
(<http://www.jica.go.jp/partner/what.html> 閲覧:03/08/22)

(1) 技術研修員受入に関する業務フロー



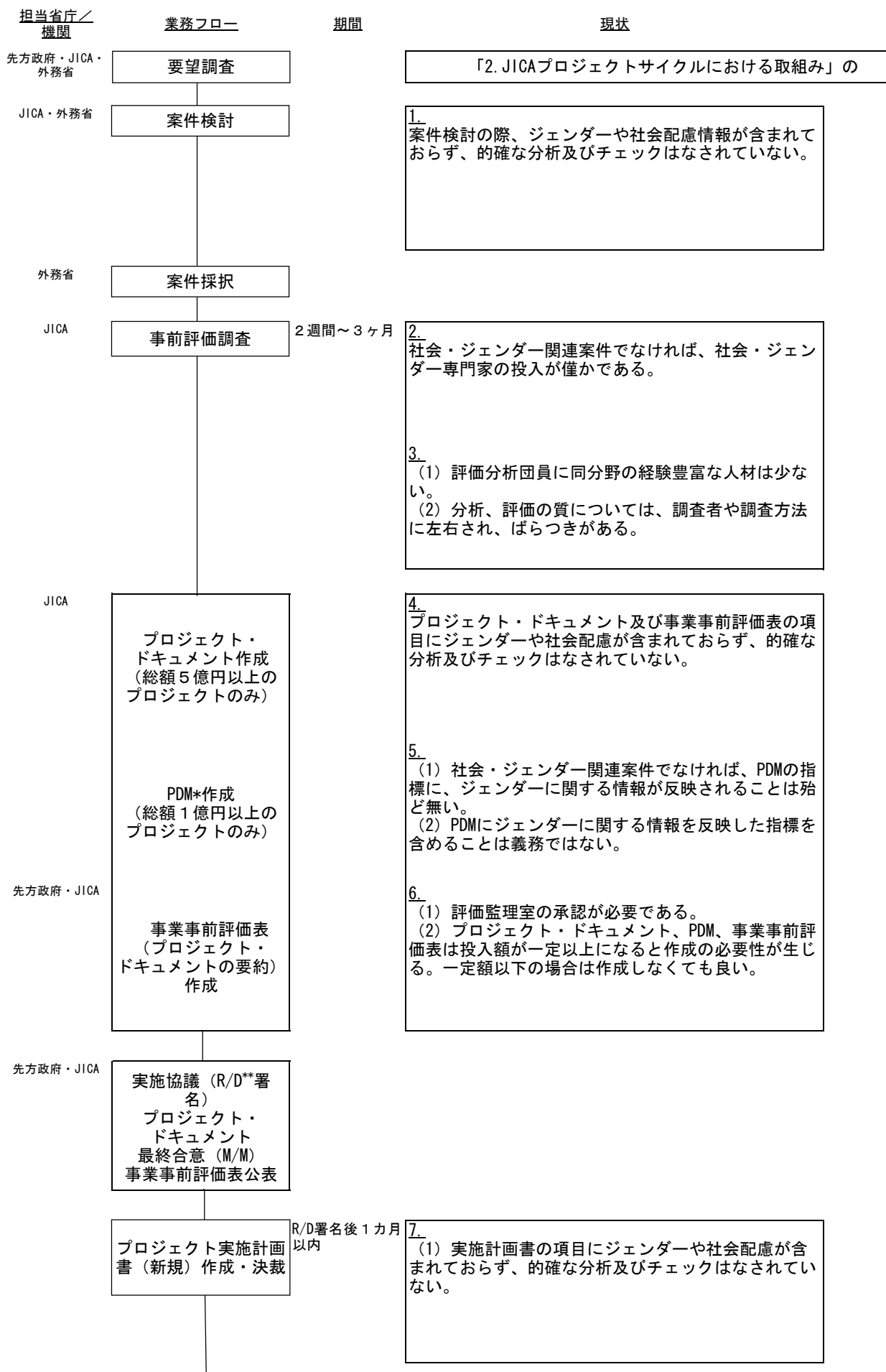
*その他の分野として水資源、ガバナンス、運輸交通、情報通信技術、経済政策、民間セクター開発、水産開発、都市開発・地域開発、公害対策、援助アプローチ／戦略、日本語教育がある。これら分野の研修コースにもジェンダー視点の反映が検討されるべきである。

課題

提言

<p>1. (1) 女性が参加しやすい研修環境を整える必要がある。 (2) 開発途上国の女性のニーズに合った研修を増やす必要がある。</p>	<p>1. (1) 研修実施期間、宿泊施設等、女性が参加しやすい研修環境を整える。 (2) 対象国の女性のニーズに密着したコースの比重を大きくする。</p>
<p>2. (1) 女性候補者を積極的に発掘する必要がある。 (2) 「ジェンダー主流化/WID」分野の研修コースでも、男性研修員の参加を促進する必要がある。</p>	<p>2. (1) 候補者を選考する際ジェンダーバランスが5：5に近づくよう、可能な限り考慮する。 (2) 参加率が少ない対象者（たとえば男性：女性＝7：3であれば、女性）の参加を積極的に促進する。</p>
<p>3. ジェンダー視点を反映したような研修内容を検討する必要がある。</p>	<p>3. 「課題別指針」の分野別取り組み方針を参照するよう、受入機関に依頼する。</p>
<p>4. 3.と同様。</p>	<p>4. ジェンダーに密接な分野について、カントリー・レポートにジェンダー関連情報を記述するようGIに明記する。候補分野として教育、保健医療・人口、社会保障、農業開発／農村開発、自然環境保全等があげられる。*</p>
<p>5. 開発事業とジェンダーについての関連性が意識されない。 6. ジェンダーと開発についての専門性を確保する必要がある。</p>	<p>5. 「課題別指針」で触れられていない分野の研修については、「開発とジェンダー」の講義を入れる。 6. (1) JICA国際協力専門員や外部有識者に、研修員に対する講義（「開発とジェンダー」について）を依頼する。 (2) 同時に、受入機関の講師に「開発とジェンダー」について研修を受ける機会を提供する。</p>

(2) 技術協力プロジェクトに関する業務フロー



「2-1. 要望調査・新規案件検討」参照。

<p>1. 要望調査票の項目にジェンダーや社会配慮情報が含まれるような方策、担当者が判断できるような方策や基準、またチェック・決裁体制について検討が必要である。</p>	<p>1. (1) 担当者の参考文献として、『WID配慮の手引き』等、既存の報告書を利用するよう促進する。 (2) 各部のジェンダー連絡会担当者あるいはジェンダー専門部署にチェック・確認させる。</p>
--	---

<p>2. 社会・ジェンダー専門家の参加促進について検討が必要である。</p> <p>3. 専門家の参加有無に関わらず（特に参加が困難な場合）、一定の分析・評価の質を保つべく、調査方法、チェック体制について検討が必要である。また、PCM手法と社会・ジェンダー分析の扱いについて検討が必要である。</p>	<p>2. 原則、全ての案件にジェンダー／社会配慮団員を参加させる。その際、ローカル・リソースを積極的に活用する。困難な場合は、他の団員が兼任することとする。そのための予算を割り当てる。</p> <p>3. 終了時、事後評価を念頭に置き、全ての案件において、ジェンダー別にデータを集計する。プロジェクト関係者及び最終裨益者に対するネガティブ・チェックを含めた社会・ジェンダー調査を義務づける。</p>
---	--

<p>4. プロジェクト・ドキュメント及び事業事前評価表の項目にジェンダーや社会配慮が含まれるような方策、担当者が判断できるような方策や基準、またチェック・決裁体制についての検討が必要である。</p> <p>5. (1) PDMの記載にジェンダーや社会配慮が含まれるような方策（PDMのフレームワーク自体の改変も含む）、担当者が判断できるような方策や基準が必要である。 (2) チェック・決裁体制について検討が必要である。</p> <p>6. プロジェクト・ドキュメント、PDM作成要件に満たないプロジェクトについて、どのようなジェンダーや社会配慮の視点を盛り込んだチェックをかけるか、ドキュメント上での対応といった方法論を含め、方策の検討が必要である。</p>	<p>4. (1) ジェンダーや社会配慮の項目を含む、プロジェクト・ドキュメント及び事業事前評価表の改定を行う。 (2) ジェンダーや社会配慮の項目を含むための、プロジェクト・ドキュメント及び事業事前評価表のガイドラインの改定を行う。</p> <p>5. (1) PDMにジェンダーや社会配慮の視点を盛り込むPDMの記載法について検討する。 (2) 各部および各事務所のジェンダー連絡会担当者あるいはジェンダー専門部署にチェック機能を持たせ、全ての案件について合議とする。</p> <p>6. 今後の分野・課題別ネットワークの検討課題とする。</p>
---	---

→事業事前評価表記載要領（資料3-1-1（付20-21）参照）
→事前評価チェックリスト（資料3-1-2（付23-25）参照）

→PDMサンプル（資料3-1-3（付26）参照）
→JICA『実践的評価手法』第4章 プロジェクト評価手法（資料3-1-4（付27-29）参照）

<p>7. (1) 実施計画書の項目にジェンダーや社会配慮が含まれるような方策、担当者が判断できるような方策や基準について検討が必要である。 (2) チェック・決裁体制について検討が必要である。</p>	<p>7. (1) 実施計画書の項目にジェンダーや社会配慮、波及効果が含まれるようフォーマットや「書き方の留意点」を改定する。 (2) ジェンダー専門部署を合議先とする。 (3) 担当者の参考となるガイドライン等を提案する。</p>
---	--

→プロジェクト実施計画書（資料3-1-5（付30-31）参照）

担当省庁／
機関

業務フロー

期間

現状

先方政府・JICA

実施・モニタリング

8.
 (1) プロジェクト関係者の男女構成は考慮されていない。
 (2) 活動、運営体制のモニタリング（例：プロジェクト事業進捗報告書、合同調整委員会等）は、ジェンダーや社会配慮の観点が必ずしも含まれていない形で実施されている。
 (3) 社会・ジェンダー調査結果が全体のプロジェクト活動に反映されない。

各年度2月

プロジェクト実施計画書（継続）作成・決裁

9.
 (1) 実施計画書の項目にジェンダーや社会配慮が含まれておらず、的確な分析及びチェックがなされていない。

先方政府・JICA

中間評価
（3年を超えるプロジェクト）

10.
 (1) 社会・ジェンダー関連案件でなければ、社会・ジェンダー専門家の投入が僅かである。

11.
 (1) 評価分析団員に同分野の経験豊富な人材が少ない。
 (2) 分析・評価の質については、調査者や調査方法に左右され、ばらつきがある。

先方政府・JICA

終了時評価調査

12.
 (1) 社会・ジェンダー関連案件でなければ、社会・ジェンダー専門家の投入は僅かである。

13.
 (1) 評価分析団員に同分野の経験豊富な人材が少ない。
 (2) 分析・評価の質については、調査者や調査方法に左右され、ばらつきがある。
 (3) 評価5項目のうち、ジェンダーに対する影響を考慮する項目（インパクト）がある。

先方政府・JICA

先方政府・JICA

フォローアップまたは
プロジェクト延長

終了

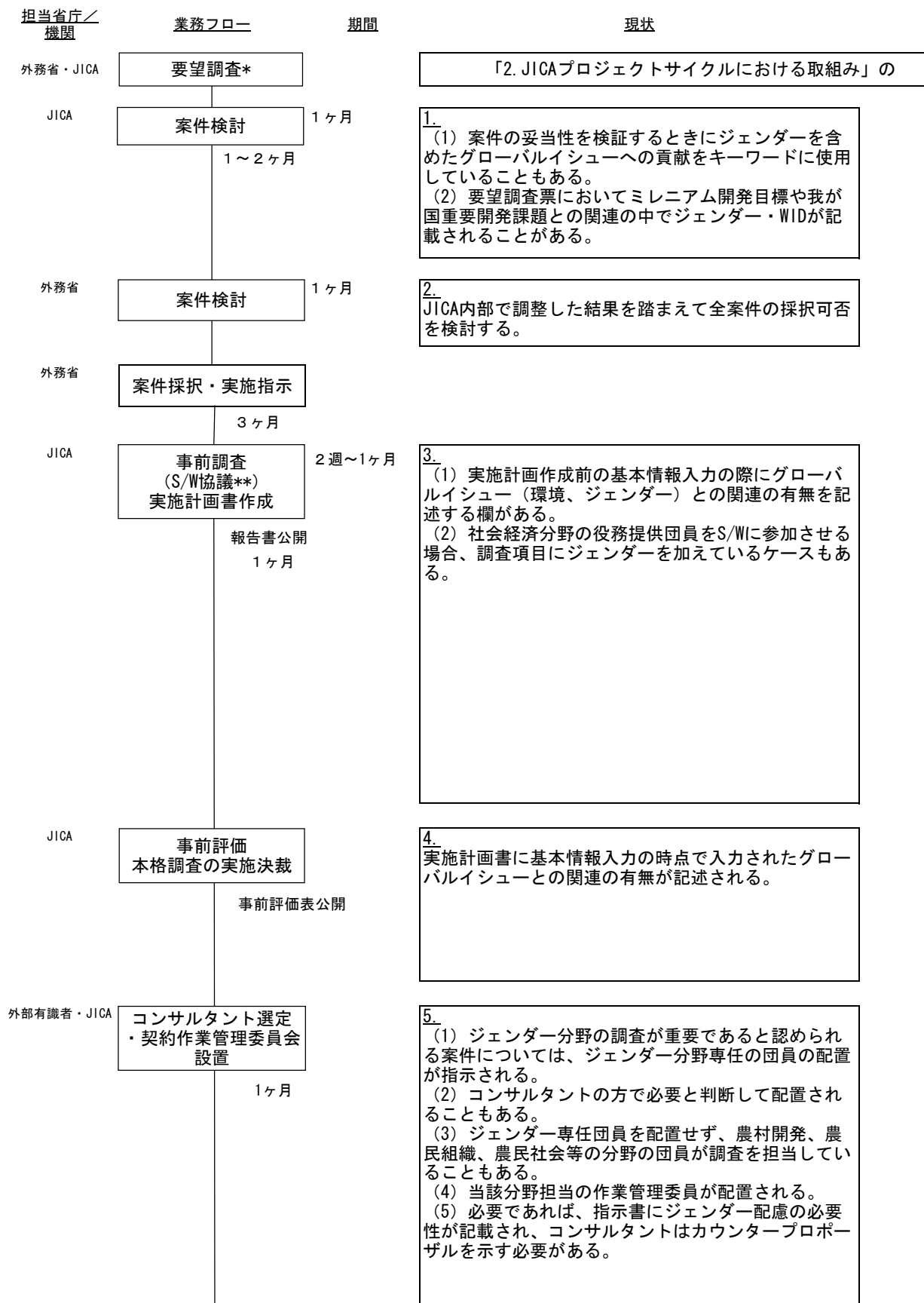
必要に応じ
事後評価

*PDM: Project Design Matrix

**R/D: Record of Discussion（討議議事録）

<p>8. (1) 本部担当者のジェンダー主流化の重要性に関する理解が低い。 (2) 専門家の派遣前研修のジェンダー研修は1コマのみである。 (3) ジェンダー分野担当団員の調査結果や活動がプロジェクトの全体計画に反映されない場合がある。 (4) 在外事務所員、C/P、専門家等プロジェクト関係者のジェンダー主流化の重要性に関する理解が低い。 (5) 活動、運営体制のモニタリングに、ジェンダーや社会配慮の観点を含める方策について検討が必要である。</p>	<p>8. (1) 専門家派遣前研修のジェンダー研修の内容を検討する。 (2) モニタリング資料の中に、C/P及び裨益者への波及効果（プロジェクト実施地区と非実施地区の住民男女に対する波及効果の比較を含める）についてジェンダー別に分析する項目も加える。 (3) 在外事務所のジェンダー担当者にチェック機能を持たせる。</p>	<p>→事業進捗報告書様式 (資料3-1-6 (付32-33) 参照)</p>
<p>9. (1) 実施計画書の項目にジェンダーや社会配慮が含まれるような方策、担当者が判断できるような方策や基準、またチェック・決裁体制について検討が必要である。</p>	<p>9. (1) 実施計画書の項目にジェンダーや社会配慮、波及効果が含まれるようフォーマットや「書き方の留意点」を改定する。 (2) 各部ジェンダー連絡会担当者あるいはジェンダー専門部署を合議とする。 (3) 担当者の参考となるガイドライン等を提案する。</p>	<p>→プロジェクト実施計画書 (資料3-1-5 (付30-31) 参照)</p>
<p>10. (1) 社会・ジェンダー専門家の参加促進について検討が必要である。 11. (1) 専門家の参加有無に関わらず（特に参加が困難な場合）、一定の分析・評価の質を保つべく、調査方法、チェック体制について検討が必要である。 (2) PCM手法と社会・ジェンダー分析の扱いについて検討が必要である。</p>	<p>10. (1) ローカル・リソースを活用して中間評価準備作業を行う。 11. (1) 中間評価報告書に、モニタリング資料をまとめたC/P及び裨益者への波及効果（プロジェクト実施地区と非実施地区の住民男女に対する波及効果の比較を含める）についてジェンダー別に分析する項目も加える。 (2) 評価結果に基づいて、必要に応じて案件へのフィードバックを行う。</p>	<p>→中間評価報告書目次例 (資料3-1-7 (付34-36) 参照)</p>
<p>12. (1) 社会・ジェンダー専門家の参加促進について検討が必要である。 13. (1) 専門家の参加有無に関わらず（特に参加が困難な場合）、一定の分析・評価の質を保つべく、調査方法、チェック体制について検討が必要。また、PCM手法と社会・ジェンダー分析の扱いについて検討が必要である。</p>	<p>13. (1) 全ての案件において、ジェンダー別にデータを集計し、またプロジェクト関係者及び最終裨益者に対するネガティブ・チェックを含めたジェンダー・社会配慮の調査を義務づける。その際、ローカル・リソースを積極的に活用する。困難な場合は、他の団員が兼任することとする。</p>	<p>→専門家業務完了報告書 (資料3-1-8 (付37) 参照) →技術協力プロジェクト事業完了報告書の内容 (資料3-1-9 (付38-39) 参照) →終了時評価報告書目次案 (資料3-1-10 (付40) 参照)</p>

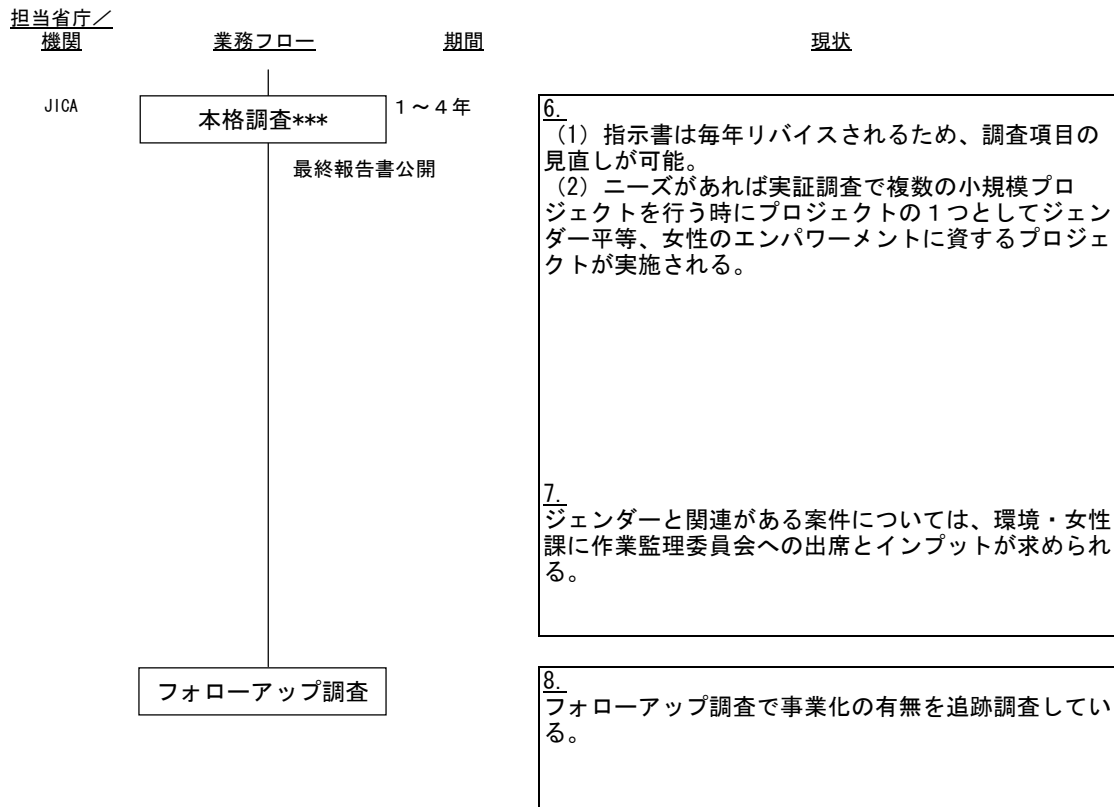
(3) 開発調査に関する業務フロー



「2-1. 要望調査・新規案件検討」参照。

<p>1.</p> <p>(1) 案件検討の際にジェンダーとの関連について議論しないことがある。</p> <p>(2) どのようにジェンダーの視点を取り入れて検討すべきかわからないことがある。</p> <p>(3) 検討時にジェンダーの視点いかに取り入れるかわかりにくい分野がある。</p>	<p>1.</p> <p>(1) ジェンダー配慮の内容に関してジェンダー専門部署と事前検討しておく。</p> <p>(2) 各部署で各分野のジェンダー配慮マニュアルを作成し、参考資料として活用する。(例：農林業協力のためのWID/ジェンダーハンドブック)</p>
<p>3.</p> <p>(1) ジェンダーとの関連性が不明確なため、ジェンダーと関連している案件であっても、記入しない担当者がある。</p> <p>(2) knowledge siteのプロジェクト情報入力では関係がある項目にチェックをつけるという指示であるが、担当者にジェンダー配慮の意識がなければ記載されないこともある。また、実施計画決定過程において指摘を受けることはほとんどない。</p> <p>(3) 担当者にジェンダー配慮の意識があっても、知識不足やジェンダーの視点を取り込みにくい分野においては、実施計画に適切に記述できないことがある。</p> <p>(4) 各分野の調査団員に対して詳細な調査項目指示を行う事はあまりなく、また現地調査にも制約がある。</p>	<p>3.</p> <p>(1) 実施計画書にジェンダーの記載欄を設け、3項目から必ずひとつ選んで記載するようにする。</p> <p>(2) 担当者や管理職にそれぞれの立場を対象にした研修を行い、意識を高める。</p> <p>(3) 各部署で各分野のジェンダー配慮マニュアルを作成し、参考資料として調査団に貸与する。(例：農林業協力のためのWID/ジェンダーハンドブック)</p> <p>(4) ジェンダー配慮内容、必要な調査項目について、ジェンダー専門部署と適宜協議しコメントを取り付ける。</p>
<p>4</p> <p>(1) 事前評価表の中にジェンダー配慮に特化した評価項目はない。</p> <p>(2) 事前調査の基本情報入力の際にジェンダー配慮をチェックしていない場合、ここで再度基本情報入力を行う可能性が極めて低い為、ジェンダー配慮が追記されることはほとんどない。</p>	<p>4.</p> <p>(1) 実施計画書の決裁時にジェンダー専門部署に合議する。</p> <p>(2) 上述のとおり要請書、要望調査票、実施計画書作成の段階で必ず検討されていれば、問題なし(必要と認められたジェンダーに関連する具体的項目を追記することは可能)。</p>
<p>5.</p> <p>(1) ジェンダー分析ができ、かつ結果を計画策定に反映させることのできる人材が不足している。</p> <p>(2) カウンタープロポーザルに「ジェンダーに配慮した調査を行う」とだけ書いてあって具体的な調査項目や戦略が示せないことがある。</p>	<p>5.</p> <p>(1) JICAにおけるジェンダー配慮の姿勢を外部に明確に示し、全分野のコンサルタント団員にジェンダーの基礎知識を身につけるインセンティブを与える(例、指示書の調査団員に求められる知識、経験に記載する)。</p> <p>(2) 上述のマニュアルを活用する、事前調査団員やジェンダー主流化促進を担当している部署の担当、その他有識者に助言を求めするなどして調査団に明確に対案を指示する。</p>

→プロジェクト
実施計画書
(資料3-1-5
(付30-31)参照)



* : 要望調査は外務省が行い、JICAはその支援を行う

** : S/WとはScope of Work (実施細則) のこと

*** : 本格調査は、マスタープラン調査 (1～2年)、フィージビリティ調査 (1～2年)、マスタープラン調査+実証調査 (1～2年) を含む

課題

提言

<p>6. (1) 他分野の団員のジェンダーに対する意識によっては、ジェンダー分野担当団員の調査結果や成果が直接の計画に反映されないことがある。 (2) ジェンダー分析を行っても成果をうまく取り込めず農村開発計画とジェンダー計画の2つの計画が並立してしまうことがある。 (3) ジェンダー平等、女性のエンパワーメントのプロジェクトと他のプロジェクトが全く連携・協調せずに進行してしまうことがある。 (4) 担当課の意識が低い、知識が不足しているといった場合、調査団に対して適切な指示ができないことがある。</p> <p>7. 調査項目や計画や提言にジェンダーの視点が組み込まれているかを審査するところがないため、ジェンダー分野の担当団員の調査結果や成果が計画に反映されていなくても関係者が誰も気付かないことがある。</p>	<p>6. (1) 上述のマニュアルを活用する、事前調査団員やジェンダー主流化促進を担当している部署の担当、その他有識者に助言を求めるなどして調査団に明確に対案を指示する。 (2) ジェンダー分野の作業監理委員が配置されている時は助言を求める。必要であれば追加配置する。もしくは、有識者に意見を求める。他の案件担当者の知見を生かすことも有効。 (3) ジェンダー主流化推進担当部署の担当者や国際協力専門員、ジュニア専門員を作業監理委員会に積極的に参画させ、コメントを求める。 (4) 上述の研修を活用して担当課の意識を高める。</p> <p>7. 作業監理委員会に参画しているジェンダー分野の有識者に助言を求める。</p>
<p>8. 現地踏査を伴うフォローアップ調査では、事業化の有無のみにとどまらず詳細調査を行っているが、ジェンダーの視点で評価されていないことが多い。</p>	<p>8. ジェンダー関連案件では、フォローアップ調査の評価項目に必ずジェンダーの視点を含める。</p>

(4) 無償資金協力に関する業務フロー

担当省庁／ 機関	業務フロー	期間	現状
外務省 JICA*	要望調査		「2. JICAプロジェクトサイクルにおける取組み」の
JICA	案件検討		
外務省	案件検討		<p>1. <検討の視点と案件の直接目的> ジェンダー配慮の可能性を検討の視点とすることは少ない。実態上数少ないWID案件を除き、無償要請案件の直接目的がジェンダー平等に関するものではないため、要請書段階でのジェンダー配慮の良し悪しが案件評価に影響を与えることは殆どない。但し、例えば母子保健案件などのWID案件では一定の配慮がなされている。</p> <p>2. <検討実績の統計化> どの程度の案件でジェンダー配慮が行われているのか不明である。</p> <p>3. (計画作成の項と基本的に同じ)</p> <p>4. <専門性、マニュアル類の活用> 無償部担当者は、現状では必ずしもジェンダー配慮に関する知識や経験を十分には持ち合わせず、調査計画にジェンダー配慮の視点を盛り込むには限界がある。</p> <p>5. <正・負の効果の事例> 既存の案件においてジェンダー配慮をしなかったがために生じた負の効果、配慮をしたことで生じた正の効果についての事例が示されないため、ジェンダー配慮の必要性についての認識が持ちにくい。</p> <p>6. <調査項目の類型化、定型化> 例えば、女性／子供の水汲み労働時間やジェンダー別の就学率等、ジェンダー配慮の前提となる情報を収集するよう、分野によっては一定の配慮をしている場合があるが、各分野の類似案件で統一的な対応がなされるような体制が十分には整っていない。</p> <p>7. <実施計画書、業務指示書> 実施計画書や業務指示書の中で、ジェンダー配慮に係る調査方針・項目・内容明示する案件は限定的である。</p>
外務省	調査指示		
JICA	予備調査		
外務省	案件検討		
外務省	調査指示		
JICA	調査実施 計画作成		

「2-1. 要望調査・新規案件検討」参照。

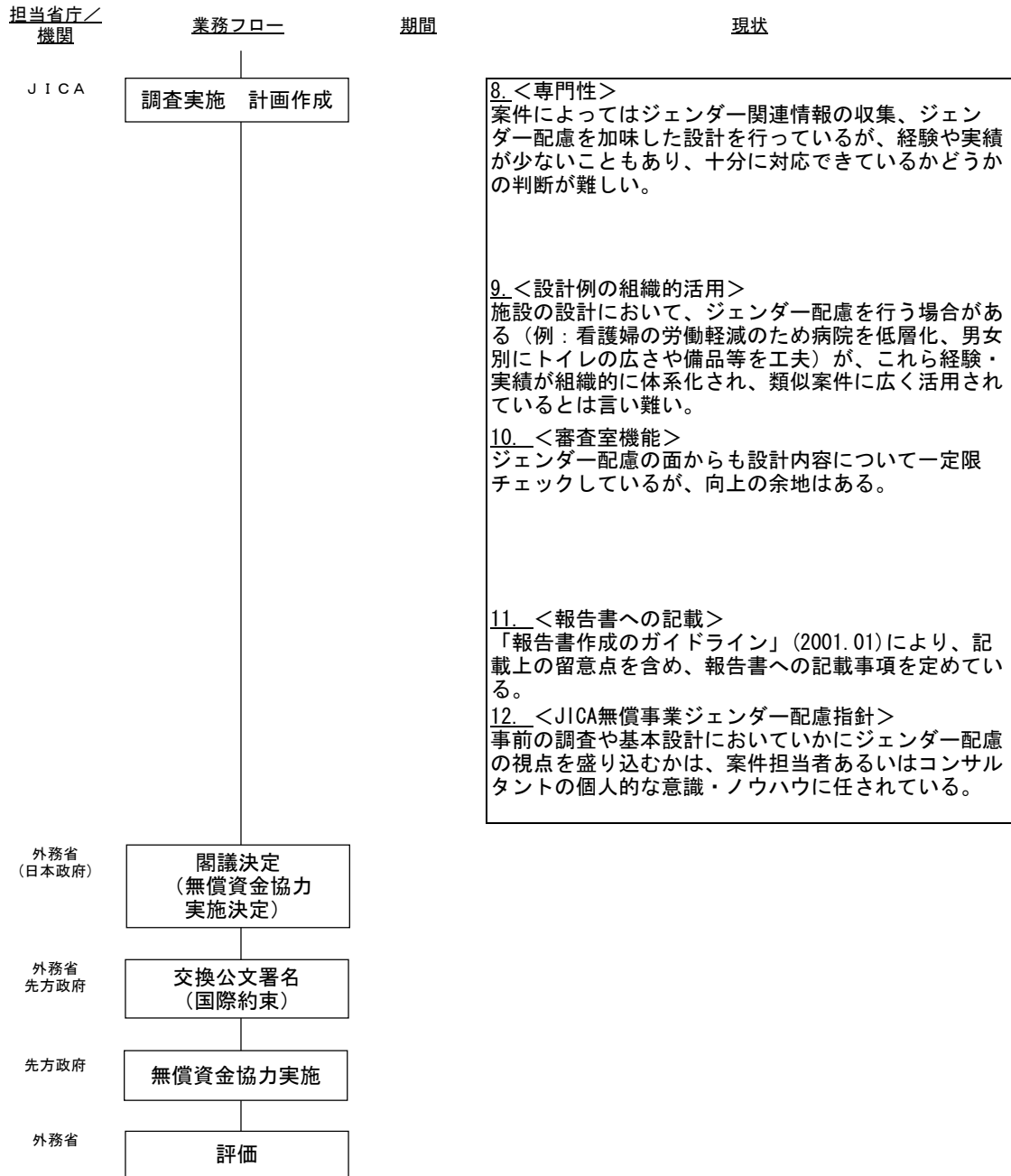
<p>1. 案件評価は、第一義的には案件の直接的な目的に関連した視点から判断されることには変わりはないが、少なくとも要請案件を実施した場合のジェンダー配慮の可能性を、案件検討会での検討項目とするよう検討する必要がある。</p> <p>2. ジェンダー配慮に関する全体の傾向を把握するため、ジェンダーの視点からコメントが付けられた案件などを案件検討時にカウントし、統計化することも有意義である。</p>	<p>1. 案件検討書への記入指針において、ジェンダー配慮に係る検討項目を設けるよう配慮する。また、案件検討会に横断的に出席する計画課職員（代理、担当全員）への集中的な研修を行い、案件検討会でジェンダー配慮面での検討を行うキーパソンとする。</p> <p>2. ジェンダーの視点からコメントが付けられた案件などを案件検討時にカウントし、統計化できるように要望調査システムを改築することを検討する。</p>
--	--

→要請書様式
(資料2-4
(付17-18) 参照)
→要請案件調査票
(資料2-1 (付2-4)
参照)

<p>3. (計画作成の項と基本的に同じ)</p>	<p>3. (計画作成の項と基本的に同じ)</p>
---------------------------	---------------------------

<p>4. (1) ジェンダー専門部署が有する専門性を調査計画の策定に当たって活用すべきである。 (2) 「WID配慮の手引き」(H5年4月)などの既存マニュアル類を活用すべきである。</p> <p>5. 既存の案件においてジェンダー配慮をしなかったがために生じた負の効果、配慮をしたことで生じた正の効果についての事例が示されないため、ジェンダー配慮の必要性についての認識が持ちにくい。</p> <p>6. 社会インフラ整備案件やジェンダー関連案件を中心として、社会分析を詳細化する一環としてのジェンダー分析(ジェンダー別データの収集、案件の直接的・間接的影響に係るジェンダー格差等)を調査項目として取り入れる可能性を検討する必要がある。また、各分野毎のジェンダー配慮の一定の類型化のため、調査例の蓄積をフィードバックできる体制の整備を検討するべきである。</p>	<p>4. (1) ジェンダー専門部署が参加する基本設計調査を試験的に設け、調査実施計画/業務指示書作成の段階で如何にジェンダーの視点を調査に盛り込んでいけるか試行する。 (2) 計画作成に際し「WID配慮の手引き」(H5年4月)などの既存マニュアル類を活用する。</p> <p>5. ジェンダー専門部署の協力を得ながら、基礎研究などを通じ既存の案件においてジェンダー配慮をしなかったがために生じた負の効果、配慮をしたことで生じた正の効果についての事例集を作成し、類似案件の計画作成時に活用する。</p> <p>6. 調査実施計画/業務指示書作成の手引きのような資料を作成する場合に、分野毎の調査項目の一定の定型化を図る。また、特に社会インフラ整備案件を対象に、基本設計調査における必須項目としてジェンダー関連情報の収集を位置づける。</p>
<p>7. 正・負の効果の事例集を整備することなどによりジェンダー配慮の具体例が参考情報で示されるなどの基盤を整備しつつ、各案件でのジェンダー配慮の視点をより高めていく必要がある。</p>	<p>7. 正・負の効果の事例集や手引き等の作成などによりジェンダー配慮の具体例が参考情報で示されるなどの基盤を整備しつつ、実施計画書や業務指示書の中でジェンダー配慮に関する配慮事項を示していく。また、実施計画書や業務指示書での記載内容についてジェンダー専門部署の知見を活用する方策を検討する。</p>

→実施計画書
(資料3-2-1
(付41-42) 参照)



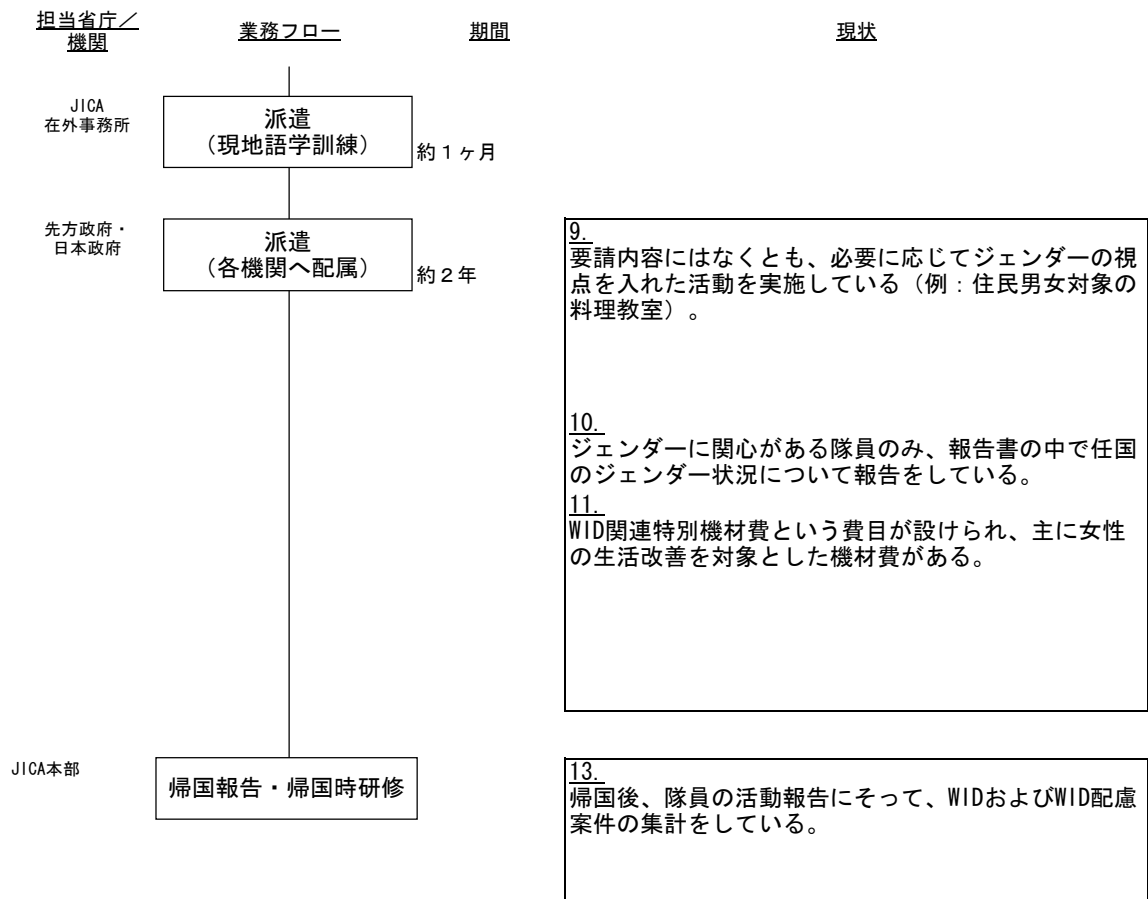
*：要望調査は外務省が行い、JICAはその支援を行う。

<p>8. 社会インフラ整備案件やジェンダー関連案件を中心として、ジェンダー専門部署と連携しつつ、既存のジェンダー別データを収集するなどジェンダー配慮のための基礎情報収集を更に強化する必要がある。また、必要に応じジェンダー専門部署から設計方針へのコメントを取り付けるなどの工夫は検討の余地がある。</p>	<p>8. ジェンダー専門部署が参加する基本設計調査を試験的に設け、その調査を実際に進める中でいかにジェンダー配慮を行うか試行する。また、基本設計方針会議でのコンサルタントからの提案内容について、ジェンダー専門部署からコメントを求めるとを検討する。</p>
<p>9. ジェンダー配慮型の設計についてのデータの蓄積が必要である。</p>	<p>9. 一定の蓄積が出来た段階で、ジェンダー配慮型設計についての事例集を作成する。</p>
<p>10. 各審査員にジェンダー配慮面の専門性を求めるのは自ずと限界があり、審査室の機能を向上させるにはジェンダー専門部署等からの支援が必要である。</p>	<p>10. ジェンダー専門部署による既往案件の設計レビューを行い、指摘しうる点を審査室へフィードバックするなどの方策を検討する。</p>
<p>11. 同ガイドラインでは、ジェンダー配慮面の記述を促す記載ぶりが十分ではなく、改訂が必要である。</p>	<p>11. 基本設計報告書「2-2-3. その他」等においてジェンダー配慮の必要性の記載を促すよう、同ガイドラインの内容を見直す。</p>
<p>12. 無償協力の流れに沿ったジェンダー配慮への対応の指針が整備される必要がある。</p>	<p>12. 基礎研究などにより、上記各項目を含め事前の調査や基本設計でどのようにジェンダー配慮を行うかを検討し、指針として取りまとめる。</p>

(5) ボランティア事業に関する業務フロー（例：青年海外協力隊）
 （※本箇所以外にも「3-2 ボランティア事業と草の根技術協力事業の個別課題」（98頁）参照。）

担当省庁／ 機関	業務フロー	期間	現状
先方政府・ 日本政府	派遣取り決め締結		
JICA 在外事務所	要望調査		<p>1. 女性（グループ）支援の案件要請が、数は多くないがいくつかあがっている。</p> <p>2. 現地のニーズによって、女性あるいは男性隊員希望の要請をあげているが、ジェンダー視点に立った要請はあまりあがってこない。</p> <p>3. 受入希望調査表*の中で、隊員の条件として性別を記入するところがあるが、その他の項目（配属先のスタッフ・同僚や対象者に関する項目）では、性別を記入するところはない。</p>
			<p>4. 要請背景調査ハンドブックの中で、ジェンダー視点に関しての記述がない。</p> <p>5. 実際調査を行うボランティア調整員に対する本邦研修の中で、ジェンダーに関しては概論にとどまっている。</p>
JICA本部	募集	1ヶ月～2ヶ月	<p>6. HPの検索システムは、職種別に検索するようになっている。</p>
JICA本部	選考	2ヶ月～ 3ヶ月	
自治体・JICA	派遣前訓練	約3ヶ月	<p>7. (1) 村落開発普及員、プログラムオフィサー、家政隊員対象の技術補完研修で、ジェンダー配慮した識字教育の教材作りワークショップを実施している。 (2) 各訓練所において、ジェンダー講義を実施している。 (3) ジェンダー学習者やジェンダーに関心のある受験者が増加傾向にある。</p> <p>8. 「隊員ハンドブック（WID関連特別機材費について）」の簡単な説明をしている。</p>

<p>1. 女性支援へのニーズは高いが、それに応じるだけの案件発掘が行われていない。</p> <p>2. 要請書にジェンダーに関して記入する項目がない。</p> <p>3. ジェンダーバランスが見えず、ジェンダーの視点を入れたアプローチが難しくなる場合がある。</p>	<p>1. 案件発掘の主体となるボランティア調整員に対して、派遣前研修時にてジェンダーに対する認識の強化を図り、適切な案件発掘ができるようにする。</p> <p>2. 要請書のB.3（ボランティアの活動によってもたらされる効果）にジェンダーについての効果を記入できるように工夫する。</p> <p>3. 受入希望調査表中、配属先のスタッフ・同僚や対象者について、男女別のデータを入れる。</p>	<p>→要請書 (資料2-5 (付19) 参照)</p> <p>→派遣受入希望 調査表 (資料3-3-1 (付43) 参照)</p> <p>→要請背景調査 ハンドブック (資料3-3-2 (付44) 参照)</p>
<p>4. ジェンダー視点に関する記述がないため、実際に調査を行うボランティア調整員にもジェンダー視点については認識が欠けてしまう。</p> <p>5. ジェンダー視点を入れるということはどういうことなのか、具体的にイメージできない調整員が多く、概論にとどまらない研修が必要である。</p>	<p>4. 特にジェンダー視点が必要と考えられる部門（保健、農林水産、教育文化など）について、要請背景調査ハンドブック中「5. 留意点」でジェンダー視点の必要性について記述する**。</p> <p>5. 調整員研修において、ジェンダーに関する講義のコマを増やし、要請開拓におけるジェンダー視点等、実務面でのジェンダー講義も行う。</p>	
<p>6. 各職種を 이슈別に検索できるシステムがなく、ジェンダーに関心がある応募者が希望の案件を検索できない場合がある。</p>	<p>6. (1) 「ジェンダー」や「環境」など、イシューから募集職種にアクセスできるシステムを作る。これにより、JICAの重点分野が何であるのか対外的に示すこともできる。 (2) 募集要項にジェンダー視点が入った案件かどうか、チェックマークを入れる。</p>	
<p>7. (1) 研修の段階で、ジェンダーに関する知識の差が大きい。</p> <p>8. (1) 「隊員ハンドブック（WID関連特別機材費について）」の簡単な説明では、同機材費の存在が判りにくく、隊員の中にはこの携行機材費があることを知らない人もいる。 (2) 記述がWIDに限定されており、ジェンダーの視点が書かれていない。</p>	<p>7. (1) 横断的にジェンダーの視点を入れるようにするため、技術補完研修、派遣前訓練等でジェンダーに関する講座を、ワークショップ形式にするなど、さらに実用的なものにする。 (2) 「0号報告書」に派遣国のジェンダー情報を含める。</p> <p>8. (1) さらに詳しい特別機材費の説明を文中および口頭で行う。 (2) 3種類の特別機材費の区別を明確にする。 (3) 「隊員ハンドブック」の説明文中には「WIDに必要な資機材」としか表現されていないので、「ジェンダーの取組みに必要な資機材」と明記し、「女性の生活自立性などの向上」を「男女の格差を是正する」に修正する。</p>	<p>→隊員ハンド ブック (資料3-3-3 (付45) 参照)</p>



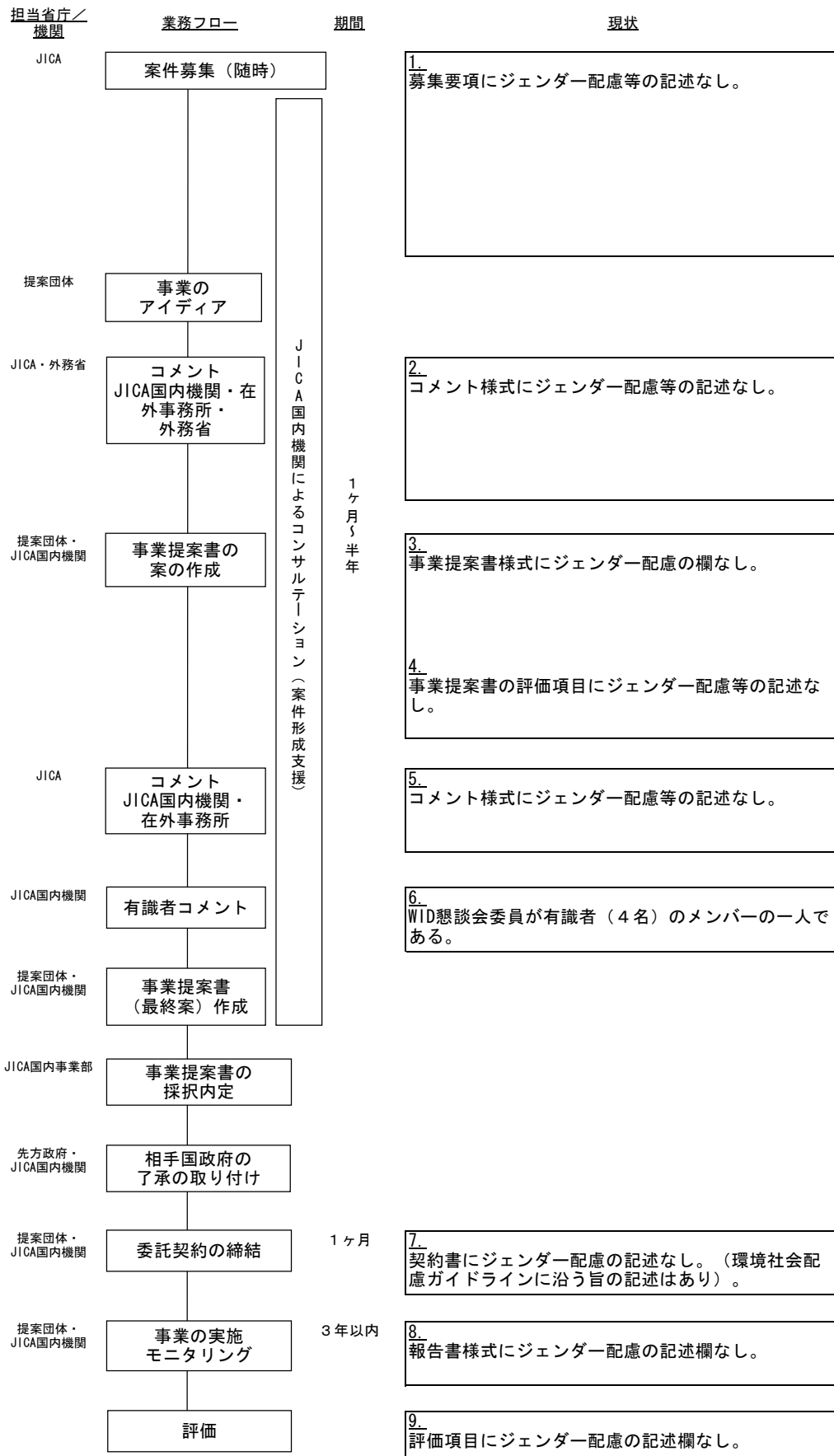
*: 受入希望調査表については、ボランティア事業の統合に伴い、現在改訂中。

**：上記以外の部門（加工、スポーツ、保守操作、土木建築）におけるジェンダー配慮の必要性については「3-2. ボランティア事業と草の根技術協力事業の個別課題」（98頁）を参照。

<p>9. 隊員の関心度によって、ジェンダーに関する取組みの有無については様々である。</p> <p>10. 隊員の関心度によって、ジェンダーに関する報告の有無は様々である。</p> <p>11. 隊員の関心度、あるいは調整員の関心度によって、WID関連特別機材費の使用状況は様々であり、隊員の中にはその存在を知らない人もいる。</p>	<p>9.10. 各報告書内容は、隊員ハンドブックで指定されているので、その中で赴任地でのジェンダー状況について触れるようにする（例：任国事情、配属先の概要、受け入れ国での生活、業務内容の概要などの中で、男女別の情報を入れる）</p> <p>11. 訓練中に、特別機材費についてのブリーフィングを徹底し、同時にジェンダー講義の中で機材費の使用について触れてもらう。</p> <p>12. ジェンダーの視点をもつ技術顧問を配置する。</p>	<p>→隊員ハンドブック (資料3-3-3 (付45) 参照)</p>
<p>13. 集計されたデータが有効に活用されておらず、オリジナルデータ自体もどのように出されているのか不明。</p>	<p>13. ジェンダー視点の基準を明確にし（名称もWIDからジェンダー・WIDに変更）、同システムの活用について広報が必要（現在タスクチームが改訂中）。</p>	

(6) ア. 草の根技術協力事業（草の根協力支援型）に関する業務フロー

(※本箇所以外にも「3-2 ボランティア事業と草の根技術協力事業の個別課題」(98頁)参照。)



課題

提言

関連文書改定案

<p>1. (1) JICA外部向けのガイドラインを作成・周知する必要がある。 (2) どのような場合にジェンダー配慮を行う必要があるか、明示する必要がある。</p>	<p>1. (1) JICAが事業におけるジェンダー配慮の必要性を重要視している旨「募集要項」に明記する。 (2) 提案団体が、「課題別指針」、特に分野別の取組みを容易に参照できるようにする。 (例：ホームページで公開されている「課題別指針」の重点課題別取組みや、「WID配慮の手引き書」を分野別に検索・閲覧できるようにする。)</p>	<p>→「草の根技術協力事業（草の根技術協力支援型）募集要項」（*以下、募集要項）「対象分野・重視される事業内容」（資料3-4-1（付46）参照） →募集要項「事業提案時の留意事項」（資料3-4-2（付47-48）参照）</p>
<p>2. (1) コメントする側がジェンダー配慮の必要性を認識する必要がある。 (2) コメント票様式を改訂する必要がある。</p>	<p>2. (1) 「課題別指針」の内容に沿ったコメントを行うよう、セミナーや研修を通じて「課題別指針」について周知を徹底する。 (2) ジェンダー視点からのコメントが抜けないように下記（項目4.）に沿ったコメント票の改訂を行う。</p>	
<p>3. 明確な指示及び記入欄がないと、ジェンダーの重要性が見過ごされる可能性がある。 4. ジェンダー配慮の実施が事業提案書の検討の対象となっていることを応募者が認識する必要がある。</p>	<p>3. (1) 事業を計画する際、ジェンダーに関連した情報も収集・分析し、計画に反映するようにする。 (2) (1)に合わせ、事業提案書様式を見直す。 4. 募集要項の検討項目・視点を、社会・ジェンダー配慮の有無を含むように見直す。</p>	<p>→募集要項「事業提案書作成の手引き」（資料3-4-3（付49-51）参照） →募集要項「検討の項目・視点」（資料3-4-4（付52-53）参照）</p>
<p>5. コメント票様式の見直しが必要である。</p>	<p>5. ジェンダー視点からのコメントが抜けないように、上記（項目4）に沿ったコメント票の改訂を行う。</p>	
<p>6. 専門的な見地からジェンダー視点を継続的に確保する必要がある。</p>	<p>6. ジェンダー専門家の参加が常に確保されるような仕組みを構築する。</p>	
<p>7. 外部向けガイドライン作成が必要である。</p>	<p>7. NGOを対象としたガイドラインを作成する。</p>	
<p>8. モニタリングシートの様式の見直しが必要である。</p>	<p>8. (1) モニタリングシート様式を改訂する。 (2) 同様式の記入方法を改訂する。</p>	<p>→「草の根技術協力事業のモニタリングと評価について」（資料3-4-5（付54-56）参照）</p>
<p>9. 評価シートの見直しが必要である。</p>	<p>9. 評価シート様式を改訂する。</p>	

(6) イ. 草の根技術協力事業（草の根パートナー型）に関する業務フロー
 （※本箇所以外にも「3-2 ボランティア事業と草の根技術協力事業の個別課題」（98頁）参照。）

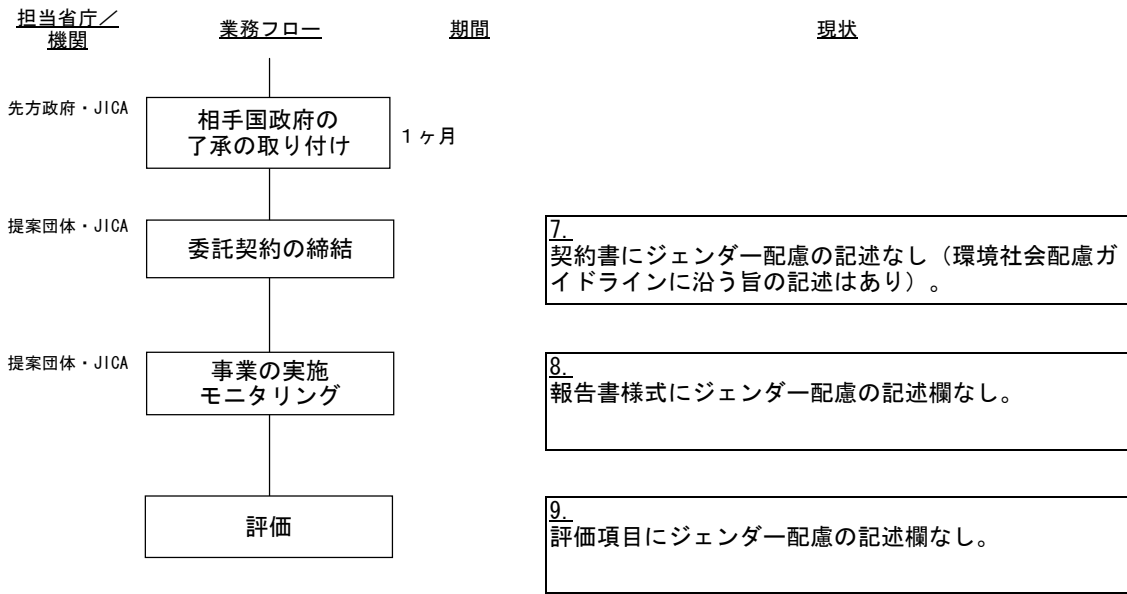
担当省庁／ 機関	業務フロー	期間	現状
JICA	案件募集（随時） 審査・選考は年に 2回程度 （アフガニスタンは特 例として随時 審査・選考）		1. 募集要項にジェンダー配慮等の記述なし。 2. 事業提案書にジェンダー配慮の記述を求めている。
提案団体・ JICA国内機関	関心表明及び 資格審査		
提案団体	プロポーザル提出		3. 事業提案書の評価項目にジェンダー配慮等の記述なし。
JICA	審査 国内機関・在外事務 所・外務省コメント		4. コメント様式にジェンダー配慮等の記述なし。
JICA国内事業部	国内事業部による 採点		5. 採点表にジェンダー配慮の項目なし。
JICA	第1次選考通過案件決 定		
JICA	有識者 ヒアリング会合		6. ジェンダー・WID懇談会委員が有識者（4名）のメン バーの一人である。
JICA国内事業部	採択内定案件決定		

課題

提言

関連文書改定案

<p>1. (1) JICA外部向けのガイドラインを作成・周知する必要がある。 (2) どのような場合にジェンダー配慮を行う必要があるか、明示する必要がある。</p> <p>2. JICAがジェンダーを重要視しており、事業提案書がジェンダー視点からも評価されることを明示する必要がある。</p>	<p>1. (1) JICAが事業におけるジェンダー配慮の必要性を重要視している旨「募集要項」に明記する。 (2) 提案団体が、「課題別指針」、特に分野別の取組みを容易に参照できるようにする。(例：ホームページで公開されている「課題別指針」の重点課題別取組みや、「WID配慮の手引き書」を分野別に検索・閲覧できるようにする。) (3) 事業実施の背景と必要性・妥当性を分析する際、ジェンダーに関連した情報も収集・分析するように促す。</p> <p>2. 事業提案書要約様式(和・英)に、可能な限り男女別に記載する欄を作成する。</p>	<p>→募集要項「対象分野・重視される事業内容」(資料3-4-1(付46)参照) →募集要項「事業提案時の留意事項」(資料3-4-2(付47-48)参照) →「草の根技術協力事業(草の根パートナー型)募集要項」(*以下、募集要項2)「事業提案書作成の手引き」(資料3-4-6(付57-58)参照) →募集要項2「事業提案書作成の手引き」(資料3-4-6(付57-58)参照)</p>
<p>3. ジェンダー配慮の実施が事業提案書の検討の対象となっていることを応募者が認識する必要がある。</p>	<p>3. 募集要項の評価項目・視点を、社会・ジェンダー配慮の有無を含むように見直す。</p>	<p>→募集要項2「評価の項目・視点」(資料3-4-7(付59-60)参照)</p>
<p>4. コメントする側がジェンダーを意識して事業提案書を検討する必要がある。</p>	<p>4. (1) 「課題別指針」の内容に沿ったコメントを行うよう、セミナーや研修を通じて「課題別指針」について、JICA担当者の周知を徹底する。 (2) 上記3.の内容に沿ってプロポーザル内容審査票を改訂する。</p>	
<p>5. 採点する側がジェンダーを意識して事業提案書を検討する必要がある。</p>	<p>5. ジェンダー視点から検討されるように採点票様式を3.に沿って改訂する必要がある。</p>	
<p>6. 専門的な見地からジェンダー視点を継続的に確保する必要がある。</p>	<p>6. ジェンダー専門家の参加が常に確保されるような仕組みを構築する。</p>	

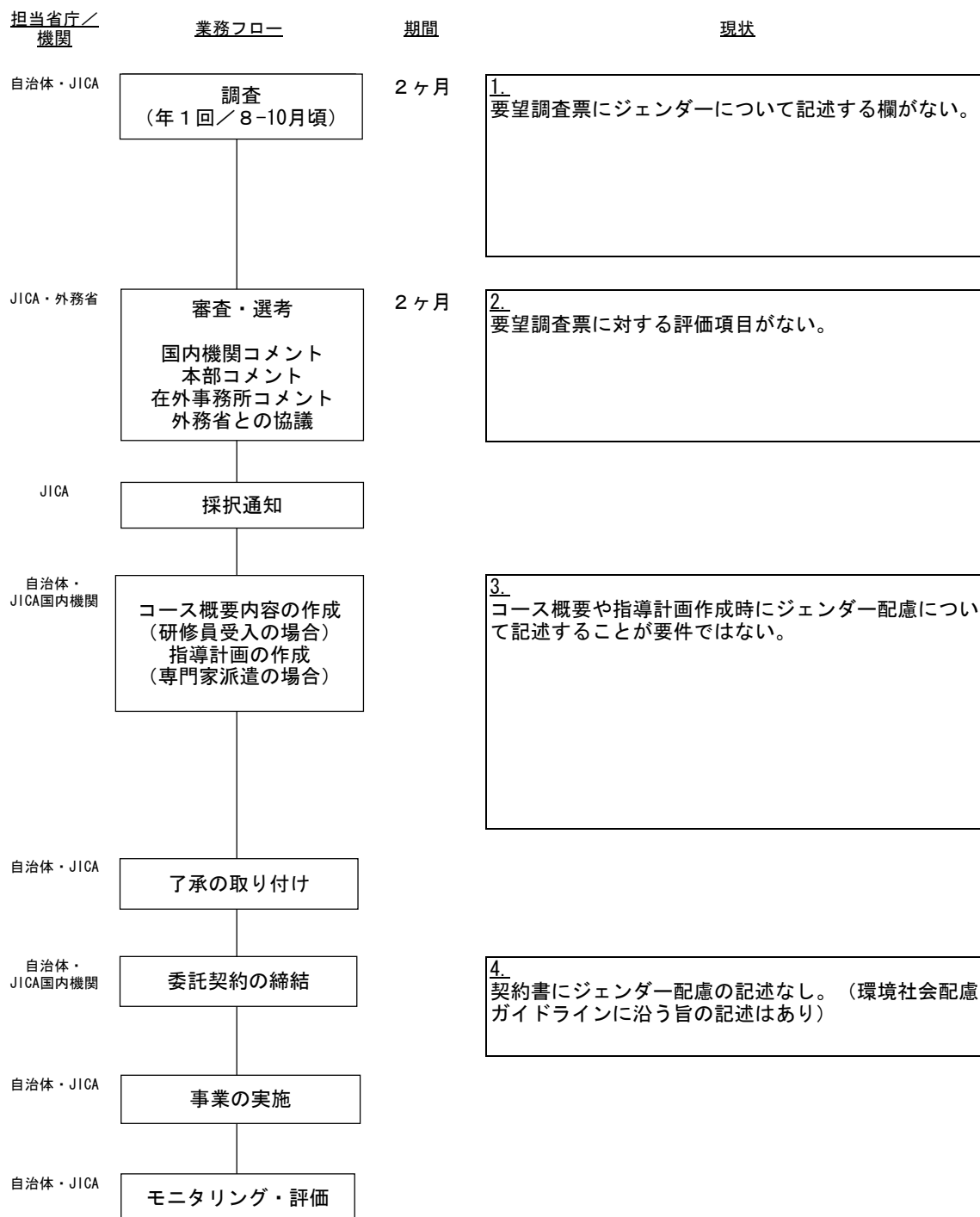


7. 外部向けガイドラインを作成する必要がある。	7. NGOを対象としたガイドラインを作成する。
8. モニタリングシート様式見直しが必要である。	8. (1) モニタリングシート様式を改訂する。 (2) 同様式の記入方法を改訂する。
9. 評価シートの見直しが必要である。	9. (1) 評価シート様式を改訂する。 (2) 同様式の記入方法を改訂する。

「草の根技術協力事業のモニタリングと評価について」
(資料3-4-5
(付54-56)参照)

(6) ウ. 草の根技術協力事業（地域提案型）に関する業務フロー

(※本箇所以外にも「3-2 ボランティア事業と草の根技術協力事業の個別課題」(98頁)参照。)



<p>1. ジェンダーについて記述する欄を作成する必要がある。</p>	<p>1. (1) ジェンダー配慮の必要性が明確になるように、項目を改訂する。 (2) 要請背景を社会・ジェンダー配慮の視点から分析した上で、その分析がプロジェクトの目標、活動に反映されるよう国内機関が指導する。</p>
<p>2. 評価項目を整備する必要がある。</p>	<p>2. ジェンダー配慮の有無が審査・選考の対象となるように、評価項目を作成する。</p>
<p>3. 社会・ジェンダー配慮について記述するよう、記述項目を変更する必要がある。</p>	<p>3. (1) コース概要や指導計画を作成する時、社会・ジェンダー配慮を含めることを促進する。 (2) 提案団体が、「課題別指針」、特に分野別の取組みを容易に参照できるようにする。(例：ホームページで公開されている「課題別指針」の重点課題別取組みや、「WID配慮の手引き書」を分野別に検索・閲覧できるようにする。)</p>
<p>4. 外部向けにガイドラインを作成する必要がある。</p>	<p>4. 契約書に事業が「課題別指針」に沿うことを必須とする旨の記述を行う。</p>

3-2. ボランティア事業と草の根技術協力事業の個別課題

ボランティア事業と草の根技術協力事業においては、国民の発意を重視しつつ、JICAのジェンダー主流化方針を効果的に伝達する必要がある。

本節では前節に挙げたスキームの内、ボランティア事業と草の根技術協力事業（以下、草の根技協）の業務フローに整理できない、スキーム固有の課題について述べる。本節で取り上げるボランティア事業と草の根技協は、他のスキームと比べ国民参加の比重が大きく、そのため国民の発意を重視しつつJICAのジェンダー主流化に関する取組み方針を効果的に伝達する必要がある。

そのためには事業に関わっている主要なアクターに対して、ジェンダー主流化に関する研修等のツールの開発が必要となる。たとえばボランティア事業の遂行にあたっては、前掲業務フローには入らないものの、ボランティア調整員、協力隊員派遣前の訓練実施を担う青年海外協力隊訓練所スタッフ、シニア海外ボランティア等のジェンダーに関する意識が非常に重要である。また、草の根技協の事業では、日本のNGO、大学、公益法人等の団体（以下、NGO）とJICAが打ち合わせを重ね（以下、コンサルテーション）、案件を形成する。このため、草の根技協においてもJICA担当者のジェンダーに対する意識が非常に重要となる。

ボランティア事業に関しては、さらなるジェンダー視点の強化が課題である。

さらにJICAの全事業におけるジェンダー主流化に向けて、ジェンダーの影響が直接見えない部門におけるジェンダー視点の強化が課題としてあげられる。特にボランティア事業については扱っている部門が広範に渡ること、また派遣数が多いこと等から、あらゆる案件におけるジェンダー視点の確保はJICA事業においてジェンダー主流化を促進する鍵となる。

以下にボランティア事業と草の根技協における課題について概説する。

(1) ボランティア事業

ボランティア事業に関しては、在外で要請の精査を行い、協力隊員への直接的なサポートを行うボランティア調整員、協力隊員派遣前の訓練実施を担う青年海外協力隊訓練所スタッフ、また近年派遣数が急激に増加しているシニア海外ボランティアへの研修の必要性、進路相談におけるジェンダー配慮の必要性、そしてジェンダーの影響が直接見えにくい部門、たとえば加工部門やスポーツ部門をはじめとする部門における取組みの強化が挙げられる。

ア. 研修における取組み強化

ボランティア事業のジェンダー主流化には、ボランティア本人だけでなく、ボランティアの派遣に関わる人々のジェンダーに関する認識強化も必要である。以下にボランティア調整員、青年海外協力隊訓練所スタッフ、シニア海外ボランティアへの研修について述べる。

ボランティア事業へのジェンダー主流化には、ジェンダー研修をボランティア本人だけでなく、ボランティア調整員、青年海外協力隊訓練所スタッフ、シニア海外ボランティアにも実施することが重要である。

1) ボランティア調整員へのジェンダー研修の必要性

ボランティア事業のジェンダー主流化を考えるにあたり、この事業を現場で支えるボランティア調整員の役割は大きい。現在のボランティア調整員に対するジェンダー研修は、派遣前研修（約2ヶ月間）1コマ（1時間15分）で環境・女性課による概要説明があるが、ジェンダー主流化に向けて、ボランティア調整員派遣前研修におけるジェンダー研修を更に強化する必要がある。

たとえば、調整員がジェンダーの視点を持って要請開拓を行うことや要望調査表を作成することを促進するために、要請開拓や要望調査実施時のジェンダー視点の導入方法について、より具体的な講義を行うことが必要である。

2) 青年海外協力隊訓練所スタッフへのジェンダー研修の必要性

現在、訓練所スタッフに対するジェンダー研修は行われていない。しかし、訓練所スタッフは、JICAのボランティア事業を担う一員であることに加え、隊員に対するジェンダー研修を企画する者でもあることから、全国3カ所（駒ヶ根、二本松、広尾）の訓練所スタッフにもジェンダー研修を実施する必要がある。たとえば、各訓練所では、隊員候補生に対するジェンダー講義は行われているため、その機会を利用してスタッフに対するジェンダー研修を実施するなどの取組みが必要である。

3) シニア海外ボランティアへのジェンダー研修の必要性

近年、シニア海外ボランティアの派遣数は増加しており、シニア海外ボランティアにおけるジェンダー主流化の取組み強化も課題の一つであると言える。現在、シニア海外ボランティアの派遣前研修（全体研修1週間）ではジェンダーに関する講義は行われていない。シニア海外ボランティアの中には、ジェンダー主流化

に関する知識を十分に得ていない者もいる。国際協力の中で高い技術力を持ち活躍するシニア海外ボランティアに対しては、ジェンダー主流化やその他のグローバル・イシューについても伝える機会を設けることが重要である。シニア海外ボランティアの研修においては、その期間が大変短いという問題もあるものの、今後、研修期間中にジェンダー講義の時間を設けるなどして、ジェンダー主流化に関する概要説明を行うことが望ましい。

イ. 進路相談でのジェンダー配慮の必要性

現在隊員帰国後の進路相談については、全国に男女の進路カウンセラーが配置されている。近年、女性隊員数が増加する傾向にある中、男女の帰国隊員に有益で公平な情報が提供できるよう、カウンセラーにもジェンダー研修の機会を設ける必要がある。たとえば、帰国後の隊員の進路が多様化している中で、「女性は看護師」、「男性は医師」というような従来の男女の職業観にとらわれた進路相談が行われている場合、その対応策を検討する必要がある。

従来の男女別役割分担にとらわれない進路相談が行われるべきである。

ウ. ジェンダーの影響が直接見えにくい分野における取組み強化の必要性

JICAの全事業におけるジェンダー主流化の達成に向かって、ボランティア事業においても、ジェンダーの影響が直接見えにくい分野に対するジェンダーの取組み強化が課題として上げられる。ここで、ボランティア事業の中でも青年海外協力隊の例を取り上げ、どの分野においてジェンダー視点の導入が比較的遅れているのかという点について考える。

青年海外協力隊では、780の職種があり、この職種は7つの分野に区分されている。その分野とは、1) 農林水産、2) 加工部門、3) 保守操作、4) 土木建築、5) 保健衛生、5) 教育文化、6) スポーツである。

ジェンダーの影響が直接見えにくい分野に対する取組み強化が課題である。

2001年度の協力隊案件3,392のうち、358件(10.6%)⁴⁰がWID・ジェンダーに関連した案件(WID案件・ジェンダー平等案

表1 分野別 WID・ジェンダーに関連した案件の割合

順位	分野	% (件数)
1	保健	26.8 (174)
2	農林水産	12.7 (78)
3	教育文化	7.3 (101)
4	加工	4.2 (3)
5	スポーツ	0.6 (2)
6	保守操作	0.0 (0)
6	土木建築	0.0 (0)
合計		358件

件、ジェンダー関連案件の総計)であった。前述した7分野においてジェンダーの視点の導入が比較的おこなわれている分野を把握するために、分野毎のWID・ジェンダーに関連した全案件の割合について見てみたい。表は、各分野の案件数におけるWID・ジェンダーに関連した案件の割合

の高いものから順に並べたものである。表中()内は、各分野のWID・ジェンダーに関連した案件数である。

表に示されたように、最もWID・ジェンダーに関連した案件の割合が高い分野は保健であり、次に農林水産、教育文化と続いている。すなわち、協力隊における保健、農林水産、教育文化分野では、要請・派遣においてWID・ジェンダーの視点が比較的多く導入されていることが理解できる。今後は、木工や染色等の加工部門、柔道や野球のスポーツ部門、電子機器や自動車整備等の保守操作部門、建築や測量等の土木建築部門においてもWID・ジェンダーの視点を導入した活動が望まれる。そのためには、ボランティア調整員が同分野における案件形成を行う際にジェンダーの視点を入れると共に、実際の活動を行う協力隊員自身も、各分野においてBOX 2、3にあるようなジェンダー視点の導入が期待される。

現在WID・ジェンダーに関連した案件の割合が高い分野は①保健、②農林水産、③教育文化、である。

今後は加工・スポーツ・保守操作・土木建築等の分野におけるジェンダー視点の強化が必要である。

⁴⁰ ここで述べる3,392件の協力隊案件および、WID・ジェンダーに関連した358件については、国際協力事業団(2002)『グローバルイシュー：2001年度実績集計』のジェンダー・WID分野実績を分析する際に使用されたデータ数を利用した。WID・ジェンダーに関連した358件の内訳は、WID案件が209件、ジェンダー平等案件が2件、ジェンダー関連案件が147件である。

【BOX 2】スポーツ部門隊員が活動を行う際のジェンダー視点

(例) : バスケットボール隊員

従来、中米地域ではあまりなじみのなかったバスケットボールを小中学校に普及する場合、習慣的にスポーツには縁遠い女子生徒も参加しやすいよう、設備を工夫するなどして（更衣室の設置等）、参加者数の増加を図る必要がある。

また、隊員は、この国（地域）においてなぜ習慣的に女子がスポーツに縁遠かったのか、女性がスポーツをすることが地域社会においてどのようなインパクトを与えるのか等について留意する必要がある。スポーツは体によいから、あるいは男性ばかりがスポーツをしていて不平等だからなど、隊員が有する価値観のみで活動を行うのではなく、調査を行うなどして、対象となる人々の文化・慣習を十分に考慮する必要がある。

【BOX 3】建築部門隊員が活動を行う際のジェンダー視点

(例) : 土木設計隊員

山の通行路建設のため、村人の助けを得て測量をしている隊員の場合、山道を通行する村人男女のニーズを満たすよう、通行路建設の計画をする必要がある。村としての意見が男女のどちらかに偏ることのないように調査・対話することが重要である。その際には、男女両者の意向が聞ける時期（時間帯）、場所等を配慮する必要があるため、まずは村の男女の生活実態を把握することも重要な活動ポイントとなってくる。

担当者間で案件分類の基準を明確にする取組みも必要である。

また、現在、各協力隊案件がW I D案件・ジェンダー平等案件・ジェンダー関連案件のどの案件に分類されるのかという点が担当者間で明確になっていない。これら案件分類の意味や方法について勉強会などの開催を通じ、その理解を深めるような取組みを行う必要がある。更に、各案件を先の3分類に区分する際には、要望調査表の内容によりその判断が行われているが、要望調査票にジェンダーに関係した語彙等が記載されていない案件の場合、3つの分類枠から除外されてしまうこともある。このような問題を避けるためにも、在外事務所が隊員派遣の要請を出す段階で、要望調査票に書かれた対象案件が3分類のどれに当たるかを簡単に示すことができるようなチェック欄などを設ける必要がある。

(2) 草の根技術協力

草の根技協の事業は前述のとおり開発途上地域の住民の生活向上を、市民参加の促進を通じて促すものである。業務上使用するフォームにジェンダーに関する情報を盛り込むことは、ジェンダ

一を業務の一環として取り込み、そして事業を提案するNGOとJICA担当者の意識付けを行うには有効である。

しかし、草の根技協に関しては、NGOとJICAのコンサルテーションを通じて共同で形成される案件が多い。このため、案件へのジェンダー主流化はフォームの改定では不十分であり、草の根技協へのジェンダー主流化に関する知識をJICAの担当者と提案団体（NGO）に普及することが重要である。すなわちJICA担当者を対象とした手引きの作成と、それにもとづいた研修を行い、提案団体に対しては、ジェンダー視点を反映した案件形成の重要性を解説したガイドラインを作成し、説明会等において一般公開することが必要である。

草の根技協の事業はコンサルテーションを通じて計画されるため、提案団体とJICA担当者双方への働きかけが必要である。

草の根技協は以下の三種類の形態に分かれている。

- ◆ 草の根協力支援型：国内での活動実績はあるものの、途上国支援の実績が少ないNGOの国際協力活動をJICAが支援する事業である。どのように途上国に貢献したいか、NGO等からのアイデアをJICAは随時募集し、随時案件形成等の相談に応じる。
- ◆ 草の根パートナー型：途上国支援の実績を一定程度有しているNGO等が、蓄積した経験や技術に基づき提案する国際協力活動をJICAが支援する事業である。
- ◆ 地域提案型：地方自治体の事業提案による現地での技術指導や途上国からの研修員の受入を通して、途上国の人々や地域の発展に役立つような協力活動をJICAが支援する事業である。

前述した業務フローにあるように、草の根技協の最初のステップは、事業を提案するNGOと、窓口である国内機関とのコンサルテーションであり、案件形成の重要な段階となっている。特に草の根協力支援型はコンサルテーションが一ヶ月から半年に及ぶこともあり、案件形成におけるコンサルテーションの重要性を物語っている。

コンサルテーションはNGOの提案に対して、JICAがコメントや助言を行う過程であり、上記三種類の草の根技協の事業に関わる。ジェンダー主流化を効果的に行うためには、コンサルテ

ーション時にNGOの提案に対してJICAがジェンダー視点からインプットを行うのが望ましい。このようなコンサルテーションを通した草の根技協における効果的なジェンダー主流化の方策を検討する。

ア. 『課題別指針』に基づいたJICA担当者向け「手引き」の作成

『課題別指針』には全ての事業におけるジェンダー主流化を促進する旨が記述されている。一方で、草の根技協というNGOの活動を支援するスキームに対し、ジェンダーの視点を具体的にどのように確保するか検討し、国内事業部・国内機関・在外事務所担当者の業務に直接役立つ手引きやマニュアルの作成が今後必要になる。同時に、手引き等に基づいた研修を実施し、担当者の理解を促進することも、草の根技協へのジェンダー主流化の達成に重要である。

手引き作成の際、『WID配慮の手引き書』（1993年）、『課題別指針』を活用することも可能であるが、草の根技協の業務に即すよう、内容を改定する必要がある。特に、NGOとの窓口となる国内機関担当者がコンサルテーションを行う時に、NGOの提案に対してジェンダー主流化の方策を具体的に提示できるように、分野別、国・地域別等の手引きを作成し、全国内機関に配布することが必要である。

イ. NGO向けガイドラインの作成

草の根技協へのジェンダー主流化について、NGOが参考にして事業を提案できるようなガイドラインを作成しなければならない。また、国内事業部や国内機関は外部説明会を開催しているため、このような説明会に草の根技協におけるジェンダー主流化と、ガイドラインの使い方についての説明を含める必要がある。

草の根技協の業務内容に直接関連したジェンダー主流化の手引きやマニュアルを作成し、JICA 担当者に普及する必要がある。

NGO 向けガイドラインを作成し、外部説明会等をとおして普及する必要がある。

4. 国別・分野別の取組み

前節まではJICA事業のプロジェクトサイクル、そしてスキーム毎の課題を分析した。一方、JICA事業へのジェンダー主流化は、支援対象国の文化等の特色や分野に応じたものでなければならない。従って本節ではJICA事業に横断的に関わる課題として、JICAにおける国別および分野別の取組みをレビューし、今後の強化策を提示する。

4-1. 国別の取組みにおける課題と提言

JICA事業を行うに当たっては、各開発途上国の文化を踏まえ、その社会の多様性を理解する必要がある。そのためには、社会を構成する要素の一つであるジェンダー関係もまた多様であることを理解することが重要である。

このように、ジェンダーとは、対象国の社会の多様性を理解するための重要な視点であると言える。今後は、ジェンダーの視点を用いつつ、開発途上国の現状に関する理解をより深めていくことが重要であり、そのためには、国別の取組みについても強化される必要がある。その強化に向けて、次の7つの課題がある。

第一に、開発途上国の政治、経済、社会、文化などの状況を踏まえながら、ジェンダーに関する情報収集および分析を進める必要がある。たとえば、現在環境・女性課では、「国別WID情報整備調査」を行っているが、今後は在外事務所においてその内容の充実を図る必要がある。その際には、ローカルコンサルタント（リソース）などの活用を通じて、対象国の住民からの情報も取り入れ、より精密な情報整備を行っていく必要がある。

第二に、国別のジェンダー平等支援戦略の作成が課題となっている。現在作成されている『課題別指針』では、「分野」という視点から、主に9つの課題について、その協力方針が纏められている。今後は、在外事務所において、「国別WID情報整備調査」やジェンダー統計の整備作業などによって収集されたジェンダー情報を分析し、「国別」という視点に基づいたジェンダー平等支援戦略を作成する必要がある。

第三に、スキーム別および分野課題別という視点に加え、地域や国という視点からのジェンダー情報セミナーや勉強会を定期的

各開発途上国の文化を踏まえ、その社会・ジェンダー関係の多様性を理解する必要がある。

今後は、ジェンダーの視点を用いつつ、国別に取組みを強化することが課題となる。

課題1：
ジェンダーに関する情報収集および分析を国別に進める必要がある。

課題2：
ジェンダー平等支援戦略を国別に作成する必要がある。

課題3：
地域や国という視点からのジェンダー情報セミナーや勉強会が実施される必要がある。

課題4：
収集された情報が一般に公開され、より多くの開発援助関係者に利用される必要がある。

課題5：
在外事務所のジェンダーフォーカルポイントの機能強化と役割の明確化を図る必要がある。

課題6：
ジェンダー研修・セミナーを、現地事務所において実施していく必要がある。

に開催する必要がある。その際には、外部有識者、専門員、専門家、NGOなど、対象国の現状に精通した講師の選定を通じて、幅広い視点から各国のジェンダーについて考える機会を設けていくことが重要である。

第四に、開発途上国のジェンダー情報の収集を行うのみでなく、その情報が一般に公開されることを通じて、より多くの開発援助関係者に各国のジェンダー情報が活用される必要がある。援助関係者の間からは、「ジェンダー情報を入手したい場合があっても、その問い合わせ窓口が不明確であり、情報を入手しにくい」という問題が指摘される。このような事態を避けるため、ホームページなどの利用がなされるべきである。また、在外での問い合わせにも適宜対応するため、ジェンダー情報の担当者の明確化を図ることが重要である。

第五に、上記第四の課題に関連して、現地の状況を踏まえ、より適切な案件発掘が可能となるよう、在外事務所におけるジェンダー・フォーカルポイントの機能の強化と役割の明確化を図る必要がある。たとえば、在外事務所において案件発掘やプロジェクトが実施される際には、適宜、ジェンダー専門家の助言を取り入れることができるよう、ジェンダー・フォーカルポイントを中心に、事務所員やボランティア調整員とジェンダー専門家との連携体制を整える必要がある。また、在外での研修・セミナーの実施、相手国政府や邦人配属先への働きかけ、ジェンダー専門家の活用などの遂行において、その中心的役割を担う人材が必要である。しかし、現在、ジェンダー・フォーカルポイントの指名は、明確な基準に基づくものや、人事命令によるものでないことに加え、その役割が明らかとなっていない。今後は、ジェンダー・フォーカルポイントの基準を設定することや、人事命令による指名が行われ、フォーカルポイントの位置づけを明確にすることが課題である。

第六に、ジェンダーの研修・セミナーを、現地事務所においても実施していく必要がある。その際には、対象国のNGO、研究機関、ナショナル・マシーナリー等、対象国の現状に精通した講師を選定する必要がある。加えて、研修・セミナーの受講対象が在外事務所のジェンダー・フォーカルポイントのみでなく、他の事務所員、ボランティア調整員、現地スタッフ、専門家、協力隊

員、シニア海外ボランティアなどの在外派遣者に対しても開催され、ジェンダーへの理解を深める試みが行われる必要がある。

第七に、先方政府および専門家・協力隊員・シニア海外ボランティアの配属先が、ジェンダーの視点の重要性を理解する必要がある。なぜならば、よりジェンダーの視点が組み込まれた案件発掘やプロジェクト形成がなされるためには、その業務に関わる人材の能力を向上させるのみでなく、カウンターパートである相手国政府や実施機関のジェンダーへの理解促進が必要であるためである。それゆえ、相手国政府や配属先へのジェンダーに関する意識の啓発活動が必要となる。その活動例としては、研修・セミナーへの参加を要請する、あるいは、講師として当該国の現状を説明してもらうことを通じて、両者が相互関連的にジェンダーに関する理解をするなどの取組が考えられる。

課題7：
先方政府や配属先によってジェンダーの視点の重要性が理解されるよう、啓発をすることが必要である。

提言

- (1) 在外事務所において、ジェンダーに関する情報収集および分析を進める。たとえば、「国別W I D情報整備調査報告書」の内容の充実や改訂を行う。
- (2) 『課題別指針』と並行して、国別のジェンダー平等支援戦略の作成を行う。
- (3) 地域や国という視点からのジェンダー情報セミナーや勉強会を開催する。
- (4) 開発途上国のジェンダー情報の収集・分析に加え、ホームページの活用等で、その情報の一般公開を促進する。また、在外での問い合わせにも適宜対応するため、ジェンダー情報の担当者の明確化を図る。
- (5) 在外事務所におけるジェンダー・フォーカルポイントの機能の強化と役割の明確化を図る。たとえば、ジェンダー・フォーカルポイント（事務所員やボランティア調整員も併せて）とジェンダー専門家との連携体制の整備、ジェンダー・フォーカルポイントの基準の設定や人事命令による指名の実施などが挙げられる。

- (6) 在外事務所におけるジェンダー・フォーカルポイントを始め、他の事務所員、ボランティア調整員、現地スタッフ、専門家、協力隊員、シニア海外ボランティアなどの在外派遣者のジェンダーに関する意識の向上や能力の強化を図る。そのため、在外事務所における、ジェンダーの研修・セミナーの実施に取り組む。
- (7) 先方政府および専門家、協力隊員、シニア海外ボランティアの配属先に対し、ジェンダー視点の重要性の理解を促進する。

4-2. 分野別の取組みにおける課題と提言

『課題別指針』の中では、九つの分野（貧困、経済、教育、健康、環境、平和構築、グッド・ガバナンス、人権、情報）に関するジェンダーの取組みの方向性等が述べられているが、本節では前述した九つの分野以外で更にジェンダーの影響が直接見えにくい分野について、その課題と提言を述べる。

(1) ジェンダー配慮が比較的遅れている分野

JICAでは、分野別分類基準として、次の10区分を設けている⁴¹。すなわち、1) 計画・行政、2) 公益・公共事業、3) 農林水産、4) 鉱工業、5) エネルギー、6) 商業・観光、7) 人的資源、8) 保健医療、9) 社会福祉、10) その他、である。JICAにおけるジェンダーの配慮が比較的遅れている分野を把握するために、各10分野におけるWID・ジェンダー関連案件割合(WID案件・ジェンダー平等案件・ジェンダー関連案件の総計)について見てみたい。

2001年度の技術協力プロジェクト、無償資金プロジェクト、開発調査におけるWID・ジェンダー関連案件の合計153件のうち、分野が把握できる128件を用いて、各案件を10区分に分類し⁴²、

JICAでは、ジェンダー配慮が比較的遅れている分野がある。

⁴¹ 国際協力事業団（2003）『国際協力事業団年報2002』、184頁。

⁴² 分類データは、国際協力事業団（2003）『国際協力事業団年報2002資料編』による。WID・ジェンダー関連案件は、国際協力事業団（2002）『グローバルイシュー2001年度実績』のものを参照した。

各分野の全案件数におけるW I D・ジェンダー関連案件の割合の高いものから順に並べたものが、表2である。表中（ ）内は、各分野のW I D・ジェンダー関連案件数である。

表に示されたように、最もW I D・ジェンダー関連案件の割合が高い分野は保健・医療であり、次に農林水産、人的資源、計画・行政と続いている。W I D・ジェンダー関連案件の割合が少ない公益・公共事業、社会福祉、エネルギー、商業・観光、鉱工業の分野における案件増加が課題と言えよう。

たとえば、公益・公共事業分野を見ると、案件数（17件）は人的資源や計画・行政分野よりも多

いものの、同分野の全案件数内での割合は8.5%に止まっているため、更なるジェンダーの取組み強化が必要な分野であると言える。公益・公共事業とは、1）公益事業、2）運輸交通、3）社会基盤、4）通信・放送の4つに区分されるが、4つのセクターのW I D・ジェンダー関連案件数は次の通りである。1）公益事業（6件）、2）運輸交通（0件）、3）社会基盤（14件）、4）通信・放送（0件）となる。すなわち、2）の運輸交通と4）の通信・放送の分野においてジェンダーの取組みが十分でない。この一因としては、運輸交通や通信・放送といった経済インフラ整備に関連した公益・公共事業分野においてジェンダーの影響が直接見えにくいため、事業者にとっては、公益・公共事業とジェンダーの関係が理解しにくいという点が挙げられる。

表2 分野別 W I D・ジェンダーに関連した案件の割合

順位	分野	% (件数)
1	保健・医療	31.5 (29)
2	農林水産	30.7 (67)
3	人的資源	13.4 (9)
4	計画・行政	10.6 (5)
5	公益・公共事業	8.5 (17)
6	社会福祉	5.0 (1)
7	エネルギー	0.0 (0)
7	商業・観光	0.0 (0)
7	鉱工業	0.0 (0)
7	その他	0.0 (0)
計		128

W I D・ジェンダー関連案件の割合が低い分野は、公益・公共事業、社会福祉、エネルギー、商業・観光、鉱工業の分野であり、これらの分野の案件増加が課題である。

(2) ジェンダーの影響が直接見えにくい分野におけるジェンダーの視点の必要性

ジェンダーの視点を導入するということは、プロジェクトの実施可能性だけでなく、その社会的側面に着目することである。

開発プロジェクトは、対象地域に住む女性と男性に異なるインパクトを及ぼすことがある。ジェンダーの影響が直接見えにくい分野においては、プロジェクトの技術面や経済面での実施可能性だけでなく、その社会的側面についても着目することで、ジェンダーの影響が理解しやすくなる。プロジェクトにおける社会的側面に注目することは、対象住民に、より平等な便益がもたらされるような質の高い協力の実施を目指すことに繋がる。たとえば、農村社会では、生活用水・飲料水等の確保は女性の仕事とされることが多い。井戸に始まり、貯水槽や水道管の設置は、男性のみでなく女性の労働軽減に繋がる可能性がある。ゴミ処理施設の建設、ゴミ回収システムの構築、下水道、汚水処理場などの設置は、家庭廃棄物を処理する男女にとって、衛生の確保という点で大きな意味を持つ。

プロジェクトにおいてジェンダーの視点が十分に取り入れられていない場合、総合的効果に悪影響を与える場合がある。

プロジェクトにおいてジェンダーの視点が十分に取り入れられていない場合、様々な不都合が生じることがある。例えば、学校の施設や設備に関しては、トイレや更衣室が男女別になっていなかったため、女子が登校を躊躇する場合があるという⁴³。病院建設にあたり女性看護婦のための更衣室に洗面所の設計が含まれておらず、不便を感じて使い勝手が悪いということもあったと言われている⁴⁴。また、上水道を設置しても、メーターの設置や水道料を払える層と、払えない貧しい層の格差が拡大したりすることもある⁴⁵。もしその地域の貧困層が女性世帯主世帯である場合は、貧富の差は男女格差そのものである。また、あるコミュニティ開発プロジェクトでは、広い中庭を希望していた女性たちの声を無視して住宅が作られたため、居住者に心理的な落ち込みやノイローゼがあったのではないかと指摘されている⁴⁶。女性を含む貧困や社会的弱者への影響という観点から、「都市の幹線道路改善の際に中央

⁴³ 国際協力事業団 (2002) 『課題別指針 ジェンダー主流化・WID』、32 頁。

⁴⁴ 国際協力事業団編 (2000) 『特定テーマ評価調査 (南西アジア WID/ジェンダー) 報告書』、68 頁。

⁴⁵ 田口晶子 (1993) 「生活用水とジェンダー」 (開発とジェンダー研究会編『開発プロジェクトにおけるジェンダー分析：分析手法の検討とタイにおけるケース・スタディー』外務省委託/FASID、代表原ひろ子)、69-81 頁。

⁴⁶ キャロライン・モーザ著、久保田賢一・久保田真弓訳 (1996) 『ジェンダー・開発・NGO』新評論、82 頁。

分離帯を設置したために、行動のほとんどが徒歩である貧困層の生活圏が分断された」⁴⁷という報告もある。

JICAでは、このようなプロジェクトによる社会的側面の教訓を踏まえ、公益・公共事業の中でも、比較的ジェンダーの影響が見えやすい社会基盤の整備においてジェンダーに配慮してきた。たとえば、ザンビアの給水施設整備計画では、水汲みの主な担い手である女性のプロジェクトへの参加を促進する際に、女性の家事労働時間に配慮するように提言がなされた。また、トイレ建設を含む全案件においては、いずれの国においても、トイレの設計に特に配慮し、男女それぞれのトイレを別棟にし、また女子トイレの出入口を外から見えないよう塀などで遮断するようにしている。他にも、イスラム教徒の多いイエメンでの女子学校建設の場合には、学校全体を塀で囲み、外からの視線を遮断するようにした。モザンビークでは、女子寮の設計を口の字型することによって、外部からの侵入者を防ぎ、中庭に洗濯物を干せるスペースを確保するなどの配慮を施した。更に、ネパールでは、学校建設の対象地域を決める際に、女子の就学率が60%に達していない地域を優先的に協力の対象として選ぶといった配慮も行っている。加えて、マーシャル諸島共和国における病院整備では、エレベーターの設置が不可能であるため、スロープによる二階建ての病院が設計されたが、看護スタッフに女性が多いことから、労働負荷を考慮して平屋建ての病院を建設したという。

JICA事業の全ての側面におけるジェンダー主流化の促進に向かって、今後は、ジェンダーとの関係が理解しにくいとされる公益・公共事業、中でも経済基盤の分野や、計画・行政、人的資源、社会福祉、エネルギー、商業・観光、鉱工業の分野において、プロジェクトの技術面や経済面での実施可能性だけでなく、対象である男性と女性住民へのインパクトを考慮した案件の実施が必要とされている。

社会基盤の整備に関連した分野では、ジェンダーに配慮した案件が実施されている。

今後は、
① 公益・公共事業の中でも経済基盤
② 計画・行政
③ 人的資源
④ 社会福祉
⑤ エネルギー、商業・観光
⑥ 鉱工業
の分野において、男性と女性住民へのインパクトを考慮した案件の実施が必要である。

⁴⁷ 国際開発事業団（1999）『貧困削減ガイドライン策定のための基礎調査報告書』、37頁。

(3) 課題

前述したように、JICAでは、ジェンダーの視点を取り入れた協力活動を必ずしも実施して来なかったわけではない。しかしながら、ジェンダーについての理解が未だ十分に浸透していないことや、JICA事業において、ジェンダーの影響が直接見えにくい分野とジェンダーの関係を理解することが難しいとされる理由は如何なるものであろうか。

ア. 報告書の活用不足

まず、報告書の活用不足という問題があげられる。これまでJICAでは、ジェンダーに直接関連した出版物が27冊出版されているが⁴⁸、これら出版物が事業実施者に十分に利用されていない可能性がある。今後は、作成された研究・報告書がなぜ利用されにくいのかという原因を明らかにし、的確な利用方法を確立する必要がある。更に、調査・研究報告書自体の評価などを行い、必要であれば、ジェンダーの影響が直接見えにくい分野の研究・調査結果も含む改訂版等を作成することも検討する必要がある。また、事業部が作成しているジェンダー関連案件の報告書についても、その利用状況について調べ、より良い活用方法を検討する必要がある。

従来作成された報告書が事業実施者に十分に利用されていない可能性があるため、今後は、報告書の活用方法を検討する必要がある。

イ. 調査・研究の対象分野における偏り

調査・研究の対象分野に偏りがあることも問題と考えられる。たとえば、先に上げた27冊の出版物を見てみると、農林業分野関連における出版物の割合が高くなっている。農林業分野においては、1992年に「農村生活改善のための女性の技術向上検討事業報告書」が作成され、2002年までに16の研究報告書が出されている。特に、1999年に作成された「WID・ジェンダーハンドブック（農林水産開発調査部）」は、農林業分野の協力事業を実施する際にどのようにジェンダーを組み込むのかという点について、JICA事業に即した方法を提示しており、事業実施者にとっても利用しやすいものとなっている。これは、農林業分野における地道な研究・調査の蓄積成果を示すものである。今後は、公益・公共事業、

調査・研究の対象分野に偏りがある。今後は、公益・公共事業、社会福祉、エネルギー、商業・観光、鉱工業の分野においても調査・研究を推進することが課題である。

⁴⁸ 環境・女性課による集計。巻末資料1「ジェンダー関連出版物リスト」参照。

社会福祉、エネルギー、商業・観光、鉱工業の分野においても同様の調査・研究を推進することが課題となっている。

こうした調査・研究の対象分野における偏りについて、次の2つの側面からその問題を考えることができる。第一に、実際に調査・研究の要望を上げるのは事業部であるが、ジェンダーの意識を有していなければ、ジェンダーに関連した調査・研究の要請がなされない。そのため、調査・研究の対象分野における偏りを改善するには、ジェンダーに関連した調査・研究自体の要請をいかに促進していくかが課題となっている。第二に、当該分野においてジェンダーの視点を有している研究者や調査研究会におけるジェンダー委員の不在である。国際協力総合研修所では、分野別の調査・研究が行われているが、今後更に、ジェンダーの影響が直接見えにくい分野について、ジェンダーとの関連から知識を有している研究者を確保し、調査・研究を促進することにはじめ、ジェンダー以外の研究分野においてもジェンダーの知識を有する委員を置くことが必要である。

調査・研究の対象分野の偏りを改善するためには、

- ① ジェンダーに関連した調査・研究自体の要請をいかに促進するか
- ② ジェンダーの知識を有する当該分野の専門家の確保、および調査研究におけるジェンダー委員の設置が課題となる。

ウ. ジェンダーの効果を示す実証調査・研究の不足

調査・研究は事業実施者にとって有益な情報をもたらすものであるべきである。援助事業実施という側面においては本来、ジェンダーの視点を導入することがプロジェクトの目標に対し如何に効果的なのかという点を実証的に提示することが最終的には求められる。しかし、全ての分野で一様にそれを求めることについて調査・検証の手法や事業コストの面で未だ議論がある現状を踏まえれば、ジェンダーはプロジェクト目標の達成という視点からではなく、長期的な展望から開発全体の中で波及効果があるという側面から「効果的」とであるととらえ、その効果を示した調査・研究を少なくとも進める必要がある。

ジェンダーの効果を示す実証調査・研究が不足している。

たとえば、幹線道路整備プロジェクトの実施において、ジェンダーに配慮したために、「女性がエンパワーメントされた」、「女性を通じて住民全体の参加意欲が高まった」という成果が得られる場合、これら成果はプロジェクトの外部効果であって、「幹線道路が整備される」というプロジェクトの目標に対し如何に効果的だったのかということは不明である。この場合、道路整備事業において、ジェンダーに配慮しなかった地域と配慮した地域で成果や

ジェンダーは、プロジェクト目標の達成という視点からではなく、長期的な展望から開発全体の中で波及効果があるという側面から「効果的」とであるととらえ、その効果を示した調査・研究を進める必要がある。

効果についてどのような違いがあったかという比較研究・調査を行わない限り、本当にジェンダーに配慮することが「幹線道路が整備される」というプロジェクト目標にとって効果的であったのかどうかを証明することにつながらない。こうした比較研究・調査は、必要とされる投入量が大きくなるため調査の実現性が高くない。

ジェンダーは、プロジェクト目標に対し直接的に効果があるゆえ配慮が必要な重点課題ではなく、プロジェクトによる住民への負のインパクトを最小限に押さえ、最大限の波及効果を得る可能性をもたらすものである。したがって、必要なことは、ジェンダー配慮がプロジェクト目標に対して効果的であるという研究よりも、プロジェクトの波及効果を重視したジェンダーの効果を示す実証調査・研究を行うことである。

たとえば、「幅の広い道路を建設したために、女性が道路を徒歩で渡ることができなくなった」といった事例では、女性の生活行動を配慮しなかったために、道路建設自体が女性に負のインパクトを与えていることは理解でき、ジェンダー視点の重要性を理解する出発点としては良い。しかし、このような事例を挙げる際には、道路建設によって利益を受けた女性が他にいなかったのか（たとえば、バスによる町への移動の便が向上した等）、長期的に見れば女性にも正のインパクトがあったのではないか、などといった点から総合的な評価を行うべきである。今後は、こうした観点から、公益・公共事業、社会福祉、エネルギー、商業・観光、鉱工業など、ジェンダーの影響が直接見えにくい分野においても、ジェンダーの視点を導入したことによって波及効果が得られたという事例を体系的に示す必要がある。

社会・ジェンダー調査方法が十分に確立されていない。

エ. 社会・ジェンダー調査方法の確立不足

案件の実施においてジェンダー配慮を行うためには、プロジェクトの事前段階における社会・ジェンダー調査⁴⁹が必要となるが、従来、各分野に対応した調査方法が十分に確立されていない。た

⁴⁹ 社会・ジェンダー調査手法とは、藤掛（2003）によると「ジェンダー視点を取り入れた社会調査ということができるが、通常社会調査とは異なり、民族・人種、階層、ジェンダー、マイノリティ、障害者などに関連した権力構造や力関係の不均衡な配分などに特に配慮した調査であり、（中略）研究機関では、ハーバード大学やサセックス大学、国連機関では UNICEF、開発援助機関ではカナダ開発援助庁（CIDA）、NGO では OXFAM などにより多く開発されている」ものである。（出典：藤掛洋子編著（2003）「平成 14 年度国際協力事業団準客員研究員報告書『人々のエンパワーメントのためのジェンダー統計・指標と評価に関する考察—一定性的データの活用—』国際協力事業団、103 頁。）

たとえば、分野によっては、案件計画・実施・評価段階におけるジェンダー配慮の着眼点等をまとめたチェックリスト等が作成されていないことも課題となっている。また、ジェンダーの影響が直接見えにくい分野において、社会・ジェンダー調査の方法やジェンダー配慮のための方法論等を検討する際に、以下の点について考慮することが必要である。

1) スケールの問題

案件の実施による住民男女への影響を知るために、社会・ジェンダー調査が実施されると仮定する。この場合、まず規模の問題が浮上する。道路整備事業を例にとると、その事業には、幹線道路などの大規模なものから、農村道路のような中・小規模まで様々なものがある。また、灌漑整備事業では、数百キロに及ぶ灌漑用水の建設に始まり、村落内の用水路設置などの中・小規模なものがある。大規模なインフラ整備案件と中・小規模の案件では調査の方法に違いがある。今後、案件の規模に応じた調査の範囲・項目・日数、投入量、または、調査に利用する統計資料のレベルなどを考慮した社会・ジェンダー調査方法の確立が必要となっている。

社会・ジェンダー調査を確立する際に、JICAでは以下の点について考慮する必要がある。

- ① スケールの問題
- ② サブセクターの問題
- ③ ターゲットグループの設定の問題
- ④ タイミングの問題

2) サブセクターの問題

各分野には、サブセクターがあることに着目する必要がある。表3の開発調査の対象分野⁵⁰にあるように、各分野で、対象とする分野（サブセクター）が多岐に亘ることが理解できる。例えば、公益事業に含まれるものとして、上水道・下水道、都市衛生、廃棄物処理などがある。他にも、社会基盤として都市計画、河川、砂防、水資源、住宅、地形図作成を対象とした様々な事業がある。全ての分野においてジェンダー主流化を促進するには、各分野に属するサブセクターの一つ一つについて、社会・ジェンダー調査の方法や事業の全段階におけるジェンダー配慮の方法が確立される必要がある。

⁵⁰ 国際協力事業団（2003）『国際協力事業団年報2002』、134頁。

表3 開発調査の対象分野

分野	主な内容
計画行政	地域総合開発計画、経済開発計画
公益事業	上水道・下水道、都市衛生、廃棄物処理
社会基盤	都市計画、河川、砂防、水資源、住宅、地形図作成
運輸・交通	交通計画、道路、鉄道、港湾、空港、都市交通
通信・放送	郵便、電気通信、テレビ・ラジオ放送
保健医療	保健・医療・衛生行政、人口・家族計画
農業	農業・農村開発、灌漑・排水、農産加工・流通、畜産
林業	資源調査、社会林業、森林管理計画、畜産加工
水産業	資源調査、水産加工・流通、漁村開発、増養殖、漁港
鉱工業	資源調査、工業振興、貿易・投資促進
エネルギー	エネルギー開発、省エネルギー
環境	大気・水質汚染対策、産業破棄物処理
その他	人的資源、教育、商業・観光、経営管理、その他

3) ターゲットグループの設定の問題

JICAの場合、WIDアプローチが多く採用され、女性をターゲットグループ⁵¹としたプロジェクトが行われることが多い。たとえば、BOX 4の事例は、女性をターゲットとしたプロジェクトにおいて職業技術指導を行うことによって、「女性のグループが形成された」、「品質が改善した」という、正のインパクト成果が得られた良いプロジェクト事例の一つである。

しかし、プロジェクトにジェンダーの視点を導入していくということは、単純に女性をプロジェクトの対象とするのではなく、なぜ女性にターゲットを絞る必要があるのか、男女間の格差が検討されたうえでターゲットの絞り込みが行われたのか、といったことを検討することである。こうした現状分析を行った上で、女性をターゲットとする必要が認められた場合に、WIDアプローチが取られることが重要なのである。特に、これまでジェンダーの影響が直接見えにくい分野やジェンダー関連のプロジェクト件

プロジェクトにジェンダーの視点を導入していくということは、なぜ女性にターゲットを絞る必要があるのか、などの現状分析を行うことである。

⁵¹ ここで取り扱う「ターゲットグループ」とは、JICA 事業で通常使用されている「プロジェクトがその実施により正の変化を起こすことを意図する主たるグループのことで、多くの場合、PDM 作成の際に、関係者分析の中の『受益者』の中から選択される」ものを指している。(出典：国際開発高等教育機構 (2001) 『PCM：開発援助のためのプロジェクト・サイクル・マネジメントー参加型計画編一』、61 頁。)

【BOX 4】

南ア共和国においては、かつてのアパルトヘイト政策の負の遺産を受けて、アフリカ系住民が多く居住するホームランド地域の経済状況が極めて厳しい状態にある。

プロジェクトの対象地域であるバーグビル地区も上記のようなホームランドの1つであるが、JICAはここで、地域で活動する女性グループにターゲットを絞って、縫製、野菜栽培、工芸などの所得向上プロジェクトを実施した。

3年間のプロジェクト期間を終えて、同地区には、5つの女性グループが形成され、それぞれ、縫製、野菜栽培、工芸、養鶏などの分野において活動が展開された。中でも、縫製の分野においては、同分野の短期専門家の技術指導により、作品の質に目覚ましい改善が見られた。

旧開発福祉支援事業「南ア バークビル地区女性スモールビジネス支援プロジェクト」

数が少ない分野においては、男女の社会・経済的な現状分析を行うことを通じて対象者の確定手順や方法が構築される必要がある。

また、JICAの場合、要請としてあげられた案件の対象者が最初から「女性」となっている場合がある。そのような場合でも、対象者である女性の階層、民族、宗教などから女性間の差異に着目し、単に「女性を対象とする」のではなく、「階層が低く、年間100ドル以下の収入のみで経済的自立が困難である女性を対象とする」といったターゲットの明確化に関する手順や方法を確立する必要がある。

ジェンダーの影響が直接見えにくい分野やジェンダー関連のプロジェクト件数が少ない分野においては、対象者の確定手順や方法を構築する必要がある。

4) 男女双方の視点の問題

更に、WIDアプローチが多く採用されるリプロダクティブ・ヘルス関連のプロジェクトの場合、母子という観点から女性をターゲットとしていても、啓発活動の効果を上げるために、実施の途中で男性も対象とする必要があるといった報告がなされている⁵²。このように、プロジェクトにおいてジェンダーの視点を持つということは、女性と男性双方の参加が促進されるということである。今後、ジェンダーの影響が直接見えにくい分野においても、プロジェクトの実施過程に即したかたちで、女性と男性の双方に視点を当てるための方法論を構築することが必要となってくる。例えば、大規模な

ジェンダーの影響が直接見えにくい分野において、女性と男性の双方に視点を当てるための方法論を構築する必要がある。

⁵² 国際協力事業団（2002）『重点課題別支援委員会（開発とジェンダー）バングラデシュ国現地調査報告書』、13頁。

道路整備案件で、ジェンダーに配慮する必要があるのか、あるならばどのタイミングにおいて配慮を促すべきなのか、その際にはジェンダーの専門家の配置が必要なのか、などといった具体的な方法・手順の確立について検討することが課題となっている。

オ. 調査・研究および社会調査等で得られた知見の活用方法の確立不足

案件の形成段階やプロジェクトの初期段階において、対象地域の住民男女の現状についての調査・研究および社会・ジェンダー調査等が行われ、事業実施において有益な情報を含んだ報告書や資料が作成された際に、それらを事業の担当者が十分に活用出来ていない場合もある。調査・研究や社会調査より得られた知見をいかに活用していくか、その方法を考案することが課題となっている。

今後、知見の活用方法について考案する必要がある。

カ. 人材の不足

ジェンダーの影響が直接見えにくい分野において、ジェンダーの視点を導入した社会調査や、技術的な側面において協力ができる専門家が少ない。また、社会・ジェンダー調査が行われた場合でも、その結果や成果をプロジェクトの計画策定に的確に反映することの出来る人材が不足しているという問題もある。更に、開発調査の本格調査の段階を事例にとると、ジェンダー以外の調査団員のジェンダーに対する意識によって、ジェンダー分野の調査団員が行った分析結果が計画に反映されないこともある（第二章 開発調査の業務フロー（78頁）参照）。今後、特に、ジェンダーの影響が直接見えにくい分野においてジェンダーの視点を導入して行くためには、社会・ジェンダー調査の実施を促進することのみならず、その調査結果や成果が計画に反映されるように、ジェンダーの観点から調査や助言が可能な人材の育成および確保（例：ジェンダーと建設の専門家）が必要となってくる。また、ジェンダーの影響が直接見えにくい道路整備案件における事前調査などでは、人文科学を専門とする人材を登用する一方で、その調査結

ジェンダーの視点を導入した社会調査や、技術的な側面において協力ができる専門家が少ない。

果が計画策定や実施に反映されるよう、プロジェクト担当者や技術系の専門家に対してジェンダーに関する知識の普及を計る必要がある。

提言

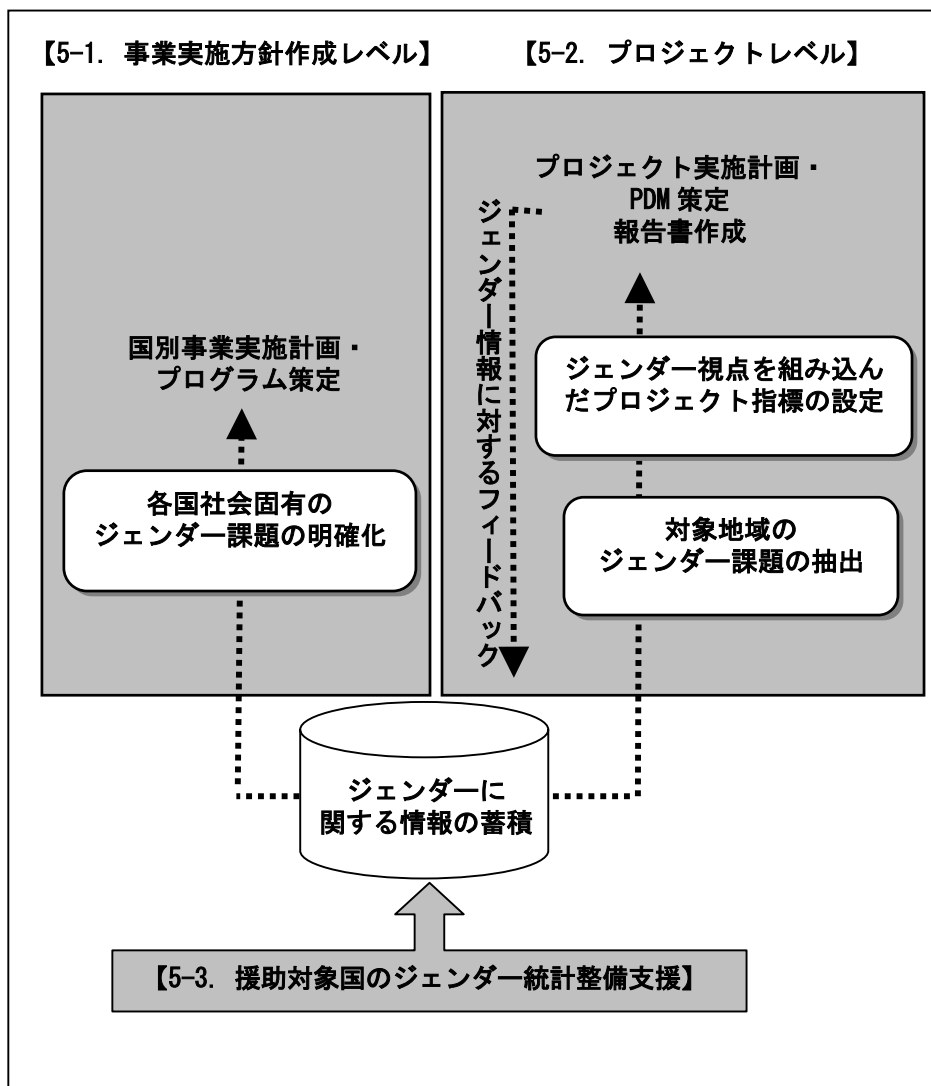
- (1) 調査・研究書が十分に活用されていない原因を明らかにし、より良い調査・研究書の配布・利用方法を構築する。その際、従来出版した調査・研究書も利用しやすいような閲覧方法を考える。(Knowledge Site の利用等)
- (2) 国際協力総合研修所における分野別研究などにおいて、特にジェンダーの影響が直接見えにくい分野に関する研究を強化する。また、ジェンダー以外の研究分野へのジェンダー委員の配置を行う。
- (3) 分野別の調査・研究の促進に関連して、ジェンダーの影響が直接見えにくい分野（公益・公共事業、社会福祉、エネルギー、商業・観光、鉱工業など）において、ジェンダー配慮の有無による正と負のインパクトなどを明示した事例集をつくる。
- (4) ジェンダーの視点を導入することによってもたらされた効果について、分野別の事例研究や案件評価を行う。
- (5) ジェンダーの影響が直接見えにくい分野において、どのような側面でジェンダーの視点を導入しにくいのかという点を明らかにし、事業実施者にとって利用しやすいジェンダーの視点の導入方法（社会・ジェンダー調査の方法、女性を対象とする際の方法と手順、ジェンダー配慮の有無を検討することや専門家の配置のタイミングなどを含むプロジェクト実施過程に即した方法）を確立する。
- (6) 専門家等によって得られた調査・研究や社会・ジェンダー調査によって得られた知見を事業の実施者が活用できるよう、その方法を検討する。

(7) ジェンダーの影響が直接見えにくい分野におけるジェンダー分野の人材育成および確保を行う。

5. ジェンダー主流化の手法としてのジェンダー統計・情報および指標

第二章2では、計画、実施・モニタリング、評価、フィードバックという一連の事業サイクルにおけるジェンダー視点の強化はJICAにおけるジェンダー主流化への取組みの中核となるものの、現状ではジェンダーの視点の組み込み方は未だ十分とは言えず、具体的な方法論の構築が課題となっていることを述べた。本節では、JICA事業におけるジェンダー主流化へ向けた具体的な手法として、ジェンダー統計・情報および指標の必要性について述べる（図3参照）。

図3 ジェンダーに関する情報を活用したジェンダー主流化の手法



女性の地位向上・ジェンダー平等を達成するには、ジェンダー格差の実情を確認することが出来るジェンダー統計の整備が不可欠である。

ジェンダー統計整備に関する取組みは、国連を中心とした国際社会において進められている。

現状および課題として、以下の3点が挙げられる。

- ① ジェンダー指標が不足している。
- ② 性別に収集されたデータが適切に分析されていない。
- ③ 分析に必要な統計が様々な統計分野に分散している。

一般に統計は、社会の構成要素を一定のカテゴリーに即して分類し、それぞれのカテゴリーに属する構成要素の分布を示すものである。従って性別統計は、社会の様々な領域における男女の分布を示すものである。この「性別統計」とは異なる「ジェンダー統計」の必要性が、これまでの世界女性会議および国連特別総会「女性 2000 年会議」等の合意文書において強調されてきている。その理由は、社会を構成する人間の置かれた状況が性によって異なる社会構造やそれを生み出し維持する文化が存在するからであり、女性の地位向上・ジェンダー平等を達成するためには、ジェンダー格差の実情を確認することが不可欠となるからである。

ジェンダー統計整備に関する取組みは、国連を中心とした国際社会で進められている。国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）、国連人口基金（UNFPA）、世界食糧計画（WFP）等からなる国連開発グループ（UNDG）⁵³は、相手国と共同で人権、ジェンダーの視点を組み込んだ共通国別アセスメント（Common Country Assessment, CCA）を実施し、それに基づき国連開発援助枠組み（UN Development Assistance Framework, UNDAF）を作成している。こうした努力の結果、ジェンダー統計を整備すること、およびジェンダー課題を開発政策や計画に統合することの重要性は、広く認識されるようになった。

しかし、現実には各統計資料を男女別に作成し、全体の達成率に対する女性の割合など、男女格差を測るという段階であり、各ジェンダー側面を考慮に入れて一つの値を導き出すという意味での独自のジェンダー指標は、UNDPのジェンダー開発指数（Gender Development Index, GDI）⁵⁴、ジェンダー・エンパワーメント指数（Gender Empowerment Measure, GEM）⁵⁵を除き、ほとんど見られない⁵⁶。また、世界のほとんどの国々で、データはすでに性別に収集されているが、適切に分析されていないことが

⁵³ 1997 年から始まった一連の国連改革によって「経済・社会問題に関する執行委員会」が設置され、そのもとに作られたグループである。

⁵⁴ 寿命、知識、人間らしい生活水準という、人間開発で測定する3つの基本的分野の平均的な達成度を測定する複合指数で、女性と男性の達成度の格差を調整している。（国連開発計画（2003）『人間開発報告書 ガバナンスと人間開発（2002）』、296 頁）

⁵⁵ 経済参加と意思決定、政治参加と意思決定、経済力の3つの基本的なエンパワーメント分野を測定するための複合指数。（国連開発計画（2003）『人間開発報告書 ガバナンスと人間開発（2002）』、296 頁）

⁵⁶ 上山美香（2003）「平成 14 年度国際協力事業団準客員研究員報告書『定量的貧困指標に基づく健康・教育・ジェンダー側面から見た地域別貧困の諸形態』」国際協力事業団、14 頁。

多いことが指摘されている⁵⁷。ジェンダー分析に必要な統計は、様々な統計分野に分散しており、見つけるのが難しいという状況も改善すべき課題である。ジェンダー統計を改善する作業は多くの国で進行中であり、国際機関は基準とガイドラインを改訂してこうした努力を支援している⁵⁸。

5-1. 事業実施方針作成レベルにおけるジェンダー統計・情報整備の必要性

JICAの全ての開発事業においてジェンダー主流化を促進するためには、第二章で触れたとおり、国別事業実施計画やプログラム策定など、JICAの事業方針や実施計画にジェンダーの視点を組み込むこと、そして全てのプロジェクトにおいて具体的にジェンダーの視点から、活動を実施・評価することが求められる。一見中立であるように考えられる政策や計画も、男性と女性それぞれが持つ社会的役割や制約、ニーズ、資源へのアクセス・コントロールなどが異なるため、双方に与える影響は異なる。従って、政策立案にあたっては、政策立案者が各国社会の持つ固有のジェンダー課題を明確に把握することが必要不可欠である。しかし、国別事業実施計画やプログラム策定などにジェンダーの視点が十分に組み込まれているとは言えず、その原因の一つとして、計画策定等の際に参考とすべき途上国のジェンダーに関する統計が十分に整備・活用されていないことが考えられる。そのため、まずは、途上国のジェンダーに関する情報をデータベースとして体系的に蓄積し、それをJICAの事業実施方針の作成に活用することが、マクロレベルのジェンダー主流化に有効な手段となる。

1995年以降、環境・女性課では「国別WID情報整備調査」を実施し、約40カ国の途上国に関し、様々な機関が集計した既存の男女別の統計をもとに当該国の女性の状況に関する分析を行い、その調査報告書（日本語・英語）をJICAのホームページに掲載している。その調査報告書は、2～3年おきに更新されている。しかし、「国別WID情報整備調査報告書」はJICA内外にあまり認知されておらず、従って、国別事業実施計画やプログラム策

JICAでは、国別事業実施計画および全てのプロジェクトにおいて、ジェンダーの視点が十分に組み込まれていないという現状がある。

計画策定等の際に参考とすべき途上国のジェンダーに関する統計・情報が十分に整備・活用されていないことが上げられる。

途上国のジェンダーに関する情報を蓄積し、その情報を事業実施方針作成に活用することが、マクロレベルのジェンダー主流化の達成に必要である。

⁵⁷ スウェーデン統計局(1996)『女性と男性の統計論 ―変革の道具としてのジェンダー統計―』、42頁。

⁵⁸ 同上、46頁。

定などに十分に活用されているとは言えない。今後は、JICA内外に広く周知し、活用を促すことが求められる。

5-2. プロジェクトレベルにおけるジェンダー・データ、ジェンダー指標の必要性

プロジェクトレベルにおけるジェンダー主流化をすすめるためには、計画段階でジェンダー・データを収集し、ジェンダー指標を設定することが非常に重要である。そして、ジェンダーの視点を組み込んだ指標・目標値を設定することで、取組みの進捗状況を明確に把握することができる。

以下、プロジェクトにおけるジェンダー主流化を図るための手段として、(1) ジェンダー・データ、(2) ジェンダー指標の必要性について述べる。

(1) ジェンダー・データ収集および分析の必要性

プロジェクトにおけるジェンダー主流化を図るための一つの手段として、対象地域のジェンダー構造や文化、ジェンダーに関する情報を収集・分析し、その結果をプロジェクト計画に反映させることが重要である。そうすることにより、該当地域におけるニーズや課題・問題などにおけるジェンダー格差が事前に明確化され、プロジェクトの実施において、男性が代表性をもつ地域の場合に表面化し難い女性のニーズに対応することができ、便益・受益の偏りや地域住民の参加における公正性の確保に繋がるからである。

さらに、プロジェクト評価に際しても、プロジェクト実施前と後の比較が可能となり、プロジェクトのジェンダー・インパクトを測ることができ、ジェンダー平等達成に向けた教訓や提言を導き出して、次のプロジェクトにフィードバックさせることに繋がる。

プロジェクト計画確定前に行なう基礎調査で収集するデータは、対象地域の大きさやタイプにより、その種類や収集方法が異なることが想定される。対象地域に関する世帯統計や識字率、平均余命、労働形態、労働時間、生活時間など、統計資料が存在すれば、当該地域のトレンドを掌握することが基本となる。信頼できる定量的データが存在する開発途上国はむしろ少数であるが、特定分

プロジェクトにおけるジェンダー主流化を図るには、対象地域のジェンダー構造や文化、ジェンダーに関する情報を収集・分析し、その結果を計画策定に反映することが重要である。

収集された情報は、プロジェクト開始後と終了後の現状の変化を比較することにも役立つ。

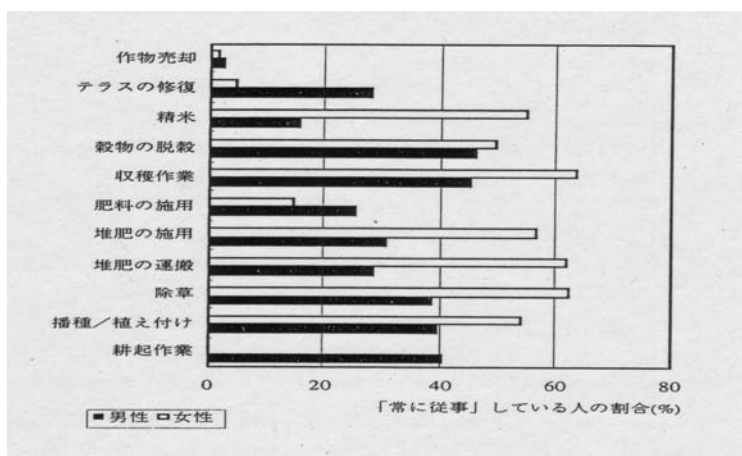
定量的データが存在する開発途上国はむしろ少数であるが、特定分野に関するデータの蓄積を持つ国連機関もある。

野に関するデータの蓄積をもつ国連機関もあり、これら既存のデータの活用は欠かせない。重要なことは、ジェンダー格差がどのような形態で存在するかを確認できるようなデータを収集することである（BOX 5・BOX 6を参照）。

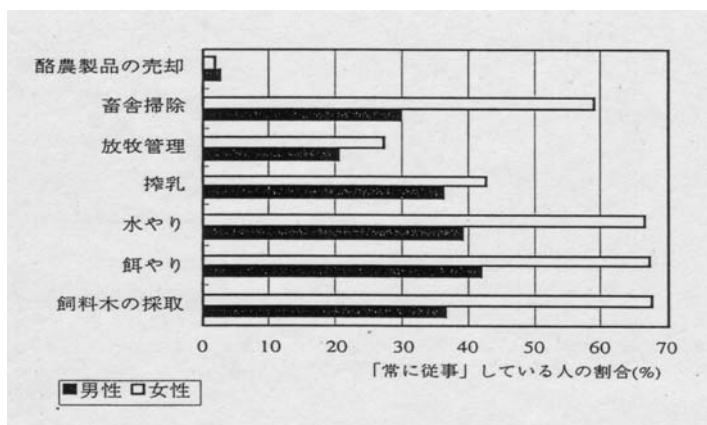
既存のデータを活用しつつ、ジェンダー格差がどのような形態で存在するかを確認できるようなデータを収集することが重要である。

【BOX 5】 ジェンダー・データの例

農作業への参加状況

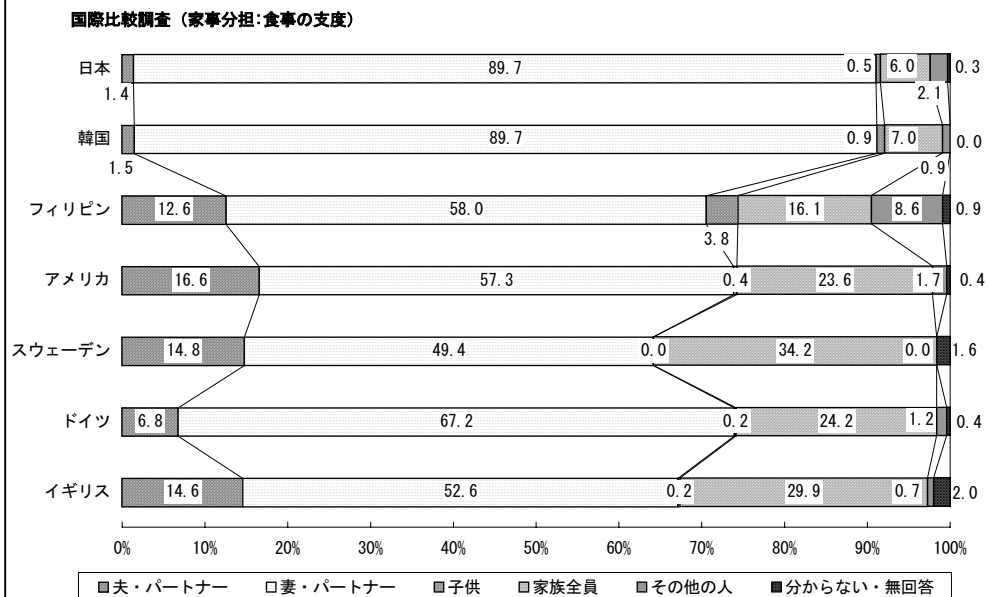


家畜飼養に対する従事割合



出典：国際協力事業団（1998）『ネパール国西部山間部総合流域管理計画調査ファイナル』

【BOX 6】ジェンダー・データの例



出典：内閣府（2003）『男女共同参画社会に関する国際比較調査』、74 頁。

定量的データとは、一定の基準に沿って数値化されたデータを指し、分析結果が数値化の基準に左右される場合がある。

定性的データとは、公文書や寺院などの記録、個人の日記、情報収集者の観察記録などの文書形式のデータを指し、分析結果が調査者の能力や偏向に左右されることがある。

定量的・定性的データは、ジェンダー格差の把握において相補的に利用される。

定量的データはマクロ・データや生活実態に関するものだけでなく、グループ規模のものや態度・意識に関するものもある。要は一定の基準に沿って数値化されたデータであるということ。測定方法が明確であるが、データの規模や内容を問わず数値化するための基準をどのように設定するかが問題となる。つまり、一定基準内に情報を押し込むことにより、「事実」と数値の間に誤差が生じる可能性が大きい。これが指標化の問題につながる。

一方、定性的データは、公文書や寺院などの記録、個人の日記、情報収集者の観察記録など文章形式のデータであり、記録された対象の個別性が詳細且つ鮮明に浮かび上がる。文章形式の記述を通して分析者が対象の実態や意識を読み取り、解釈していく作業が重要であるため、調査者の能力や偏向に左右される余地が大きい。しかし、数値化し難いデータから得られる情報は貴重である。

いずれのデータを活用する場合でも、「なぜジェンダー格差がある形態で、どの程度、存在するか」「そのような格差の原因は何か」「何が変化すればジェンダー格差が減少するか」などを分析することに資するものを収集することを目的にしており、これらのデータは相補的である。

(2) ジェンダー指標の必要性

プロジェクト計画の目的や成果をジェンダーの視点からモニタリング・評価するためには、その基準となる指標が必要となる。プロジェクト実施中のモニタリングにより、ジェンダー・インパクトを途中評価することが出来、仮に負のインパクトが認められれば、プロジェクトの軌道修正が可能となる。また、予想外の正のインパクトが発見されれば、それをさらに推進することも可能となる。

ジェンダーの視点からプロジェクトを計画し、成果を期待するということは、女性の地位向上、女性のエンパワーメント、ジェンダー平等の達成を目指すということである。いずれも、著しく抽象的な大概念であり、達成度のモニタリングや評価のためには何段階ものレベルの指標が必要である。UNDPのジェンダー開発指数(GDI)やジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)は、各国間の比較というマクロレベルで有効性を発揮している例である。また、女性個人の行動と意識をベースにして「女性のエンパワーメント達成度」を測るための試みもみられる(BOX 7)。ジェンダー指標化の作業は、ジェンダー統計・情報の整備と共に今後の重要な課題である。

【BOX 7】 「エンパワーメント」指標の例

- ①「参画・参加した」
- ②「発言した」
- ③「意識が変化した」
- ④「行動した」
- ⑤「連帯した」
- ⑥「協力した」
- ⑦「想像した」
- ⑧「新たな目標を持った」
- ⑨「交渉した」
- ⑩「満足した」
- ⑪「自信を持った」
- ⑫「運営・資金管理を行った」

※上記の指標は、さらなる精緻化が必要である。
出典：藤掛洋子編著(2003)「平成14年度国際協力事業団準客員報告書『人々のエンパワーメントのためのジェンダー統計・指標と評価に関する考察—一定性的データの活用に向けて—』」国際協力事業団、8頁。

プロジェクト計画・目標をジェンダーの視点からモニタリング・評価するためには、ジェンダー指標の設定が必要である。

また、ジェンダー平等の達成度をモニタリング・評価するためには、何段階ものレベルの指標が必要となる。

5-3. 援助対象国のジェンダー統計整備支援の必要性

JICAにおいても近年、WID案件に分類されるような女性を対象とした教育、健康、経済的エンパワーメントを目指すなどの取組みに加え、ジェンダー平等案件に分類される、女性の地位の一層の向上とジェンダー格差是正に向けた法整備や政策・制度の確立に向けた支援を実施している。例えば、ペルー、バングラ

JICAにおいても、近年女性の地位向上とジェンダー格差是正に向けた法整備や政策・制度の確立に向けた支援を実施している。

デシュ、インドネシア、アフガニスタン等の国々の女性課題省などナショナル・マシーナリーとなっている省庁に個別専門家を派遣し、ジェンダー政策に対する助言を行っている。

インドネシアでは、ジェンダー統計がジェンダーの視点に立った政策策定に活用されている。

インドネシアでは、女性のエンパワーメント担当国務大臣府に専門家を派遣し、ジェンダー主流化を目的として、ジェンダー統計整備支援を行った。プロジェクトの開始前と開始後の比較をとおして、1) 中央、州の各レベルでのジェンダー統計プロファイルの作成者と利用者の連携が強化・推進したこと、2) 利用者のジェンダー統計への関心が高まり、重要性が認識され、ジェンダー配慮した政策策定や計画立案を促す態度が生じたこと、3) 生産者のジェンダーへの理解、知識が向上し、既存統計のジェンダー配慮が推進したこと、4) ジェンダー統計プロファイルの刊行・配布・普及によってジェンダー統計への入手可能性が改善したことなどが報告されている⁵⁹。また、こうして整備されたジェンダー統計プロファイルが、女性労働者における低い教育、未熟練労働、不安定な就業上の地位、低賃金・無報酬という関連性を示唆し、このような状況を踏まえて、女性雇用労働者の労働条件の改善、適正賃金の設定、ILO条約の遵守などの目標が国家目標として設定された⁶⁰。これは、ジェンダー統計がジェンダーの視点に立った政策策定に活用された好例である（BOX 8 参照）。

カンボジアでもジェンダー情報整備、統計分析にかかる能力強化を目指すプロジェクトが実施されている。

また、2002年12月よりカンボジアにおいて、ジェンダー情報整備、統計分析に係る能力強化、ジェンダーに配慮した政策の立案・実施・モニタリング・評価等の能力向上をもって女性省の政策立案に関する能力向上が図られ、カンボジア政府において、ジェンダー主流化促進の効果的メカニズムが構築されることを目指した「ジェンダー政策立案支援計画」が実施されている。

⁵⁹ 濱野敏子「インドネシアにおけるジェンダー統計分野への協力の評価」『日本評価研究』第3巻第2号、日本評価学会、2003年9月、202-216頁。

⁶⁰ 同上、4-5頁。

【BOX 8 インドネシアのジェンダー統計システム整備支援（2000年2月～2002年3月）】

● 背景

インドネシアでは、1999年の「国家政策大綱」においてジェンダー平等と女性のエンパワーメントがその国家目的として明記され、「2000-2004 国家5カ年開発計画」では開発プログラムにおけるジェンダー配慮の重要性が強調された。さらに2000年には「ジェンダー主流化に関する大統領告示」が公布され、ジェンダー主流化の制度的枠組みが形成された。しかし、政策策定や計画立案、モニタリング・評価の基礎となるジェンダー情報の入手が容易ではなく、同国におけるジェンダー主流化の促進を妨げるひとつの障害となっていた。女性の地位向上のための国内本部機構である「女性のエンパワーメント担当国務大臣府（以下、女性のエンパワーメント省）」と中央統計局は、ジェンダー情報、特にジェンダー統計に関するシステムの整備の必要性を認識し、これを行うための支援をJICAに要請した。

● 協力目標

ジェンダー統計プロジェクトの上位目標は、ジェンダー統計が政策策定やモニタリング・評価へ活用されることであり、直接の目標は、1) ジェンダー統計利用者と生産者の連携促進、2) ジェンダー統計利用者の能力向上、3) ジェンダー統計生産者の能力向上、4) ジェンダー統計の入手可能性の改善、とした。

● 活動内容

実際の協力は、ニーズアセスメント、研修、州別ジェンダー統計プロファイルの生産と出版、ジェンダー統計プロファイル普及セミナーの開催、ジェンダー統計プロファイルのレビューを通じて行われた。

● 成果

プロジェクト開始前と開始後を比較したところ、ジェンダー統計の普及によって地域のジェンダー課題が可視化され、政策策定者や計画立案者の意識を喚起したこと、プロジェクトの一連のプロセスを通して、関係者の態度や行動がジェンダー主流化の推進に向けて変化したことなどを確認することができた。

（出展：濱野敏子「インドネシアにおけるジェンダー統計分野への協力の評価」『日本評価研究』第3巻第2号、日本評価学会、2003年9月、202-216頁、濱野敏子「インドネシアにおけるジェンダー統計・指標の政策支援に関する事例」（藤掛洋子編著（2003）「平成14年度国際協力事業団準客員研究員報告書『人々のエンパワーメントのためのジェンダー統計・指標と評価に関する考察—一定性的データの活用に向けて—』」国際協力事業団、45-59頁。）

JICAにおいては、ジェンダー統計整備支援はまだ緒に就いたばかりであり、ジェンダー統計整備支援の重要性は広く認識されているとは言えない。実際の支援においては、個々の専門家の力量に任されている状態である。今後JICAにおいて、ジェンダー統計整備支援のためのジェンダー統計に関する適切な概念、定義、統計の収集および測定方法に関する戦略を開発するとともに、ジェンダー統計が整備されていない国における、ジェンダー統計整備支援の強化が望まれる。

ジェンダー統計整備並びに改善に関する国際協力は不可欠であり、この協力によって経験を共有し、共通の資源を有効に活用し、作業に関する共通の戦略を開発することで、国際比較が可能になる⁶¹とともに、開発事業の効果・効率化の観点からも大変有益となる。

JICAでは、ジェンダー統計整備支援のための戦略を開発するとともに、ジェンダー統計が整備されていない国におけるジェンダー統計整備支援の強化が望まれている。

⁶¹ スウェーデン統計局(1996)『女性と男性の統計論—変革の道具としてのジェンダー統計—』、12頁。

引用文献

第1章

- 外務省(2002)『政府開発援助(ODA)白書2002年版－「戦略」と「改革」を求めて－』
- 経済協力機構開発援助委員会(1999)『日本の開発協力政策及び計画に関する審査報告書』
- 国際協力事業団(2002)『課題別指針ジェンダー主流化・WID』
- 国際協力事業団(1999)『JICA 貧困削減ガイドライン策定のための基礎調査報告書』
- 国連開発計画(1995)『人間開発報告書「ジェンダーと人間開発」』
- OECD(1998) DAC Guidelines for Gender Equality and Women's Empowerment in Development Cooperation.
- Meguro, Yoriko in Delfin Colome, et.al., eds. (2001). *A Gender Agenda: Asia-Europe Dialogue-New Visions and Perspectives for Women and Men*. Japan Center for International Exchange: Tokyo
- “Resolution adopted by the General Assembly, UN, 18 September 2000. A/RES/55/2” Article 20.
- 外務省ホームページ「地域・国別政策」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ODA/seisaku/seisaku_3/sei_3f.html 閲覧: 03/08/22)
- 外務省ホームページ「ODAとNGO」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ODA/seisaku/seisaku_4/index.html 閲覧: 03/8/22)
- 外務省ホームページ「GII/IDIに関する外務省とNGOとの懇談会」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/seisaku_4/taiwa/gii_id.html 閲覧: 03/8/22)
- OECD ホームページ「Development Co-operation (DAC), About OECD」
(http://www.oecd.org/about/0,2337,en_2649_33721_1802984_1_1_1_1,00.html 閲覧:03/08/22)
- UNDP 東京事務所ホームページ「ミレニアム開発目標(MDGs)」
(<http://www.undp.or.jp/Publications/MDGs.pdf> 閲覧: 03/08/22)

第2章

- 上山美香(2003)「平成14年度国際協力事業団準客員研究員報告書『定量的貧困指標に基づく健康・教育・ジェンダー側面から見た地域別貧困の諸形態』」国際協力事業団
- 国連開発計画(2003)『人間開発報告書「ガバナンスと人間開発」』
- 国際協力事業団(2003)『国際協力事業団年報2002』
- 内閣府(2003)『男女共同参画社会に関する国際比較調査』
- 濱野敏子(2003)「インドネシアにおけるジェンダー統計分野への協力の評価」『日本評価研究』第3巻第2号、日本評価学会、2003年9月

- 濱野敏子（2003）「インドネシアにおけるジェンダー統計・指標の政策支援に関する事例」
 （藤掛洋子編著（2003）「平成 14 年度国際協力事業団準客員研究員報告書『人々のエンパ
 ワーメントのためのジェンダー統計・指標と評価に関する考察—定性的データの活用
 にむけて—』」国際協力事業団、第 1 部 2）
- 藤掛洋子編著（2003）「平成 14 年度国際協力事業団準客員研究員報告書『人々のエンパ
 ワーメントのためのジェンダー統計・指標と評価に関する考察—定性的データの活用にむ
 けて—』」国際協力事業団
- 国際協力事業団（2002a）『開発課題に対する効果的アプローチ 基礎教育、HIV/AIDS 対策、
 中小企業振興、農村開発』
- 国際協力事業団（2002b）『課題別指針ジェンダー主流化・WID』
- 国際協力事業団（2002c）『グローバルイシュー：2001 年度実績集計』
- 国際協力事業団（2002d）『実践の評価手法 JICA 事業評価ガイドライン』
- 国際協力事業団（2002e）『重点課題別支援委員会（開発とジェンダー）バングラデシュ国
 現地調査報告書』
- 国際開発高等教育機構（2001）『PCM：開発援助のためのプロジェクト・サイクル・マネジ
 メント—参加型計画編—』
- 国際協力事業団編（2000）『特定テーマ評価調査（南西アジア WID/ジェンダー）報告書』
- 国際開発事業団（1999）『貧困削減ガイドライン策定のための基礎調査報告書』
- 国際協力事業団（1998）『ネパール国西部山間部総合流域管理計画調査ファイナル・レポー
 ト第 1 部調査編』
- キャロライン・モーザ著、久保田賢一・久保田真弓訳（1996）『ジェンダー・開発・NGO』
 新評論
- スウェーデン統計局（1996）『女性と男性の統計論—変革の道具としてのジェンダー統計—』
- 田口晶子（1993）「生活用水とジェンダー」（開発とジェンダー研究会編『開発プロジェク
 トにおけるジェンダー分析：分析手法の検討とタイにおけるケース・スタディー』外務
 省委託／FASID、代表原ひろ子）
- 国際協力事業団ホームページ「草の根技術協力事業ってなに？」
 (<http://www.jica.go.jp/partner/what.html> 閲覧:03/08/22)

参考文献

- 国際協力事業団（2002）『人造り協力事業経験体系化研究－高等教育分野－ 報告書』
- 国際協力事業団（2002）『人造り協力事業経験体系化研究－母子保健分野－ 報告書』
- 国際協力事業団（2002）『農村生活改善協力のあり方に関する研究』 検討会報告書
田中由美子、大沢真理、伊藤るり編著（2002）『開発とジェンダー～エンパワーメントの
国際協力～』 国際協力出版会
- 国際協力事業団（2001）『ジェンダー主流化・WID 協力事業体系化調査報告書』
- 神奈川国際水産研究センター（2000）『漁村開発とジェンダー：「漁村における女性指導者
養成セミナー」企画検討会講義記録』
- 国際協力事業団（2000）『女性の経済的エンパワーメントに係る特別案件調査報告書』
- 国際協力事業団（2000）『ジェンダーの平等・女性のエンパワーメントガイドライン策定に
向けた基礎研究』
- 勝間靖（1999）「国連開発援助枠組みにおける人権の主流化～『発展の権利』とユニセフの
開発実践」 日本国際政治学会 1999 年度研究大会部会 C - IV 発表論文、木更津市 1999 年
5 月 14－16 日
- 国際協力事業団（1999）『農林業協力のための WID／ジェンダーハンドブック』
- 国際協力事業団（1999）『農林業分野の WID 事例集』
- 国際協力事業団（1998）『JICA プライマリヘルスケア（PHC）の手引き：健やかな地域社
会を目指して』
- 国際協力事業団（1998）『農村生活改善のための女性に配慮した普及活動検討事業：エンパ
ワーメントを重視した農業・農村開発の新しい進め方』
- 国際協力事業団（1998）『WID（開発と女性）セミナーエンパワーメントを重視した新しい
農村開発：開発援助が農村住民の自発性を高め持続的な発展につながるためのジェンダ
ー配慮のアプローチ』
- 国際協力事業団（1997）『地域展開型協力案件の計画段階における社会・ジェンダー調査の
導入にかかる基礎研究報告書』
- 国際協力事業団（1997）『農村生活改善のための女性に配慮した組織化支援検討事業報告書』
- 国際協力事業団（1996）『プロジェクト技術方式技術協力における WID 配慮実施の現状と
課題調査報告書』
- 国際協力事業団（1996）『農村生活改善のための女性の技術向上検討事業(フェーズⅡ)
第 2 年次報告書 (モニタリング・評価方法の検討)』
- 国際協力事業団（1995）『開発調査 (事前調査) における社会・WID 配慮団員のための手
引き書』
- 国際協力事業団（1995）『農村生活改善のための女性の技術向上検討事業(フェーズⅡ)
第 1 年次報告書 (モニタリング・評価方法の検討)』

- 国際協力事業団（1994）『農村生活改善のための女性の技術向上検討事業 第3年次報告書（今後のあり方）』
- 国際協力事業団（1994）『社会林業におけるジェンダーの視点 調査研究報告書』
- 国際協力事業団（1994）『社会林業におけるジェンダーの視点 事例集』
- 国際協力事業団（1993）『WID 配慮における社会／ジェンダー分析手法調査』
- 国際協力事業団（1993）『W I D 配慮の手引書』
- 国際協力事業団（1993）『農村生活改善のための女性の技術向上検討事業 第2年次報告書（アジア・アフリカ・ラテンアメリカ）』
- 国際協力事業団（1993）『農村生活改善のための女性の技術向上検討事業 第2年次報告書（当分野の JICA 支援と国際動向のレビュー）』
- 海外経済協力基金（1991）『「開発と女性」(WID)配慮のための OECF 指針』
- 国際協力事業団（1991）『分野別（開発と女性）援助研究会報告書』
- Canadian International Development Agency (CIDA), のホームページ「Guide to Gender Sensitive Indicators (1996)」
www.2.ids.ac.uk/genie/search/gender_summary2.cfm?nn=778 閲覧：03/07/22)
- Development Assistance Committee, Working Party on Gender Equality (OECD) (2002) “Gender Equality Tipsheets”
- Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)のホームページ「SD dimensions: Gender Sensitive Indicators: A Key Tool for Gender Mainstreaming」
http://www.fao.org/sd/2001/PE0602a_en.htm 閲覧：03/01/24)
- Japan Bank for International Cooperation (1999) “Handbook on Social Dimensions”
- The World Bank (2002) “Integrating Gender into the World Bank’s Work: A Strategy for Action”
- Tony Beck, Commonwealth Secretariat (1999) “Using Gender-Sensitive Indicators A Reference Manual for Governments and Other Stakeholders”
- United Nations Children’s Fund (UNICEF) (2001) “2000 Afghanistan Multiple Indicator Cluster Survey (MICS2) Vol.1 Situation Analysis of Children and Women in the East of Afghanistan”

卷末資料

資料1：ジェンダー関連出版物リスト

(2003.8現在)

No.	タイトル	発行年月日	担当部署・登録番号
1	課題別指針「ジェンダー主流化・WID」	200211	
2	重点課題別支援委員会（開発とジェンダー） バングラデシュ国現地調査報告	200203	企環JR02-9
3	「農村生活改善協力のあり方に関する研究」検討会報告書 （第1～3冊）	200203	農調計JR02-25～27
4	「農村生活改善協力のあり方に関する研究」検討会報告書 （第1冊分英語版）	200203	農調計JR02-28
5	ジェンダー主流化・WID協力事業体系化調査報告書	200109	企環JR01-27
6	漁村開発とジェンダー：「漁村における女性指導者養成セミナー」 企画検討会講義記録	200012	神奈川県国際水産研修センター
7	特定テーマ評価調査（南西アジアWID／ジェンダー）報告書	200012	企評JR00-75
8	女性の経済的エンパワメントに係る特別案件調査報告書	200003	東京国際研修センター
9	ジェンダーの平等・女性のエンパワメントガイドライン策定に向けた 基礎研究	200003	国総研JR99-71
10	農林業協力のためのWID／ジェンダーハンドブック	199903	農調計JR99-42
11	農林業分野のWID事例集	199903	農調計JR99-24
12	農村生活改善のための女性に配慮した普及活動検討事業：エンパワメント を重視した農業・農村開発の新しい進め方	199803	農調計JR93-29
13	WID（開発と女性）セミナーエンパワメントを重視した新しい農村開 発：開発援助が農村住民の自発性を高め持続的な発展につながるための ジェンダー配慮のアプローチ	199803	農調計JR98-51
14	地域展開型協力案件の計画段階における社会・ジェンダー調査の導入に かかる基礎研究報告書	199709	環境JR97-7
15	農村生活改善のための女性に配慮した組織化支援検討事業報告書	199703	農調計JR97-14
16	プロジェクト技術方式技術協力におけるWID配慮実施の現状と課題調査 報告書	199612	企画部JR96-15
17	農村生活改善のための女性の技術向上検討事業（フェーズII）第2年次 報告書（モニタリング・評価方法の検討）	199603	農調計JR96-15
18	開発調査（事前調査）における社会・WID配慮団員のための手引き書	199512	企画JR95
19	農村生活改善のための女性の技術向上検討事業（フェーズII）第1年次 報告書（農村実態調査手法のレビュー）	199503	農調計JR95-22
20	農村生活改善のための女性の技術向上検討事業第3年次報告書（今後の あり方）	199403	農調計JR94-9
21	社会林業におけるジェンダーの視点 調査研究報告書	199403	総研JR94-28
22	社会林業におけるジェンダーの視点 事例集	199403	総研JR94-29
23	WID配慮における社会／ジェンダー分析手法調査*	199312	総研JR94-30
24	WID配慮の手引き書	199304	企画JR93-01
25	農村生活改善のための女性の技術向上検討事業第2年次報告書（アジア・ アフリカ・ラテンアメリカ）	199303	農調計JR93-29
26	農村生活改善のための女性の技術向上検討事業報告書（当分野のJICA支 援と国際動向のレビュー）	199203	農計画JR92-33
27	分野別（開発と女性）援助研究会報告書	199102	総研JR91-07

※非公開の資料を除く

資料 2 : 要望調査新規案件検討のサンプルフォーム

2-1 要請案件調査票 技術協力プロジェクト 開発調査 無償資金協力

要請案件調査票 (フォローアップ協力を除く)

新規継続区分 新規 継続

国名 _____

援助重点分野 _____

開発課題 _____

協力プログラム _____

(プログラム番号) _____

投入形態 技術協力プロジェクト (事前評価調査 有 無→無の場合で、専門家派遣を 16 年度内に予定する場合は付属資料 1 を記入のこと)

- 技術協力個別案件 (機材) ボランティア
- 技術協力個別案件 (専門家) 開発調査
- 技術協力個別案件 (研修) 無償資金協力

案件名 (和) _____

(英) _____

(外) _____

相手国機関名 (和) _____

(外) _____

背景

(協力を必要とする問題の現状、右問題に対する先方政府の取り組み状況、国家政策・開発計画との関係等について言及する)

ジェンダーの視点から見た状況等、ジェンダー情報を取り入れる。 ←

追加提案箇所

我が国援助方針との整合性

(要請案件が属するプログラムの内容を説明した上で、同プログラム戦略、目標と当該案件との整合性について言及する)

案件概要 在外主導型案件 (在外主導で実施したい案件をマーク)

1) 上位目標

資料 2 : 要望調査新規案件検討のサンプルフォーム

2-1 要請案件調査票 技術協力プロジェクト 開発調査 無償資金協力

2) 案件の目標

3) 成果

4) 活動

5) 投入

日本側投入

相手国側投入

6) 外部条件

協力期間

年 月 ~ 年 月

協力額概算

百万円 (内 16 年度実施分 ;)

実施体制

関連する援助活動

1) 我が国の援助活動
(有償資金協力等との連携について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)

2) 他ドナー等の援助活動

資料 2 : 要望調査新規案件検討のサンプルフォーム

2-1 要請案件調査票 技術協力プロジェクト 開発調査 無償資金協力

ミレニアム開発目標との関連 (3つまでポップアップで入力可能)

		「ミレニアム開発目標」 および「重要開発課題」 は付 5~7 参照。
我が国重要開発課題との関連 (3つまでポップアップで入力可能)		
環境社会配慮の必要性 (3つまでポップアップで入力可能)		

類似案件からのフィードバック

(類似案件等の評価結果や、それを当該案件へどのようにフィードバックしたのかについて言及する)

	ここがポイント
--	---------

裨益者グループの種類と規模 (人数・人口) (可能な範囲で男女別に記載)

技術移転の直接の対象者 (C/P、訓練生等)、プロジェクトの恩恵を直接受けるグループ (地域住民、学生等)、上位目標が達成された場合に裨益するグループにつき、その人数・人口を可能な範囲で男女別に記載する。

治安状況

追加提案箇所

--

その他 本邦 NGO 等民間との連携を希望 (民間に一括委託するのが望ましい案件をマーク)

--

優先順位 (先方政府順位) A B C (我が方順位) A B C

在外コメント

--

ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals)	
目標とターゲット	指標
目標1： 極度の貧困と飢餓の撲滅	
ターゲット1 2015年までに1日1ドル未満で生活する人口比率を半減させる。	1. 1日1ドル未満で生活する人口の割合（購買力平価値） 2. 貧困格差の比率（発生頻度 x 貧困度） 3. 国内消費全体において最も貧しい下位5分の1の人々が占める割合
ターゲット2 2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を半減させる。	4. 5歳未満の低体重児の割合 5. 栄養摂取量が必要最低限のレベル未満の人口の割合
目標2： 普遍的初等教育の達成	
ターゲット3 2015年までに、全ての子供が男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする。	6. 初等教育の就学率 7. 1年生から5年生までの課程を修了する児童の割合 8. 15～24歳の識字率
目標3： ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上	
ターゲット4 初等・中等教育における男女格差の解消を2005年までには達成し、2015年までに全ての教育レベルにおける男女格差を解消する。	9. 初等・中等・高等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率 10. 15～24歳の男性識字率に対する女性識字率 11. 非農業部門における女性賃金労働者の割合 12. 国会における女性議員の割合
目標4： 幼児死亡率の削減	
ターゲット5 2015年までに5歳未満児の死亡率を3分2減少させる。	13. 5歳未満児の死亡率 14. 乳幼児死亡率 15. はしかの予防接種を受けた1歳児の割合
目標5： 妊産婦の健康の改善	
ターゲット6 2015年までに妊産婦の死亡率を4分の3減少させる。	16. 妊産婦死亡率 17. 医療従事者の立ち会いによる出産の割合
目標6： HIV/エイズ、マラリア、その他の疫病の蔓延防止	
ターゲット7 HIV/エイズの蔓延を2015年までに阻止し、その後減少させる。	18. 15～24歳の妊婦のHIV感染率 19. 避妊具普及率 20. HIV/エイズにより孤児となった子供の数
ターゲット8 マラリア及びその他の主要な疫病の発生を2015年までに阻止し、その後発生率を下げる。	21. マラリア感染率及びマラリアによる死亡率 22. マラリアに感染しやすい地域において、有効なマラリア予防及び治療処置を受けている人々の割合 23. 結核の感染率及び結核による死亡率 24. 結核と診断された患者のうち、DOTS（短期化学療法を用いた直接監視下治療）によって完治された結核患者の割合
目標7： 環境の持続可能性の確保※	
ターゲット9 持続可能な開発の原則を各国の政策や戦略に反映させ、環境資源の喪失を阻止し、回復を図る。	25. 国土面積に対する森林面積の割合 26. 生物多様性の維持を目的とした保護区域の面積 27. エネルギー消費量一人当たりのGDP（エネルギー効率を測定する代用指標として） 28. 二酸化炭素排出量（一人当たり） （及び、地球規模の大気汚染に関する二つの数値：オゾン層減少量及び温室効果ガスの累積量）

資料2：要望調査新規案件検討のサンプルフォーム

〔参考資料〕ミレニアム開発目標

<p>ターゲット10 2015年までに、安全な飲料水を継続的に利用できない人々の割合を半減する。</p>	<p>29. 浄化された水源を継続して利用できる人口の割合</p>
<p>ターゲット11 2020年までに、最低1億人のスラム居住者の生活を大幅に改善する。</p>	<p>30. 適切な衛生施設を利用できる人々の割合 31. 安定した職に就いている人々の割合 (上記の指標のうちいくつかの指標については、都市と地方に区分することによって、スラム居住者の生活改善度をモニターする上で適切である可能性がある。)</p>
<p>目標8： 開発のためのグローバル・パートナーシップの推進※</p>	
<p>ターゲット12 開放的で、ルールに基づいた、予測可能でかつ差別のない貿易及び金融システムの更なる構築を推進する。 (グッド・ガバナンス《良い統治》、開発及び貧困削減に対する国内及び国際的な公約を含む。)</p> <p>ターゲット13 最貧国の特別なニーズに取り組む。 (①最貧国からの輸入品に対する無関税・無枠、②重債務貧困諸国に対する債務救済及び二国間債務の帳消しのための拡大プログラム、③貧困削減に取り組む諸国に対するより寛大なODAの提供を含む)</p> <p>ターゲット14 内陸国及び小島嶼開発途上国の特別なニーズに取り組む。 (バルバドス・プログラム及び第22回国連総会の規定に基づき)</p> <p>ターゲット15 国内及び国際的な措置を通じて、開発途上国の債務問題に包括的に取り組み、債務を長期的に持続可能なものとする。</p>	<p>最貧困国、アフリカ、内陸国、及び小島嶼開発途上国に関しては、以下に列挙された指標のいくつかを使って別途モニターされる。</p> <p><u>政府開発援助</u></p> <p>32. DACドナー諸国のODA純額の対DNI比（世界ODAの0.7%目標、最貧国向け0.15%目標）</p> <p>33. 基礎的社会サービスに対するODAの割合（基礎教育、基礎医療、栄養、安全な飲料水及び公衆衛生）</p> <p>34. アンタイド化されたODAの割合</p> <p>35. 小島嶼開発途上国における環境に対するODAの割合</p> <p>36. 内陸国における運輸部門に対するODAの割合</p> <p><u>市場アクセス</u></p> <p>37. 無税・無枠の輸出割合（武器を除く価値ベース）</p> <p>38. 農産物、繊維及び衣料品に対する平均関税及び数量割り当て</p> <p>39. OECD諸国における国内農業補助金及び輸出農業補助金額</p> <p>40. 貿易力育成支援のためのODAの割合</p> <p><u>債務の持続可能性</u></p> <p>41. 重債務貧困諸国において帳消しにされた公的二国間債務の割合</p> <p>42. 商品及びサービスの輸出額に対する債務返済額の割合</p> <p>43. 債務救済として供与されたODAの割合</p> <p>44. 重債務貧困諸国の決定時点及び完了時点に到達した国数</p>
<p>ターゲット16 開発途上国と協力し、適切で生産性のある仕事を若者に提供するための戦略を策定・実施する。</p>	<p>45. 15～24歳の失業率</p>
<p>ターゲット17 製薬会社と協力し、開発途上国において、人々が安価で必須医薬品を入手・利用できるようにする。</p>	<p>46. 安価で必須医薬品を継続的に入手できる人々の割合</p>
<p>ターゲット18 民間セクターと協力し、特に情報・通信分野の新技术による利益が得られるようにする。</p>	<p>47. 1,000人当たりの電話回線数 48. 1,000人当たりのパソコン数</p> <p>その他の指標は追って決定される予定である。</p>

※目標7及び8の指標の選定についてはさらに調整される予定。

仮訳：UNDP東京事務所

資料2：要望調査新規案件検討のサンプルフォーム
 【参考資料】重要開発課題

重要開発課題

	重要開発課題の分類	説明
1	教育	初等教育、識字・計算訓練、基礎的生活技能教育、就学前教育、幼児教育、中等教育、第二段階の組織的教育、高等教育、大学・効果学校における学位プログラム、スカラシップ、職業指導、監督者訓練、職業訓練、船員教育、教育行政、教育制度、人造り、視聴覚教育
2	保健医療・人口	感染症に関する保健・医療・衛生行政、薬品・内服薬・ワクチン供給、抑制・免疫・予防医学、病院・診療所薬局及び関係医療機器、HIV/AIDS 対策、母子保健及び人口・家族計画に関する保健・医療・衛生行政、避妊具供給、地方保健に両制度整備、熱帯病対策、臨床医学全般、プライマリー・ヘルス・ケア、保健教育、準医療・看護、薬学全般
3	水資源	水資源開発計画、地下水開発、水資源開発ダム、浄水池、貯水池、上水道、給水、安全な水確保、治山、治水、地震対策、火山
4	ガバナンス	民主化支援、選挙支援、経済構造調整支援、地方自治体支援、地方政府行政能力向上・人材育成、警察行政支援、消防行政、地方分権化支援、法制度整備支援、家計調査
5	平和構築	人道緊急援助、復興・開発支援、紛争予防/再発予防
6	社会保障	障害者支援、社会福祉行政、社会保障、老人福祉、児童福祉、身体障害者福祉、更生保護事業、医療保険、労働行政、雇用問題、労使問題、労使関係、労働組合、失業対策、婦人青少年問題、雇用保険、労働市場現状分析
7	運輸交通	道路・橋梁・鉄道建設、保守全般、都市交通、道路防災
8	情報通信技術	電気通信行政、電気通事業、電気・通信施設技術、通信網、通信線路、衛星通信、電信、テレックス等、電信機械技術、電気工学、通信工学、電信高層、無線工学、電子工学、電話、電話網、電話交換、搬送通信電報、海底通信、国際電話事業全般、放送行政、放送事業、番組編成、企画、教育番組等、国際放送、放送技術、放送施設技術
9	エネルギー・鉱業	電力行政、エネルギー開発計画、発・変電所、送電、配電設計等、電力事業、発電、在来エネルギー全般、ガス・石油、石炭の探査、採掘及び利用、木炭、練炭、省エネルギーに関する行政、エネルギー利用、鉱業行政、地質調査、鉱山災害、鉱山保守・衛生、地球物理・化学、鉱物学、鉱床、選鉱、鉱石処理、採掘、土石等の採取
10	経済政策	市場経済化支援、マクロ経済
11	民間セクター開発	企業振興のための法・制度整備ならびに企業の財務体質強化、技術水準向上、経営能力向上、市場情報拡充のための協力。中小零細企業開発・支援・育成・標準化、生産性向上、観光開発、貿易関連キャパシティビルディング
12	農業開発／農村開発	農林水産業関連法制度の整備、農作物加工、食糧増産・生産性向上に係る研究、動植物検疫、土地利用、土壤保全・改良、灌漑配水施設や漁港等の精算インフラ整備、ポスト・ハーベスト改善、流通改善・市場整備、農漁業技術普及、農林水産資源の評価・管理、農産物の品質向上、農村開発、農村生活改善、村落金融
13	自然環境保全	珊瑚礁保全、野生動物保護、森林火災、森林保全、植林、持続可能なマングローブ林管理、生物多様性保全、自然資源管理、砂漠化防止
14	水産開発	水産行政、水産開発計画、水産経済、漁場開発・漁業制限、漁業協同組合、水産物市場、水産物貯蔵、水産物理学、水産化学、水産生物、水産資源、洋食、貝類等、漁港建設技術、漁船設備・無線、漁労器具・機械等、漁具漁法、製塩、乾燥品、くん製品、塩蔵品、水産醜醜品、加工海藻類、肥料作成技術・製品、工芸品、真珠、べっ甲等
15	ジェンダー主流化／WID	女性の参加を重視する案件、女性を開発の担い手及び受益者として重視する案件。男女双方の参加を重視する案件、男女格差の是正を目指す案件。
16	都市開発・地域開発	都市環境改善、都市開発計画
17	貧困削減	貧困削減は特定のセクターを意味するものではなく、全てのセクターに関連する課題である。貧困及び貧困案件の定義は確立していないが、現時点では以下の協力内容及びアプローチを組み合わせる案件が貧困関連案件の目安となる。 協力内容：貧困層を直接又は最終的なターゲットとした（１）所得向上、（２）栄養摂取・安全な水・保健医療サービスへのアクセスなど健康・衛生の向上。（３）基礎的な教育を受けられること、（４）紛争や犯罪などからの安全の確保、（５）政治・社会などにおける意思決定過程への貧困層の参加、（６）外的ショック（災害・経済危機等）への対応等に対する支援 アプローチ：（１）政策・制度支援、（２）政府の人材育成・組織強化、（３）貧困層を含む住民の能力向上（エンパワメント） 注）貧困削減戦略ペーパー（PRSP）及び貧困削減戦略の作成・実施の支援もアプローチに含まれる。
18	公害対策	大気汚染対策、水質汚濁対策、環境行政、下水道、浄水処理場、廃棄物処理
19	円借款連携	リハビリ無償、他

APPLICATION FORM FOR JAPAN'S TECHNICAL COOPERATION

1. **Date of Entry:** Day _____ Month _____ Year _____
2. **Applicant:** The Government of _____
3. **Project Title:** _____
4. **Implementing Agency:** _____
Address: _____
Contact Person: _____
Tel. No.: _____ Fax No. _____
E-Mail: _____

5. **Background of the Project**

(Current conditions of the sector, Government's development policy for the sector, issues and problems to be solved, existing development activities in the sector, etc. Include any relevant information and analysis of the said sector from a gender perspective.)

追加提案箇所

6. **Outline of the Project**

(1) Overall Goal

(Development effect expected as a result of achievement of the "Project Purpose" in several years after the end of the project period)

(2) Project Purpose

(Objective expected to be achieved by the end of the project period. Elaborate with quantitative indicators if possible)

(3) Outputs

(Objectives to be realized by the "Project Activities" in order to achieve the "Project Purpose")

(4) Project Activities

(Specific actions intended to produce each "Output" of the project by effective use of the "Input")

(5) Input from the Recipient Government
(Counterpart personnel (identify the name and position of the Project manager), support staff, office space, running expenses, vehicles, equipment, etc.)

(6) Input from the Japanese Government
(Number and qualification of Japanese experts, training (in Japan and in-country) courses, seminars and workshops, equipment, etc.)

7. Implementation Schedule

Month _____ Year _____ ~ Month _____ Year _____

8. Implementing Agency

(Budget, staffing, etc.)

9. Related Activities

(Activities in the sector by the recipient government, other donors and NGOs)

10. Beneficiaries

(Population for which positive changes are intended directly and indirectly by implementing the project and gender disaggregated data, if available)

ここがポイント

11. Security Conditions

12. Others

APPLICATION FORM FOR JAPAN'S DEVELOPMENT STUDY PROGRAM

Date of entry: month _____ year _____

Applicant: the Government of _____

1. Project digest

(1) Project Title: _____

*Enter the project title in English (Spanish or French).

(2) Location (province/county name): _____

(city/town/village name): _____

from the metropolis : about _____ hours' ride/flight

(3) Implementing Agency

Name of the Agency: _____

*Enter the name of the implementing agency including such details as the name of the bureau or department.

Number of Staff of the Agency: _____

(on a category basis)

Budget allocated to the Agency : _____

*Attach an organizational chart, and mark the department responsible for the study.

(4) Justification of the Project

*Provide detailed information of the project regarding the items below.

*Include any relevant information and analysis of the said sector from a gender perspective.

-Present conditions of the sector:

追加提案箇所

-Sectoral development policy of the national/local government:

-Problems to be solved in the sector:

-Outline of the Project:

-Purpose (short-term objective) of the Project:

-Goal (long-term objective) of the Project:

-Prospective beneficiaries:

(Population for which positive change are intended directly and indirectly by implementing the project, and gender disaggregated data, if available)

ここがポイント

-the Project's priority in the National Development Plan / Public Investment Program:

(5) Desirable or Scheduled time of the commencement of the Project:

month _____ year _____

(6) Expected funding source and/or assistance (including external origin) for the Project:

*Describe the concrete policies for the realization of the project, and enter the prospects for realization and funding sources.

(7) Other relevant Projects, if any.

2. Terms of Reference of the proposed Study

*Please fill in (1) and (2) below, paying particular attention to the following items.

- In the case that a study was conducted in the same field in the past, describe the grounds for requesting this study, the present status of the previous project, and the situation regarding the technology transfer.
- Whether there are existing studies regarding this requested study or not.
- Coordination with other economic and technical cooperation from Japan

(1) Necessity/Justification of the Study:

(2) Necessity/Justification of the Japanese Technical Cooperation:

(3) Objectives of the Study:

- *Describe the objectives of the study in detail. Also, indicate who will benefit from the study in as much detail as possible, including gender disaggregated data and describe the beneficial effect in terms of quantity. Enter in a concise manner the goal expected to be achieved in the future by conducting the study.
- *When the requested study is the only input scheme there is in the cooperation program, enter the same sentences given in the "Objective of the Cooperation Program" in the summary sheet. When more than one scheme is requested including this one, describe clearly the role of the requested study.

(4) Area to be covered by the Study:

- *Enter the name of the target area for the study and attach a rough map to the documents submitted. The attached map should be at a scale that clearly shows the project site. Mark the site in red.

資料 2 : 要望調査新規案件検討のサンプルフォーム

2-3 要請書 (英文) 開発調査

(5) Scope of the Study:

*Enter in a concise manner using an itemized statement.

(6) Study Schedule:

*Enter the time/period of the study.

(7) Expected Major Outputs of the Study:

(8) Possibility to be implemented / Expected funding resources:

(9) Request of the Study to other donor agencies, if any:

*Please pay particular attention to the following items:

- Whether you have requested the same study to other donors or not.
- Whether any other donor has already started a similar study in the target area or not.
- Presence/absence of cooperation results or plans by third-countries or international agencies for similar projects.
- In the case that a study was conducted in the same field in the past, describe the grounds for requesting this study, the present status of the previous project, and the situation regarding the technology transfer.
- Whether there are existing studies regarding this requested study or not. (Enter the time/period, content and concerned agencies of the existing studies.)

(10) Other relevant information

*Enter relevant information other than that described above, if any.

3. Facilities and information for the Study

(1) Assignment of counterpart personnel of the implementing agency for the Study:

(number, academic background, etc.)

(2) Available data, information, documents, maps, etc. related to the Study:

(Please attach the list.)

(3) Information on the security conditions in the Study Area:

4. Global Issues (Environment, Gender, Poverty, etc.)

(1) Environmental components (such as pollution control, water supply, sewage, environmental management, forestry, biodiversity) of the Project, if any.

ここがポイント

(2) Anticipated environmental impacts (both natural and social) by the Project, if any.

(3) **Women as main beneficiaries or not.**

ここがポイント

(4) **Project components which require special considerations for women (such as gender difference, women specific role, women's participation), if any.**

(5) **Anticipated impacts on women caused by the Project, if any.**

(6) Poverty alleviation components of the Project, if any.

(7) Any constraints against the low-income people caused by the Project.

5. Undertakings of the Government of (the recipient country)

In order to facilitate the smooth and efficient conduct of the Study, the Government of (the recipient country) shall take necessary measures:

- (1) to secure the safety of the Study Team,
- (2) to permit the members of the Study Team to enter, leave and sojourn in (the recipient country) in connection with their assignment therein, and exempt them from foreign registration requirements and consular fees,
- (3) to exempt the Study Team from taxes, duties and any other charges on equipment, machinery and other materials brought into and out of (the recipient country) for the conduct of the Study,
- (4) to exempt the Study Team from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the implementation of the Study,

- (5) to provide necessary facilities to the Study Team for remittance as well as utilization of the funds introduced in (the recipient country) from Japan in connection with the implementation of the Study,
 - (6) to secure permission for entry into private properties or restricted areas for the conduct of the Study,
 - (7) to secure permission for the Study Team to take all data, documents and necessary materials related to the Study out of (the recipient country) to Japan, and,
 - (8) to provide medical services as needed. Its expenses will be chargeable to members of the Study Team.
6. The Government of (the recipient country) shall bear claims, if any arise against member(s) of the Japanese Study Team resulting from, occurring in the course of or otherwise connected with the discharge of their duties in the implementation of the Study, except when such claims arise from gross negligence or willful misconduct on the part of the member of the Study Team.
7. (The implementing Agency) shall act as counterpart agency to the Japanese Study Team and also as coordinating body in relation with other governmental and non-governmental organizations concerned for the smooth implementation of the Study.
8. (The implementing Agency) will, as the executing agency of the project, take responsibilities that may arise from the products of the Study.

*In the case that Detail Design Study is requested.

The Government of (the recipient country) assures that the matters referred to in this form will be ensured for the smooth conduct of the Development Study by the Japanese Study Team.

Signed: _____

Title: _____

On behalf of the Government of _____

Date: _____

Application Form for Japan's General and Fisheries

1. Date

2. Project Title, Program Title, Sector/Sub-sector

3. Background of the request

(1) Relations between the project/program and the national development plan

(Name of the national development plan and the position of the proposed sector in the plan)

(2) Relations between the project/program and the sector development plan

(Name of the sector development plan and the position of the proposed project/program/sub-sector in the plan)

追加提案箇所

(3) Current situation of the proposed sector. Include any relevant information and analysis of the said sector from a gender perspective.

4. Objectives of the project/program, including the importance, necessity, and urgency of the project/program in the light of the current situation of the proposed sector

5. Outline of the project/program

(1) Outline of requested facilities or/and equipment

(2) Rough request amount. Circle one: "less than US\$5,000,000", or "between US\$5,000,000 and US\$10,000,000", or "over US\$10,000"

(3) Benefits/beneficiaries and expected results of the project/program

(4) Location (Attach maps if available)

(5) Requested schedule of implementation, and its reason

6. Name of Implementing agency

7. Relation with other assistance schemes of Japan's ODA

(1) Development study

(2) Technical cooperation (expert, training, equipment)

8. Environmental and social impact assessment upon the implementation of the project/program

(1) Necessity of land expropriation and resettlement

(2) Necessity of environmental impact assessment

(3) Necessity of gender considerations

9. Request amount of the project

ここがポイント

10. The detailed contents of the project

(1) Facility

- 1) Site address
- 2) Rationale for the selected sites (Please specify the priority of the candidate sites)
- 3) The number and the size of the facility
- 4) Cost of construction (Cost breakdown)
- 5) Lay out plan (if available)
- 6) Specification of construction materials (if any)

(2) Equipment

- 1) Site address to be installed
- 2) Function
- 3) Names of main equipment
- 4) Cost of purchase (Cost breakdown)
- 5) Specifications, the numbers, and unit prices (if available)
- 6) Invoice (if available)

(3) How to operate and maintain the facility/equipment, including the staff and technical level of the responsible organization

(4) Preparation and environment of site

- 1) Land secured or to be secured
- 2) Leveling, drainage, availability of electricity, water, and telephone
- 3) Natural condition
- 4) Security condition

11. Aid by third countries or international organizations in the related field

(END)

青年海外協力隊 要請書(1枚目)

Page 1/3

JAPAN OVERSEAS COOPERATION VOLUNTEERS (JOCV)

REQUEST FOR JAPANESE VOLUNTEER

Please complete a separate form for each volunteer requested, and return to JOCV Resident Representative in the country. (Please type or write in block letters.)

A. GENERAL INFORMATION

1. Name, address and telephone number of the Institute or Agency which requests the Volunteer:

2. Function and major activities of the Institute or Agency:

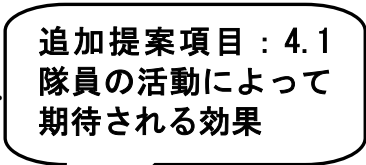
(Preferably with an organizational structure chart)

3. Annual budget of the Institute or Agency:

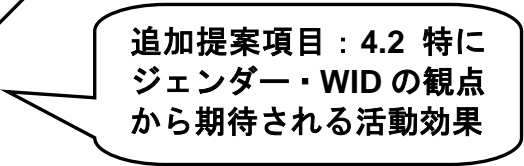
4. Ministry/Department under which the requesting Institute or Agency is administered:

B. JOB DESCRIPTION OF THE VOLUNTEER

1. Reasons for the request for the Volunteer:

2.  teer:

3. Activity/ work to be requested to perform by the Volunteer:



(For the Ministry concerned of external technical cooperation)

事業事前評価表 記載要領

1. 全般的記載要領

- (1) 一般向けの公開も行うので、わかりやすい用語を使用する。
- (2) 可能な限り、定量的な目標値を記載する。
- (3) 重要な目標値や背景となる数量については、可能な限り表やグラフを用いる。
- (4) 簡潔な表現を心がけ、最大でも4ページまでにまとめる。

2. 記載項目と書式

案件名: プロジェクト名称(和文)を記載	
対象国: 国名を記載	実施地域: 地方の場合は首都からの距離を()内に記載
実施予定期間:	
1. プロジェクト要請の背景 協力対象国が日本に協力を要請してきた理由、背景を簡潔に記載する。プロ・ドクでは、「プロジェクト実施の背景」と「対象開発課題とその現状」が同項の内容に対応。なお、「対象開発課題とその現状」では、可能な限り表とデータを駆使する。	
2. 相手国実施機関	
3. プロジェクトの概要および達成目標（可能な限り具体的数字で説明） (1) 達成目標 1) プロジェクト終了時の達成目標 プロジェクトの終了時に実現すべき状態を記載する。プロジェクト目標および同指標をわかりやすく記載する(特に数量の記載が必要な項目)。プロ・ドクのプロジェクトの基本計画の章のプロジェクト目標と対応。 <u>特に定量的な指標は男女別に記載。</u>	
2) 協力終了数年後に達成が期待される目標 プロジェクト終了数年後に実現が期待される状態を記載する。上位目標および同指標をわかりやすく記載する。プロ・ドクのプロジェクトの基本計画の章の上位目標と対応。 <u>特に定量的な指標は男女別に記載する。</u>	

追加提案箇所

追加提案箇所

(2) 成果・活動

プロジェクトの主要な活動、および直接的な成果を記載する。

PDM の活動、成果のうち主要なものを記載。

冒頭に「上記の目標を達成するために以下のような成果を目指した活動を行う」等と記載する。

特に定量的に計れる成果については男女別に記載する。

プロ・ドクプロジェクトの基本計画の章の成果・活動と対応。

ジェンダー関連の活動は別途記載する。

追加提案箇所

(3) 投入（インプット）

プロジェクトに必要な投入を記載する。日本側、相手国側に分けて記載し、日本側総費用も「約●. ●億円」と記載する。なお、総費用の算出にあたっては「プロジェクト方式技術協力等に係るプロジェクト・コストの公表について（平成10年10月1日付企第9-253号）」による。

専門家：男女別の投入計画を記載する。

研修員：男女別のC/P、研修計画を記載する。

現地スタッフの備上等：男女別の投入計画を記載する。

供与機材：使用者（ターゲット、裨益者等）を男女別に記載する。

追加提案箇所

(4) 実施体制

相手国側の実施体制を上位機関の役割も含めて記載する。（実施機関の担当者、C/Pを男女別に記載する。また、日本側実施機関の担当者、本邦国内委員も同じく男女別に記載する。）

プロ・ドクプロジェクトの基本計画の章の投入と対応。

4. 評価結果（実施決定理由）

評価5項目の視点で実施の必要性・妥当性を総合的に分析した結果を記載する。

記載方法は以下の3つが考えられる。(1) 評価5項目を全て記載、(2) 5項目のうち主要なものを記載、(3) 項目分けをせずに総合的に記載。なお、説明においては、具体的数字、表を駆使することが求められる。

いずれの場合も、JICA が上記3のプロジェクト概要に記載した内容で協力を実施することが妥当かつ必要と判断した理由を平易に記載する(5項目毎に記載する場合も冒頭に「以下の視点からプロジェクトを評価した結果、協力を行うことは必要かつ妥当と判断される」等と記載する)。なお、プロ・ドクでは、プロジェクトの総合的実施妥当性がこの項に対応。

評価5項目に加え、「グローバル・イシュー項目（特にジェンダー）」評価を行い、当該項目の評価結果分析を行う。（特にインパクトと波及効果）

5. 外部要因リスク(外部条件)

活動レベルから上位目標のレベルまでの PDM 上の外部条件のうち主なものを記載する。必ずしも PDM の外部条件での書きぶり(満たされた状態)でなくてもよく、分かりやすく記載する。プロ・ドクプロジェクトの基本計画の章の外部条件の分析と対応。

6. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に使う指標

中間、終了時、事後評価の際に使用する指標、目標値を記載する。通常は、達成目標に記載した指標を箇条書きで記載する。

評価5項目に加え、すべての評価、調査において「グローバル・イシュー項目（特にジェンダー）」評価を行い、ジェンダー配慮に関する活動計画を組み込む。

(2) 評価スケジュール

今後の評価スケジュールを記載する。通常は以下のような記載とする。

「中間評価(****年**月頃)、終了時評価(****年**月頃)、事後評価(****年頃)を実施予定」

欄外: データ出所、用語解説等必要に応じて注釈を記載。

視点	確認項目
<p>計画の明確性</p> <p>* 計画は明確に立てられているか</p> <p>* プロドクを読むと「プロジェクトの現状」と「何をどこまでプロジェクトで実施するのか」が明確に分かるか</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>プロドクから「裨益者グループの種類と規模（人数・人口）」が明確に分かるか？ （技術移転の直接の対象者、プロジェクトから恩恵を直接受けるグループ、上位目標が達成された場合に裨益するグループの人数・人口が男女別に記載されているか）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ジェンダー・パラメータは考慮されているか？</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ジェンダーの視点からもインパクトを検討しているか？ 波及効果についてもジェンダーの視点から検討しているか？</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ジェンダーの視点からアプローチの検討を行っているか？</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>グローバル・イシュー（環境、ジェンダー、貧困削減等）の視点は組み込まれているか？</p> </div> <p>1) 計画の明確性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトの戦略および基本計画は明確かつ簡潔に記載されているか？ ・ 上位目標-プロジェクト目標-成果-活動の因果関係は明確に組み立てられているか？ ・ 上位目標-プロジェクト目標-成果-活動の因果関係のメカニズムはコスト、日本側相手国側のキャパシティ・資源からみて無理なく実施されるものか？ ・ プロジェクトの便益（技術・サービス等）が最終受益者に届く（普及する）メカニズムがあるのか？ ・ 「～モデル」「～システム」「～アプローチ」等の指す内容、レベルは具体的に説明されているか？ ・ 成果は活動の言い換えになっていないか？ ・ 設定された指標は上位目標、プロジェクト目標、各成果の内容と比較して過度に高く、低く設定されていないか？ ・ 同じ指標が異なるレベルで使用されていないか？ （PDMの記載内容の留意点） ・ 表現は分かりやすいか？曖昧でないか？ ・ 達成される「状態」で書かれているか。 ・ 一文中に複数の異なる内容／分野が含まれていないか？（因果関係が一文の中で表されていないか。例：技術を確立し、農民へ普及する、等） ・ 主語／主体、地域、対象者、内容、程度が明確に表されているか？文章で表されているか？ ・ 「～に資する」「～に貢献する」「～に寄与する」等の曖昧な表現が使用されていないか？ <p>2) 実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関の選定は妥当か？（案件内容と実施機関の整合性など「自立発展性」のチェック項目参照） ・ 実施地域の対象、規模は適切か？ ・ 求められる専門家は派遣可能か？ ・ モニタリング計画は作成されているか？ ・ プロジェクトで移転される技術レベルは適切か？ <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-left: 20px; margin-top: 10px;"> <p>ジェンダー別に表されているか？</p> </div> <p>3) 計画立案プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画は、関係者および裨益者の意見が十分に反映されているか？ ・ （関係者分析は十分に実施されたか？）→PCM手法の今後の位置付けにより記載方法を変更する。 ・ （問題分析は十分に実施されたか？）→PCM手法の今後の位置付けにより記載方法を変更する。 ・ （目的分析は十分に実施されたか？）→PCM手法の今後の位置付けにより記載方法を変更する。 ・ 外部条件／前提条件は十分に検証されたか？ ・ 前提条件は満たされる可能性が高いか？ ・ プロジェクトによるマイナスのインパクトは検討されたか？それへの対応策は？（活動に含む） ・ アプローチの選定は十分に検討されたか？目標に対して取られる協力形態は適切か？ ・ 他のドナー、相手国政府等による同地域・同セクターにおける類似事業はあるか？それらとの連携・デマケの方針は明確になっているか？ <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-left: 20px; margin-top: 10px;"> <p>ジェンダーの視点から技術の種類を選定が行われているか？ 女性のニーズにも配慮しているか？</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>同地域・同セクターにおけるジェンダーの視点からの取り組みについて、他のドナーや相手国政府等の類似案件を調べているか？</p> </div>

資料3：業務フローのサンプルフォーム

3-1 技術協力プロジェクト（開発調査含む）

3-1-2 事前評価チェックリスト 技術協力プロジェクト

2. 評価5項目毎の確認事項

<p>妥当性</p>	<p>1) 被援助国のニーズとの整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手国の開発政策との整合性はあるか ・ターゲットグループのニーズに合致しているか ・ターゲットグループの選定（対象・規模）は適切か ・実施機関の選定は適切か <p>2) 日本の援助事業としての妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の援助政策・国別事業実施計画との整合性はあるか？ ・公益性・公平性の観点から妥当であるか？ ・当該協力分野・内容において、我が国が技術的優位性を有するか？ <p>3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他のドナー、相手国政府等による類似事業はあるか？それらとの連携・デマケはあるか？
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト目標はプロジェクト実施期間内に十分達成可能なものか？ ・プロジェクト目標に至る迄の外部条件は満たされる可能性が高いか？ ・プロジェクト目標は成果によって引き起こされる効果となっているか？ ・プロジェクト目標に対し必要な成果が網羅されているか？
<p>効率性</p> <p>成果はジェンダー別に記載しているか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成果は、プロジェクトの中で十分に達成可能なものか？ ・成果に対し、必要な活動が網羅されているか？ ・活動から成果に至るまでの外部条件の影響は考慮にいれているか？ ・前提条件が満たされるように確認を行なっているか？ ・設定された成果は投入予定の資源量に見合ったものか？ ・予定されている投入を十分に活用するための、専門家のTOR、カウンターパートのTORは明確か？ ・投入の規模、質、タイミングはプロジェクトの戦略を考えた上で適切に設定されているか？ ・他の代替手段を考え比較検討された上での投入計画か？
<p>インパクト</p> <p>カウンターパート、直接裨益者、最終裨益者に対するインパクトについて、ジェンダー別に明示されているか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト実施により波及効果は期待できるか？また波及のメカニズムは明確か？ ・プロジェクトは如何なる正負のインパクトを生み出すか？その可能性はどの程度か？ <p>1) 上位目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位目標はプロジェクト終了後3-7年に達成されるようなレベルに設定されているか？ ・上位目標はプロジェクト目標によって引き起こされる結果であるか？ ・上位目標に至るまでの外部条件は満たされる可能性が高いか <p>2) 政策面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該国の政府の政策に何らかの影響を与えることが想定されるか？ ・法律、制度、基準等の整備・改善等につながる可能性があるか？ <p>3) 社会・文化面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的・経済的弱者や女性、マイノリティへの正負の影響はあるか？ ・直接的・間接的に裨益をうける集団はどのくらいの規模か？その裨益効果はいつごろ受けるか？ ・女性、貧困層等社会的弱者への配慮が十分になされているか <p>4) 技術面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接的・間接的な技術移転対象者の数はどの程度か？ ・技術面への変革への影響はあるか？ <p>5) 経済面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト終了後、時間の計画に伴い、将来的に経済的、所得向上、所得分配等の経済的効果につながるか？つながる場合はいつごろ発現すると想定されるか <p>6) 環境面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保護への正負の影響はあるか？

資料3：業務フローのサンプルフォーム
 3-1 技術協力プロジェクト（開発調査含む）
 3-1-2 事前評価チェックリスト 技術協力プロジェクト

<p>自立発展性 *これは自立発展性を担保するために前提条件としてクリアすべき項目</p>	<p>・プロジェクトの効果がプロジェクト終了後も持続するか？</p> <p>1) 財政面 ・ 経常経費を含む予算の確保は行なわれているか？ ・ 当該国側の予算措置は十分に講じられているか？ ・ 将来当該運営体制を維持する予算が増える可能性はどの程度あるか？</p> <p>2) 制度面 ・ 相手国の開発政策事業はプロジェクト終了後も継続実施されるか？ ・ 関連規制、法制度は整備されているか？ 整備される予定か？</p> <p>3) 組織面 ・ 適切な人員配置は計画されているか？</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> ジェンダー配慮はなされているか？ </div>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 意思決定の場のジェンダー・バランスは取れているか？ </div>	<p>・ 意志決定のプロセスは適切に機能しているか？</p> <p>・ 活動が円滑に行なわれ持続的に実施される体制は相手国に構築されているか？</p> <p>・ 当該C/P機関にプロジェクトを継続して実施する運営管理体制が構築されているか？</p> <p>・ 実施機関は将来的に同事業を続けていくか、本来業務としてプロジェクト終了後も取り組むことになっているか？</p> <p>・ 実施機関は組織的・制度的・法的に確立された組織か？</p> <p>3) 技術面 ・ プロジェクトで用いられる手法は社会的・習慣的・技術的受容できるものか？ ・ 当該国住民に移転する技術が受け入れられる素地はあるか？ ・ プロジェクトがもたらす効果を拡大させるための普及のメカニズムはプロジェクト計画に取り込まれているか ・ カウンターパート機関が普及のメカニズムを維持できる可能性はどの程度あるか？</p> <p>4) その他 ・ モデル／パイロットサイトを作る案件では自立発展性を阻害しないような規模になっているか。一方で、他へ普及できるような技術であるか？</p>
<p>結論</p>	<p>・ 以上を総合的にみて、プロジェクト実施は適切か？</p> <p>・ 協力する上での留意点は何か？</p>

プロジェクト名：
 対象地域：

期間：
 ターゲットグループ：

ジェンダーバランスに配慮する。

プロジェクト要約	指標	入手手段	外部条件
上位目標 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 5px;"> グローバル・イシュー（環境、ジェンダー、貧困削減等）の視点は組み込まれているか留意する。 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 上位目標、プロジェクト目標共、定量的指標は男女別に記載する。 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 上位目標、プロジェクト目標、成果共、入手先が偏ったジェンダーになっていないか留意する。 </div>	
プロジェクト目標			
成果 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 特に定量的に計れる成果は男女別に記載する。 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 入手先が偏ったジェンダーになっていないか留意する。 </div>		
活動 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ジェンダー関連の活動は別途記載する。 </div>	投入 （日本および相手国双方） <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> ジェンダーバランスに配慮する。 </div>		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 前提条件 </div>

第4章 プロジェクト評価手法

P59～

4-1 プロジェクト評価の視点

JICA 事業の
目的

プロジェクト評価の情報はプロジェクトやJICA 事業全体の立案、実施改善に役立てられるべきものであり、また、納税者である国民に広く報告する際にも活用されるものである。JICA が実施するプロジェクトの何を評価すべきかを考えるにあたっては、JICA 事業の目的を再確認し、その目的に沿っているのかどうかの観点から評価内容を検討していくことがわかりやすい。JICA 事業の目的は、一般的には以下のようにまとめることができる。

「被援助国側のニーズに合致した、持続可能な開発効果をもたらす援助を、効率的に実施すること」。

この目的に照らし合わせると、プロジェクト評価の視点は、①ニーズに合致したプロジェクトを選定しているか、②プロジェクトは当初の目標を達成したか、③もたらされた効果は持続可能であるか、④それらは効率的に実施されているか、などを見ることになる。またそれらに加えて、⑤日本の ODA 事業としての有効性もチェックする必要がある。これらの視点から考えると、プロジェクト評価には以下のような検証が必要になる。

グローバル・イシュー（環境／ジェンダー／住民参加／貧困削減等）の視点を組み込んでいるか？

⋮

P69～

4-2 プロジェクト評価における PDM の活用

⋮

指標

指標データ
入手手段

■ 「指標」および「入手手段」の特徴

成果、プロジェクト目標、ならびに上位目標に対応する「指標」の欄には、いつまでに、何が、どのように、どのくらいになるのか、目標を具体的に測る指標（indicator）と目標値（target）が記述される。「入手手段」の欄には、それら指標の情報源を明記する。情報源から得られるデータは、信頼性が高く、入手可能で、かつ入手するのにコストがかかりすぎないものであることが重要である。それらの要件をふまえて

つ、できるだけ客観的なデータを取るために、必要に応じ複数の指標や情報源を設定することも必要となる。

入手先のジェンダーバランスが偏っていないか留意することも必要。

<中略>

わかりやすい指標を設定することは、プロジェクトの透明性を高めるとともに、プロジェクトを運営管理するうえでも不可欠である。プロジェクト実施中は、指標は、計画どおりに実施されているかどうかを検証するツールとなり、プロジェクトによってはさまざまな外部環境の変化やプロジェクトの実施状況から、当初の目標値を見直す必要も出てくる。それに伴い、投入の内容、活動の方法などを策定し直すこともある。これは、無駄に資源を使い続けることを避けるために途中で計画を見直すというマネジメントの機能のひとつであり、目標の達成度を上げるために設定値を下げる、といった小手先の調整に陥らないように注意する必要がある。

ジェンダーに関する課題の変化を見るためには、指標や成果を男女別に記載する。

⋮

P80～

4-3 評価5項目による評価

JICA ではPDM を使って「評価5項目」の視点を中心に評価を行っている。これは、PDM の目標値のみを把握して、ある種の「成績表」を作るための作業ではない。評価5項目とは、5つの視点から複眼的にプロジェクトの良し悪しを価値判断し、プロジェクトの効果発現・阻害要因を分析することである。したがって、評価調査では、評価5項目による価値判断の対象となる「事実」をまず把握することが必要になる。対象となる事実としては、大きく分けて「実績」（事前評価の場合はベースライン調査による現状把握）と「実施プロセス」の2つがある。これら「実績の確認」と「実施プロセスの把握」を行ったうえで、評価5項目による評価を行うことになる。

本項では、評価5項目による評価の方法論を説明するために、以下の項目を順に網羅するものである。

評価5項目に加え「グローバル・イシュー項目」を評価項目とする。

- ① 実績の確認。
- ② 実施プロセスの把握。
- ③ モニタリングとの連携。
- ④ 評価5項目の視点。
- ⑤ PDM と評価項目の関係性。
- ⑥ プロジェクト評価の種類ごとの評価項目。
- ⑦ 評価設問の明確化。

資料3：業務フローのサンプルフォーム

3-1 技術協力プロジェクト（開発調査含む）

3-1-4 『実践的評価手法 ～JICA 事業評価ガイドライン～』（抜粋）技術協力プロジェクト

サンプル

- ⑧ 評価グリッドの作成。
- ⑨ 貢献・阻害要因の分析。

グローバル・イシュー・マトリックス

	環境	ジェンダー	住民参加	貧困削減
配慮の有無				
計画時における配慮の有無				
投入における配慮の有無				
活動実施の際の配慮の有無				
インパクトの有無 (+/-)				
インパクトを増/減させる対処の有無				
波及効果の有無 (+/-)				
波及効果を増/減させる対処の有無				

⋮

P101～

4-4 評価結果の提示

評価結果の提示方法としては、①評価5項目の評価結果 (findings)、②結論 (conclusion)、③提言 (recommendation) と教訓 (lessons learned) の、3つの段階がある。

全ての評価段階において、評価5項目に加え「グローバル・イシュー項目」の6評価結果を提示する。

⋮

プロジェクト実施計画書

作成年月日：
 更新者：

分野課題	:			
スキーム名	:	実施番号：	決裁番号：	
プロジェクトID	:			
予算年度	:			
予算費目	:	当年度実施計画額	:	(千円)
予算費目	:	実施計画額	:	(千円)
予算費目	:	実施計画額	:	(千円)
予算費目	:	実施計画額	:	(千円)
対象国名	:			
対象国名（その他）	:			
案件名	:	(和)		
		(英)		
		(外)		
相手国機関名	:	(和)	ジェンダーの視点から見た状況等、ジェンダー情報を取り入れる。	
		(英)		
背景	:			
国別事業実施計画における位置付け	:		当該セクターに関する実施計画における位置付けだけでなく、全世界で進めているジェンダー主流化における本案件の位置付けについても言及する。	
プロジェクト概要	:			
(1) 上位目標	:	}	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダーの視点から目標設定をする。 ・指標の記載にあたっては特に定量的指標は男女別に記載する。 	
(2) プロジェクト目標	:			
(3) 成果	:			
(4) 活動	:			特に定量的に測れる成果については男女別に記載する。
(5) 投入	:		ジェンダー関連の活動は別途記載する。	
(5-1) 日本側投入	:	}		
(5-2) 相手側投入	:			
(6) 外部条件	:		ジェンダーバランスに配慮する。 ※男性××人／女性××人	
協力期間	:			
行程期間	:			
全体行程補足	:			

資料3：業務フローのサンプルフォーム

3-1 技術協力プロジェクト（開発調査含む）

3-1-5 プロジェクト実施計画書

技術協力プロジェクト

開発調査

これまでの進捗状況

(1) 成果・活動実績

・特に定量的に測れる成果については男女別に記載する。
・ジェンダー関連の活動は別途記載する。

(2) 投入実績

ジェンダーバランスに配慮する。
※男性××人／女性××人

当年度の概要

(1) 成果

特に定量的に測れる成果については男女別に記載する。

(2) 活動

ジェンダー関連の活動は別途記載する。

(3) 投入

(4) 調査団派遣、モニタリング

・すべての評価、モニタリングにおいて「グローバル・イシュー項目」の評価を組み込む。
・社会／ジェンダー団員の配置、団員のジェンダーバランスに留意する。

実施体制

(1) 方式

C/Pのジェンダーバランスに留意する。

(2) 現地実施体制

(3) 国内支援体制

国内支援委員のジェンダーバランス、担当分野（ジェンダー専門家）に留意する。

関連する援助活動

(1) 我が国の援助活動

(2) 他ドナー等の援助活動

追加提案項目

ミレニアム開発目標との関連

我が国重要開発課題との関連

環境社会配慮の必要性

ジェンダーによる案件分類

「WID案件」「ジェンダー平等案件」「ジェンダー関連案件」の3分類に基づくポップアップ選択入力を取り入れる。

類似案件からのフィードバック

裨益者グループの種類と規模（人数・人口）

技術移転の直接の対象者（C/P、訓練生等）、プロジェクトの恩恵を直接受けるグループ（地域住民、学生等）、上位目標が達成された場合に裨益するグループにつき、その人数・人口を可能な範囲で男女別に記載する。

その他

追加提案項目

投入予算概算額

案件概要表へのリンク

実施計画書関連文書へのリンク

事務所長殿

第 回技術協力プロジェクト (プロジェクト名) 実施運営総括表

(対象期間 200 年 月 ~ 200 年 月)

作成者 (国際太郎 チーフアドバイザー)
 作成日 (200 年 月 日)

ジェンダー関連の活動は別途記載する。

<p>1. プロジェクト進捗総括 プロジェクト全体での活動の総括 (技術移転実施状況含む)、これまでの成果 (Outputs) の総括、プロジェクト目標の達成の見込み等について記述</p> <p>(1) 活動総括： 1) プロジェクト全般 2) カウンターパートへの技術移転状況</p> <p>(2) 成果： 特に定量的に計れる成果は男女別に記載する。</p> <p>(3) 成果達成の見込み： ジェンダー、および波及効果に関するインパクト (+/-) の有無を確認し、それぞれのインパクトに応じた対処 (+の場合増、-の場合減ずる対処) の有無を確認する。</p> <p>(4) 目標達成の見込み： インパクト：</p>	<p>プロジェクト全体での活動の総括 (技術移転実施状況含む)、これまでの成果 (Outputs) の総括、プロジェクト目標の達成の見込み等について記述</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">C/P の男女別に技術移転状況を記載する。</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">特に定量的に計れる成果は男女別に記載する。</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">ジェンダー、および波及効果に関するインパクト (+/-) の有無を確認し、それぞれのインパクトに応じた対処 (+の場合増、-の場合減ずる対処) の有無を確認する。</p> <p>2. 実施上の課題<成果の達成やプロジェクト目標の達成を阻害する外部条件の有無とその現状を記述する></p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">ジェンダーの視点からプロジェクトの課題を検討する。</p> <p>3. 特記事項 (主な来訪者、行事等)</p>
---	---

資料3：業務フローのサンプルフォーム

3-1 技術協力プロジェクト（開発調査含む）

3-1-6 事業進捗報告書 技術協力プロジェクト

4. 次期計画における重点及び計画遂行上の留意点

- ・ジェンダーの視点を、関連活動に組み込むよう次期計画を検討する。
- ・今期活動実績にてジェンダー関連活動／成果が十分達成されているか、配慮されているかを確認する。
- ・今期活動においてジェンダーインパクト／波及効果の有無の観点から、次期活動計画を検討する。

2002. 3. 28 版

中間評価報告書

目次例

＜報告書名について：中間評価の日本側評価者は、これまで通常は調査団であるが、今後は在外事務所による実施も増えてゆくことを念頭に置き、本報告書を調査団の報告書ではなく、評価の報告書とする。＞

＜作成言語について：在外事務所で行われる場合等は、状況により外国語文での作成も可とする。ただし、要約は和文で作成することを必須とする。（和文の要約に加えて外国語文の要約を作成することは可。）＞

- 序文
- 目次
- 略語表
- 要約
- 地図

＜出来合いの地図をそのまま載せるのではなく、協力相手国の全国図においてプロジェクト機関の所在地とプロジェクト活動の対象地域を示す、報告書本文で言及される地名を掲載するなどして、資料価値を高める。必要あればカラーも可。＞

● 写真

＜活動現場、成果品等を視覚的に紹介・記録することを目的として掲載する。写真での記録の必要性が特になければ、写真は載せなくてよい。会議風景の写真は不要。＞

第1章 中間評価の概要

1-1 運営指導調査団（中間評価）派遣の経緯と目的

＜日本から調査団を派遣しない場合は「1-1 中間評価実施の経緯と目的」とする。＞

1-2 評価者の構成

＜調査団員に限らず、日本側評価者、相手国側評価者、その他（現地コンサルタント等）全評価者の氏名、所属、評価担当項目/分野を記載する。

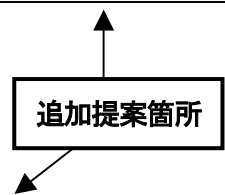
評価者のジェンダーバランス、分野（ジェンダー担当団員を含める）を留意した記載方法とする。＞

1-3 評価調査日程

＜評価日程≠調査団派遣日程の場合、併記する。＞

1-4 主要面談者

＜面談者のジェンダーバランスを留意した記載方法とする。＞



資料3：業務フローのサンプルフォーム

3-1 技術協力プロジェクト（開発調査含む）

3-1-7 中間評価報告書目次例 **技術協力プロジェクト**

1-5 評価項目・評価方法

＜評価設問毎にまとめた評価グリッドをそのまま掲載する。＞

評価5項目に加え「グローバル・イシュー・マトリックス」等を掲載する。

評価5項目に加え「グローバル・イシュー項目」を評価項目とする。＞

追加提案箇所

第2章 プロジェクトの実績と現状

＜2-2-6には、期待される成果別、活動項目別、分野・テーマ別あるいは投入形態別に実績・現状を記載する。プロジェクト側からの報告・各種資料、現場の観察により確認された事実等を、当初計画と比較しつつ整理する。分析の材料となる詳細なデータそのものは、本文ではなく添付資料として掲載する。＞

2-1 実績と現状の総括（プロジェクト全体の進捗状況）

2-2 投入実績

＜投入実績記載の際には男女別のデータで記載する。＞

2-3 活動実績

＜ジェンダー関連の活動を記載する。＞

追加提案箇所

2-4 成果達成状況

＜特に定量的な指標を設定した成果については男女別データによる成果達成度を記載する。＞

2-5 プロジェクト実施体制

＜意思決定や意見調整のメカニズムがうまく機能しているか、相手方のオーナーシップは高いか等。＞

本邦、相手国とも実施体制のジェンダーバランスに留意した記載方法を取る。＞

2-6 技術移転状況

追加提案箇所

第3章 評価結果

3-1 評価結果の総括

＜1-5に記載した評価設問・評価項目に沿って、調査・検証作業の結果をまとめる。まとめた結果は適宜表形式での記載も可（鉱工業開発協力部形式）。また、評価設問に直結しないことがらでも、評価の過程で判明した大きな問題点等があれば、特記する。＞

3-2 評価5項目による分析

＜評価5項目に加え、「グローバル・イシュー項目」での評価を行い、分析を行う。＞

追加提案箇所

第4章 今後の計画

＜とるべき措置、修正PDMの要点等を中心に、評価結果に基づくプロジェクト計画の見直し等について具体的にまとめる。＞

資料3：業務フローのサンプルフォーム

3-1 技術協力プロジェクト（開発調査含む）

3-1-7 中間評価報告書目次例 技術協力プロジェクト

上記グローバル・イシュー項目の評価結果に基づき、今後ジェンダーの観点から行うべき活動を別途検討、記載する。

特にプロジェクト終了までのジェンダーインパクトも考慮に入れた計画を検討する。>

● 添付資料

- 調査団議事録 (Minutes of Meeting)
- 投入実績・活動実績の一覧
- 中間評価用 PDMe と修正 PDM（及び PCM ワークショップの記録）
＜該当する場合のみ。必要に応じ、ワークショップの開催状況、主な議論等についての記録もまとめて記載する。＞
- その他の資料・情報
＜該当する場合のみ。関係者へのアンケートやインタビューの質問項目と回答、その他の手段で入手された資料等を、必要に応じ記録として掲載する。＞

追加提案箇所



2002.3.20

専門家業務完了報告書の内容

1. 専門家氏名
2. プロジェクト名（個別案件専門家以外）
3. 指導分野
4. 派遣期間
5. 本邦所属先
6. 供与、携行機材（プロジェクト専門家以外）
7. 専門家活動内容と成果達成状況
 - (1) 活動内容
(例：〇〇にかかる実験、××にかかる試料分析、△△セクターの市場ニーズ調査、既存カリキュラム分析、等々)
 - (2) 達成状況（具体的に解決できた問題点とその結果があればそれを含む）
 - (3) 具体的成果品（products）リスト
 - (4) 計画と進捗に齟齬があった場合、その理由
 - (5) プロジェクト事業進捗に果たした専門家業務の役割（プロジェクト専門家のみ）
(例：PDM における成果に、個々の専門家業務および成果がどうかかわるか)
8. 指導分野およびその関連分野にかかる受入国、協力先の現状と問題点（※注）
9. 専門家指導分野およびその関連分野で、今後プロジェクト目標を達成するために残された課題（プロジェクト専門家のみ）（※注）
10. 専門家指導分野およびその関連分野で、今後受入国が取り組む必要があると考えられる課題（※注）
11. 類似プロジェクト、類似分野への今後の協力実施にあたっての教訓、提言等

ジェンダー主流化に向けた活動・工夫について記載するよう留意する。

- ※ 項目 8、9、10 に関して、派遣期間（派遣期間が 1 ヶ月以下等極めて短期の専門家）および専門家種別（政策支援型等別途セクター分析レポートの提出を成果として求められる専門家）によっては、記載省略もしくは要点のみの記載で可とする。

以上

技術協力プロジェクト事業完了報告書の内容

事業完了報告書の構成、詳細内容については、各プロジェクトの判断に委ねることとするが、いずれのプロジェクトも下記1～5の情報については事業完了報告書の必須項目とする。

1. プロジェクトの成果一覧

例) 研修コース概要（コース目的、対象、参加資格、等）

研修コース実施数と修了者数

開発したテキスト、マニュアル類

提案された技術基準 等

※ 具体的成果品（products）については明記の事

特に定量的な成果については
男女別データで記載する。

2. 活動実施スケジュール（実績）

（Plan of Operation に実績のバーチャートを線引きしたもの）

ジェンダー関連の活動は
別途記載とする。

3. 投入実績

専門家派遣実績（専門家氏名、指導分野、派遣期間、本邦所属先、業務概要）

研修員受入れ実績（研修員氏名、研修分野、研修期間、主な研修先、研修概要）

専門家派遣実績、研修員受入
実績共に男女別記載とする。

供与機材実績（リスト、機材到着日、設置場所、利用状況）

C/P、利用者（ターゲットグループと裨益者）について男女別に明記する。

現地業務費実績（年度毎の金額実績、主な実施事業概要 例えば中堅技術者養成対策研修の実施何回、実施内容概要、整備した施設等）

4. プロジェクトの実施運営上の工夫、教訓

例) プロジェクト自立発展性を担保するための工夫

プロジェクトの効率性（投入→成果）を高めるための工夫

- ・ ジェンダー主流化に向けた活動、工夫についても別途記載する。（調査時、活動時、評価時）
- ・ 当該分野類似案件への教訓だけでなく、ジェンダーの視点をすべてのプロジェクトに導入するための教訓を記載する。

5. PDM の変遷

（当初 PDM から終了までのすべての改訂 PDM 及び PDM 改訂経緯の解説）

PDM の記載方法に留意する。

6. 合同調整委員会開催記録 （※設置したプロジェクトは記載必須）

（開催日、出席者、議題、協議概要等）

出席者を男女別に記載する。（日本／相手国双方の実施機関担当者の男女別）

以上

終了時評価報告書目次案

終了時評価の例

目次	
序文	
プロジェクトの位置図	
写真	
略語一覧	
評価調査結果要約表（→表5-5参照）	
第1章 終了時評価調査の概要	
1-1 調査団派遣の経緯と目的	
1-2 調査団の構成と調査期間	
1-3 対象プロジェクトの概要	
	（→プロジェクトの背景、当初計画などを含む）
第2章 終了時評価の方法	
2-1 PDME（→作成過程、過去のPDMの問題点も記述）	
2-2 主な調査項目と情報・データ収集方法	
	（→調査項目と方法を記述し、調査上の制約も含む）
第3章 調査結果	
3-1 現地調査結果（→情報収集方法ごとの分析結果）	
3-2 プロジェクトの実績（→投入、成果、プロジェクト目標、上位目標の達成度）	
3-3 プロジェクトの実施プロセス（→実施プロセスの把握結果）	
第4章 評価結果	
4-1 評価5項目の評価結果	
4-1-1 妥当性	
4-1-2 有効性	
4-1-3 効率性	
4-1-4 インパクト	
4-1-5 自立発展性	
4-1-6 阻害・貢献要因の総合的検証	
	①計画要員に関するもの
	②実施のプロセスに関するもの
4-2 結論（→対象プロジェクトの総合判定とその根拠）	
第5章 提言と教訓	
5-1 提言（→当該プロジェクトに関する具体的な措置、提案、助言）	
5-2 教訓（→当該プロジェクトから導き出された類似プロジェクトの発掘・形成、実施、運営管理に参考となる事柄）	
別添資料：	
1. 調査日程	
2. 主要面談者	
3. ミニッツ	
4. 評価グリッド	
5. 当初のPDM（PDMo）	
6. 収集文献・資料一覧	
7. その他参考資料	

男女別データを収集する。
ジェンダーに関する情報も
記載する。

社会/ジェンダー分析を
行っているか留意する。

ジェンダーに関するインパクト、
波及効果についてもジェンダー
の視点から記述する。

ジェンダー主流化に
向けた活動・工夫に
についても記載する。

実施計画書(無償)

作成年月日：
無償資金協力部

スキーム名 無償資金協力プロジェクト
プロジェクトID 実施番号 決裁番号
予算年度 平成 年度当年度
予算費目 予算事項
実施計画額

対象国名

案件名 (和)
新規
(英)

相手国機関名 (和)

相手国機関名 (英)

背景

国別事業実施計画に
おける位置付け

プロジェクト概要

- (1) 上位目標
- (2) プロジェクト目標
- (3) 成果
- (4) 活動・投入計画
- (5) プロジェクトサイト
- (6) 受益者

ジェンダー配慮に関して重点項目として調査を行うかどうかを記載する。

調査方針

調査内容

ジェンダー配慮の可能性を検討するための具体的調査項目、ジェンダー別データの収集、各ドナーによる取組状況など、将来的に国別のジェンダー戦略が活用できる場合はその内容も参考しにつ記載する。

調査団員

調査団員数
分野
人・月

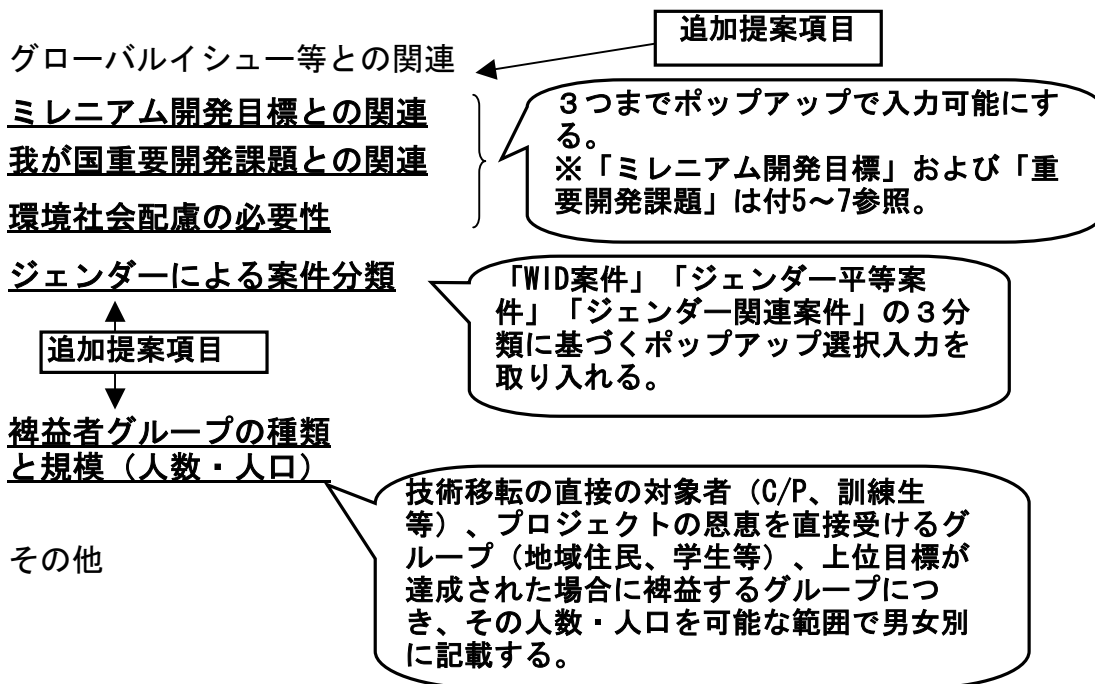
調査期間

年 月 旬 ~ 年 月 旬

調査工程補足

関連する援助活動

- (1) 我が国の援助活動
- (2) 他ドナー等の援助活動



青年海外協力隊派遣受入希望調査表

事務局記入欄

現教

要請番号 (361- 01- 1 - 09)

記入日：
調査者名：

国名	職種名	区分	派遣希望時期
パナマ	(日本語) 栄養士 (職種コード 541)	○ 新規 ○ 交代 1 代目	14 2 年度 次隊 以降
	(現地公用語) NUTRICION		

配 属 先 概 要	1) 配属省庁名 (日本語) 厚生省 (現地公用語) MINISTERIO DE SALUD
	2) 勤務先名 (日本語) ノベブグレ自治区診療所 (現地公用語) REGION COMARCAL DE SALUD NGOBE BUGLE
	3) 勤務先住所 主要都市 (パナマ市) から 370 Km チリキ県サン・フェリックス 交通手段 (バス) で 5 時間
	4) 事業内容及び予算 病院・診療所での医療サービスの他、地域住民の保健・衛生・生活環境の改善を目指し、医療巡回指導等にも取り組んでいる。 1999年度地方予算30万ドル。

要 請 概 要	1) 要請理由 (目的) 先住民の住むノベブグレ自治区は、貧困地区であり、栄養不良指数がパナマ内において高く、医療サービスの配慮が行き届いてない。アクセスが難しく社会から疎外されている地域においても充実した医療サービスを行えるよう人材育成を目指す。	
	2) 隊員の地位 (日本語) 栄養士 (現地公用語) NUTRICIONISTA	
	3) 期待される具体的業務内容及び求められる技術の範囲 1 3つの村落において先住民への簡単な栄養・料理講習会等の実施。 2 3つの診療所への巡回指導を行い、直接患者への栄養指導等を行う。 3 調査と改善計画の立案。	
	4) 隊員が利用、又は提供される施設、設備等 なし	
	5) スタッフ/同僚 (人数、学歴、経験、地位、年齢) 栄養士、大卒、8年経験、38歳。 栄養助手2人。	
	6) 指導対象者の技術レベル、年齢 栄養士、栄養士助手、先住民	
	7) 訓練すべき言語 (スペイン) 語	
	8) 外国の援助状況 なし	

スタッフの男女別データを記載する。

男女別人数あるいは割合を記載する。

条件	学歴、経験、資格、性別 (受入に不可欠な条件の未記入) 管理栄養士
生活	生活環境：気候 (熱帯性気候) 乾期 (12月～4月) 雨期 (5月～11月) ・気温 (25～33℃位) 任地の人口 (120,000人) ・日用品：価格 (□高い □普通 □安い)、品質 (□良い □普通 □悪い) 物資 (□豊富 □普通 □欠乏)

青年海外協力隊

『要請背景調査ハンドブック（抜粋）』（例：村落開発普及員）

5 受入希望調査表作成上の留意点

(1) 最も必要な情報

ア 個別派遣かグループ派遣かの区別。グループ派遣の場合は、関連職種との役割分担の詳細。

イ 要請の目的とキーワード。

例 「パ
防と衛生意識の啓発をうながす村落巡回指導」

＜パラ
帳の普及＞＜公衆衛生＞＜啓発＞＜村落巡回＞・・・

ウ 受入先組織のカウンターパートに関わる情報（行政組織上の位置づけ、人脈など）

===省略===

(2) 資格条件設定に当たっての留意点

===省略===

(エ) その他調査表記入上の留意点

村落開発普及員の要請発掘にあたっては、任国関係機関が具体的な活動をイメージできない場合には、任国の事情（相手国の経済的負担や人間関係を含む）を留意しつつJOCV側で複数の計画概要（これまでの活動事例などを含む）を提示し、理解を促進させる。その際には、以下の事項を留意して任国関係部署にアプローチする。

① 任国の自然環境・生業形態・宗教・民族などの文化的枠組みを理解する。同時に、男女の社会・経済的な役割の差異も理解し、対象となる村落のニーズを包括的に捉えた上で「要請目的」や「業務内容」を記入する。

② JOCV側が助言する活動は、前項の理解の上にならって、構造的に行う。例えば、都市近郊集落、伝統的な集落、開拓集落、少数民族の集落などの相違に着目し、すでに伝統的な集落で隊員が活動している場合には社会的生態的条件の異なる他の集落への派遣を考える。

③ しいて劣悪な生活条件にある村落を選択することはない。

④ 村落開発普及活動に興味をもつリーダー的存在の人物がいると好ましい。

⑤ 援助の受入がはじめての集落であることが望ましい。

⑥ 要請発掘にかかわる情報を積極的に隊員にもとめる。とくに隊員の任地へ視察などで訪問する機会は、要請発掘活動の好機としてとらえてほしい。

追加提案箇所

『青年海外協力隊隊員ハンドブック（抜粋）』

隊員活動報告書のテーマ及び提出書類
 隊員報告書提出概要 (pp. 24, オ)

追加提案箇所

提出書類	時期	内容
第1号報告書 ・共通様式1, 2, 3, 4 ・隊員日常生活圏略図 ・隊員任地交通事情調査表 ・他関連資料	赴任3ヶ月	(1) 任国事情 受入国の印象、 男女の社会・経済的役割の違い 、現地語学訓練、生活事情や食料事情 安全対策及び健康管理での留意点等自由に記述 (2) 配属先の概要 配属機関名、配属先の組織と規模 (男女別職員数、資本金等)、外国の援助の有無等についてできるだけ詳細に記述 関連の資料等あれば添付
第2号報告書 ・共通様式1, 2, 3, 4	赴任6ヶ月	(1) 受入国での生活 生活上の創意工夫、受入国の人との交際、語学の習熟度、余暇の過ごし方等について自由に記述 (2) 受入国の業務水準 担当業務の受入国での状況、日本と異なる点、特に留意すべき事項、今後の協力が必要な分野等について具体的に記述
第3号報告書 ・共通様式1, 2, 3, 4	赴任12ヶ月	(1) 業務内容の概要 受入希望調査表との差異、配属先同僚の技術レベル、隊員の配属先での位置づけ、 男女別活動対象者数（あるいは割合） 、業務上の障害と対策等について自由に記述 支援経費の使用計画/報告、その他の支援（草の根無償等）の必要性、活動期間延長の有無と後任の必要性等について具体的に記述
第4号報告書 ・共通様式1, 2, 3, 4	赴任18ヶ月	(1) 任国内旅行・任国外研修旅行 任国内旅行や任国外研修旅行での体験、任地や任国との比較、後続隊員に参考となる情報等について自由に記述
第5号報告書	赴任24ヶ月以降	(1) 活動期間を終了する場合 活動計画の達成度、全期間の協力効果、後任隊員への要望、今後の協力の見通し等について具体的に記述 <提出書類：共通様式1, 2, 3> (2) 活動期間を延長する場合 ・活動期間延長の理由、延長期間の活動計画等について記述 <提出書類1, 2, 3, 4> ・以降、最低6ヶ月ごとに定期報告書を提出 <提出書類 ・活動期間終了時の最終報告書には上記「活動期間を終了する場合」の内容を記述 <提出書類1, 2, 3>

追加提案箇所

特別機材費 (pp. 29, ウ)

現行：

特別機材は、総額160万円以上の資機材及び現地活動地域の女性の生活自立性等の向上に資する目的の活動(WID: Women In Development)に必要な資機材を供与するものです。



修正後：

総額160万円以上の資機材を供与する「特別機材費」には、一般、チーム、ジェンダー・WID関連の3つがあります。このうち、「ジェンダー・WID関連特別機材費」は、隊員が活動する地域の男女格差の是正を目的とする活動に、必要な資機材を供与するものです。

対象分野・重視される事業内容

開発途上国の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ分野で、草の根レベルのきめ細やかな活動が行われる事業が対象となります。例として、次のような分野での事業が挙げられます。

追加提案箇所

- ・コミュニティ開発(農・山・漁村等の開発を含む)
- ・社会的弱者支援(高齢者・障害者・児童・女性・難民等支援)
- ・ジェンダー平等推進(法識字教育、女性に対する暴力防止・対応支援等)
- ・保健医療(地域保健、母子保健、公衆衛生、栄養改善、プライマリヘルスケア、リプロダクティブヘルス、HIV/AIDS等)
- ・所得向上支援(伝統産業振興、住民組織化等)
- ・人材育成(教員の養成、識字教育、ノンフォーマル教育、初等教育環境改善、職業訓練等)
- ・公害対策(水質・大気汚染対策、廃棄物処理等)
- ・自然資源の持続的利用(荒廃地回復、森林・水産資源管理等)

また、草の根技術協力事業では、人を介した「技術協力」であること、復興支援等の緊急性の高い事業／対象地域であること、日本の市民に対して国際協力への理解・参加を促す機会となること、の3点を特に重視します。

追加提案箇所

なお、JICA では事業を通じて対象地域の社会に負の影響を与えないような配慮を行っています。このためにも事業の対象者(受益者)の性別、年齢、民族、文化、宗教等の社会・文化的な要因がどのように事業において配慮され、事業計画に反映されているかも重要なポイントになります。

事業例

草の根技術協力事業として、例えば次のような事業が考えられます。このほかにも、これまでに採択された案件の事業提案書の要約を、JICA ホームページ*に掲載していますので、ご参照下さい。

事業例 1

貧困地域における識字教育を普及させるために、教材の改良や学習施設の建設とともに、教員の育成、住民を主体とした施設運営委員会の結成、養蜂技術指導などの生計向上プログラムを実施する。

<中略>

事業提案時の留意事項(必ずお読みください)

<中略>

NGO 登録等の種類、方法について

NGO 登録等の種類としては、主に以下の方法があります

① NGO 登録

NGO 担当省庁に対して必要書類を提出し、その国での活動等の承認を得る登録制度です。国によっては相手国政府の内閣による閣議決定が必要な場合もあり、登録に時間を要する場合があります。

② 担当省庁、実施機関などとの合意形成

NGO 登録という形はとらなくても、提案団体と相手国担当省庁、実施機関等(または NGO 担当省庁など)の間で、団体のその国での活動等についての覚書(MOU: Minutes of Understanding)等の文書を取り交わすことが必須である国もあります。

なお、案件のご提案をいただいた後、JICA 国内機関では JICA 在外事務所から案件の実施条件についてのコメントを取り付けます。この中に、当該国における NGO 登録等の有無、案件実施にあたっての登録の必要性の有無、具体的な手続き方法等のコメントも含まれていますので、NGO 登録等がお済みでない場合は、基本的にこれに沿った方法で NGO 登録等を実施していただくこととなります。

相手国の了承取り付けについて

案件の採択内定が決定した場合、内定後に案件実施について相手国から正式に了承を取り付けることとなります(草の根技術協力事業は、JICA が ODA の一環として実施する事業であるためです)。採択内定団体と JICA との間での契約の締結は、了承取り付けが終了してからとなりますので、ご注意ください。

相手国の了承取り付けの方法について

了承取り付けの方法は、相手国の意向も踏まえ、あらかじめ JICA 在外事務所、日本大使館と相手国政府との間の協議によって定められます。日本政府としては国際約束の締結を法律で求めているものの、相手国の意向により国際約束(日本国政府と相手国政府との間の合意)の締結が必要となる国もあります。具体的には、主に以下の 4 通りの方法が考えられます。

① 国際約束の締結

相手国の求めに応じ在相手国日本大使館と相手国援助窓口機関などとの間で政府間の正式文書(口上書=Note Verbal といいます)を交換することによって国際約束を締結する方法です。比較的時間を要する方法で、場合によっては半年以上の時間を要することもあります(所要期間は国や案件などによって異なります)。

② 在相手国日本大使館からの通報の発出

在相手国日本大使館から相手国援助窓口機関などに対して政府間の正式文書(口上書)により、

案件の実施について簡潔に通報する方法です。所要期間は国や案件などによって異なりますが、数週間程度から数ヶ月程度を要します。

③ミニッツ(会議議事録=M / M: Minutes of Meeting)の署名・交換

JICA 在外事務所と相手国実施機関(または関係省庁、援助窓口機関など)との間で合意文書を締結する方法です。比較的迅速かつ簡素な方法ですが、数日から 1 ヶ月程度を要します(所要期間は国や案件などによって異なります)。

④JICA 在外事務所からの通知の発出

JICA 在外事務所から相手国実施機関(または関係省庁、援助窓口機関など)に対して文書により通知する方法です。最も迅速かつ簡素な方法ですが、数日から2週間程度を要します(所要期間は国や案件などによって異なります)。

追加提案箇所

社会・ジェンダー配慮について

JICA では事業が支援対象地域の社会に与える負の影響を最小限に押さえ、支援の効果を最大限にするような配慮を行っています。そのためには事業を計画・実施する上で、どのような配慮を行う必要があるのか知る必要があります。

社会・ジェンダー配慮、特に対象地域の住民に与える社会的影響への配慮に関しては、たとえば「WID 配慮の手引書¹」にジェンダーの視点から留意すべき点について解説しています。また、課題別指針「ジェンダー主流化・WID²」は JICA が事業を実施する際の指針を分野別に解説してあります。事業提案書の作成にあたっては、JICA が公開しているこのようなチェックリスト、指針、ガイドライン等を可能な限り踏まえていただくようお願いします。

対象国での関連情報の提供について

JICA では、平成 14 年度より NGO の現地活動拠点「NGO-JICA ジャパンデスク」を途上国に設置しており、現地における NGO 活動を情報提供と便宜供与等を通じて支援する機能の強化を図っています。

<中略>

¹ <http://www.jica.go.jp/global/genwid/guidance/index.html>

² http://gwweb.jica.go.jp/km/km_frame.nsf/FrSWebSubject?OpenFrameset

事業提案書作成の手引き

提案された案件を実施することが妥当であるか、実施体制は適切か、提案団体の業務経験・能力が十分あるかを判断するために必要な書類です。JICA 国内機関との応募相談を通じ、本項を参考に様式-3~6 にそれぞれご記入いただくと共に、募集要項別冊「草の根技術協力事業（草の根協力支援型・草の根パートナー型）経費積算ガイドライン」の様式 1 を作成してください。作成した事業提案書は様式 2 に添付してご提出下さい。

本文（様式-3）

事業提案書の記入例は p.43 から掲載していますので、ご参照ください。さらに事業の内容について、地図や組織図等により詳しく説明する必要がある場合には、別紙（A4 サイズ）にて自由にご記入ください。

(1)対象国名（様式-3 の 1.）

案件を実施する国をご記入ください。

(2)提案事業名（様式-3 の 1.）

提案事業の名前をご記入ください。名前は、簡潔かつできるだけご提案いただく事業の内容がわかるものにしてください。事業を実施する国の名前も入れてください。

(3)事業実施の背景と必要性・妥当性（様式-3 の 1.）

なぜその事業の実施が必要なのか、現状や問題点を含めてわかりやすくご記入ください。

特に対象地域の社会的・経済的背景と住民の生活ぶり、生計の立て方を踏まえ、なぜその事業を実施するのか、関連性をなるべく具体的に記述してください。

また、特定の社会グループ（たとえば性別、民族、収入レベル等）に支援が偏ることによって対象地域の社会に影響を及ぼす場合、その負の影響を最小限に押さえるための社会・ジェンダー配慮をどのように行うのか、可能な範囲で説明してください。

追加提案箇所

(4)事業の目標と達成をはかる指標（様式-3 の 1.）

ご提案いただく案件を通じて将来的に達成したい目標と、ご提案いただく案件が終了する時に達成されるべき具体的な目標を、目標が達成されたことを測るための指標とあわせて記入してください。指標については以下でも説明しますが、ここでの指標は、事業を行ったことによる変化を測るためのもので、「事業の目標が達成さ

れた」ということはどのような状態なのかを具体的に表すものです。

例えば、事業の目標が「〇〇村で伝統手工芸品生産による現金収入向上の機会が創出される」であったとすると、その目標が達成されたという状態を表す指標として、「生産者グループのメンバーの収入が20%向上する」、「製品の売り上げが20%向上する」などの指標が考えられるかもしれません。

そうは言っても、事業開始前に目標値までの設定が困難な場合も多いと考えられますので、事業提案書を作成する段階で、目標値まで予測できない場合は、目標値を除いた指標を記入してもかまいません。例えば、事業の目標が、「〇〇村の女性グループが本事業で学んだ技術を使って収入を得る」であったとすると、指標は「女性グループの収入に占める機織り販売による収入の割合」などが考えられるかもしれません。

(5)実施期間・対象地域(活動地域)(様式-3の1.)

事業を実施する期間及び地域をご記入ください。

(6)対象者(受益者)(様式-3の1.)

事業の直接の受益者となる人々及びその範囲(ターゲットグループ)をご記入ください。

その際、受益者の性別、年齢、規模(人数)、収入等、事業内容に直接関連のある条件を想定できる範囲でご記入下さい。この段階で受益者のイメージや人数を具体的に捉えることによって、続く事業の成果・活動・指標の設定がより容易になります。

(7)成果・活動・指標(様式-3の1.)

追加提案箇所

1)成果(短期的目標)

成果とは事業目標を達成するために実現すべき短期的目標として、事業が生み出さなければならない事柄です。その成果を実現するために具体的な活動を行うこととなります。

ここでの成果(短期的目標)は、活動を行うことによって産出される財やサービスなどのアウトプットと考えてください。成果(短期的目標)が達成されることにより、事業目標が達成されます(成果の直接の結果として事業目標が達成されるとも言えます)。

2)活動

活動は、成果(短期的目標)を達成するために、投入(人、もの、金等)を使って行われるものです。ひとつの成果(短期的目標)を達成するために、複数の活動が必要なことも考えられます。

3) 達成をはかる指標

ここでの指標は、活動を行うことによって起こる変化を測るためのもので、いつまでに、何が、どのように、どのくらいになるのかを出来るだけ具体的に示します。事業開始前に目標値を明確にしておき、その後のモニタリング・評価で変化を測ることになります。指標は、現実的なもの（信頼性が高く、入手可能で、かつ入手コストがかかりすぎないもの）である必要がありますが、その後のモニタリングや評価時にそれらが「達成されている」状態にするためだけに、故意に指標を低く設定するのは言うまでもなく意味がありません。

例えば、「伝統手工芸品の生産者の技術が向上する」という成果（短期的目標）を達成するために、「生産技術の訓練を行う」、「品質管理の研修を行う」、「先進地域の視察を行う」という3つの活動を行う事業で、その成果（短期的目標）を測るための指標として、「製品の価格が15%向上する」、「生産できる製品が5%増える」などの指標が考えられるかもしれません。

そうは言っても、事業開始前に目標値までの設定が困難な場合も多いと考えられますので、事業提案書を作成する段階で、数値まで予測できない場合は、目標値を除いた指標を記入してもかまいません。例えば、「〇〇村の女性グループが機織りを学ぶ」という成果（短期的目標）の指標として、「機織りを学んだ女性の数」、「女性グループ中で機織りを学んだ人の割合」などが考えられるかもしれません。事業開始後に機織りを学んだ女性の数を調べて成果（短期的目標）の達成度合いを測っていくこととして、具体的な女性の数は事業開始後で設定するわけです。

事業提案書への具体的な記述は、必要な成果と活動の数に応じて次の例のように記してください。

（例）

成果（短期的目標）：伝統手工芸品の生産者の技術が向上する

指標：（品質の向上により）製品の価格が15%向上する

生産できる製品が5%増える

活動：・生産技術の訓練を行う

・品質管理の研修を行う

・先進地域の視察を行う

※成果と活動の数に応じてご記入ください。

※p.43から事業提案書の記入例を掲載していますので、そちらもご参照ください。

<中略>

検討の項目・視点

以下の視点で事業提案内容を検討いたします。

なお、以下の項目・視点のほかに、日本国内へのフィードバックの度合いとしての広報効果やJICAと共同実施した事業経験が今後どのように活かされる見込みがあるか、といった提案団体の本事業以外の活動へのフィードバックも検討の視点に含まれます。

検討の項目・視点	
1. 案件概要	
<u>①事業実施の背景と必要性(課題・ニーズの把握)</u> ・対象地域における問題点、課題等を把握しているか？ ・対象国の中での対象地域の位置付けを把握しているか？ ・対象地域の選択は適切か？ ・対象国における対象国政府、他援助機関、NGO等の活動状況について情報を有しているか？	原文。検討の際、課題としてジェンダーが含まれるように留意する。
<u>②事業の実施方針及びアプローチの妥当性</u> ・事業の実施方針は明確か？ ・対象地域及びそこに在住する受益者以外の人々への影響を踏まえ、負の影響を最小限に押さえる配慮(社会・ジェンダー)はされているか？ ・団体の有する情報、経験等を活かした計画となっているか？ ・対象国政府の政策・プロジェクト等と提案事業との間で課題解決アプローチに大きな矛盾がないか？ ・日本の協力であることが対象国において十分に認識されるように案件が設計されているか？	追加提案箇所
<u>③目標設定の妥当性、受益者の選択の妥当性、有効性</u> ・上記①の課題・ニーズを解決するために有効な事業目標設定を行っているか？ ・事業目標の設定は現実的か？ ・受益者の選定は適切か？ ・受益者のニーズを的確に把握しているか？	
<u>④成果、活動、指標の設定の妥当性</u> ・設定された目標を達成するための成果、成果を達成するための活動が設定されているか？ ・それぞれの指標は適切に設定されているか？	
<u>⑤投入の妥当性、効率性</u> ・設定された成果に対する投入の内容、量、タイミングは適切か？	
<u>⑥自立発展性の見込み</u> ・案件終了後の自立発展性の確保についての的確に考慮されているか？	

2. 業務従事者の経験、能力等

プロジェクトマネージャーの経験、能力

・事業実施・運営の経験は十分か？

・責任者としての経験は十分か？

※ おおむね過去 10 年程度までの経験を評価する

※ ジェンダーに関する活動ないしジェンダー研修を受講したことがあるか？

・使用言語で業務を円滑に遂行できる語学力を有しているか？

追加提案箇所

3. 団体としての経験・能力

①団体の活動方針・設立の背景

・団体の活動方針は、草の根技術協力事業の方針に合致しているか？

②国内外における国際協力等の活動経験

・類似業務経験は十分か？

※おおむね過去 10 年程度までの経験を評価する

③現地及び国内での事業実施・支援体制

・団体内の事業実施体制が整っているか？

・当該案件を実施するための人材活用計画及び人材リソースは確保されているか？

・応募団体の過去の事業実績と比較して無理のない事業規模となっていないか？

資料3：業務フローのサンプルフォーム

3-4 草の根技術協力事業

3-4-5 『草の根技術協力事業のモニタリングと評価について』（抜粋）
（草の根協力支援型、草の根パートナー型）

(採択内定済) 提案団体ご担当者様用参考資料 (その3)

草の根技術協力事業のモニタリングと評価について

はじめに・・・

厳しい財政状況の中でわが国が ODA 事業を実施するにあたっては、より一層効率的・効果的な援助の実施が求められているとともに、援助に対する市民の理解と支持を得ることが必要となっています。そのためには援助に関するさまざまな活動に対する評価制度の整備・充実が重要であるとの認識のもと、JICA においても多様な事業形態において「評価」が導入されています。

草の根技術協力事業も、もちろん例外ではありません。本事業が JICA とのパートナーシップに基づき実施され、その資金源が国民の税金である以上、JICA 及び事業実施団体には、本事業を適切に計画・実施し、その成果を評価した上で結果を広く納税者に報告する義務があります。

そこで本章では、草の根技術協力事業におけるモニタリング・評価をどのように実施するのかについて、具体的にご説明します。

<中略>

4. モニタリング・評価に係る各様式の記入方法

モニタリングシート及び評価シートに記載された内容は、日本国民(納税者)への説明責任を果たし、草の根技術協力事業の情報を積極的に公開するという観点から、JICA のホームページや広報誌等で適宜公表させていただきますので、あらかじめご了承下さい。したがって、モニタリングシート及び評価シートは原則として和文で作成していただきますが、年度途中のモニタリングシート(第4四半期に提出するものを除く)については、英文での作成も可とします。また、各シートに必要な応じて添付されるレポート等の資料も、英文のままでも構いません(ただし、英語以外の言語の場合は、必ず和訳を付けて下さい)。

4-1 モニタリングシートの記入方法

1. 対象国名・事業名 契約書に記載されている名称と同じ名称を記入して下さい。

2. 事業実施団体名 契約書に記載されている名称と同じ名称を記入して下さい。記入者は原則としてプロジェクトマネージャーになります。

3. 活動の報告 案件によっては目に見える成果が現れるまでに時間がかかると予想されることから、すべての欄を埋める必要はありません。可能な範囲で記入して下さい。

- ・**短期的目標**：事業終了時の達成目標（プロジェクト目標）に向けて、段階的に達成すべき目標を記入して下さい。
- ・**指標**：短期的目標の達成度を客観的に測るための基準です。事業提案書の段階ですでに設定されていますが、現場の状況に応じて適宜修正・追加を行い、より現実的な指標を記入して下さい。
- ・**予定していた活動**：短期的目標ごとに、当該四半期に実施を予定していた活動を具体的に記入して下さい。
- ・**活動実績**：当初の予定に対し、実際に実施した活動を具体的に記入して下さい。ワークショップやセミナー等を開催した時は、日付や参加人数といった詳細情報も添えて下さい。
- ・**成果**：実施した活動に伴い、プロジェクト対象地に現れた変化（=短期的目標の達成に向かって動いたプラスの変化）を具体的に記入して下さい。なお、実施した活動と直接関係はなくても、プロジェクトの導入が契機となって生じたといえる変化があれば、あわせて記入して下さい。
- ・**問題点及び特記事項**：活動中に生じた問題点や阻害要因、あるいは活動をスムーズに実施する要因となったことがあれば、記入して下さい。

また、当初予想されていた社会・ジェンダー／環境への配慮について留意する点があれば、記入して下さい。

- ・**対応策**：問題点や阻害要因に対して、どのように対処したかを記入して下さい。実施団体限りでは解決できない場合や、JICAが主体となって対処すべき問題については、JICAへの要望事項として記入して下さい。

追加提案箇所

4. 次四半期の計画概要 次の四半期に予定している活動内容を、短期的目標ごとに箇条書きで記入して下さい。

資料3：業務フローのサンプルフォーム

3-4 草の根技術協力事業

3-4-5 『草の根技術協力事業のモニタリングと評価について』（抜粋）
（草の根協力支援型、草の根パートナー型）

5. その他特記すべき事項 短期的目標の達成には直結しないけれども、期間中に実施した活動（広報活動、スタディツアー受け入れ等、日本の市民向けに実施した活動など）の実績とそれに伴う成果や、安全管理のために講じた対策等を記入する欄です。その他にも、モニタリングに関連して特記すべき事項があれば、記入して下さい。

また、現地の様子や活動状況がわかる写真があれば、添付して下さい。様式は自由です。

4-2 評価シートの記入方法

1. 対象国名・事業名 契約書に記載されている名称と同じ名称を記入して下さい。

2. 事業実施団体名 契約書に記載されている名称と同じ名称を記入して下さい。記入者は原則としてプロジェクトマネージャーになります。

3. 事業実施期間 契約書に記載されている期間を記入して下さい。

4. 事業の目標と達成状況

- ・事業の目標：事業提案書で掲げていたプロジェクト目標（事業終了時の達成目標）を記入して下さい。
- ・指標：プロジェクト目標の達成度を客観的に測るための基準を記入して下さい。事業提案書の段階ですでに設定されていますが、実際にプロジェクトを実施する中で、より適切な指標が見出せれば適宜修正・追加して下さい。
- ・活動実績：事業期間全体をふり返り、プロジェクト目標の達成に向けて実施した活動を具体的に記入して下さい。ワークショップやセミナー等を開催した時は、日付や参加人数といった詳細情報も添えて下さい。
- ・成果：実施した活動に伴い、生み出された成果を具体的に記入して下さい。
- ・達成できなかった点とその要因：指標と成果を比較して、達成されなかった点があればその要因とあわせて具体的に記入して下さい。

5. その他、特記すべき活動実績及び成果 短期的目標の達成には直結しないけれども、期間中に実施した活動（広報活動、スタディツアー受け入れ等、日本の市民向けに実施した活動など）の実績と、それに伴う成果を具体的に記入して下さい。

事業提案書作成の手引き

資格審査を通過した団体は、以下の記載内容に従って、提案したい事業を事業提案書として提出していただきます。草の根パートナー型では半年に1回程度を目途に選考を行っており、平成15年度第1回目の締め切りは7月4日（金）です。

以下の(1)～(4)の項目に基づいて日本語で記載願います（事業提案書要約は英文でも作成していただきます）。

(1) 団体としての経験・能力

ここでは、団体の方針やこれまでの経験や実績について記述していただきます。

1) 団体の活動方針・設立の背景（様式なし）

団体の基本的な活動方針、特に海外で国際協力活動を実施する際の基本的な考え方を、設立の経緯と併せて記述してください。

2) 海外での類似業務経験（p.35、様式2-ア）

外務省のNGO補助金、草の根無償資金協力などによる経験も含め、今回ご提案いただく事業に類似していると考えられる実績を、所定の様式に記入してください（p.36 様式2-ア記入例を参考にしてください）。

3) 現地及び国内での事業実施・支援体制（様式なし）

事業実施・支援体制とは、事業を実施するため、団体自身が整える指揮命令体制や責任の分担体制のほか、団体外から得られる支援体制などを指します（危機管理のための対応・体制を含みます）。

具体的には、団体内外の事業実施・支援にかかる組織・体制図や、担当者名とその役割などが挙げられます。事業提案書の作成時点で検討されている範囲で記述してください。団体の支部／海外事務所、現地連絡員、現地コンサルタント、大学や研究機関、また団体外の有識者等による経済面・技術面などでのバックアップを得る場合には、その体制及び支援の内容なども概略を記述してください。

(2) 事業の概要

1) 事業実施の背景と必要性（様式なし）

提案事業を実施する対象地域（地図を用いて太字で図示してください）の概況・問題点およびその地域に協力が必要と考えられる理由等について、具体的に記述してください。

追加提案箇所

特に対象地域の社会的・経済的背景と住民の生活ぶり、生計の立て方を踏まえ、なぜその事業を実施するのか、その関連性をなるべく具体的に記述してください。

また、特定の社会グループ（たとえば性別、民族、収入レベル等）に支援が偏ることによって対象地域の社会に影響を及ぼす場合、その負の影響を最小限に押さえる社会・ジェンダー配慮をどのように行うのか、可能な範囲で説明してください。

事業対象地域及びその周辺において、JICA や他のドナー国、国際機関、NGO 等が実施中、実施済みまたは実施予定の事業の情報等がある場合はわかる範囲で記述してください。

2) 事業の具体的内容

A. 事業計画

ここでは、ご提案いただく事業の実施計画について、次のような項目を関連づけて、自由に記述してください。

- ①事業終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標
- ②事業終了時に達成が期待される目標（上位目標）
- ③事業終了時の目標達成のために具体的に生み出すべき成果
- ④成果を生み出すために必要な活動
- ⑤活動を行うために必要な投入（人材・資機材等）
- ⑥事業の実施にあたり考慮すべき重要な事項、リスクなど（前提条件・外部条件）

B. 事業の受益者層（ターゲットグループ）

事業の直接の受益者となる人々およびその範囲（ターゲットグループ）を、その選定の理由と併せて記述してください。

その際、受益者の性別、年齢、規模（人数）、収入等、事業内容に直接関連のある条件を想定できる範囲でご記入下さい。

追加提案箇所

<中略>

評価の項目・視点

ご提出いただいた事業提案書は、以下の「評価の項目・視点」の配点目安に従い審査いたします。

評価の項目・視点	
1. 団体としての経験・能力 (配点目安 25)	
①団体の活動方針・設立の背景	
・団体の活動方針は、草の根技術協力事業の方針に合致しているか？	
②海外での類似業務経験	
・類似業務経験は十分か？ ※おおむね過去 10 年程度までの経験を評価する ※同一国、同一分野での経験を高く評価する	
③現地及び国内での事業実施・支援体制	
・団体内の事業実施体制が整っているか？ ・当該案件を実施するための人材活用計画及び人材リソースは確保されているか？ ・応募団体の過去の事業実績と比較して無理のない事業規模となっていないか？	
2. 案件概要 (配点目安 65)	
①事業実施の背景と必要性(課題・ニーズの把握)	原文。検討の際、課題としてジェンダーが含まれるように留意する。
・対象地域における問題点、課題等を十分に把握しているか？ ・対象国の中での対象地域の位置付けを把握しているか？ ・対象地域の選択は適切か？ ・対象国における対象国政府、他援助機関、NGO 等の活動状況について情報を有しているか？	
②事業の実施方針及びアプローチの妥当性	追加提案箇所
・事業の実施方針は明確か？ ・対象地域及びそこに在住する受益者以外の人々への影響を踏まえ、負の影響を最小限に押さえる配慮(社会・ジェンダー)はされているか？ ・団体の有する情報、経験等を活かした計画となっているか？ ・対象国政府の政策・プロジェクト、あるいは既に対象国において別形態で実施されている JICA プロジェクト等と提案事業との間で課題解決アプローチに大きな矛盾がないか？ ・日本の協力であることが対象国において十分に認識されるように案件が設計されているか？	
③目標設定の妥当性、受益者の選択の妥当性、有効性	
・上記①の課題・ニーズを解決するために有効な事業目標設定を行っているか？	

<ul style="list-style-type: none">・事業目標の設定は現実的か？・受益者の選定は適切か？・受益者のニーズを的確に把握しているか？
<p>④成果、活動、指標の設定の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none">・設定された目標を達成するための成果、成果を達成するための活動が設定されているか？・それぞれの指標は適切に設定されているか？
<p>⑤投入の妥当性、効率性</p> <ul style="list-style-type: none">・設定された成果に対する投入の内容、量、タイミングは適切か？
<p>⑥自立発展性の見込み</p> <ul style="list-style-type: none">・案件終了後の自立発展性の確保についての的確に考慮されているか？
<p>3. 業務従事者の経験、能力等 (配点目安 10)</p>
<p>プロジェクトマネージャーの経験、能力)</p> <ul style="list-style-type: none">・国際協力活動経験は十分か？ <p>※おおむね過去10年程度までの経験を評価する</p> <ul style="list-style-type: none">・使用言語で業務を円滑に遂行できる語学力を有しているか？・責任者としての経験は十分か？ <p>※<u>ジェンダーに関する活動ないしジェンダー研修を受講したことがあるか？</u></p>
<p>↓以下の事項は、上記の評価がほぼ同等であった場合に考慮する</p>
<p>4. フィードバックの度合い</p>
<p>①広報効果</p> <ul style="list-style-type: none">・対象国ないしは日本国内における広報効果は見込まれるか？
<p>②提案団体の本案件以外の活動へのフィードバック度</p> <ul style="list-style-type: none">・今後、提案団体が他の事業を行う際、本案件の経験が活かされるか、その見込みがあるか？

追加提案箇所